

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺
地誌備考一

一 解題

本冊は旧記雜録拾遺の一つとして「旧記雜録」の編者である伊地知季通のもう一つの大編といってもよい。「地誌備考」の中、編成順のはじめの分、即ち「鹿児島郡、谿山・給黎郡、穎娃・揖宿郡、川邊郡上、川邊郡下（上の下）」をまとめ刊行するものである。もっとも編成順といっても固定したものではなく、郡別となっているものを大むね本書の典拠本と考えられる「鹿児島県地誌」（薩摩分のみ、それも甌島を欠く、大隅分なし、付録日向地誌諸縣郡）を参考に当方で設定したにとどまる。そもそも「地誌備考」とは明治八年、政府の示達により全国規模での作成が企画された「皇国地誌」（大正十二年の関東大震災で大部分焼失したという）の鹿児島県版「鹿児島県地誌」編纂の参考附録資料として郡別に収集編纂されたもので、鹿児島県の場合、西南戦争等の関係で当初の作成は明治十三年以降同十七、八年に及んでいる。「鹿児島県地誌」は上・下二巻、鹿児島県立図書館刊行の『鹿児島県史料集 第十六・十七輯』に全文（縮刷版）紹介があり（解題桐野利彦氏）、同書の作成年次等についてはその後内山美成氏による『鹿児島縣地誌の起稿年次と編纂者』（高城書房）の労作があり、編纂関係者として岩村・渡辺県令、丸山子堅・伊地知季通・平田宗高の名をあげ、その役割等についても詳述されている。そして「蒲生御飯屋文書」から現存しない大隅国分の地誌も作成された裏付史料を提示されている。このことはまた「地誌備考」の大隅国分が現存することによって「鹿児島県地誌」の大隅国分も作成されたことを推定させ、貴重な史料紹介になったといつてよい。現在「地誌備考」の所在の確認されるのは季通の筆跡の多く残される稿本と見られるものが十七冊あり、内十六冊は県名入罫紙を使用している（鹿児島県立図書館蔵、日置郡分一冊は尚古集成館所蔵）。今次刊行に当たってはこのうち「表I」左欄の東京大学所蔵本（略称「東大本」）を底本（明治二十四年以降作成）とし、右欄の鹿児島県立図書館所蔵本（略称「県図本」）を参照補訂本とする。大体県図本が

〔表Ⅰ〕「地誌備考」所蔵機関別所在目録

☆は尚古集成館所蔵稿本

国	郡	東京大学史料編纂所所蔵底本	鹿児島県立図書館所蔵稿本
薩摩	鹿児島	1 「鹿児島郡地誌備考」	※ 無し
	谷山	2 「谿山・給黎郡地誌備考」	※ 無し
	給黎		※ 無し
	穎娃	3 「穎娃・揖宿郡地誌備考」	① 「穎娃・揖宿郡地誌備考」
	川辺	4 「川邊郡地誌備考」上	② 「川邊郡地誌備考」
		5 「川邊郡地誌備考」下(上の下)	
		6 「川邊郡地誌備考」(下)	
	阿多	7 「阿多郡地誌備考」	③ 「阿多郡地誌備考」
	日置	※ 無し	☆ 「日置郡地誌備考」
		8 「日置郡地誌備考追録 上」	
		9 「日置郡地誌備考追録 下」	
	薩摩	10 「薩摩郡地誌備考 上」	④ 「薩摩郡地誌備考」
		11 「薩摩郡地誌備考 下」	
	甌島	12 「甌島郡地誌備考」	⑤ 「地誌備考 薩摩国出水・甌島郡」
	出水	13 「出水郡地誌備考」	
高城	14 「高城郡地誌備考」	⑥ 「高城郡地誌備考」	
伊佐	15 「伊佐郡地誌備考」	⑦ 「伊佐郡地誌備考」	
大隅	桑原	16 「桑原郡地誌備考」	⑧ 「桑原郡地誌備考」
	菱刈	17 「菱刈郡地誌備考」	⑨ 「菱刈・始良二郡地誌備考」
	始良	18 「始良郡地誌備考 上」	
		19 「始良郡地誌備考 下」	
	肝属	20 「肝属郡地誌備考」	⑩ 「肝属郡地誌備考」
	大隅	21 「大隅郡地誌備考 上」	⑪ 「大隅郡地誌備考」
		22 「大隅郡地誌備考 下」	
	曾於	23 「曾於郡地誌備考 上」	⑫ 「曾於郡地誌備考 上」
		24 「曾於郡地誌備考 中」	⑬ 「曾於郡地誌備考 下」
		25 「曾於郡地誌備考 下」	⑭ 「地誌備考 曾於郡国分郷」
熊毛	26 「熊毛・馭謨・大島三郡地誌備考」	⑮ 「熊毛・馭謨・大島三郡地誌備考」	
馭謨			
日向	諸縣	27 「日向地誌備考 追録一」 真幸・加久藤・飯野 ほか	※ 無し
		28 「日向地誌備考 追録二」 上三保・下三保、三保院古雜記 ほか	※ 無し
		29 「日向地誌備考 追録三」 志布志・大崎・松山	⑯ 「地誌備考 南諸縣郡」 志布志・大崎・松山
		30 「日向地誌備考 追録四」 鳥津之字出所考、都城末吉古雜記 ほか	※ 無し
		31 「日向地誌備考 追録五」 日向古跡、綾名勝誌御届書写 ほか	※ 無し
			⑰ 「地誌備考増補用」 ・衆中帳写(加治木ほか四ヶ郷) ・文政七年小林郷名勝誌写 ・衆中帳写(志布志ほか二ヶ郷) ・義久様御代国分衆高調

当初作成のもの（明治十四、五年～明治十八年作成）で、その転写増補本が東大本といってよい。しかし後者にも所々に伊地知季通の入筆がみられ、同人の監修編纂本といえるだろう。同本によれば内容の記述は始めに郡村別の管轄沿革がおかれるが、これは「鹿児島県地誌」のそれをほとんどそのまま転写したものといってよい。その内容は雑把にみて薩摩・大隅を通して底本（東大本）では（一）管轄沿革、（二）行政・城跡等関係記事文書類、（三）地頭系図、（四）社寺・名勝地等関係記事文書類、（五）物産、（六）河川調、（七）一括地理志（社寺関係を除く）、（八）各別史料の順で郡郷別に記載されていることがわかる。稿本の方では大体薩摩分はこのうち（一）・（七）・（八）を欠き、大隅分は（七）・（八）を欠く。それらが増補されたのが底本の東大本になるとみてよいであろう。もちろん郡郷毎の量質の差異があることは承知の上ではあるが、また、（八）・（七）と逆順になる場合もある。次にその引用文献・史料について略述しよう。

二

今回刊行する川辺郡の稿本部のはじめに「鹿児島縣地誌備考編輯引用書」が掲げられている。「鹿児島県」の罫紙に記されていて掲載位置はたまたま製本の際この箇所置かれたもので全冊に関わるものと考えられる。底本には未掲載であるのでここに全文掲げておこう。

「 島津国史	二十四冊	島津氏系圖	全
島津世家闕本	二冊	管窺愚考	全
西藩野史	八冊	本藩地理拾遺集	三冊
薩藩名勝志	十九冊	薩藩名勝考	四冊
地理纂考	二十八冊	日向記	三冊
薩藩舊記雜録	七十七冊	文明記	全
應永記	全	樺山玄佐自記	全

樺山紹釵日記 全 上井覺兼日記 七冊

長谷場越前日記 全 山田聖榮日記 全

名臣小傳 全 西藩名臣録 全

稱名墓志 五冊

合計百九拾冊

鹿兒島縣實測圖 一折 鹿兒島縣道路里程實測圖 一折

以上書籍ハ本廳江備付ノ蔵書ニテ、右ノ外島津氏支流系圖・諸家系圖・舊記・文書・古日記・覺書等ノ類諸方ヨリ時々借覽参考ニ供ス、其書目悉ク記載スルヲ得ス、

編輯主務 伊地知季通記

とある。末尾の署名は季通の自筆であり、年記載はないが内容からみて（自作の「旧記雜録」の冊数等）一先ず編集を終えた明治十八年以降、増補本作成準備期のものかと推定される。

また、これとは対照的に底本の「川邊郡地誌備考（下）」（次年度刊行予定分）の終わりの方で一括掲載されている引拠書類を列举すれば

「○地理纂考 ○名勝考 ○名勝志 ○地理志 貴久記

圖田帳 ○聖榮日記 古城主由來記 ○島津國史 諸家大概記

名勝志調帳 ○應永記 ○島津氏家譜 指宿氏文書并系圖 入来院氏系圖

伊作家譜 伊集院氏文書 蒲地氏文書 種子島氏文書 本田氏文書

比志島氏文書 伊地知氏家譜 平田氏系圖 吉利氏系圖 川上氏文書

二階堂氏系圖文（書） 雲游雜記傳 鯨島氏系圖 町田氏家譜 肝付氏家譜

出水氏文書

旧藩史官調

權執印文書

宮里氏系圖文書

地志要略

地理課川調帳

川邊郡十島記

で末尾に「右ノ旧記ニ據リ伊地知季通輯録ス」とある。前出稿本の分と比較して重複するものに○を付した。年記記載はないが、底本の作成は明治二十四年以降とされる(後述)。書目中前者の中の「本藩地理拾遺集」とは後者中の「地理志」とこの際実質的に同じものをさしているとみてよいであろう。現在県立図書館所蔵の「本藩地理拾遺集」が同本をさすかと思われる。これは薩摩国・大隅国・日向国(諸縣郡)の三冊本で、その中大隅国分の巻頭に収録分の郡名が季通の筆で記されている。恐らく「地誌備考」編集用の書写本で参考に供用されたものと思われる。「地理志」と「地理拾遺集」と本文はほぼ同じで追補分に相違がみられるといったところであろうか。「地理志」原本の所在は不明で、近年鹿児島大学附属図書館に入庫した「地理志(「薩摩国地理誌」)は良質の写本と思われるが腐本のため精読に至らず、対校は次回に譲ることとした。この本については『都城市史 史料編 近世Ⅰ』の原口泉氏の解説中に取り上げられている。前述県立図書館所蔵の「本藩地理拾遺集」は旧県庁本で中に季通の註書等もみられることから「地誌備考」作成時に参考史料として取り上げられたものと考えられる。同本は『鹿児島県史料集(31)・(32)』で刊行され、(32)に宮下満郎氏の解説があり、作者田尻種甫について推考され、安永期頃の作、近世初期島津家武将の功績、寺社関係記事の記述(廃仏毀釈)により「地理纂考」には不記載分)等の特色をあげている。同書は「西藩烈士干城録」(上原尚賢編『鹿児島県史料集(49)』(51)・「本藩人物誌」(福岡正澄編『鹿児島県史料集(13)』)の引用書としても目録に記されており、伊地知季安の「旧記題苑」(『伊地知季安著作史料集八』)にも取り上げられ、当時識者間では活用されていたものであろう。「地理拾遺集」の別称や「異本地理志」の存在もそのことを示唆しているように思われる。この他多用の文献名をあげれば「薩藩名勝志」(『鹿児島県史料集(42)』(44)・「薩藩名勝考」(『鹿児島県史料』)等があげられよう。地誌の代表的存在とみられる「三國名勝図会」が取り上げられていないのは或は所謂完全本として別扱いとしたのでもあろうか。重言すれば「地理志」

と「本藩地理拾遺集」に関しては季通は同内容のものとして取り扱っているとみてよい。もちろん「異本地理志」の存在もあり、前出の「地理志（薩摩国地理誌）」の如く本文に付記のある「地理志」の存在も確認されていることから単純に同一視はできないが。細部については今後の検討を待ちたい。今回刊行の「地誌備考」引拠文献中もつとも多用されているのが『薩隅日地理纂考』（樺山資雄等編、明治四年初刊、昭和四十六年再刊本に原口虎雄氏の解題あり）と「地理志」であるので些少の補足説明をした次第である。

三

全体の記載次第についてその印象を付記すれば、底本では始めに「鹿児島県地誌」から管轄沿革・郷荘の部を転載し、終わりに「地理志」の記述から重複分をいわず部分或は一括掲載していることである。そして写者もそれぞれ大むね同一人かとみられる。また、稿本の方では季通の自筆部分が多いのが特徴であるが、稿本の部の共通性としてみられることは、「地頭系図」、「地理課川調帳」の項の記載にはそれぞれ特色のある別の同一人の筆跡が大むねみられることである。

先述の如く「地頭系図」は大むね地頭の置かれた諸郷の古跡・戦場等の記事文書のあとに季通の指示により挿入されたものと思われるが、形状内容はほぼ島津家文書中の「諸郷地頭系図」（『旧記雑録拾遺 諸氏系譜一』）をそれぞれ転写したものと考えられる。但し上世・近世後期の分は郷毎に適宜省略されており、下限の嘉永年間までの記載があるものは揖宿郷等一部に限定されている。「地理志」各郷記載の内容の時期にはほぼ焦点を合わせたかに感じられる。「諸郷地頭系図」についてはかつて季安の作とし、ついで筆跡等から季通のものとしたが、恐らく記録所関係資料の整理の際作成されたものが、季安、季通と伝世したものかと現在のところ考えている。（逆に「諸郷地頭系図」中、当初あるべくして欠けている出水・伊集院・市来郷の分が「地誌備考」の記述により復原できた。）

四

先掲の所在目録表中、東大本1・2の「鹿児島郡地誌備考」・「谷山・給黎郡地誌備考」については県図本がなく、8・9の「日置郡地誌備考」については「追録」とあって、他の県図本と同じ様式の日置郡の分だけ尚古集成館所蔵となっているのはどういうわけか、他の県図本が稿本でその増補本が東大本となっているのに、日置郡の東大本はその書写本でなく、「管轄沿革」のみ同様で他は別の史料から構成されており、他本にある地頭系図も欠いており、表記も追録となっている。次回で両立て掲載の予定であるが、これらについては改めて考察の要があらう。

同様に27・31「日向地誌備考」についても追録一より五までが作成されているが、これらも本藩（旧薩摩藩）管下の郡郷それぞれの「諸史料」、「地理志」の記載が多く、東大本薩隅諸郡郷にみられる形式とは異なっている。唯一29「日向地誌備考 追録三」は明治十六年鹿児島県に編入された南諸縣郡の志布志・大崎・松山であり、これについては別途県図本⑯として記載がある。この項については従来の季通編輯のスタイルをとっており、29を追録とすることになっ
ているようにみられる。

東大本「日置郡地誌備考 追録上」の史料に「伊集院郷古雑記」があり、その表紙の横に季通の自筆で「此古雑記由来・伊集院の両郷は嘉永辛亥の年、余横目役たるの時、六ヶ月の在勤中輯録する所の一冊なり、地誌備考日置郡の追録に補入するものなり、明治廿四年伊季通誌」とあり、「同 追録下」の史料に「串木野郷古雑記」があげられており、同じく季通の筆で「此古雑記は嘉永辛亥の年、余横目役をもて在勤中、輯録する所の稿本一冊なり、地誌備考の追補とす、明治廿四年 伊季通誌」とある。これによると「日置郡地誌備考追録」は明治廿四年に作成されていることを知る。

また10・11「薩摩郡地誌備考」14「高城郡地誌備考」に「編者注」「編者私考」の用語がみられるが、これらは伊地知季通の注記と思われる。（両郡地誌備考は『川内市史料集8』で刊行）

12「甌島郡地誌備考」は薩摩国内で唯一「鹿児島県地誌」で欠けているが「地誌備考」の方で管轄沿革は補える。また「甌島舊跡考」は東大本で一括採録されている。はじめに「此旧跡考ハ嘉永元年余締方横目勤務ノ時在勤セシニ諸旧

記ヲ集メテ一冊トナシ置ケルアリ、明治廿四年備考ノ追録トナス、伊季通誌ス」とあり、これによれば季通は勤務先々でその地の史料を広く集めまとめて置いたのであろう。そして題名もその都度自分でつけておいたのであろう。

さらに「桑原郡地誌備考」では東大本に「栗野・踊・溝邊・横川廻勤雑記」を載せている。これには「季通昔年横目ニテ廻勤中ナリ」と記載がある。また県図本中のみにある「地誌備考 増補用」一冊も書中の内題の一つに「志布志衆中帳」として、その横に「此巻銚り地誌備考増補用」と季通が自筆で記しているところからこの書冊もまた季通自身が増補用としてまとめたものであることがわかる。かくして現存する県立図書館所蔵本（内「日置郡地誌備考」は尚古集成館所蔵本）、東京大学史料編纂所蔵島津家本の地誌備考はすべて季通が編集者であるといつてよいであろう。

五

それでは本冊記載の中で若干気づいた点を紹介しておこう。

鹿児島郡の部では「地理纂考」よりの転載と「地理志」よりの引用がほとんどで、前者についてはほぼ全文、後者については寺社関係の項の記述以外のほとんどが該当する。もちろん、細部の記述の変更、誤脱の補正はみられるが。後尾の史料二点の一是、文化五年記録奉行の「鹿児島諏方稻荷御神事調」で旧慣通り祭礼の維持方を具申している。（本書は都城島津家文書中にも「諏訪稻荷御神ニ付」の題で写が残されている。）二は明和九年の「鹿児島寺社廻 全」で奄美島役人の麿府寺社廻の案内記で、後書によれば本田親孚の借写本を遠縁の季通が書写しているものと思われる。なお二史料共『鹿児島市史Ⅲ』に「鹿児島県地誌備考（抄）」として収録されている。また「地理纂考」部分の半ばにハリ紙があり、季通の自筆で「地誌備考鹿児島郡編集用」と記されているのが印象深い。そして「地理纂考」と「地理志」の間に季通の筆で元禄十四年土屋政直書状写が挿入され、後年参照の為抜抄せりと記されている。さらに「地理纂考」稻荷神社の説明文の後に附言が異筆で明治三十三年三月同社々殿焼失の旨記入されているのは季通死去の前年の事故特筆されたものと思われる。

谷山郡も終りに「地理志」の大半を再掲している。本文中には「地理志」と並んでより詳しい「異本地理志」も掲載している。しかも別途大部の「谿山地志考」を掲載している。内容の重複するものもあるが、はるかに詳細で社寺の記載も多い。先述の地頭系図の他に地頭部の項をあげ、天正七八年頃の川上久辰から文政六年の川田佐模迄を一括に記載している。「谿山地志考」の文中に「谷山名勝志調留」を文政十一年に借写した旨の記載があり「尤地理拾遺に大略は書入る、也」とある。

給黎郡喜入郷の地理志の項の大部分は本文中にあり、巻の終りに知覧郷と同じく重複掲載している。なお一部ほぼ同内容だが「異本地理志」も載録されている。知覧郷の項も社寺記載以外の全文が本文中に載録されている。なお知覧郷の後尾に喜入郷の中に記載の「伊地知季安随筆」と重複するが季安の「祢覚の随筆」が掲載されている。相互に省略、注記の補充部分があるので併載した。

穎娃郡は開聞神社所在地故、「地理纂考」の他「名勝志」・「名勝考」よりの神事関係記述の引用が多い。「地理志」も多数末尾に再掲、初出の「勝部兵右衛門覚書」は穎娃氏内紛の記録である。

揖宿郡揖宿郷は「揖宿由来記」・「揖宿文書」・「地理志」・「名勝志」・「名勝考」等、末尾の「地理志」の再掲前に「揖宿古領主略考」及び「竹内蓮光覚書（穎娃御家聞書）」の史料を掲載している。「揖宿古領主略考」の後記に天保十一年三月、鹿籠御屋舗の先墓糺方の時、同伴、西方村の旅宿にて書写と季安の補記があり注目される。

揖宿郷の「地頭系図」では「諸郷地頭系図」ではじめの島津撰津介篤久より鎌田蔵人政富までを記載しながら、その後一括抹消しているが、稿本の「地誌備考」ではその掲載順もかえ、また人名の説明についても訂正を加えている分を生かして復活転載している。そして十一番目の鎌田治部少輔政統より末尾の嘉永七年の新納駿河久仰まで掲出しているのである。人名記載は大方享保年間ごろまでで打切っているがここは特例で、或は伊地知氏・新納氏の縁故関係によるのかもしれない。また前出の「揖宿古領主略考」と対校検討史料ともなろう。山川郷も「地理纂考」、末尾に「地理志」

の再掲と「名勝志調帳書抜」の記載がある。今和泉郷も「地理志」を本文と末尾に重複掲載している。

そして本書の末尾に「此備考ハ縣廳在勤中地誌編集之際、古来要書類雜録セシ一書也、礪島津邸ニモ見合可相成ト伺之ニ写置也」と記載、季通自身が県庁で地誌編集の際に、古来の重要書類を雑録したもので、礪島津邸の方でも見合することになるだろうと思つたので写し置くものであると記している。

「川邊郡地誌備考」は県図本と東大本とでは掲載順が逆になっており、県図本では加世田、川辺の順となつてゐるが、東大本では川辺、加世田の順に替わつてゐる。「川邊郡地誌備考上」が川辺、「川邊郡地誌備考下（上の下）」が加世田で、「川邊郡地誌備考（下）」は山田・鹿籠・坊泊・久志・秋目等で次年度の刊行になるが、「地理志」の文のみ本年度刊行の加世田郷の後に付属している。地誌備考中一番の多量で中・近世本宗島津家の史上の関わりの深さを示すものか。川辺郷附属史料の「川邊山田古雜記」は大井文書をはじめ、清水磨崖仏等銘文、平山・松尾城攻防記録、和泉兄弟五輪塔、大野氏供養塔等内容は多岐にわたり、現地調査諸記録を書写したものである。加世田郷の附属史料の一つには「加世田郷名勝誌書抜 附社由緒補録ス」とあり、脇に季通の筆で「此一冊は、過る嘉永三年庚戌仲春、加世田新川口番所詰之際、加世田郷より借用抜抄せり、今地誌備考の増補となし参照に供す、明治廿四年八月、伊季通記す」とあり、また次のもう一つにも「加世田来由雜抄」を掲げ、その脇にも「此一冊ハ余壯年ノ時加世田方へ廻勤中輯録スル所ナリ、参照ノ為追補ス、伊季通」とある。何れの副書も季通の自筆であり、増補の際に追加史料として附記書入れられたことを示している。

六

「鹿兒島県地誌」の編者丸山子堅は渡辺県令と同郷の長野県人で漢学の素養があり、飯田で塾を開いていたことがあり、その頃から渡辺県令と交流があったかと内山美成氏は推測している。とにかくその招聘で明治十四年鹿兒島県に赴任、地誌編輯の責任者となるや鋭意知識の吸収と資料の収集につとめ、明治十三年復職して「県史」編輯に当たつてい

た季通を挙用、主任としてその協力を得た。特にその成果としての「人物志」はのちまとめて「薩摩志」五巻となり、丸山子堅編次、伊地知季通閱とされていることや、「管轄沿革」の項の記述がほとんどそのまま「地誌備考」に記載されていることから両者の緊密な関係がうかがえる。(県立図書館所蔵の「薩摩国各郡管轄沿革」の後書に「此一巻ハ丸山子堅編輯セシ薩摩國各郡地誌ヨリ抄録スル者ニシテ管内舊古ノ沿革概知スルノ簡便ニ供ス、明治十八年一月 庶務課文書掛主任記」とある。)他県より遅く発足した県地誌の編纂が数年間で完了したのもその協力関係の成果といえなくもない。両者の関係を如実に物語る資料として、後年季通と親交のあった福島正治(巖之介・虎嘯)の書写収集した関係史料中から一証として季通に寄せた子堅の賛辞を掲げておこう。

「尋樂亭記」

(前略) 薩人伊地知士温為人直諒恬澹、自幼好學、至白首而不倦、曾遊東京官于修史館、以病辭歸、先考季安君曩仕麿藩為史官、其著書數百卷、藏諸秘閣、明治丁丑悉罹兵燹、然其稿之存乎家者十居七八、其後鹿兒島縣會修縣志、縣令召士温問以故事、士温於先考手澤之書莫弗該見、稟命以來黽勉、抽繹夜以繼日、其所輯錄累々數十卷、可謂勉矣、明治^(辛)亥巳余來薩摩、與士温修縣志、士温家在吉野村、距縣治二里而遙、以其往來之勞差營別墅於鶴嶺之北、扁曰尋樂、蓋取周茂叔之語也、囑記於予、々乃訪尋樂之亭、々之所觀水天一色、桜鬢聳其前、大隅諸山蜿蜒逶迤(中略)士温好陶詩、其當抱勝而吟也、悠然澹然、心解神融与萬化冥合、此非蟬蛻塵埃、浮雲富貴者乎、古君子得其位則思與民自樂、不得其位則優游物表樂天全命、俯仰不愧天地者此君子之樂也、今士温之以尋樂名乎亭、其志蓋亦可知也、余又将與士温尋斯樂也、因為之記、

明治壬午之夏 信濃 丸山鑽子堅撰并書(印)

〔虎嘯輯録 文記一〕 島津家文書・東京大学史料編纂所蔵

季通は明治十年退職後、吉野村菖蒲谷に隠棲していたが明治十三年復職、城北上野原にも居を置いて通勤したという。

居宅名を尋楽亭としていた。同十五年に子堅は訪問して敬意を表したのである。

明治十八年には「鹿児島県地誌」の編纂も終り、同年中に子堅も季通も職を離れたらしい。内山氏によれば官員録に十九年迄で両者共名が見えないという。子堅は内務属等を経て後年飯田中学校教諭となり、明治三十六年から三十九年まで東京の島津家編輯所に勤めたという。旧縁と思わざるを得ない。季通は懸案の「旧記雑録」の増補と「地誌備考」等の増補に意欲を抱き、明治二十二年父季安から引継いだ史料と自ら収集書写した多数の史料を磯島津邸の編輯所に提供、その同意を得て同所の所員として旧稿の増補に精励することになる。当時島津家編輯所では旧藩時代の記録奉行でもあった平田宗高が明治二十一年四月から勤務（明治二十九年死去）しており、西南戦争で焼失した斉宣・斉興譜の再編纂が手がけられており、幾多人事の交流協力もなされたであろう。この時の進上書類目録（明治二十三年七月十四日、季通宛家令東郷重持・武宮俊雄受領書、『旧記雑録 月報4』宮下満郎氏「磯島津家へ進上書類目録」参照）には季安編集と明記せるもの四十五冊を含み惣計百七十六冊を記載しているが、中に名はあげていないが「慶明雑録卅六冊 一安政文久雑集六冊 一安政文久雑集別録一冊 一文久元治雑集一冊 一右四行目録一冊 一殉国名敷二冊 合四拾七冊」とあるのは季通編集であり、他は季安よりの相伝史料、それに季通が手を加えた史料等であろう。東大史料編纂所蔵島津家本の「慶明雑録安文雑集文元雑集総目」には季通の次の一文が記載されている。

「安政ヨリ明治ノ維新ニ至ル十有餘年、時世変遷治亂興亡ノ沿革親シク見聞スル多シ、年月日順序スルナク隨筆スルニ許多冊ヲ成セリ、安政文久ノ雑集、文久元治ノ雑集、慶應明治ノ雑集三種ニ分ツ、合計スルニ四拾四冊トス、是皆實録ナルヲ以永年ニ至リ傳失セサルカ為、島津邸ニ献ス、因テ更ニ目錄一卷ヲ添、便覽ニ供ス、併セテ概意ヲ巻首ニ録ス、

明治廿三年二月

伊地知季通

また「殉国名敷」については別に寄贈本の巻末に季通の概意の記述がある。

「殉國名數」の一卷は、過る弘化丁未の年輯録する所にして卷首の序文に詳かなり、季直は余か初名、指を屈すれば既に四十四年を経たり、余今老年に至り、磯邸島津公の命に由て、昔年編輯する所の舊記雜録増補の事に與れり、名數も亦命を請て、其遺漏を追補し、以て雜録中に載せ、更に全編一卷を淨写し、磯邸の文庫に蔵め、永く忠直義士の英名傳失せざらん事を之希望す、因て今其概意を卷末に録する爾已、

明治二十三年一月 伊地知季通記

〔始良市誌史料一〕「殉國名數」解題参照

また「進上目録」に記載はないが、同じ頃季通は元治二年廣敷番頭に就任したのを機に納殿役關係の旧記を採集輯録したものを磯邸出仕に際し献納する旨を記載している。

「過る元治二年乙丑四月、余御廣敷番頭を拜命す、是に於てか納殿の官事に係る舊記を探し輯録せんと、同年閏五月抄を起せしに、終に一卷となれり、題して先君掖官遺抄と名づく、乙丑の年より指を屈するに既に星霜二十五年を経たり、今亦命を拜して島津氏の磯邸に出頭す、舊記編集の事に與る、余か所蔵の舊記類永存を慮り、請て悉く献納す、數百冊に至る、此稿も亦舊時掖官の事實を詳明す、因て献納す概意を録する尔り、

明治廿二年十月 伊地知季通誌

〔鹿兒島県史料集(47)〕「先君掖官遺抄」林匡氏解題参照

そして磯島津家の明治二十四年一月七日付の編集方平田宗高より執事方への申請進達文では

「一ヶ年中用紙概算

一上百田紙 三拾六束

但一ヶ月三束ツ、

右諸写本用

一下百田紙 巻束

右諸原稿又ハ帳留類用

一高岡半紙 三拾束

但一ヶ月式束五帖ツ、

巻束ニ付式百枚

右伊地知方舊記編集用

一上百田紙 五束

右同方地誌備考編集用

右之通候也、

編集方

廿四年一月七日 平田宗高

執事方

御中

〔御家譜編集一件帳〕島津家本・東京大学史料編纂所蔵）
とあり、このことから「地誌備考」の増補本の作成が「旧記雑録」の増補本の作成と併行して進められたことを知るの
である。

「地誌備考」については具体的にどのように進められたのか今のところ明らかでない。今後刊行が続けられる中での
説明を期待したい。一方の「旧記雑録」に関しては管見によれば次の三史料があるので先に触れたこともあるが、あえて
再掲しておく。〔一〕は『旧記雑録 月報2』所収の拙稿「島津家本旧記雑録編纂の経過」で紹介した季通の執事方宛

「届書。(二)・(三)は前出『同月報28』所収の同じく「福島正治と伊地知季通」で一部紹介した島津家文書「虎嘯輯録文記一」中の季通の「いろは連歌」(全文)と季通の書き残した「薩藩旧記雜録目錄」後記の述懐である。

(一)

「御届

昔年私編纂の舊記雜録七拾八冊、一昨年九月増補之儀伺済、御邸江持参仕、諸旧記文書等抄録之上、昨年四月以来古御文書五六千通追補仕候処、目下左之通相及申候、

一前編 四拾四冊

御元祖様御下国以前より 大中公御代天文中迄、

一後編 六拾八冊

弘治中より 寛陽公御代寛永中迄、

一追録 七冊

正保中より天和中迄、

一年間不詳 三拾四冊

御元祖様以来 寛陽公迄御代々様取分有之、

一貞享以降 一冊

一明和以降 一冊

一弘化以降 一冊

惣計百五拾六冊

解 題 右之通相及候付御届申上候、尤先月末より御家譜取調方着手仕候御元祖様以来重年公迄、御正統五百六拾八冊、

御支族九拾六冊有之、相應之日數經過可仕思考仕居候、是又被聞召置度奉存候、此段御届申上置候也、

廿四年四月

伊地知季通

御執事方

御中

(一)

「明治廿七年十一月十八日晝午前五字ニ目醒メテ筆ヲ執リ、いろは四十七字の連歌とナシ午前七字ニ読ミ終レリ、

生きて浮世に生存し

老人と人に呼ばれつゝ、

早く毎朝起て出

日勤するは磯御邸

発起の事務ハ古記録を

編集すに薩隅日

時か移りて世ノ変し

近ころ丁丑一乱に

利害得失云ハすして

抜ん出名高き嶋津家の

類なき古來の古文書は

惜しくや捨たる多けれハ

我か壮年に編集せし

兼て秘藏の雜録を

世に増補して残さんと

多年の宿意果し得ず

連日遺憾おもひしか

其事自然磯御邸

終に御耳に入りけれハ

願の通り御呼出し

何も旧記の雜録書

乱世治世数拾冊

昔時壮年集しに

写し載セ度御文庫の

幾百年前御文書を

残りなく皆増補して

御藏に納め置たきの

苦心の情実御許可あり

漸く老後の楽ミと

毎日く勤勉す

健康祈念の神仏

不時機や願意達すへく

是よりどふぞ二三年

遠路ながらも磯御邸

手足眼力今通り

朝夕進退出来るなら

薩隅日州三国の

旧記文書は残りなく

行末永年傳ハらん

明治の二十二年より

未明に起きて終日の

心実勤強冊数も

撰ひ済しか三百に

日に／＼近くなりぬるそ

もはやことしも暮なんと

世活らしき日となりける

寸暇にいろは連哥讀む

尋樂老人 伊地知季通翁八十四才ニテ死去、余ト深友ノ人ナリ、

明治二十八年九月廿九日写置、

此の詠ハ二代伊地知小十郎殿ノ詠マレシモノ也、

(三)「季通自筆」

「右ノ通前編後編ノ合テ六十八卷ナリシニ明治二十二年磯御邸ニ持上リ、増補追録セシニ三十一年ニ至リ三百六十二卷トナレリ、未タ編輯ノ結局ニ至ラス、季通記ス、

以上、明治三十一年になお完成に至らずと述懐しており、翌年退職、三十四年に歿しているところから、季通は最後に「旧記雑録」の大成に懸念したのであろう。一方「地誌備考」の修成にはどれ程手懸けることが出来たのであるか。二十四年転写増補の作業が始められてからどのような手順、体制でいつまで続けられたのか前述の如く残念乍らわからない。しかし県図本に「地誌備考増補用」一冊、尚古集成館に未転写と思われる「日置郡地誌備考」一冊があること等から季通の生涯をかけた藩制史料伝存への道程が一層明らかになることを期待したい。

なお季通履歴等については父の季安と併せて『鹿児島県史料 旧記雑録追録一・前編一・附録二』の解題でふれ、以後『旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』の解題並びに月報等でもふれてきたが、その間誤解・誤見等もあり、その都度の訂正も少なからずあったことをお詫びし、今後とも批正方をお願いしたい。また別に参考資料として季通が農民の生活や青少年の教育問題にも深い関心を寄せており、丁度県庁退職後、磯邸出仕前の明治二十一年に執筆した小論「農家哀情論追補」・「藩政中少年養成規箴概略」(島津家本)等のあることを付記しておく。

〔表Ⅱ〕『地誌備考一』掲載文書点数

文 書 名	文書数		掲載文書数
	(収載)	〈未収〉	
鹿児島郡	(1)	2 〈 1 〉	2
谿山・給黎郡	(54)	54 〈 0 〉	50
穎娃・揖宿郡	(25)	32 〈 7 〉	26
川邊郡 上	(24)	41 〈17〉	41
川邊郡 下 (上の下)	(69)	95 〈26〉	68

注1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは、「同」未収載文書を示す。

2 掲載文書数とは、『地誌備考一』内で掲載した重複分を除く文書数を示す。

終わりに、今回の解題執筆に当たり、協力を惜まなかった関係者各位、調査史料室の担当者諸氏より多くの助言を得たことを記して謝意を表したい。

(五味 克夫)

例言

一 本書は、「鹿児島郡地誌備考」「谿山・給黎郡地誌備考」「穎娃・揖宿郡地誌備考」「川邊郡地誌備考上」「川邊郡地誌備考下(上の下)」を収め、『旧記雜録拾遺 地誌備考一』として刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

史料名	所蔵別
鹿児島郡地誌備考	東京大学史料編纂所
谿山・給黎郡地誌備考	東京大学史料編纂所
穎娃・揖宿郡地誌備考	東京大学史料編纂所
川邊郡地誌備考上	東京大学史料編纂所
川邊郡地誌備考下(上の下)	東京大学史料編纂所

一 文書・記録・記事は、原則として底本に従って掲載し、文書のみ通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文は省略した。

一 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充・挿入箇所は▽ △及び◇で示した。

イ 原文書又は旧記雜録等がない字句については、原則として該当箇所を()で囲み、その右側に典拠史料を記し示した。また、漢字・かなの相違については、原則として読みが同じであれば、底本のままとした。

ウ 補充や校訂に使用した典拠史料は、次の略記号で示した。

旧記雜録 ㊸

島津家文書(東京大学史料編纂所所蔵) ㊹

- 新編島津氏世録正統系図(東京大学史料編纂所蔵) ⑫
- 新編島津氏世録支流系図(東京大学史料編纂所蔵) ⑬
- 比志島文書(東京大学史料編纂所蔵) ⑭
- 山田文書(東京大学史料編纂所蔵) ⑮
- 麿藩名勝考(東京大学史料編纂所蔵) ⑯
- 大井文書(『旧記雑録拾遺 家わけ九』鹿兒島県史料) ⑰
- 山田聖栄自記(『鹿兒島県史料集Ⅶ』鹿兒島県立図書館) ⑱
- 薩藩名勝志(『鹿兒島県史料集42・43』鹿兒島県立図書館) ⑲
- 新刊島津国史(鹿兒島県地方史学会発行) ⑳
- 地理纂考(鹿兒島県教育会発行) ㉑
- 昆陽漫録(『百家説林 正編上』吉川弘文館) ㉒
- その他補充・校訂に使用した史料は次の通りである。
- 顛娃・揖宿二郡地誌備考(鹿兒島県立図書館蔵)
- 川邊郡地誌備考(鹿兒島県立図書館蔵)
- 本藩地理拾遺集(『鹿兒島県史料集31・32』鹿兒島県立図書館)
- 島津家歴代制度(東京大学史料編纂所蔵)
- 薩摩国地理誌(鹿兒島大学附属図書館蔵)
- 川邊名勝誌(ミュージアム知覧所蔵)
- 加世田再撰帳(南さつま市立加世田郷土資料館蔵)

- 一 「谿山・給黎郡地誌備考」・「穎娃・揖宿郡地誌備考」・「川邊郡地誌備考上」に挟み込みの地図(計五枚)は別紙附録として収載した。
- 一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。
 - ア 原注や文書中の異筆・補筆、また出典を示す箇所は、原則として「」(墨書)、『』(朱書)で囲んだ。
 - イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。
 - ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
 - エ 原注に移動指示がある場合は、原則として該当箇所に移動した。
 - オ 頭注や行間の書き込みは底本の体裁に合わせたが、長い場合は※印を該当箇所に記し、関連箇所の本文後に適宜まとめた。
- 一 合点は「へ」(墨書)で示した。
- 一 原本の摩滅虫損は、字数を推して□または□を以て示した。
- 一 見せ消は、その文字の左側に「々」を付した。
- 一 編者の付した注は、原注と区別するために()で囲んだ。
- 一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。
- 一 原文中の送り仮名及び返り点は、原則として省略した。
- 一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。
- 一 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。
- 一 本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、□□、□□、……、——、……などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。

一 『鹿児島県史料 旧記雑録』との重複文書については文末に注を付した。なお、記事の場合には、原則として重複注は逐一付さなかった。

一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 季(年) 刁(寅) エ(衛) 皈(帰) 迯(逃) 广(摩・磨) 昏(紙) 哥(歌) 亼(事) 岄(時)
迂(遷) 芴(州) 珎(珍) 疒(病) 杫(杉)

旧記雜録拾遺地誌備考一 目次

解題……………1

例言……………19

目次……………23

鹿兒島郡地誌備考

鹿兒島郡……………一

鹿兒島……………七

吉田郷……………四一

鹿兒島諏方稻荷御神事調……………四九

鹿兒島寺社廻 全……………五三

谿山・給黎郡地誌備考

谿山郡……………六九

谿山郷……………七三

谿山地志考……………一一

給黎郡……………一六三

喜入郷……………一六九

知覽郷……………一八二

柘覺の隨筆	一九九
穎娃・揖宿郡地誌備考	
穎娃郡	二〇五
穎娃郷	二〇九
揖宿郡	二四六
揖宿郷	二五六
揖宿古領主略考	二七一
山川郷	二八七
今和泉郷	三〇一
川邊郡地誌備考上	
川邊郡	三〇九
川邊郷	三一八
川邊山田古雜記	三三七
川邊郡地誌備考下(上の下)	
加世田郷	三九一
加世田郷名勝誌書拔	四三三
加世田采由雜抄	五〇九
加世田地誌備考補	五四九
山田郷	五六六

鹿籠郷	五六六
坊泊郷	五六六
久志秋目郷	五七〇
文書目録	五七三

鹿兒島郡地誌備考

(表紙)

鹿兒島郡
鹿兒島
吉田

鹿兒島郡地誌備考

(中表紙)

鹿兒島郡
鹿兒島
吉田

鹿兒島郡地誌備考

薩摩國各郡管轄沿革

鹿兒島郡管轄沿革

古時、伊佐平次貞時阿多郡ヲ領シ、貞元ヲ經テ季基ニ至ル、季基ノ子川邊良道川邊ヲ領ス、良道六子アリ、長子道房川邊郡ヲ領シ、第二子有道給黎郡ヲ領シ、第三子忠永穎娃郡ヲ領シ、第四子忠明川邊郡加世田ヲ領シ、第五子忠景阿多郡ヲ領シ、第六子忠良本郡ヲ領シ、鹿兒島太郎ト稱シ、忠景ノ後ヲ繼ク、以上古系圖及ヒ地理纂考ニ據ル、鎌倉ノ時、島津忠久薩隅日三州ノ守護タリ、出水郡木牟禮ニ居ル、當時藤内康友康友文治中薩摩高城郡新田宮執印職ニ補セラレ、鹿兒島郡司兼辨濟使タリ、康村、康弘其職ヲ襲ク、康弘ノ弟重兼高城郡ニ居リ、新田宮執印職タリ、其子孫近世ニ至ル迄其職ヲ嗣ク、矢上盛純盛純ハ藤原純友ノ子有馬氏系圖及ヒ他家古城主來由ニ據ル、北條氏執政ノ時、島津忠時、島津久經守護ヲ繼ク、弘安七年久經卒ス、其子忠宗守護ヲ繼ク、文保二年三月、忠宗守護ヲ長子貞久ニ傳フ、是時ニ當テ、足利尊氏北條高時ノ兵ヲ六波羅ニ敗リ、新田義貞鎌倉ニ克ツ、貞久少貳貞經・大友貞宗ト與ニ探題北條英時ヲ博多ニ攻ム、英時自殺ス、建武中興、貞久詔ヲ奉シテ大隅ノ守護職ト為ル、二年、後醍醐天皇詔シテ尊氏ヲ討ス、三

年正月、貞久尊氏ニ屬シ官軍ト京師ニ戰フ、其後菊池武俊等既ニ敗レ、九州ノ兵風ヲ望ンテ足利氏ニ屬ス、延元二年三月、三條侍從泰季地ヲ薩摩ニ徇ス、其後矢上盛純六世ノ孫高純肝屬兼重・中村秀純等ト官軍ニ應シ、東福寺城及ヒ催馬樂城ニ據ル、島津貞久之ヲ攻メ、東福寺・催馬樂ノ両城ヲ拔ク、貞久既ニ老シ、第一子師久ニ薩摩ノ守護職ヲ、第二子氏久ニ大隅ノ守護職ヲ傳フ、師久ハ碓山城薩摩郡ニアリ、ニ居リ、氏久ハ東福寺城ニ居リ、後大始良肝屬郡ニ屬ス、ニ遷リ、又志布志諸縣ニ屬スニ遷リ、復東福寺城ニ居ル、正平十一年北朝延文元年、氏久南朝ニ應シ、弘和元年北朝永徳元年、又北朝ニ應ス、氏久ノ子元久清水城ヲ築キ之ニ居ル、元久ノ卒スルヤ、伊集院頼久其子初犬千代ヲ立ント謀ル、元久弟久豊之ヲ怒リ、大ニ兵ヲ起シテ頼久ヲ擊ツ、應永二十年四月、久豊菱刈氏ヲ擊ツ、頼久其處ニ乘シ清水城ヲ襲ヒ之ヲ拔ク、久豊兵ヲ返シ頼久ヲ擊ツ、頼久原良ニ退ク、久豊卒ス、島津忠國守護ヲ襲ク、(永)元享四年、反者三州ニ峰起ス、忠國之ヲ討滅スル能ハス、其弟用久ヲシテ守護職ヲ撰シ反者ヲ伐シメ、忠國大隅噲噲郡末吉ニ徙ル、既ニシテ之ヲ悔ヒ、嘉吉元年、清水城ニ歸リ用久ヲ逐フ、

用久谷山ニ據リ反ス、高木章家・市來久家等之ニ應ス、忠國卒ス、立久嗣ク、立久守護ヲ忠昌ニ傳フ、島津季久島津國久澁谷黨ノ擅横ヲ惡ミ、之ヲ擊ント請フ、忠昌聽カス、遂ニ叛ス、文明八年三月十八日、季久鹿兒島ヲ侵ス、忠昌伊集院日置郡内城ニ遷リ、伊作久逸・新納忠續ヲシテ鹿兒島ヲ守ラシム、九年、忠昌國久ヲ田布施阿多郡攻ム、永正五年二月忠昌卒ス、子忠治嗣ク、是時ニ當テ國勢振ハス、強臣封内ニ跋扈シ三州大ニ亂ル、忠治卒シ弟忠隆嗣ク、忠隆卒シ弟勝久嗣ク、大永六年、島津實久反ス、初メ勝久族島津實久ノ姉ヲ納レ夫人ト為シ、實久ニ任スルニ國政ヲ以テス、實久擅横遂ニ守護ヲ奪ンコトヲ謀ル、是ニ於テ勝久實久ノ任ヲ解キ、夫人ヲ逐フ、實久之ヲ怨ミ跋扈愈甚シ、勝久之ヲ患ヒ、國政ヲ伊作ノ領主島津忠良ニ托ス、勝久子ナシ、忠良ノ子貴久ヲ以テ嗣ト為ス、實久伊集院及ヒ谷山郡ヲ取り、其勢大ニ振フ、貴久ノ麾下亦實久ニ應スル者アリ、是ニ於テ貴久暫ク難ヲ田布施ニ避ケ、重ネテ兵ヲ率ヒ實久ヲ鹿兒島ニ伐ツ、實久谷山ニ奔ル、貴久聰明英武、積衰ノ餘ヲ承ケ、喪亂ヲ夷ケ、人民ヲ愛撫シ、國政大ニ振フ、天文五年、貴久

内城ニ遷ル、永祿六年、大隅始良郡吉田郷ヲ島津歳久ニ

與エ、阿多久鎮ヲ以テ地頭ト為シ、後吉田郷ヲ本郡ニ隸

ス、以上島津國史ニ據ル、天正十五年、豊臣秀吉大舉シテ島津氏ヲ討

ス、義久出降ル、秀吉義久ヲ薩摩ニ封シ、義弘ヲ大隅ニ、

義弘ノ第二子久保ヲ日向諸縣郡ニ封ス、義久・義弘豊公

征韓ノ軍ニ從ヒ功アリ、慶長五年、關ヶ原ノ役義弘西軍

ニ屬ス、義久之ヲ幽シテ以テ謝ス、因テ義弘ノ子家久舊

封ヲ領スル故ノ如シ、七年、家久鶴丸城ヲ築キ之ニ居ル、

十四年、琉球ヲ伐チ之ヲ降シ、其大島等五島ヲ取ル、徳

川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年

七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

坂元村管轄沿革

古時、藤原純友ノ子直純鹿兒島郡郡司ト為リ、鹿兒島越

前守ト稱ス、直純ノ孫永純東福寺城ヲ築キ之ニ居ル、始

テ長谷場ヲ氏トス、以上島津國史ニ據ル、鎌倉執政ノ時守護島津氏ニ

屬シ、永純ノ子矢上盛純鹿兒島郡ノ郡司タリ、時純、頼

純、眞純、義純相承ケ高純ニ至ル、高純曆應中肝屬兼重

等ト官軍ニ應シ、東福寺城及ヒ催馬樂城ニ據ル、島津貞

久之ヲ攻ム、克タス、貞久ノ子氏久擊テ之ヲ敗ル、其後

歴世島津氏ノ直管タリ、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠

義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

下田村管轄沿革

鎌倉以後島津氏ノ管スル所タリ、正平十三年七月、島津

氏久谷山郡山田郷ノ領主山田忠經ニ本村及ヒ上伊敷村ノ

三分ノ二ヲ加封ス、山田氏藏書ニ據ル、應永ノ頃、島津久豊復本村

ノ六町ヲ割キ吉田清正ニ與へ、其忠節ヲ賞、地理志ニ據ル、慶長

ノ頃ヨリ鹿兒島近在ト稱シ、島津氏ノ直隸タリ、王政革

新以後鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

荒田村管轄沿革

鎌倉以後島津氏ノ管スル所タリ、建久圖田帳ニ大隅國正

八幡宮桑原郡宮内村ニアリ、即チ鹿兒島神宮、御領鹿兒島郡荒田莊トアレハ、

建久ノ頃ハ今鹿兒島神宮ノ神領ニ屬セシト見ユ、天文六

年十二月、島津勝久其家臣本田董親ニ本村ノ内八十町ヲ與フ、天文以下本田董親譜ニ據ル、慶長ノ頃ヨリ鹿兒島近在ト稱シ、島津氏ノ直隸タリ、王政革新以後本縣ノ所管ト為ル、

同國同郡

西田村管轄沿革

鎌倉以後島津氏ニ屬ス、永祿ノ頃、島津氏ノ老臣伊集院忠朗本村ヲ領ス、舊記ニ據ル、忠朗ノ子忠棟ニ至テ大隅ノ肝屬ヲ領ス、島津國史ニ據ル、其後歷世島津氏ノ直管タリ、明治四年七月本縣ニ屬ス、

同國同郡

武村管轄沿革

鎌倉以後島津氏ノ所管ト為ス、應永十年十一月二十九日、島津元久澁谷重頼ニ本村及ヒ揖宿郡成川村ヲ與フ、島津國史ニ據ル、其後重頼カ子孫猶本邑ヲ領スルヤ否ヤ、載籍詳カナラス、慶長以後ハ下田村ニ全シ、

同國同郡

上伊敷村管轄沿革

文治以還島津氏之ヲ管ス、正平十三年五月朔、島津氏久其臣山田忠經ヲ以テ本村ノ地頭ト為ス、島津國史ニ據ル、是ノ年七月、氏久忠經ニ本村及ヒ下田村三分ノ二ヲ與へ、之ヲ領セシム、山田氏藏書ニ據ル、慶長以後ハ下田村ニ全シ、

同國同郡

下伊敷村管轄沿革

文治以後島津氏之ヲ管ス、正平ノ頃、島津氏ノ族佐多忠光ノ島津忠宗第三子本村ヲ領ス、島津國史ニ據ル、其後忠光ノ子孫猶本邑ヲ領スルヤ否ヤ、載籍詳カナラス、慶長以降ハ下田村ニ全シ、

同國同郡

小野村管轄沿革

文治以後島津氏ノ統轄スル所タリ、慶長ノ頃ヨリ鹿兒島近在ト稱シ、島津氏ノ直管タリ、王政革新以後本縣ノ所管ト為ル、

同國同郡

永吉村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、南北朝ノ時正平十八年、四月十日、島津貞久本村ヲ其第六子氏忠ニ與フ、島津家譜足利氏執政ノ時應永十九年十月、島津久豊本村ノ十二町ヲ割キ高木二郎三郎ニ與フ、島津國史豊臣氏執政ノ時文中、島津義久本村ヲ喜入久道ニ與ヘ、其采地ト為ス、既ニシテ久道死ス、於是島津氏本村ヲ収メ、其直管ト為ス、王政維新以後島津氏封土ヲ奉還シ、明治四年七月本縣ニ屬ス、

同國同郡

中村管轄沿革

鎌倉執政ノ時ヨリ島津氏ノ統轄スル所タリ、島津氏ノ藏書ニ據ルニ、貞治二年四月十日、島津貞久（マヤ）第二子氏久（マヤ）ノ女ヲ以テ暫ク中村・郡元村ノ郡司職ト為ストアリ、其後島津氏ノ直管タリ、慶長以後ハ下田村ニ全シ、

同國同郡

宇宿村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、北條氏執政ノ時、島

津忠時其長子忠繼ニ山田郷ヲ與ヘ、之ヲ領セシム、島津國史、

忠繼四子アリ、第一子忠眞忠繼ノ後ヲ嗣キ山田郷ヲ領ス、第二子忠泰中村ヲ領シ中村二郎ト號ス、第三子忠秀本村ヲ領シ宇宿三郎ト號ス、第四子忠重宮里四郎ト號ス、建治二年九月十三日、山田忠眞其第三子直久ニ本村ヲ與フ、應永六年二月、島津元久本村ヲ以テ福昌寺領ト為シ、歴世島津氏ノ直管スル所タリ、王政維新ノ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月本縣ニ屬ス、

同國同郡

田上村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津氏ニ屬ス、正平七年五月二十二日、島津貞久本村ノ半ヲ割キ伊地知季豊ニ與ヘ、之ヲ領セシム、伊地知氏藏書天正中、喜入季久本村ヲ領ス、是ノ時ニ當テ、季久ハ喜入四十町及ヒ櫻島ノ赤水村・鹿兒島ノ伊敷村・牛山郷ノ花北村等ヲ併領ス、後季久本村及ヒ花北・赤水・伊敷ノ三村六十町ヲ島津義久ニ獻シ、鹿籠園地四十町ト易ント請フ、義久之許シ、季久ヲ鹿籠ニ封ス、本村以下ノ三村ヲ収メ、本村ヲ以テ其直隸ト為ス、地理纂考、

王政革新以後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月本縣ニ屬ス、

同國同郡

犬迫村管轄沿革

鎌倉執政ノ時滿家院ニ隸シ、守護島津忠久ニ屬ス、寛元ノ頃、滿家榮尊之レカ院司タリ、建長ノ頃、榮尊ノ子比志島祐範其第二子滿家義祐ヲシテ本村ヲ領セシム、比志島氏據ル、大永ノ頃、島津勝久本村ヲ川田義元・川田義秀ノ二人ニ與ヘ、之ヲ領セシム、地理志、永祿三年六月、貴久本村ヲ入來院重朝ニ與ヘ、其忠勤ヲ賞ス、入來院氏藏書、慶長以後ハ下田村ニ全シ、

同國同郡

小山田村管轄沿革

古時、本村・比志島村及ヒ日置郡郡山村・東俣村・西俣村・川田村ヲ滿家院ト稱ス、後本村及比志島村ヲ鹿兒島郡ニ隸ス、正中ノ比、小山田景範之ヲ領ス、景範ハ比志島時範ノ孫ナリ、時範ノ祖父父カ祐範滿家院郡司タリ、比志

島村ニ居ル、因テ比志島ヲ氏トス、時範・盛佐・義隆ヲ生ム、時範ハ滿家院ヲ領シ、盛佐ハ川田ニ居リ、義隆ハ邊牟木ニ居リ、各其地名ヲ以テ氏トス、時範忠範ヲ生ム、忠範二子アリ、長ヲ義範ト曰ヒ、次ハ即景範ナリ、忠範景範ヲシテ小山田村ヲ領セシメ、因テ以テ氏トス、應永中、小山田範清小山田城ニ居ル、小山田氏ハ何レノ時ニ減ヒシヤ、載籍詳ナラス、應永ノ比、ママ吉田位清之ヲ兼領ス、位清ハ吉田ノ郡司吉田清正十四世ノ孫ナリ、位清島津氏ニ叛ス、島津忠隆兵ヲ率テ之ヲ撃チ、位清ヲ滅ス、其後鹿兒島近在ト稱シ、歷世島津氏ノ直管タリシカ、王政革新以後鹿兒島縣ニ隸ス、

同國同郡

比志島村管轄沿革

鎌倉執政ノ時滿家院ニ隸ス、守護島津忠久ニ屬ス、寛元ノ頃、滿家榮尊之レカ院司タリ、比志島・西俣・城前田・上原園ヲ併有ス、榮尊ノ子祐範比志島村ニ居リ、因テ比志島ヲ氏トス、其子孫累世島津ノ麾下ニ屬ス、比志島氏藏書、天正十五年十二月十八日、島津義久榮尊十四世孫比志島義基ヲ日向ノ曾井ニ移ス、其後島津氏ノ直管スル所タリ、

徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月本縣ニ屬ス、

同國同郡

川上村管轄沿革

文治以後島津氏之ヲ統轄ス、後島津頼久ノ子川上親久本村ヲ領シ、子孫相承ク、天文中、川上昌久宛ヲ以テ死ス、其族川上田某川上氏ヲ援ク、勝久圍ヲ解テ退ク、後島津忠良親久ノ子久隅ヲシテ本村ヲ領セシム、慶長ノ頃ヨリ鹿兒島近在ト稱シ、島津氏ノ直隸タリ、王政革新以後本縣ノ所管ト為ル、

同國同郡

宮ノ浦村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津氏ニ屬ス、建久中、吉田吉清吉田城東佐多浦村ニアリ、ニ居ル、吉清ノ先ヲ大蔵行忠ト曰フ、歴世吉田ノ郡司タリ、爾來吉田氏世襲シ、島津氏ノ麾下ニ屬ス、永正十四年ニ至リ、吉清八世ノ孫位清島津氏ニ反シ、戦敗レテ自刃ス、永祿六年ヨリ島津歳久之ヲ領ス、阿多久鎮ヲ以テ地頭ト為ス、後本田親貞ヲシテ之ニ代ラシム、

天正八年、歳久封ヲ宮城郷ニ移サレ、後本宗島津氏ニ屬ス、王政革新以後本縣ノ所管ニ歸ス、

郷莊

古時、鹿兒島及ヒ吉田郷ニ分チ、鹿兒島ハ貳拾四村郡元村、中村・西ノ別府村・田上村・武村・西田村・原良村・永吉村・小野村・草牟田村・下伊敷村・上伊敷村・犬追村・小山田村・比志島村・皆房村・岡ノ原村・川上村・花棚村・下田・吉田郷ハ五村宮ノ浦村・本城村・本名村・坂元村・塩屋村、吉野村、今鹿兒島ハ四十七町山下町・易居町・生産町・六日浦ヲ管ス、、今鹿兒島ハ四十七町、小川町・和泉屋町・惠美須町・車町・柴町・柳町・濱町・向江町・新照院町・中町・呉服町・大黒町・堀江町・住吉町・松津町・新町・松原通町・通町・薬師馬場町・鷹師馬場町・西田町・平ノ馬場町・西千石町・東千石町・加治屋町・山口馬場町・樋ノ口通町・新屋敷町・下荒田町・高麗町・上ノ園町・冷水通町・長田町・下龍尾町・上龍尾町・池郡元村ノ上町・鼓川町・稻荷馬場町・清水馬場町・春日小路町、貳拾壹村、荒田村・中村・西ノ別府村・田上村・武村・西田村・永吉村・小野村・下伊敷村・上伊敷村・犬追村・小山田村・比志島村・岡ノ原村・川上村・下田村・宇宿村・坂元村・塩屋村・吉野村ヲ管ス、

薩摩國

鹿兒島郡

鹿兒島

鶴丸城

諏方神社

八坂神社

鳶石

稻荷神社	春日神社	若宮神社	多賀山
多賀神社	精木川	夏箕瀑布	小城神社
東福寺城	清水城	都曇答臘	蛇穴
日吉神社	鶴馬楽城	内城 <small>付襄縣樟 積文之傳</small>	女學校
鶴江崎神社 <small>付神 馬廐</small>	永安橋	田之浦	曾根神社
孝行橋	宮比神社	琉球館	龍ヶ尾神社
吉野橋并新橋	桂樹院旧蹟	長田神社	近衛水
屯田			

『地理纂考』

薩摩國

鹿兒島郡

鹿兒島郡ハ東始羅郡、近世始良郡と
書るハ誤れり、南大隅郡、西谿山郡、
北日置郡に接す、東西七里、南北およそ六里余なり、
郷一ヶ所、村落合せて二十ヶ村なり、

同郡

鹿兒島

薩摩国日置郡比志島村・小山田村および谷山郡宇宿村

の三村を鹿兒島十七村に併せ、都合二十ヶ村を鹿兒島
の近在と号す、たとへは京師に五畿あるかことし、諸
郷八たとへハ五畿に七道あるか如し、二十ヶ村ハ比志島村・
小山田村・宇宿村・
坂元村・吉野村・川上村・岡之原村・夫追村・小野村・上伊敷村・下
伊敷村・永吉村・西田村・武村・田上村・西原府村・郡元村・中村・
荒田村・塩高二万四千六百五十四石九斗一升九合八勺八
厘村なり、
才、士族人員二万六千九百九十二人、男一万三千五百五十
四、卒二千五百七十一人、女子三百三十四人、平民五万五
千八百七十二人、男一万八千七百七十五人、惣合人員八万五
千四百三十五人、惣戸数一万八千二百七十戸、

鹿兒島

坂元村

『地理纂考』

鶴丸城 即ち縣廳なり、惣廻凡そ一里にて、往古上山城
と号し、觀應のころ上山某居城なり、鶴丸とハ舞鶴の
形状に似たれハなり、櫻島郷上山某家藏正平七年閏二月十日の
文券に、筑前博多鏡川の後家尼此地を上
山ノ右衛門五郎へゆつるとミゆ、今ノ上山某ハ此子孫なり、又曆應四
年南方ノ賊上山ノ城を襲ハむとす、島津貞久兵を發すと旧記ニ見ゆ、
此こと下条谷峯城ノ卷に詳なり、また島津氏久ノ時、薩摩国家人交名
帳に上山領主と見ゆ、應永三十五年二月十八日島津元久建忠寺定書に、
西者上山古城の岸より云々と、忠國カ
ある、上山もミナこの地なり、慶長年中、島津家十八代島津

家久當城を築きて内城より移る(内城城ハ當城の北十余町なり、今その跡を内ノ丸と云ふ)、その年月詳ならず、

或曰慶長十一年六月六日、又旧記に云、天正十九年辛

卯、鹿兒島上野山城取歙(アツマ)取初め、又曰、慶長七年八月

五日、少将様少将ハ島津家久なり、鹿兒島御出馬、御上洛なり、或

曰、慶長十七年九月十一日、御樓門柱立などあり、慶

長七年云々御上洛とあるに拠れハ、この時はや當城に

うつれるにかと思はるれと、内城もおなしく鹿兒島な

れハ、何処よりも決しかたし、此の如くにてその年

月の詳ならざるハ、元禄九年丙子四月廿七日、鹿兒島(三カ)

上町より火起りて城にうつり、城郭灰燼となり、記録

すへて焼亡せしかゆへなりけり、初め當城を築きし時、飯化

島にありて、此城近年の内に火災あらむといへりとぞ、されは元禄九

年までハ慶長の末よりかそへても九十余年保ちたれハ、甫明が云ひし

ハ妄言なりけり、林甫明始め琉球國に客たりしを、城津義久鹿兒島に

招き、禄を與へ書を講せしむ、義久内城にありし時、島津紅梅の盛りに

甫明に命して詩を作らしむ、即ち百首を賦、初め島津豊後守忠久

薩摩・大隅・日向三ヶ国ノ地頭職に補任せられ、文治

二年八月二日、一説に建久七年八月二日、鎌倉より薩摩国出水郡山門

東福寺城に徙り、六代島津氏久尚當城に在り(此間に氏久父子大隅始良・日向志布志に在城すといへとも、本城ハ尚東福寺城なり)、七代元久鹿兒島清水城を築て是に徙り、元久より島津貴久まで九代の居城なり

元久・久豊・忠國・立久・忠昌・忠治・忠隆・勝久・貴久、貴久に至り内城に移り、島津義久、島津家久まで三代内城に在りて、家久はじめて當城に徙る、かくて古来屋形と号す、按するに、屋形ハ、五日の条に、近日依可有那須御狩、所構藍澤の屋形等云々、又四月廿三日ノ条に、那須野御狩事終るの間、藍澤の屋形可連運駿河國云々、又嘉禎二年六月廿六日ノ条に、明日可有御方達于大膳太夫師員屋形歙ノ事及御沙汰云々、太平記首卷に、元弘三年云々、十二月廿八日、宮御下向關東、左馬頭清か松屋義話に曰、元弘建武の乱に濃州に行幸ありけるとき、土岐の宝林寺といふ人小島といへる處に行宮を建て仕へ奉りしに、世治り入洛の後、是を屋形と号し住居にせよと、勅りあり、終に余の諸侯にもかくハ呼びけるとぞ云々、又一説に、屋形の号ハ、おおよそ堀あり、堀あり、是を屋形構へといふ、又それ槽を上げ、狹間を切れハ城といふ、古へ莊園との主として多く家人を有ち、勢ひ強大なるもの、屋敷構へをハ、その部下の人々雑々とハ呼びかたく、是を屋形と称しける云々、一書に上杉輝虎・毛利輝元屋形号御免許、清華に準せらると見へ、幕府義尹の時、永正五年、對馬島主宗義盛に屋形号を授くともあれハ、諸侯中の尊称なりけり、西遊記後編に云く、薩州ハ昔より武勇の國と名高かりしか、今にいたりて鹿兒島、當城の地をはしめたゞ屋形つくりにして、御所に似たりといへり、

たるや三ヶ国の中心にして、後ハ連山の險を屏障とし、左右ハ長(池河山)野を襟帶し、前ハ裏海に臨みて天然の濠地を構へたり、東遊雜記に曰、諸州を廻りて要害の

地ハ心を配りてミるに薩州鹿兒島・肥後求麻郡人吉・奥州津輕なり、日本三ヶ所の要害にして、力をもつて征しかたきの地なりといへり、

『地理纂考』

諏方神社 城北二
十町余

奉祀二坐 建御名方命 南方刀美命

當社ハ、文治二年丙午正月八日、島津忠久信濃国鹽田莊地頭職に補せられ、同年又薩摩・大隅・日向の惣地頭職に補せらる、かくて文治五年己酉、陸奥守藤原泰衡を征す、忠久時に歳十一、副將にて前軍に都督たり、この時信濃国諏方神社に祈り、大きに勝利を得、その軍功により、承久三年辛巳五月八日、同国▽地大田△莊地頭職に補せられ、五代島津貞久に至り傳領して、ますます神恩を仰ぎ、信濃国諏方神靈を薩摩国出水郡山門院に迎祭す、その後曆應四年辛巳四月、貞久宮方肝付兼重・中村秀純か鹿兒島東福寺城を抜き、康永二年壬午十一月、矢上高純か同所催馬楽城を陥れ、嫡男島津氏久を山門院木牟礼の城より東福寺城に移し、鹿

兒島を長く治所と定め、山門院より諏方の神社を今の地に遷して宗社と仰ぎ、神領若干を寄進す、正平十一年丙申十二月十八日氏久田地寄進状、また同十三年四月廿八日鹿兒島伊敷村国引田壹町寄附の書、今なほ存れり、正祭七月廿八日にて、此外臨時祭多し、

『地理纂考』

八坂神社 城東北
二十町

奉祀二坐 素盞鳴命 稲田姫命

相殿 田心姫命 湍織津姫命 市杵島姫命

天忍穗耳命 天穗日命 天津彦根命

活津彦根命 熊野椽日命

諏方神社より南五町許りにあり、創建の年月詳ならず、此あたりの地名を十柱といへるハ、祭神十柱なるかゆへなりといふ、俗に社号を十柱ともいへり、又鹿兒島の市坊にも八坂の神社あり、往古よりの例にて、毎年六月十五日神輿當社に臨幸ありて、神官路すから神楽を奏し、市坊の男女老若前後を圍みて供奉す、市民弓矢・鉾・太刀或ハ大きな傘などをたすさへて是に従

ふ、又女子を余多車に乗せて歌舞をなさしむ、俗に是を囃山といふ、或ハ牛に牽せ、或ハ壮年の男子とも是をひく、社頭にいたり、祭祀の式おわりて賑るにも行装はじめのごとし、見物の貴賤おびたゞし、

【地理纂考】

鳶石

八坂の神社の北十間ばかりにあり、大さ屋の如くして、かれか安居せるに似たり、銘あり、左のごとし、

鹿兒府祇園洲口有石、其形頗類鳶之爰止、号称鳶石、

肩高一丈五尺八寸、頭垂向西、背去地六尺六寸、尾附於地、盤踞占地、周六丈二尺、亦城下之一奇觀也、而

在於斯蓋幾千萬年矣、府學教授山本正誼始為之銘、于

時文化改元歳也、銘曰、

奇哉此石 初隕自天

(地成)

削哉何巧 形状類鳶

大如淫預 出在江辺

迎來送往 幾世幾年

文化甲子 銘辭雕鏤

不磨不滅 終古是傳

【地理纂考】

稻荷神社城北二十余町

奉祀 倉稻魂命

當社ハ、島津忠久故ありて撰津國住吉の社辺に於て誕生す、此とき住吉の支社稻荷神靈奇瑞ありて暗夜を照らし、母子恙なきを得たり、これに因りて忠久薩摩・大隅・日向の地頭職に補せられ、薩摩国出水郡木牟禮城に下り、則稻荷社を建立して國家の鎮守とす、其のち忠久日向国島津の莊にうつり、此ところに又稻荷社を建立す、諸縣郡都の城郡元村にありて、島津稻荷と稱す、又薩摩国市来院にも建立ありしを、市来郷湯田村の稻荷社これなり、九代島津忠国又鹿兒島に新建す、その時ハ今の社頭より南ミ五六町山上にて、今そのあとを稻荷ヶ尾といへり、火災にかかりて今の地に遷坐ありしといふ、抑當社ハ元祖忠久この神恩を蒙りふかき由緒ある神社なれハ、世々崇敬籠略ならざるハ更にもいはす、十七代島津義弘朝鮮の役にわつかの人数にて新塞の孤城に在りけるを、慶長三年戊戌十月朔日、明軍二十万騎新塞を圍む、城兵死を決して防く、此とき稻荷の神靈奇瑞ありて、明軍の火葉に火うつる、義弘その子家久と共に此変に乗りて出撃し、明の大軍

をやぶり、北るを逐ふこと六里、首級を得ること三万八千七百十七級、そのほか水に溺れ谷に陥り死するにいたりてハ数ふるへからず（此事くわしくハ栗野郷の巻にいへり）、かゝる奇瑞によりて国中の崇敬今にいたり古へに異ならず、

附言

明治三十三年三月九日午前三時頃、稲荷社の東隣川邊某水車機械所ニ火ヲ失シ、延て本社に移り、社殿全く焼失す、但神躰ハ直ニ同所社務所へ遷座ありしといふ、

『地理纂考』

春日神社城の東北
十余町

奉祀 建甕槌命 經津主命 天兒屋根命 姫太神

例祭十一月
二十八日

創建の年月かつ来由詳かならず、

『地理纂考』

若宮神社城北十
余町

奉祀 應神天皇 神功皇后 仁徳天皇 例祭九月九日

一説五代島津貞久建立なりといひ、一説にハ、日向国高岡郷善哉坊の住職面高宥泉坊英俊といへる山伏、永祿四年、島津貴久(ママ)の命を受け京に上り、鎌倉鶴ヶ岡八幡の神像をうつし造刻ませ、同六年、神社を清水に建立すといひつたへて、其地何かたとも詳かならず

と云へり、按するに、清水ハすなはち今の社地なるべし、それハ、當社の前へを北にゆくこと二丁許りにして清水あり、世に二王堂の水と称して、鹿兒島中第一の名水なり、旧と此ところに二王堂ありしゆへにしか云へり、さて其ところの通路を清水馬場と呼び、又清泉より北の方四五丁ばかりに古城の跡ありて清水の城といへり、されハ往古清水といへる地ハいとひろく係りて、當社ハ清泉よりわつかに二丁ばかりなれハ、永祿年中建立ありし地は即ち當社にて、此ところまでもそのかミ清水といひしなるへし、以上諏方の神社▽地より当社△地までを鹿兒島の五社と称す、

『地理纂考』

多賀山 東福寺城の南ミにつらなれる山にて、精木川麓

に回れり、山上に多賀の神社あるによりて名に呼へり、
やかて八坂の神社の上なる山にて、南ミハ鹿兒島の城
下かくれたる隈なく、西ハ烟靄斷續のうち連峯出没
し、東ハ碧海をのぞミ、北ハ緑樹覆ひて、四方趣を異
にす、鹿兒島の形勢を双眸に収るは此地をもつて第一
とす、

【地理纂考】

多賀神社

奉祀

伊弉諾命

祭日四月
中ノ午日

多賀の山上にあり、當社ハ、島津貴久山伏鷲頭不動院
に命して近江国犬上郡多賀の神靈を迎へ、日之少宮に
ならひ、天正七年己卯二月六日、此ところに神社を建
立す、今にいたり鷲頭か子孫祭祀をつかさとり、書
紀に曰、伊弉諾尊功既至矣、徳亦大矣、於是登天報命、
仍留宅於日之少宮矣、また古事記に伊邪那岐大神者坐
淡海之多賀也なと見へたり、

【地理纂考】

精木川 水源同郡吉田郷宮之浦村より發し、數村を経て
坂元村稻荷神社の前に出つ、ゆへに稻荷川ともいふ、
幅十間ばかり、深さ三四尺なり、これより西に流れ、
また南ミに折れ、また東に折れ、多賀の山の禁をめぐ
りて、八坂の神社の前なる鶴江崎の海に入る、

【地理纂考】

夏箕瀑布 ナツミナタキ 高さ五六間、横幅もまた五六間なり、稻荷の

神社より北の方十余丁にて、即ち精木川の上流なり、

【地理纂考】

小城神社 明應六年十月二十七日、島津忠昌（島津家十
一代）祖父忠国（九代）の神靈を崇め祭る、小城ハ地名
なり、忠昌別當安養院に社事を掌らしむる書に、藤原
忠昌新造一字之社壇、以眞勝院殿大岳誉公居士、奉崇
小城殿之神云々、安養院連續之院主可被執務者なりと
あり、例祭正月二十日なり、

【地理纂考】

東福寺城 大隅国肝付の領主肝付兼俊か後胤肝付八郎兼

重および一族中村弾正秀純等、南朝に属して當城に拠る、曆應四年四月二十六日、島津貞久是れを抜く、城

兵尾頸小城を保つ（尾頸小城ハ今小城神社の地）、同二

十八日又是を抜き、島津氏久貞久嫡男東福寺城に入る、兼

重・秀純等又谷峯城に拠る、谷峯城下條に出、後遂に肝属に退く、

『地理纂考』

清水城 旧記に鹿児島本城或ハ清水城としるしたり、氏

久東福寺城の狹隘なるをもつて其外郭をひろめむと思へと、大隅日向の乱止まず、しばし兵を出し、つひ

に大隅始良城にうつり、また日向志布志の城に徙る、

かくて両国の乱鎮り、その子元久を志布志に残して鹿

児島に飯り、嘉慶元年閏五月四日卒す、元久志布志よ

り飯り、父の志をつきて當城を築き、元久より島津貴

久まで九代の居城なり、元久卒して嗣子なし、島津の

一族伊集院頼久密に嫡男初犬千代を立むことを謀る、

元久弟島津久豊この時日向国穆佐の城主たり、日夜馳

かへりて兄の後を嗣く、頼久是を憤る、應永二十年癸

巳十二月、久豊大隅国菱刈に発向す、頼久その虚をう

か、ひ、同月七日の夜軍を發し當城を焼拂ひ、退きて

鹿児島原良村に陣す、久豊この変を聞き、即ち軍をか

へして頼久か原良の陣を攻む、頼久のかる、に路なく、

進退きわまり自害せむとす、久豊家老吉田若狭・蒲生

美濃等その死をあわれみ、頻りに一命を乞ふ、久豊つ

ひにその死を縦す、

『地理纂考』

都曇答臘ツクツク 清水城より西北四五丁、或八十丁ばかりまで

の間の地名なり、一名を鼓川、また轟小路ともいふ、

また此地より西半里ばかりの所を催馬楽といふ、古老

相つたへて上古樂人の居住せし地なりといふ、白尾国

柱曰、白孔六帖曰、都答臘本外夷楽、都曇似腰鼓而小、

答臘即蜡鼓也、又唐書禮樂志有都曇鼓云々、然れハ是

をタンタ、ウといふ地名にハ充へからされとも、此を

假字に取らむに、榿鑿・韃鞨鑿など書と皆おなし意に

落めれハ、かれもこれもさまざまけなし、本定れる文字

なきかゆへなり、さて此都曇答臘といふハ皆鼓のこと

にて、書紀通證に鼓とハ都曇也と解り、さらハタシタ
 ○ウとも、ツヅミ川とも、トゴロ小路ともいふハ、并
 に同義にてありける、神代紀に鼓の字をトゴロと訓、
 皇代紀にハ迹驚ト、ロと見へ、万葉集にハ動の字・響の字を
 もトゴロとよみて、轟の字と義通へり、和訓栞に曰、
 姓氏に百々の二字をト、と訓り、十々の義なり、字彙
十々を百とすと見ゆ、或ハタウくともいへり、鼓の聲の響より出
 たるなりと云へり、また古へハ今の鞆タ、ラを踏かことくに
 して楽の節奏をなせり、踏登フミトベ杼呂許志ロコシと古事記にあれ
 ハ、轟といへるも楽鼓の名なるに似たり、これ等につ
 ひて按するに、タンタ、ウの西の方を催馬楽といふ、
 傳稱す、むかし催馬楽をうたふ者の居し地なれハ名と
 す、然れハ催馬楽よりタンタ、ウの地までハ本薩摩の
 隼人等か占據せしところにて、国風の音曲人の住居せ
 し遺址なるかゆへに、何となくその名の地名に残りし
 とおもはる云々、こゝに鼓のことハ見へされとも、職
 人盡歌合に、くせ舞・男舞といふハ鼓を持てる躰を圖
 せり、哥に、忘れ行く人もむかしの男舞苦しかりける
 戀のせめ哉、是れいにしへ隼人の名残なりといへり、

されハ舞に鼓を用ひしも故あることにて、後の妓女な
 とになかれても、鼓をもつものせしを以てかた／＼
 思ひ合すべし、さて大隅・薩摩の隼人おのつから一種
 の伎曲ありて、見聞するに足れるの音楽なれハ、大禮
 にも奏達せるにて、唐の代是等の事によつて都曇答臘
 ハ外夷の楽と記せるならし、催馬楽などハ是より後の
 ことながら、今にその名を其地の俗呼にのこせるも、
 隼人伎曲の余風とそおもはる云々といへり、

『地理纂考』

蛇穴 即ち都曇答臘タシタウに在り、白尾国柱曰、昆陽漫録曰、
 徐光啓西洋曆云、夫密室測量、益益蓋因陽精炫耀非人目可
 當、初虧時率多未見、或用水盤映照、則免于閃爍キラメキ又苦
 動搖、故善巧者設為此法、用素板作圍界、圍畫盡分抄、以
 承日光、則虧、初終（圍分）今數多寡灼然不爽所取于密室者、
 窺光自闇倍蓰、分明即智井茂林、日中見星之儀、僧寮
 中或為幽房通障、以受塔影亦此理也と、我國にても智
 井の中より日中星の見ゆることあり、薩摩国鹿兒島の
 城より半里ほとなるタンタ、ウと云所、三丁余山へ上

れハ平にして岩屋あり、蛇穴と云ふ、穴の口廣さ四間ほど、奥へ五間ばかり往て、岩屋より上の山へ、マワリ二抱かへほど、長さ二丈余の穴ありて、その穴より日中に星を見るといふハ、徐光啓の説信すべくして、豊の卦の日中見星、僻説の言にあらざるにや、或人云ふ、

韃靼々と書と云々、今按するに、昆陽漫録ハ青木敦書著す所なり、この人嘗て商賣を為して本藩に寓居す、後巡見使を奉してふた、び藩に至る、蛇の穴を看しハ、初度伴ハり来りしときなるへし云々、以上の面説、白尾国柱か著せる麿藩名勝考に出たる趣をさながら擧つるなり、然るハ国柱ハこの都疊答臘に住居し、蛇の穴も近き所にて、くわしく考へ正し、趣きなれハなり、さて国柱ハ記録奉行にて、通称を齊蔵と云ひ、号を鼓川といへり、

『地理纂考』

日吉神社

奉祀 大国主命

創建の年月詳かならず、或ハ曰、島津忠久下向のとき

近江国日吉の神靈を迎祭し、かの地名にならひ村を坂元と名つくといへり、當村の生土神ウツチノカミにて、例祭十一月初申の日なり、

『地理纂考』

催馬樂城 日吉神社より西十丁はかり、一名を矢上の城

といふ、鹿兒島郡司矢上左衛門五郎高純當城に拠りて国命に應せず、しばしば諸將に命してこれを攻む、城かたくして落ちず、曆應四年閏四月朔日、島津貞久親から將として城をせむ、朔日より同し十六日にいたり高純降服す、されとも残黨降らず、康永二年九月十二日、また當城を攻む、十一月七日にいたり城遂に陥る、

『地理纂考』

内城 島津貴久天文五年逆臣島津八郎左衛門實久か黨を

ことごとく退治して、同十九年庚戌十二月十九日、清水城より當城にうつり、島津義久、島津家久まで三代の治処なり、家久にいたり、慶長年中鶴丸城にうつる、かくて城跡に一寺を建立して大龍寺と号し、文之を住

持とす、大龍の二字ハ、貴久法号を大中と称し、義久を龍伯と号せしゆへに、一字ツ、を取れるなり、寺ハ廢してその跡今学校となれり、

○ウカケノケス 蓑懸樟 内城の跡にあり、往古傘多からず、雨天のとき出仕の人々蓑笠を脱てこの枝にかける、ゆへに蓑懸の名あり、今その樟圍六丈余なり、

○釋文之傳 文之名ハ玄昌、文之ハ其字なり、号ハ南浦、又軒を雲興と云ひ、齋を時習と称す、又懶雲・狂雲等の号あり、父ハ河内の国人にて、姓名傳 乱をさけて日向国福島にいたり、里人の女を娶とり、弘治元年文之を生す、因りて南浦と号す、幼にして群童に異なり、

父その出家に志しあるを察り、サト 六歳にして福島延命寺天澤に嘱し、父河内にかへる、天澤法華を授く、眼に觸れハ誦をなし、且ツその意に通す、ミな人文殊童と称す、十三にして歳旦の詩を裁す、天澤おもへらく、實に是神童なり、吾力のおよふ所にあらすとて、回国龍源寺一翁に託す（一翁ハ桂菴か高弟月渚弟子なり）、是におひて薙髮して玄昌と号す、前に賦する所の詩詞林にとなへ、人口に膾炙して、つひに京師に聞へ、相

国寺仁如等大きにその材を賞し、文之号を与へ、又韻を磨き、序して以て返す、十五歳にして京に上る、僧熙春に慧日山の龍吟庵に謁す、熙春その器宇俊爽なるを見て、論難ある度ごとエニテに招てその考へを聞に、應對

更に滞ることなし、熙春その奇才を賞して、他日よく吾道をひろめむハ必ず玄昌ならむと云へりとそ、東福寺に留まること十有余年、博く内外の両典を綜へ、深く蘊奥をきわむ、既にして本国に皈り、天正五年、日向伊東義祐豊後国に奔り、侵地ことごとく島津家に皈し、将卒を分ちつかわして諸城を鎮戍す、伊集院久治を福島ツの地頭たらしむ、此とき一翁老年におよひ、久治に請ひて辞職し、文之をす、めて、同九年二月、竜源寺の住職たらしむ、その後大隅高山郷昌林寺、回国財部郷正壽寺にうつる、時に島津義久文之か儒学あるを聞く、招ひて大隅国府郷正興寺・回国加治木郷安国寺の両刹を董さしめ、寵遇日々にあつし（此時島津義久国府郷富ノ隈城にあり）、慶長四年、文之島津義弘に從ひ伏見の邸にいたり、東福寺におひて大學の章句を講す、後水尾天皇聞し召し玉ひ、勅命ありて四書新

註を禁廷に講す、甚た 叡慮に協へり、同年五月、島

津家久に従ひ国にかへりて正興寺に住す、かくて同八

年五月、徳川家康公命して文之を筑前国禪光寺の住職

とし、また命して相模国建（御長）寺の住職とす、同九年二

月、家久文之を招ひて学を鹿兒島の城下に講せしむ、

同十六年のころにいたり、正興寺より大龍寺に轉（つ）る、

初め桂菴四書集註の訓讀を洛の南禪惟肖に受く、桂菴

多くその誤りを訂して▽（地）月渚に傳へ△月渚一翁につ

たへ、一翁以て文之に傳ふ、文之（つ）間此を改正し如竹に

傳ふ（如竹傳屋久島の巻に出つ）、元和六年庚申九月晦

日、六十六歳にて死す、加治木安国寺に葬る、著書南

浦文集・聖蹟圖和鈔・日州平治記・砭愚論・決勝記等

あり、

『地理纂考』

女學校 城下を上下と分ちて、城より東北を上とし、西

南を下とす、此ところハ上の学校なり、下の学校ハ下

条に擧ぐ、

『地理纂考』

鶴江崎神社

奉祀 天照大神 豊受姫命

相殿左（瓊々杵尊 天兒屋根命 太玉命）

相殿右（豊秋津姫命 手力雄命 例祭九月九日）

宝永三年丙戌九月十六日、島津吉貴（二十二代）新建し

て、祭田若干を寄進す、神社の左の傍らに神馬厩あり、

木偶鞍馬にて、その長常の馬と等しく、神采生るかこ

とし、将に奔逸せんとするの勢ひあり、

『地理纂考』

永安橋 鶴江崎神社の北三十間ばかりにて、即ち多賀の

山下精木川の下流に架せり、石橋にて、長さ四十間余、

幅四間ばかり、高さ五間ばかりにて、石の欄干あり、

橋下三洞を設け、毎洞水を通す、俗に眼鏡橋といふ、

始めハ板橋なりしを、天保（十）三年の春石橋に改む、

『地理纂考』

田之浦 永安橋より東北三四丁にて、大磯に通ふ路なり、

西ハ山川郷の海口まで十余里、東ハ大隅国福山郷まで
 およそ十里、東西合せて二十余里、南ハ四里、或ハ遠
 きにいたりてハ八里ばかりの内海にて、湖水のごとし、
 潮水満れハ江上白く、日落れハ海水碧ミドリなり、煙舶その
 間を往來して趣を資く、また東の方雲井遙かに高千穂
 の嶽を望ミ、西ハ滄海に開聞の嶽を浮へ、南ハ櫻島に
 對し、尚南ミにめぐりて高隈嶽に對す、その絶景細に
 述ふへからず、無名抄に曰、つくしにとりて南ミのか
 た大隅薩摩のほと、いつれの国とかや、おほきなるみ
 など侍り、そこにハ四五月にハあけくれ浪たちて、し
 つまることもなし、四月にたつをうなミといひ、五月
 にたつをさなミとなむ申し侍る云々とあるハ、此所な
 ること疑ひなし、彼山川の背ハサと佐多岬サタシにて南海をふ
 さきたれハ、尚ほ四五月のころハ南風強く吹入りて、
 朝夕大浪の立つこと今も然り、また此処を置て大隅薩
 摩の国にハ然云ふへき処あることなし、

鹿兒島八景

櫻島白雲

前濱行舟

築地晚湖池瀨

島陰漁火

『地理纂考』

曾根神社

鶴江崎神社の西一町余にあり、菅原道真公の

洲崎平沙 南林青松 松峯鐘聲 多賀晴嵐

此ハ享保年中樺山某か家より眺望の景にして、詩哥を
 集め八景亭と号す、名家の撰にあらすといへとも、そ
 の画のごときハ木村探元手痕にして、観るに堪へたり、
 今詩哥を略して服部氏か跋を載す、
 聞之薩人、其邦之勝最佳者為新築地、蓋山海並絶也、
 樺山氏家園坐而収之、乃作八景亭賞之、如此卷所圖若
 誦、余謂、詩一也、和哥一也、▽地圖畫一也△固為三絶、
 然非有此勝、未足施此伎、則景絶一也、世之俗士謂山
 蓋高、謂海蓋深、非不觀也、苟無勝情以會之、不啻牆
 面、則亦樺山君好事、其絶一也、可謂五絶矣、雖然山
 海吾勝也、五絶吾五絶也、吞不蒂芥者誰、居薩国之為
 大無弗有已、薩安養堪公為其邸來、修護摩于東都、則
 為樺山君属余跋、得閱此卷、爽然自失乎其絶之富、享
 保丁未之秋、東都服元喬跋、此佗諸所に八景或ハ十景
 等ありて詩哥あれと、拙けれハ略す、

神靈を奉祀す、神像ハ播磨の国曾根の松か枝以て彫刻

すといふ、天明六年二月二十四日の建立なり、祭日二

月廿五日、

〔地理纂考〕

孝行橋 曾根の神社より西三丁ばかりに在り、此処に大堀ありて四所に橋をわたせり、孝行橋その一なり、此橋のきわに池田正右衛門と云ふ者住て、鹿兒島上町の町人なり、いとけなくして父に後れ、母に事へて極めて丁寧なること三十余年一日の如し、視る人聞く人感歎せざるハなし、官にきこへて、宝永四年丁亥十月二日、錢若干と宅地一區を與へて褒賞す、今に此橋を孝行橋と号して、別に橋の名なし、正右エ門享保四年甲辰四月死す、法名を孝譽養元と号す、母の塋側に葬り、孝行正右エ門と墓に題す、明和七年庚寅十一月、市來政公正右エ門遺行を記し、石に勒して其宅地に立つ、その後山本正誼更に橋の記をつくりて橋の南ミ十歩許⑩に建つ、くわしくハ此記と次なる孝義録とに因りて見るへし、

重建孝行橋記

本府知學事

山本正誼撰并書

孝行橋在 府城之東南、宝永四年、 本府市人号曰孝行正右衛門、賜宅一區於此橋之側、因得名、宝曆中、民有請而更造之者、既成、輒壞遂廢、而不復作者数年矣、乃復請而重建之、一如旧制、是時安永五年也、郷人欲書其事于石、因以故郷先生惟宗政公所著孝行正右エ門小傳一篇來謁於余、按、孝行正右衛門、姓池田氏、幼失怙、獨與母居、温清定省禮無違者、下氣怡聲以承順之、為人和平、與之遊者亦未嘗見其忿懣之色、家至貧、乃業梳剃以為奉養、朝饔夕殮必供甘旨、有贈之衣服若貨財者、則受而獻諸母、有勸之娶者、則辭焉曰、我養吾親弗給、是懼其敢畜吾妻乎、竟不娶、母既老耄、又得未疾、欲食云則哺之、欲行云則負之、扶持調護如保嬰兒、母死、晝夜号泣、殆不勝喪、既葬日詣墓所、歔歔嗚咽、瞻望低回、移時而不能去、如是數年、蓋其行之可槩見者如是、其可謂孝也已、乃撫其事、以為橋記、蓋其行所

宜書者在乎其人云、爾則其重建之由、與夫功程費用

之詳不必書也、是年歲次丙申秋九月朔日記、孝義録ニ曰薩摩

国池田正右エ門ハ鹿兒島の城下恵比須町の人なり、父うせに後家
まつくなりゆきしかハ、作毛またハ髮ゆふ業をなして母をやしな
へり、母中風をやミて手足も心にまかせぬハ、常にハ抱きか、へて
起居をたすけ、朝夕の食も箸とりて食ハせ、好むものあれハ即ちも
とめ進めけり、夜々ハ母のそバにさま／＼の物語して其ねむを待ち、
我身ハ全く衣なしといへども、寒き夜ハ母のふしとに蒲團衾の類を
重ね、其身を以て母の肌をあた、け、夏の夜ハあふき涼しからしむ
かゝる貧しき中にて孝養をつくしけるに人もミな感しあひて、衣服
米錢などとふる者あれハ、衣服ハ母にさせ、己れハ母の古き衣を着
けり、年ころになりしかハ、妻むかへよと隣の人に進めしに、母一
人をたにやしなふ事の心にまかせぬに、何とて妻持へきとて語なハ
ず、其後母身まかりぬ、宝永四年十一月に領主に聞へて、恵比須町
にて町屋敷一ヶ所と鳥目若干を与へて賞せり、すへて鹿兒島の城下
にて皆孝行正右エ門と称し、其屋敷のかたわらなる橋をを名付て孝
行橋とハいへ、(行カ)

『地理纂考』

宮比神社

奉祀

アメノウスメノミコト
天佃女命

孝行橋より西二丁ばかり、和泉屋町に在り、此神徳を
遍く兒女子に學び習ハしめむかために、明治四年辛未
十一月、官よりは是れを新建す、祭日二月十月初午なり、
この外臨時の祭あり、

『地理纂考』

琉球館 城の東し四丁ばかりに在り、琉球国王その外王
子以下上国の時の第宅なり、つねハ親方紫中大夫と云、といふ
官職のもの頭役にて在番し、一年をかきりて交代す、
在番の居所を本殿と呼ふ、以下の役職奴僕までの假屋
数十軒なり、

『地理纂考』

龍ヶ尾神社 城北十余丁にあり、島津の元祖島津忠久神
靈を奉祀す、例祭六月十八日なり、

『地理纂考』

吉野橋并新橋 城の東四丁ばかり、大堀に架せり、共に
石橋にて、両橋のあひた一丁余へだ、り、新橋ハ海口
にのぞめり、并に長さ六間余、幅三間ばかりなり、欄
干唐金の擬宝珠に慶長十一年の銘あり、

『地理纂考』

桂樹院旧跡 吉野橋の北一丁余にて、文明年中桂庵開基

なり、桂庵八周防国山口の産にて、年九歳にして出家し、應仁元年、四十九歳にして後土御門天皇の勅命を奉して明国に渡り、文明五年飯朝の時、薩摩の国坊の津に着船す、此とき天下大きに擾乱て京に上ることを得ず、薩摩に止まる、国主島津忠昌桂庵か儒學あるを聞き、即ち桂樹院を建立して住持たらしむ、桂庵程朱の説を傳へて儒名世に鳴る、即ち安国寺月渚に傳ふ、月渚また龍元寺二州に傳へ、二州大龍寺文之に傳へ、文之屋久島の如竹に傳へて天下に行ハる、といふ、桂庵諸所に轉住し、後に上伊敷村梅か淵に隱居す、その寺を東帰菴といへり、永正五年六月十五日、八十二歳にして卒ハる、墓ハ即ち東帰菴の故址に在り、正興寺正興寺ハ大隅国国府郷なり、今廢してなし、三十九世前南禅桂庵玄樹大和尚禪師墓と記せり、詩集一卷あり、島陰集と云ふ、其一二を擧ぐ、

島陰述懐

一二三山千萬峯 浮空積翠暮光濃

島陰絶景倩誰畫 浦々烟枯舩入松

和發麿島之詩

重陽菊後快晴天 数簇人家一抹煙

吟友相携此行好 江山何景不詩篇

桂樹院に主たりし時、明應元年壬子の作と集に見へたり、

『地理纂考』

長田神社

奉祀 事代主命

鶴丸城の北十丁余、福ヶ迫に在り、本社撰津国長田神社なりといへり、神名帳に撰津国八部郡長田神社あり、是なるべし、創建の年月傳はらず、国守の生土神にして、世々崇敬龜略ならず、毎歳十一月中卯日を以て祭日とす、

『地理纂考』

近衛水 福ヶ迫長田神社より西北五六丁、北郷某宅地に

あり、圍り一間三尺ばかりなる圓き石の井筒を置スベて、

清泉その底より湧出す、深さ四尺ばかりなり、四時増減なく、冬暖にして夏冷なり、地名を冷水と云ふ、此

清泉より出たるなるべし、大隅国櫻島郷上山某所蔵正平七年の文券に冷水とあるハこの地と見ゆ、冷水の名その久しきを思ふへし、慶長の頃ほひ、近衛関白信輔公當国に下向ありしとき、硯の水に用ひしよし云ひ傳へてこの名あり、此所の隣村伊敷村に信輔公旅館の跡あり、下にいふべし、

【地理纂考】

屯田 トシタ 城の東北四五丁ばかりの方域を云へり、又立野と

も云ふ、此地上古屯田ありしあとなるよし云り、屯田

ハ仁徳天皇紀に、上略、額田大中彦皇子将掌倭屯田及屯

倉、而謂其屯田司出雲臣淤宇宿祢曰、是屯田者、本大

山守地、是以今吾将治矣云々、大鷦鷯尊問倭直祖麻呂

曰云々、對言、臣之不知、唯臣弟吾子籠知也云々、(籠率)

吾子籠而來之、因問倭屯田、對言、傳聞之、於纏向玉

城宮御宇天皇之世、科太子大足彦尊定倭屯田也、是時

勅旨、凡倭屯田者、每御宇帝皇之屯田也、雖帝皇之子、

非御宇不得掌矣云々、是屯田之国史に出たるはしめな

り、其のち諸国屯田ありて、皆天皇の大御田なり、か

くてまた貧民を調救ふの設けとす、尚義倉義田のごと

し、安閑天皇紀に婀娜国膽殖屯倉あり、又和名鈔に薩摩の国日置郡富多とあるも屯田にて、本義富田なるへし、また立野とハ禁山封野など、その義に等しく、この地公田にして、民このあたりの木竹など私に伐とるをいましめられし上古の遺名なるべし、

(ハリ紙)

「地誌備考」

鹿兒嶋郡編集用

薩摩國

鹿兒島郡

鹿兒島

皇軍神社

照國神社

鶴峯神社

靖獻神社

松原神社

本學校

女學校

日吉神社

谷峰城

蛙鬮

孝女千代

船玉神社

嚴島神社

建部神社

塩竈神社

野元原

八幡神社

一条神社

聖之宮

高加木神社

鹿兒島神社

神月川

石堰

伊尔色神社

伴掾館

春日神社

青屋松原

牛落

紫原 原羅營（ウラシマノデン） 比志島城 高城

小山田瀑布（オヤマノタケ） 孝子喜左衛門傳 大鼓橋 鳥越

大磯 菅原神社 白山神社 仙巖園

三船神社

同郡

吉田郷

牟禮之岡（ムレ） 三重嶽 王子神社 黒山神社

都津宮神社（ツ、ミヤ） 松尾城

薩摩國

鹿児島郡

鹿児島坂元村

『地理纂考』

皇軍神社

奉祀 武甕槌命 經津主命 倭建命

此佗の数坐略す、

諸所に迁坐ありて、今城下練兵所の中にあり、島津齊

興新建す、祭日二月十一月初申日とす、

『地理纂考』

照国神社

奉祀（神祀） 明彦神（アキヒノヒコ） 勲照國命（ムネアキノミコ）

島津薩摩守齊彬の神靈を奉祀す、文久三年、勅命あり

て照国の神号を授けられ、權中納言從三位を贈らる、

かくて同年五月廿日神像着御ありて、城内大菊之間の

假り宮にまし、同年四月より神殿造営始まり、元

治元年甲子十二月その功おわりて、同月十九日に迁坐

ありて、神領百石島津久光・島津忠義父子より寄附せ

らる、かくて同二年己巳十一月廿二日、また從一位を

授けられ、（明治）右大臣從一位藤原朝臣實美公宣、大（慶應）同三年壬午十二

月二十三日、勅使岩倉具視卿下向ありて 御銀一振

を奉納せらる、

『地理纂考』

鶴峯神社 照国神社のうしろ、鶴丸山の南の山下十間ば

かりに在り、島津家歴代男女老少の神靈を安置して、

毎年二月五日・十一月中の辰の日を祭日とす、

『地理纂考』

靖獻神社 イサタマ 照国神社の西十間余にあり、慶應四年戊辰、

鳥羽伏見の逆乱よりはじめて、奥羽北越その外諸所の

戦争、會津城降服までのあひだに戦死せる薩摩・大隅・

日向三ヶ国の人々の靈魂を安置す、祭日正月三日・五

月十五日・九月二十三日なり、そもく當社の祭祀を

年中三度に定られしハ、正月三日ハ鳥羽伏見の軍のは

じまり、五月十五日ハ逆徒江戸上野落城、九月二十三

日ハ會津降伏の日なれハなり、

『地理纂考』

松原神社 鶴丸城南十二丁にあり、

島津家十五代陸奥守島津貫久・十六代修理大夫義久父

子の神靈を奉祀す、例祭六月二十三日なり、

『地理纂考』

本學校 照国神社の南一丁ばかりに在り、學頭・教官そ

の佗師員および和漢西洋の学を講習すること一に朝廷

の規則によるなり、

『地理纂考』

女學校 松原神社より南一丁余に在り、はじめの女學校

に規則同し、

鹿児島郡

西田村

『地理纂考』

日吉神社 ヒエ

奉祀 大國主 命 例祭十一月
月初申日

西田村の生土神なり、創建の年月且つ來由詳かならず、

世にこれを山王と号して祭神さまくの説あるハ附會

なり、

『地理纂考』

谷峯城 西田村日吉神社の上なる山上なり、曆應四年四

月、島津貞久東福寺城を抜き、敵尾頸の小城をたもつ、

貞久また尾頸を抜く、敵走りて當城に抛り、上山城(今

の鶴丸城なり)を襲ハむとす、貞久またこれを敗る(東

福寺城の条にいつ)、また觀應のころ南方の賊この城

に抛りて上山城をおそふと旧記に見へたり、按するに、

南方の賊とハ、建久八年薩摩の国圖田帳に阿多の地頭

佐女島四郎とあり、このもの東鑑に阿多平權頭忠景

勅勤をかうむると云々とある忠景と同族にて、其のち

佐女島彦次郎入道蓮道といふもの 南朝に属してしば

く、貞久に敵せしこと旧記に見へたり、これらなるへ

し、

『地理纂考』

蛙鬪 カハフク、カヒ 日吉神社より東八丁余に本菅原神社ありて、その

前なる池を天神の池といへり、又この池より東北六丁

ばかりに南泉院の池といふあり、此寺かの照国神社・鶴峯
神社等の境内となりて、

いま寺も
池もなし、寶曆のころなりしとぞ、南泉院の池より数千

の蛙來りて天神の池の蛙と鬪ふ、また此ところより南

一丁ばかりに窪田の池と云あり、此池の蛙余多來りて

天神の池の蛙を援く、たがひに陣列を成し、聲をあけ

て相咬ひ、死すること其数を知らず、既にして互ひに

引く、翌日、天神の池の蛙南泉院の池に至りてた、か

ふこと前日のごとし、かくの如くなること四日にして

のち、遂に和平のさまにて、互に屍を負ひ、己か池に

はこび飯りしとぞ、今に傳へて奇談とす、按するに、

續紀神護慶雲二年秋七月壬申朔、庚寅、太宰府言す、(景)

肥後国八代郡正倉院北畔に蝦蟆陣(例)すること廣さ七丈

ばかり、南に向て而去る、日暮れにおよんで去る処を

知らず、また同紀延暦三年五月辛未朔、癸未、撰津職

言す、今月七日卯の時、蝦蟆二万許り、長さ四分ばか

り、その色黒斑なり、難波市南道より南に行て池に列

ること三丁許り、隨道南に行て入四天王寺内、至於午

時皆悉く散去す、また漢武帝元鼎五年、蛙與鬪た、か

ひし由、事文類聚に出つ、然れハ例なきにあらずとい

へとも、實に希有のことなりける、

『地理纂考』

孝女千世 千世ハ鹿兒島下町の人なり、生死の年月
詳かならず、父を

高崎孝右衛門と号す、いとけなくして父母に仕ること

甚た深切なり、成長して東吉郎右衛門に嫁し一生を生(命)

す、夫およびその子先立つて死し、父亦つひて死す、

家貧く母を養ふ人なきかゆへに、家に飯り母に仕るこ

と五十年、その丁寧反復具さに述べべからず、此事官に聞へ、安永七年、禄若干を賜ひ、また市人共志を合せ堀江町に宅地一ヶ所を與ふ、天明元年、増田温孝女門の記を撰して石碑を堀江町に建つ、碑文左の如し、

孝女千世者鹿兒府人也、蚤寡獨與母居、竭力奉養、家素貧、僅鬻菓瓜餅餌以生活、雖然、營求甘旨進母、

母亦知其窶、數誠罷之、於是温清之暇為人紡績務、

殖生産、而視若有餘資者、以細解其意、遂俾母終身

不知其勞矣、郷隣感其誠、靡不称孝女之孝出於天性

者矣、市正審其状聞于官、官命吏廉察、皆有驗、安

永七年戊戌正月十七日、賜米四石褒賞之、其月母卒、

時年過九十、孝女事之凡五十年一日也、及母没、市

正憫孝女之名与母同朽、乃買宅一區於堀江坊與而居

之、悉除其課役、標曰孝女之門、因使温記其梗概如

此、孝女父高崎孝右衛門、嫁東吉郎右エ門、生子嘉

兵衛、皆先是死、天明元年増田温撰、増田温ハ鹿兒島下町の町人にて、俗

称を孝兵衛といへり、

同郡

武村旧記に田毛の二字を用ふ、この地稲田多今武に作るハ意義なきの俗字なり、

『地理纂考』

船魂神社

奉祀 表筒男命 中筒男命 底筒男命

武村船手の跡にあり、船手ハ官船をつなく役所なり、

島津光久代十九時代貞享五年戊辰二月十八日、鶴丸城の

東北今の春日の神社のほとりに船手を建立し、擁護の

為めに當社を創建す、慶安以前の地図に、かの春日の

神社のほとりに加子町カコヤチとあり、此所なりけむ、さるを

明暦三年、神社ともに船手を武村に移し、今また鹿兒

島新橋のかたわらに徙して、神社のミ武村にのこれり、

『地理纂考』

嚴島神社

奉祀 多紀理毘賣命タキリビメ 市寸島比賣命イチキシマヒメ 田寸津比賣命タケツヒメ

當社ハ初め鶴丸の城内二之丸に鎮座ありしを、安永四

年乙未十二月十一日、此ところに迁坐ありしといふ、

また坂元村坂元築地に嚴島神社ありしを、近年この所に

合祭して一社とす、坂元村嚴島の社傳に曰、慶長十四

年、琉球国^(地)尚寧反す、島津家久家臣樺山久高を大将

として平田増宗を副将として是を伐しむ、久高等命を

受て琉球に渡る、時に洋中海上に天女出現し、久高に

向ひ、吾ハ琉球国波の上の祠なる辨財天女なり、吾を

齊祭^(地)らハ汝をも擁護すへしといふ、久高即ち船の簀板^(舟)

を海に投して、神言果して信ならハ、この板に乗ては

やく薩摩にいたれ、皈朝の後ち国君に告て神慮のごと

くならしめむと答ふ、天女板に乗りてたちまち去る、

琉球平治して国に皈り、久高是れを国守に告けて簀板

を尋るに、十柱^(十柱上)に出づ、の海濱に是を得たり、即ちその

所に小島を築き、神社を建立して天女を祭る、その後

多賀の山下に迂し、また向築地に迂せりといふ、この

三女神をあやまりて辨天と称する諸所に多し、これに

限らず、掛まくもかしこき 天照大神をさへ大日如来、

大国主命を大黒なといへる類ひ、ミな妖僧ともか妄言

なり、よりにて 王政復古の始めにかくのごとき神佛混

淆の神社すへて佛体を除そき、大明神・権現・辨天等

の稱を廢止す、

『地理纂考』

建部神社

奉祀 大己貴命

例祭九月十九日

俗に大田大明神、或ハ武大明神と号す、闔村の生土神

なり、岡阜の半腹にして、田野山海双眸に収む、初め

今の社頭より東し十丁ばかり山上に鎮坐ありしよし傳

称せり、創建迁坐等の年月詳かならず、鰐口に、奉寄

進^(地)大田△大明神云々、于時永正十七年十一月云々

とあり、大隅の國小根占郷建部神社の条に詳なり、

『地理纂考』

塩竈神社

奉祀 塩土老翁

例祭一月廿九日 九月十五日

此地もと武村の内なりしを、分ちて塩屋村とす、寛永

五年建立なりといふ、延宝八年九月棟札に、薩州鹿兒

島塩屋村鎮坐塩竈明神、則ち神代塩土老翁而當村守護

之靈神なりと記したり、この里の海濱すへて塩田にて、

闔里塩を煉るを以て業とす、ゆへに里人崇敬化に異な

り、

『地理纂考』

野元原 山田聖栄自記に曰、氏久御代に氏久ハ島津忠久より六代、崑山

禮部下向、鹿兒島野（原本）原羅に陣取り、氏久日野伏を

出し合戦す、或る時禮部手より言ばをかく、島津方の

手に取り分け承りおよび候山田弥九郎殿と申す人に見

参仕り度候、禮部手に多田と申す者にて候とそ名乗り

ける、弥九郎ハ四尺ばかりの太刀に手楯を持ち屯す、

是ハ何ことかと傍輩ともいふ、されハ我を戀るほどの

仁なり、如何さまにも上太刀打むすらむ、手楯をさし

出して、楯端を切らせて下を薙へし、蹈ミよりて組て

勝負をせむと思ふなりとて手楯を持つ、敵ハ袖笠印な

と取付て殊のほかはまりて見ゆ、たがひに出て合ひ、

多田ハ長刀の大きなをもちて、案のごとくに上太刀

に成て切てかゝる、楯のはを切らせ、ふミよりて下を

なき、敵の袖かしら草摺を切り拂ひ、互に蹈ミより

く、敵長刀なれハ、彌九郎か甲のてつへん眞向吹返

しにそかかりける、両方はやくまんとすと見へけるに、

後ろの兵とも一度に走せよりのくる、禮部方よりも同

しく寄せてのくる、弥九郎云く、正しく敵の袖かさし

るし切りおとしつると覺ゆると、太刀打の所に返して、

しるしを太刀のさきにつらぬきてさし上げ、是れ御覽

候へ、今日の勝負のしるしそと云ひて、時を作るとあ

り、禮部とハ南朝の大将崑山治部大輔國長一書に崑山修理亮直顯とす、

にて、文和三年九月鹿兒島に來り、東福寺城を攻めむ

とて、薩摩・大隅・日向三ヶ國の南朝の軍をひきひ、

軍を二つに分ち、一つハ野本原に軍し、一つハ原羅に

軍す、島津氏久寡を以て衆に對し連戦数日、その時の

戰場なり、多田ハ通称を七郎といへり、(山田聖栄ハ島

津忠久より二代島津忠時他腹の長男山田忠継より五代

の山田久興嫡男にて、出羽入道と号す、文明年中の人

なり、(マコ)

同郡

荒田村

『地理纂考』

八幡神社

奉祀 應神天皇 玉依姬命 神功皇后

例祭九月二十三日

創建の年号詳かならず、闔村の生土神にて、往古ハ鹿

児島の宗社なりといふ、建久八年薩摩国岡田帳に、大隅国正八幡宮御領鹿兒島郡荒田荘云々、東鑑に、元久元年十月十七日大隅正八幡宮寺訴へ申云々、荒田荘地頭山北六郎種頼云々とある荒田の荘なり、相つたへて此ところまで大隅正八幡宮の神領にて、境目の標に當社を建立ありしといふ、そもく大隅正八幡宮ハ神名帳に所謂鹿兒島の神社にて、後に八幡大神を合祀せしより八幡宮と社号をとなへ来れるなれハ、當社も始めハ鹿兒島の神社と稱して、祭神 彦火々出見尊なりしにやありけむ、また鹿兒島の神社を八幡宮と唱ふる後に成りての建立にて、始めより祭神今のことくなりしか、是等ハ考ふるに抛るなし、元龜二年四月、下大隅の大隅の国の中垂水郷の辺より以の南の數郷を往古下大隅といへり、賊徒襲ひ来り、當社を乱妨し、神宝を奪ひ、舟に乗りて皈へるに、暴風おこりて舟危く、宝物海に捨たりといふ、毎年祭日に荒田の濱に行宮を設け、神輿を護り下る、神官前後に圍ミ神樂を奏す、神輿を昇ける壮年の男子とも声を発し、前にす、む事十歩なれハ、退くことまた十歩なり、左右も是におなし、かくの如くしばく進退するを神のよ

ろこひ玉ふと云ふ、大きな傘、或ハ鉾旗などを携へ陪従す、還御のときも始めに異ならず、又荒田村の四方の端に隨神の神社ありて、三年目の春毎に神輿を奉して四境を巡る、是を境回りといふ、一社毎に神輿をと、むるなり、行装祭日に同し、社内に天正二年甲戌十二月二十六日武内殿一字再興と記せる梁文あれと、今其社なし、

○蝮蛇鎮符ムシウツマシ 當社ハこの毒虫を太しく惡ミましますに因て、荒田一村絶へてこの虫をみるることなし、是故にミな人社の下なる砂を拜請して鎮符とす、常に是を懐中すれハ、他所におひても此害を被むることなし、又この虫に此砂を撒ヤけは、痿よいたミて働ムくことを得ずして、つひに死すと云ふ、

同郡

郡本村

『地理纂考』

一条神社

奉祀 天照大神

例祭九月九日
十月朔日

創建の年月詳かならず、社傳に、薩摩國穎娃郡開聞神

社迎祭して、社号をも上古開聞と唱へ、かの穎娃の郡

なる開聞神社の薩摩國の一の宮なるにならひて一の宮

とも云ひしか、後々ハ混淆して、つひに神官等争論起

りしゆへに、吉田兼連に請ひ社号を改めしといふ、説一

に、郡山郷に一の宮^あ、是に分つと云ふ、貞享五年二月の棟札に一の宮大明神

とありて、元禄十四年の記録にハ一條の宮と見ゆ、此

頃の改号にや、宝永八年辛卯二月六日の記録に、一之

宮大明神となへ候処、近年ハ一條と唱へ候とあり、

建久八年薩摩國圖田帳に郡元の社七町五反鹿兒島郡内

と見へたるハ是なり、十月の祭祀に神輿濱下りあり、

神社より巽三丁ばかり海道のかたわらに古松ありて、

その松蔭を柴立と呼ふ、此処に神輿を駐る例なり、

同郡

小野村

『地理纂考』

聖之宮 ヒシリ 創建祭神詳かならず、園田清左衛門宅地にあり

て、稻荷神社を會祭ス、即ち清左エ門氏の神なり(應

永十二年八月、島津久豊此地を園田に與ふ、子孫承襲

して爰に住居す)、大永六年、島津八郎左エ門實久(實

久ハ九代島津忠国弟島津用久より五世にて、この時薩

摩の国出水郡等を領す)叛く、同七年、その黨鹿兒島

に充つ、此とき島津貴久清水城に在り、清水城前に出つ、六月十

五日夜、侍臣と相議し、城を出て園田か家に入る、賊

徒追ひせまる、園田清左エ門▽●實明△貴久を聖之宮

にかくして危難を免る、

『地理纂考』

高加木神社

奉祀 伊弉册命 例祭九
月九日

木村時勝建立といふ、系圖を按するに、時勝ハ北條高

時弟泰家カ三世の孫なり、泰家熊野の神を奉し薩摩國

祁答院に來る、時勝後に祁答院を去つて此高加木山に

うつり、當社を建立し、木村を氏とす、額に高加木と

記し、棟札にハ高鍵或ハ高賀木とあり、名義知るへか

らす、この地山嶺神社をかこみて、其あいた楓樹多し、

後ろの巖壁より飛泉二流社をはさみて瀉ツき落、社の左

なるを男瀧、右なるを女瀧といふ、紅葉のとき八下流に映して錦をひたせるかごとし、その景賞するに足れり、

同郡

草牟田村

『地理纂考』

鹿兒島神社

奉祀 彦火々出見尊

豊玉姫命

例祭二月七日
十月十七日

創建の年月詳かならず、社号を俗に宇治瀬と称す、應永十五年・寛正三年の棟札に宇津佐大明神とあり、宇治瀬・宇津佐通音なり、三代實録に曰、貞觀二年三月

二十日庚午、薩摩国従五位下鹿兒島の神に授従五位上とあり、是なり、社頭より南四丁ばかりに大河ありて神月川といふ、古來相傳へて、二月十月の十七日の夜この川逆流すと、また櫻島小池村總尾崎の海を過れハ船膠ネリりてす、ます、海神の當社にもふて玉ふに因れりといふ、さて祭日に

この所より南ミ半里余塩濱の海辺に行宮を興て、神輿臨幸の行装壯觀なり、騎馬の神官數十騎前後を守護す、歩行の神官にいたりてハ其かずを知らず、又町家の氏子とも男女供奉の輩夥し、その中に女子の十二三歳な

る者とも白衣・緋の袴にて榊の枝をおのく携へ五六十人供奉す、先つ一番に御鉾をたつさへ、次々に次第をみたさず、大きな傘數十本、或ハ幡數十流を翻し、路すから神樂を奏す、行宮にいたり、祭式おわりて還御始めのごとし、

『地理纂考』

神月川 水源郡山郷より出つ、東に流る、こと数里にし

て、鹿兒島の前にいたり南に折れ、新上橋、西田橋、

高麗町橋、武之橋の四橋をすきて海に入る、鹿兒島第一の大河なり、神月川の名義詳かならず、或ハ鹿兒島神社の神嘗月の祭の異称なりといへり、

同郡

上伊敷村

『地理纂考』

石堰 イシキ 鹿兒島神社より北半里ばかりにあり、即ち神月川の上流なり、高さ十間、横十間ばかり、切石を疊ミ上けて大河を湛へ、西南の山下に大渠ウツミを掘通してこの水

を引き、畝畝の間たに回らして遍く田地にそゝく、是によつて、伊敷村ハ云も更なり、下流小野村・草牟田村▽^④永吉村△・原良村・西田村・武村・荒田村等の数村更に早魃の患を知らず、又この川香魚^{アユ}多く、二三月のころ鈎を以て是を釣り、七八月大なるにおよんでハ網もて是をとる、堰より上流にいたりてハその年魚大きなり、上流にのほるに従ひますゝ大きにして、長大なるは尺にあまれり、

同郡

下伊敷村

『地理纂考』

伊^イ尔^ニ色^{シキ}神社

奉祀 伊尔色命 稻倉魂命

創建の年月詳かならず、三代實録に曰、貞觀二年三月廿日庚午、薩摩の国正六位上伊尔色神に授從五位下とあり、伊尔色命ハ垂仁天皇第二の皇子にて、書紀に五^イ十瓊敷入彦命、古事記に印色入日子命^{イニシキイリヒコ}とあり(三代實録に伊尔色とあるハ略称なり)、村の名を伊敷と呼へ

るハ伊尔色の略称なるへし、白尾國柱曰、此地蓋五十瓊敷入彦命の采邑ならむ、因て名とす焉^{スル}者欤、畿内志曰、河内国河内郡日下村^{クサカ}御所池、古事記印色入彦命造日下高津池、即ち是なり、また和泉大鳥郡取石池^{トロシ}在綾井莊、廣さ五百三十余畝、垂仁紀に曰、作高石池、また同国日根郡珍努池在野々村の西、廣さ三百三畝、相傳、印色入彦命所鑿、今日布池、又同郡樟井村君池、廣さ五百畝、相傳、印色入彦命所鑿云々、是皆古の時開荒の処なり、今伊敷村の左右ミな水田多く、蓋垂仁の御宇印色命天下に週遊して、池塘を鑿り、水を導^ヒき、新墾をつとめて大ひに民に功あり、ゆへに祀を奉して邑名に存^コせるならむ云々とはいへり、今この神社を土人年の宮、或ハ年の神ともいへるハ、この神の恩澤によりて世に飢渴の難を知らず、ことに伊敷村ハ他に勝りて水旱のうれひなく、年々稻穀豊饒なるかゆへなるへし、稻穀のよく稔^ウるを祝詞に多く年といへり、又上古開拓の事を國引といへり、出雲國風土記に、八島土奴^{シメヌ}美神^ミを國引坐神とあり、これハこの神出雲の國を開拓なし給ひしによりてなり、正平十三年四月二十八日、

鳥津氏久鹿見鳥諏方神社に神領寄附ありしときの状に、伊敷村国引田一町云々とあり、其ときまで八古言の遺れるをおもふへし、国引田ハ今新田と云はむかごとし、

『地理纂考』

伴掾館 伴兼行居城の址なり、伴姓系図を按するに、

大友天皇の皇子余那足^{ヨナタリ}始め賜伴姓、傳七世至伴掾大監兼行始めて居薩摩国鹿見鳥神食村、至曾孫兼俊領大隅国肝属郡辨濟使とありて、兼俊以前伴氏の居城なり、

此地方四町ばかりにて、伴掾御館と号す、長元九年九月、兼俊大隅国肝属郡を賜はり、同郡高山に移る、自後伊敷彌次郎忠純伴掾館に守護たり、忠純ハ長谷場六郎久純二男にて、伊敷村に住す、ゆへに氏とす、さて伊敷の名ハ伊尔色神社より出て、肝付家譜にはゆる

神食村ハ即ち今の上伊敷村といへり、されと兼行居城のあとハ今下伊敷村なり、これによりて熟按するに、この上伊敷・下伊敷の両村往古ハ伊敷と号して一村なりしを、里民ひそかに分ちて内々上下ととなへ、彼旧跡ハ上伊敷の方に属しけむを、後に檢田ありて下伊敷

に隸^{タカ}しにやあらむ、貞和六年二月の古記に甘子木村と書たるをおもへハ、當時定まれる文字なきかゆへに、心にまかせ神食ともかけりけむ(藤野某藏書嘉曆二年閏九月探題英時下知状に伊敷村名主四郎入道とあり、又正平六年佐多三郎左衛門尉忠光伊敷村を領して此地に住せること、その家譜に見ゆ、又正平十三年五月朔日山田諸三郎忠經に上伊敷村地頭を玉ふと山田藏記に見ゆ)、さて肝属の家を 大友天皇の後裔なりといふことうたがひ無きにあらず、伴姓ハその本大伴にて、天押日命の後なり、淳和天皇の御諱をさけて単姓にハ成りしなり、姓氏録に大伴の出所種々見へたれと、與那足の事ハ見へず、この事大隅の国肝属の郡高山の卷にいふべし、

同郡

同村

『地理纂考』

春日神社

奉祀 建甕槌命 經津主命 天兒屋根命

伊尔色神社の西一丁余にあり、文祿三年、近衛信輔公薩摩国坊津に謫せられ、此ところに暫く移居ありしとき、帰京の祈願に建立ありしといふ、三十六歌仙の哥を親書して奉納ありしを、正徳年中官に収れりとぞ、

『地理纂考』

青屋松原 郡元村の海辺なり、觀應年中、薩摩の国谷山郡司平忠高国命に應せず、島津貞久兵を發して谷山波平に陣をとる、忠高弟祐玄に命して、兵を領し間道を経て鹿兒島と谷山との境ひ牛落青屋松原より西南四丁ばかりに出て後路をたゝしむ、和泉右衛門兵衛尉忠直貞久舎弟下野守忠氏子援兵を卒し牛落しにいたる、道路更に人なし、伏兵後路を断つを察し、兵を青屋松原にかくし、忠直単騎にしてゆく、時に祐玄また単騎にして來るに會す、とも地勇悍の名あり、忠直精神をはげまし、祐玄を捕へて首を斬る、青屋の軍す、ミテ敵を討つ、敵ことごとく遁れ去る、忠直波平にいたり貞久に會す、忠直か勲功を感せざるものなし、一説に康永元年壬午の八月とす、忠直後に親戚をはなれ、獨り征西將軍の宮にしたかひ、薩摩を去つて豊後国に

徙居してつひに死す、忠直子氏儀、その子久親猶豊後にありて官軍に属す、島津氏久にいたり、親戚他国にはなれ居るへからずと頻りに招きかへし、日向国深川院を采邑に与ふ、久親二子あり、長を直久、次を忠次と号す、島津久豊に従ひ、川邊松尾城におひて兄弟ともに戦死す、白尾国柱曰、南北の皇統順逆を以て議すれハ、北朝を擯け南朝を擡ぐるもの固より天下の公論なり云々、忠直ひとり群を離れて足賊の招きに應せず、征西將軍の宮に属し奉り、忠勇義膽敢てその節を屈せずして豊後に徙居し、つひに陣没す、名分よりして是を称せは、吾藩勤王の士忠直をもつて翹楚とすへし、後世成敗を以つて事を論し、足利か催促にしたがひ軍功を抽すなどいへるもの、實ハ賊をたすけ叛に與するにあらずや、その功いよく大きなれハ、其罪いよく大きなりといふへしといへり、

『地理纂考』

牛落 郡元村に属して、鹿兒島より谷山へ往来する街道なり、西ハ懸崖にて、東しハ海なり、ミナ人撰津の国

の一之谷に似たりといふ、山田聖栄日記に、鹿兒島の内牛おろし、或ハ牛落し、或ハ牛かけの濱とあるハこのところなり、今俗牛懸灘といふ、谷山祐玄陣營の跡なり、

『地理纂考』

紫原 郡元村の野岡にて、牛落しの西につづけり、天文八年己亥三月十三日、島津貴久谷山の敵を討つ、この時島津八郎左衛門實久谷山をうばひ貴久に敵す、また谷山本城の城主禰寝播磨大軍をひきひて實久を助け、紫原に迎へた、かふ、貴久これを敗り、播磨をはじめ以下の将卒數十人を斬る、

同郡

原良村

『地理纂考』

原良(城)宮(城)城西(半里) 今原良に作る、即ち前に出たる文和年中島山国長か陣營なり、また應永二十年十一月、島津家臣伊集院頼久反して清水城を焼き、退ひてこの所に陣す、

此とき島津久豊(忠久より八代)大隅国菱刈の乱を鎮むか為に清水城を發し、同郡吉田にいたる、此変を聞き、即ち馳て鹿兒島に還る、吉田清正(吉田領主)・蒲生清寛(蒲生領主)等これに従ふ、同月十二日、久豊軍をすむ、清正・清寛この他従兵多し、小野・原良両村のあいだに戦ひ、頼久か軍を敗り、敵の大将町田土佐・日置肥前等數十人を斬獲し、頼久を此營にかこむ、頼久進退道なく自刃せむとす、清正・清寛等頻りに一命を請ふ、久豊聽かず、再三にして終に許して所領伊集院に帰る、此事清水城の条にも出たり、(衍カ)

同郡

比志島村

『地理纂考』

比志島城(城北三里) 當城ハ滿家上総介重賢入道榮尊居城なり、榮尊信濃国の守護職志田三郎左衛門頼重子なり、頼重故ありて薩摩國に謫せられる、島津忠久これを扶助して比志島村に置く、頼重滿家院の郡司孫太郎永平か女を娶て榮尊を生む、榮尊滿家を以て家号とす、頼重赦

免ありて信濃の国に帰り、栄尊永平か譲りを受けて満家院を領す、満家院ハ日置郡にて、鹿兒島に隸たり、

同郡

小山田村

『地理纂考』

高城城の西北三里 一名を小山田城といふ、建武年中小山田彦

五郎景範居城なり(景範ハ上総介重賢子孫比志島孫太

郎忠範第二の男)、應永二十一年正月二日、伊集院頼久

當城を攻む、城主小山田伊賀範清・一族出羽義村・淡

路貞清以下終日戦ひ、両軍死傷多し、

○平城 高城の亥子の方一丁余にあり、小山田か一族

城主たり、

『地理纂考』

小山田瀑布 平城の北三丁ばかりにあり、水源郡山郷の

山中より出つ、高さ五丈五尺、横狭くして水勢壯ンな

り、土俗陽瀧と号す、一名を布引といふ、左右藤多し、

また平城の南に陰瀧あり、高さはつかに二丈ばかりな

り、下流ともに神月川に入る、

『地理纂考』

孝子喜左衛門傳

孝義録曰、薩摩の国日置郡山郷小山田村孝行者喜左

エ門ハ、高も持ぬ百姓なり、父ハ宝永のはじめ失せけ

るに、その常に居し所の席を母の居所にさだめ置て、

己れハその下に座し、いさ、かも不敬の躰をなさず、

早く妻をめとりしか、母を養ふことおろそかなりとて

出しやり、その後妻をむかへよとあれハ、卑賤の身に

て孝心あらむ妻を擇ふへきこと心に任かたし、いかに

も己れ一人して心のまゝに養むとて、晝夜母のそばに

あり奉養おこたらす、小山田村に蔵屋敷ありて、村の

民三四人つ、日夜輪番せしことありしに、喜左エ門か

番に當りける日ハ、同じ番にあたれる者をたのみ、一

刻つ、暇をこふて母を省ミ、またハ人のもてなしに招

れても、母のひとりありて侘しからむことを思ひ、頓

に坐を立て酒をもとめ販り、母とともに楽ミけり、宝

永六年五月、領主より褒美して鳥目若干取らせけりと

あり、

同郡

吉野村

〔地理纂考〕

大碓橋(④) 精木川の川上實方にあり、兩岸自然の巨岩より

切石を組ミ架して柱ハなし、兩岸のあひたせばくして、洪水の時つねの橋にてハ保ちかたきに因てなり、水門まろくして大碓のことし、

〔地理纂考〕

鳥越 東福寺城の西の麓後迫より大磯にこゆる坂路なり、此方よりのぼること中天(④)に冲(④)るかことく、彼方に降ること無底の谷に陥るかことし、飛鳥この峠を越るに、地を放る事(④)わつかに尺(④)に過ず、

〔地理纂考〕

大磯 田の浦の北につゞきて同し海岸なり、一名を仙巖洞といふ、翠嶺後を圍ミて、その間にかの鳥越の一路

通す、東ハ高千穂の靈山をはるかに望ミ、西南に開聞の嶽富士の面影をうつし、前ハ間近く櫻島に對す、凡そ南ミの方山川の海口より東し福山にいたるまで二十余里一望の中において、その風景千態万状具さに述ふへからず、鹿兒島第一の勝地なり、

〔地理纂考〕

菅原神社 大磯松ヶ平にあり、貞享三年、島津光久建立す(祭日八月二十五日)、大磯の岸頭にて、その地道路より二丈ばかり高し、此地の風景を眺望せむに、この社頭を第一とす、

〔地理纂考〕

白山神社

奉祀 伊弉册命 菊理姫命(ケリヒメ)

大磯山下川の北岸にあり、島津吉貴(代)此地にうつして再興す、はじめ鎮坐の地審ならず、

〔地理纂考〕

仙巖園 仙巖ハ大磯の一名にて、園ハ国主の別館なり、

萬治年中、十九代島津光久是を建立す、旧名大丸といへり、二十五代島津重豪園の内外なる勝景を多らひ仙巖十六景と号す、清人の詩あり、石に刻して園中に建つ、また喜鶴亭あり、ことハ其記に詳かなり、左に載す、

喜鶴亭記

喜鶴亭在本城北十里、其地錦峯繡嶺、前臨大江、且多奇石、故比於龍虎山之仙巖云、天明丁未之歲、老太守中将公至自東都、暇日遊於喜鶴亭者屢矣、因撫其登臨游觀之狀最可喜者、為十六景、命画師各圖其狀、合為一卷、既又別寫其圖、託長崎人林梅卿、求詩及序為一帖、又命臣山本正誼為之記、謹按、萬治年中、寬陽公創建別館於仙巖洞、名曰仙巖園、其後寛文年中、新構一亭於此、落成之日、宴於亭上、適有雙鶴、自東而至翱翔翩翩、遂降庭前、飲啄棲止、移時不去、於是群臣拜賀、以為嘉瑞、奉觴上壽、皆呼千歲、因謂其亭曰^①喜鶴[△]、而學士大原林齋為之

記、即今亭也、記文實在壁上、蓋本府城下多山水、

而仙巖洞最善、洞中多園池、而仙巖園最善、園中多佳処、而喜鶴亭又最善、於是内聚竹樹泉石之美、外鍾江山林壑之秀、千態万貌不可具狀、然其最善者莫若十六景、^{以下略す、}

十六景序

夫天曰蒼天、海曰碧海、扶桑曜日、若木舒華、斗柄乍看其東指、宇宙皆春、^②地不^③缺于巽方、山川並秀、乃有薩摩国者、即日本之連疆也、臨以碧津、迎茲險嶼、斜演析木、遥峙沃焦、非藉巨靈之擘、偏成海外名山、乍當義馭之外、便見日邊好景、園惟瀨水、即是瀛洲、巖亦称僊、何殊蓬島、千萬里經遊非遇、十六景勝地堪誇、豈不足以壯游觀供眺覽哉、今者重洋穩波、忻看輻湊之蕃艫、官貨交通爭喚、往來之唐客撫此地林泉、新遠人耳目、增邱壑於胸中、走風雲於筆下、^{ヤトウア}倩荆闕妙手繪出層巒、借顧陸竒才寫成尺幅、於是搜問學士、拈珊瑚以哦詩、選勝文人、含霜毫而得句、春風畫閣披圖、瞻東海之雲霞、細雨曉牕搯筆、揮西園之翰墨、遂使王

摩詰卽畫卽詩並傳其妙、非若謝幼輿、▽^(地)一邱△一壑得

書其竒也、爰製序言以弁簡首、歲在著雍涪灘圍、余月

穀旦、左春坊錢堅、

戊申仲夏

鳴雨泉シラシキ

外史曹鎌光

山脉通源日夜流

淋々似雨響園秋

烹來石鼎供茶話

七椀邀虛一咲休

赤松林

雲南學政吳俊

虬枝低垂翠成堆

未受秦封次第栽

薄暮擁濤風景動(影)

疑撐月到薩摩來

騰蛟石

翰林庶掌出知福寧刺史江琅

雲根拔地幾何年

形肖蛟騰却宛然

千古青蒼冠名勝

每逢風雨似昇天

香楓巖

經廷講宦戶部尚書董詰

春風吹醉早楓丹

夾岸香來到曲欄

此景獨餘海外有

神僊應羨是竒觀

蕃蕉邱ソチツバ

翰林修撰汪如洋

培成翠碧帶山腰

葉々迎風鳳尾搖

也抱歲寒心似鉄

不驚飛雪響肅々

修竹徑ツクシ

(史)史部右侍郎順天學政金士松

玕琅千萬立成林(琅玕)

細路通人幽境深

傍午不知過赤日

清涼慣透愛吟心

荻蒿叢ヨモギカモ

翰林院編修范來宗

歷乱秋風影不齊

含煙和露隔花溪

莫嫌寂寞蓬蒿逕

慣遣高人遠托栖

葡萄架ブドウヅメ

翰林院編修加一級嚴福

漢使西歸味共探

移栽嘉種遍東南

結陰成架初添竹

珠帳艸竜護碧嵐

以上仙巖園中八景也、

菅神廟キタクミヤ

御史李黎

巍然神宇白雲邊

靈爽憑依別有天

洗淨塵綠留好景

楓香蕉色寺門前

櫻花溪サクラヅメ

太守王文治

張家紅粉擅風流

圖畫天然到練洲

好賺漁郎成問訊

一溪春滿東海頭

龍洞院

承宣布政司王昶

天平遙對院門青

四月寒生古樹林

噓氣成雲迷洞府

蒼苔冥漢瑣層陰

飛鳥越

大學士積璜

灰徑垂空界碧山

人依飛鳥試躋攀

紅塵不到芒屨底

徐度松雲幾疊閑

朝夕池マヘノウミ

主事顧宗泰

群峯環抱一泓秋

水落水高早暮流

正合僊園人竚立

果然身已到瀛洲

匹練洲スサキ

侍郎蔣元益

雲羅霧縠影相將

疊雪輕句帶水鄉

倘倩白魚拋玉尺

量來應有幾多長

天平山サクラシマ

翰林院編集梁同書

高峯儼與碧霄齋(地)齋

矗立當空萬象低

絕頂徘徊天闕近

何須更上步雲梯

海門山ヒラキ

侍讀學士彭紹号(地)觀

海門兀峙鎖洪濤

能抗前津風怒号

萬里乘潮客出入

玉鯨隱々与金鼈

以上仙巖園外八景、

『地理纂考』

三船神社 大磯より東し半里はかり海岸にあり、祭神お

よひ創建の年月詳かならず、小兒の諸病およひ痢疾の煩ひなからぬことを祈るに靈驗ありとて、海陸より諸人夥し、此地松林の中にて、前ハ海にのぞミ、風景愛すべし、

物産

器用 大砲 小銃 刀槍 長刀 弓 矢 磁器ヤキモノ

▽(地)櫛△

飛禽 鶴 雁 鳧 雉

走獸 猪 鹿 家猪 貉 兔 羊 野牛 家鴨アヒル

鱗介 鯛 方頭魚 金絲魚

飲食 密柑 九年母 文旦 桃 李 梨 柿 栗

椎 楊梅 西瓜 銀杏

花卉 牡丹 芍藥 菊 桔梗 菖蒲 蘭 萬年青

鹿兒島郡

吉田郷

鹿兒島の東三里余なり、周回十里三丁二十六間、東し

重富、南鹿兒島、西郡山、北蒲生に接す、村落五東佐多浦村、西佐多浦村、本城村、宮之浦村、高六千六百六十八石二斗六升八合余、本名村、宮之浦村

士族千九十二人男五百九十七人、女五百九十五人、卒二百九十二人男四百四十八人、女四百四十八人、平民二千三百五十三人男千八百七十二人、女千七百七十八人、惣人員三千八百三十七口、惣家部九百七十七戸、當郷ハもと

始羅郡に属せしを、天正十五年鹿兒島郡に隸ズり、往古

大蔵行忠数世吉田を領す、天仁三年正月、大隅の国国府郷八幡神社の執印行賢吉田をうばひ、八幡の神領とす、既にして源為重に譲る、源の為重ハ源の為朝次子

なりといふ(大日本史為朝の傳に為重を載せず、今古老の傳説に拠て記す)、為重是を外孫長太夫清道にゆづる、清道吉田を家号とす、その子吉清右大将頼朝に仕ふ、吉清より九世の孫吉田清正、島津元久にしたか

ひ京師にのほり能登守に任す、後に島津久豊執事たり、永正十四年、清正より五世の孫吉田若狹守位清吉田の

城に拠て謀反す、同年二月十二日、島津忠隆親ら軍兵を領し来りて城を攻む、位清力ら盡きて降を乞ひ、十

四日に城を開きわたして、薩摩の国出水郡山門院に走る、忠隆守兵をのこして軍をかへす(位清山門院の主

島津忠興に寄る、忠興卒して、その一族島津善左衛門が為めに殺さる、

(郷カ)
同郡

宮之浦村

『地理纂考』

牟禮之岡 鹿兒島より東三里ばかりなり、この邊第一の

高岳にて、絶頂にのぼれハ鹿兒島を一望にす、麓ハ吉野の牧なり、絶頂に石の祠ありて牧神とす、その石祠

に貞(ママ)享二年巳三月十九日と鐫記す、

『秋津洲記附録曰ク、川上上野介久隅、慶長十四年酉八月、育馬蕃殖ノ為メ吉田牟禮ノ岡ノ絶頂ニ馬頭觀音ヲ勸請ス、傳ニ云、其後大風毎々吹倒レテ久尚石祠を造立ス、牧神ノ祭神ハ保食神、貞享元年子九月九日』

同郷

本名村

『地理纂考』

三重嶽 此嶽の東ハ吉田郷に属し、北ハ比志島村なり、

山中に谷川ありて境ひとす、双方の山中櫻多し、満開

の景を見るもの愛賞せざるハ無し、されと路とほくし
て容易くゆき見ることを得ず、常ハ樵夫の輩ら是を見
るのミ、

同郷

西佐多浦村

『地理纂考』

王子神社 同村王子原にあり、創建祭神詳かならず、永
正十二年丁丑二月島津忠隆(文)・天正二十三年甲寅六月三
日島津貴久再興の棟札ありしよし古老云ひ傳へたり、
されと今傳ハらず、吉田郷の宗社にて、例祭二月初申
なり、

『地理纂考』

黒山神社

都津宮神社

此両(神社)王子神社と同殿にて、祭神詳かならず、はしめ

黒山の神社ハ黒山に鎮坐あり、黒山ハもと吉田郷西佐多浦村
の内にて、今重富郷に隸り、

都津宮ハ吉田郷轟に鎮坐ありしを、往古神官夢に王子

の神あらわれ玉ひ、黒山・都津宮の両社を我と同殿に
會祀すへしと宣ひ、城主も姓名傳
ハらず、その夜同しく靈夢を
蒙る、此によつて両社を王子神社に合祭すといふ、そ
の年月詳かならず、

『地理纂考』

松尾城 吉田吉清守護方に属して累代の居城なりしを、
永正十四年、吉田位清叛してつひに落去す、事ハはじ
めの条に詳かなり、その後島津左衛門歳久島津義
久弟吉田
の領主たり、のちまた祁答院に移りて、此地鹿兒島の
直隸となれり、

物産

竹木 杉 樟タブ 欖 甘藷 橘 孟宗竹 苦竹

走獸 猪 鹿

鱗介 香魚アユ 鰻ムナギ

↑綱貴公御譜中
正文在文庫

薩摩國鹿兒嶋城下之干瀉海手江五町程築地申付町屋仕、

且亦右築地之内小船等入置候堀并從居所寅方磯邊大船繫候浪除之波戸被申付度旨得其意候、伺之通以連之可有普請候、繪圖書付之趣各一覽之事候、以上、

〔朱カキ〕
元禄十四年三月廿六日 土屋相摸守〔政直〕

松平薩摩守殿

〔本文書ハ旧記雜録追録二九五三号文書ト同一文書ナルベシ〕
右一通、後年参照ノ為拔抄セリ、

鹿兒島郡

鹿兒島

一 矢上没落之時曆應四年之頃者、道鑑公七拾三歳ニ被成御座候、

一天文四年四年、島津實久鹿兒島〔符カ〕江乱入致放火故、十月

十日、勝久公被成御没落、実久暫鹿兒島押領ス、

一 川邊平次郎良道六男鹿兒島久米三郎忠重領也、家譜ニ

有、阿多平四郎忠景養子領之、其子女子、

一道鑑公當所之凶徒を退治被遊、氏久公江被進候故、氏

久公御代より御居城之地ニ被成候、曆應四年矢上没落

已後御入部之様申説有之、難信用、其以前より被成御

座候与相見得候、按、曆應四年之頃氏久公拾四歳ニ而

被遊御座候へ者、矢上没落以後御入部之説実歟、觀應

三年之頃者氏久公式拾三才なれハ、其頃より被成御座

候歟、

一 東福寺城〔兼重カ〕氏久公御自身被遊御責候、氏久公被遊御在城候、○肝付八郎

重兼・中村彈正忠秀純等楯籠之、曆應三年八月十二日

より攻之、翌年四月廿六日攻落之候、貞久公也、○應

永廿年巳十二月七日、久豊公聞本城落去之事於吉田、

而翌日直ニ帰師彼地、從五十騎而入當城守之給、軍兵

自諸所馳集、

一 尾頭小城〔頸カ〕濱崎カ城トモ云ふ、同四年同月廿八日落城ニ而候、祢寢

三郎清種目安道鑑公御一見状ニ詳也、寄手大将島津三

郎左衛門尉師忠と云々、

一 毘沙門堂 應永廿年、本城江伊集院頼久攻入候時、此

所ニ而戰有、

一 唐湊 當分下町若宮之眞孤地之所と云り、また武村ニ

も名所之部と見得たり、

一本城○嘉慶之頃、元久公志布志内城より此城ニ移給ふ、

○應永廿年癸巳十二月七日之夜、伊集院頼久窺之攻落候、時ニ久豊公菱刈表御馬發之留守なり、北原弥二郎・

同太郎三郎・佐多三郎九郎忠豊以下防禦之場を失戦死

也、頼久原良ニ退陳ス、久豊公聞此變、從蒲生美作守(濃丸)・

同三郎太郎・吉田若狹守以下廿三騎・雜兵共五拾計之

兵、吉田より引返し給ひ、松尾坂より入、詣諏訪大明

神、夫より清水東福寺城入給ふ、城裏悉焦土と成候、

青木の前の川原惣門口(マ)

一四郎か坂 應永廿年巳十二月七日、伊集院頼久攻落本

城退陣原良、頼久餘黨谷山兵屯此所、仍川田之軍勢押

懸及合戦、凶徒敗北、味方乘勝、殘黨加頼久か原良之

陣退散此所也、

一上山城坂元村万平門ニ有、号龜丸山、火立番所有、在草牟田村、觀應之頃、

南方之凶徒鮫島彦四郎入道、蓮室か黨成へし、此地を取ん込谷峯城ニ打集候、

依之道鑑公自身上山ニ馳向給ふよし、比志島家文書ニ

見得たり、○氏久公御代薩州御家人交名帳ニ上山領主

と有之ハ此城主之事歟、○旧記ニ云、天正十九年辛卯、

鹿兒島上野山城取鉄初八月六日己亥、滿役者川田駿河

入道也、龍伯公御代と有、○日記云(田之)、慶長七年壬子八

月五日、少將様鹿兒島御出馬御上落也(洛)と有、同八年癸

卯二月十五日御帰國也、同比ニ鹿兒島樓門立候支、慶

長十七年九月十一日、柱立被成候事、○右同比ニ大坂

騷動ニ付、同十九年十一月十七日、家久公鹿兒島を御

打立被成候而、豊後國迄御登被成候へ共、鎮り候故、

同廿年之正月、御帰國被成候支、左候而、每々大坂乱

争ニ而、同年五月六日ニ鹿兒島を御打立被成候処、大

坂落城之由相聞得候而、根占衆七人京泊より帰陳之事、

五月廿九日、上様ハ御上落被成候而、七月廿九日御帰

國之事、

一本御内大龍寺境内也、坂元村水口門、天正十五年六月十五日、義久公發當

城越洛路、天文十九年庚戌十二月十九日、貴久公伊集

院より被遊御座候、○文祿四年初冬、義久公此地を忠

恒公ニ御讓被成候、公者高麗國御渡海御留主也、慶長

七年、上山ニ御陳を被移候、已後本御内と世俗申習し

候、

一催馬楽城 矢上左衛門五郎高純楯籠之振逆意、依之曆

應四年四月一日同十六日迄(より脱)ニ攻落也、追手大将島津七

郎左衛門尉資忠、搦手大将島津三郎左衛門尉資久也、

大將貞久公、又康安^(永)二年九月十二日より責之、十一月

七日之夜攻落、寄手比志島彦一丸範平也、預道鑑公之御威、道鑑公御一見狀ニ詳也、城主相知す候、

一 小山田村 久豊公より吉田若狹守賜之領知也、

一 勝岡城 比志島義祐合戦也、

一 野元 武村之内欵、

一 原良壘 正平年間、宮方大將畠山治部太輔國長両所ニ

陳ス、氏久公御戦陳毎日攻合有之候、御内山田弥九郎敵方多田七郎と名譽之太刀打有之、應永廿年十二月七

日夜、伊集院頼久本城を攻落し、引退此地陳取候、同

十二日合戦有、久豊公圍攻之、頼久已ニ自害ニ相究候

砌、吉田若狹守・蒲生美濃守申宥ニ依、頼久之免罪帰

陳と云々、

一 火立番所 一 御飯屋 此式行犬迫村、在横井

一 小野村 原良合戦之砌、於此地大合戦有之、頼久方日

置肥前守・町田土佐守直久以下数人戦死、其時四郎坂

ニ而も攻合有、○大永七年丁亥五月十一日、貴久公鹿

児島を落給ふ時、此村ニ而御支度有而、夫よりい十院

竹之山并鬢石、柳ヶ谷、場貫、日添尾、牛の河内等之

諸所を經而田布施ニ越給ふ、

一 犬迫村 ○太守勝久公より川田式部少義元八代拜領之五

丁半之内同飛彈守義秀九代同公より拜領、天文六年之春

二月、日新公此地ニ陳し給ふ、実久軍向之時、蘭田某

如兼約後詰を成す、故鹿児島勢敗軍、小野栗山之西之

坂下ニ而悉打取之候、日新公之兵得勝利、手敷^(坂)を打而

喜舞ふ、其後其地を鼓之筒と云々、永禄二年己未十二

月廿三日、太守貴久公賞洪谷加賀守重副^(編)十二之忠志賜

當村、

一 千手堂 坂元村 應永廿二年乙未、上総介久世・伊作勝

久和睦を太守久豊公ニ受、勝久謁鹿児島、其後太守川

邊ニ御越、同十二月、久世謁鹿児島、千手堂坊ニ宿越

年、久豊公御對面之後、發人数困之、然而川邊城を渡

さハ困を解んと也、久世不諾、雖然福昌寺大田和尚嘆

ニ而川邊ニ使を越、執事天辰玄徳庵・其子阿波介以下

評義して、返詞ニ、御息犬太郎殿を守立、城を警衛し、

長久之計を可成、然ら者久世之死生ニ不構と有ニ依而

同十二月廿七日籠千手堂、翌廿三年丙申正月十三日久

世切腹、侍中太郎・本田伊賀守・小田原彈正・天辰助

次郎・黒田・伊駒・重田(金力)以下之勇士拾壹人殉死ス、

一御仮屋吉野村之内大磯

一長谷場山福昌寺上之山を云

一田之浦尾頭小城之下也○天文四年乙未十月十日、勝久公没落之

後此地より出船、帖佐ニ被趣候、

一日田在上伊敷村或肥田下モ、○久豊公御代、上伊敷之者共伊集院ニ

合心、此処ニ要害を構と云々、此所ニ近衛信輔公春日

大明神草創、詠和哥と云々、

一田上村 觀應之頃、凶徒等大勢打出候間、谷峯ニ差越

候子共已下降達合戦と有、

一谷峯城右同断、

一久富貴山大明神○貴久公觀請、花尾權現此地ニ被遊御

建立と云々、

一遠見番所在草牟田村、一遠見番所在夫迫村横井、

一川上城○川上昌久伏誅之後、勝久公より御勢を被向被

攻取之、然共後室并家臣等能相附ゆへ城不能拔、

一鹿兒島太夫康友又内舍人、右馬亮、嫡子康忠(村力)鹿兒島太郎号、二男

友家宮太郎鹿兒島右、馬四郎平野下祖(家力)

一下田村 吉田氏清二男下田頼清自應永十八年之頃領也、

甥吉田若狹守清正依忠節、應永十八年頃久豊公為馬飼所六十町を拜領、為名代至、庶子之惣領を以下田為名字、

字、

一津口番所大門口 安永五申年建立、

一紫原 天文八年己亥三月十三日、貴久公より島津実久

之兵と合戦、實久敗軍多亡、

一檉森在武村、傳称、往古肝付氏軍勢於當所合戦死亡之首

塚と云々、

一荒田村 地頭伊地知民部少輔重政寛永丙子三月大吉日、

一出水崎柿本寺上之山を云、此所島津山城守忠朝在在之處と云々、

一武村 應永十年癸未十一月廿九日、從太守元久公入來

彈正少弼重頼賜之、

一犬迫村 上古満家五郎左衛門尉義祐比志島太郎祐範二男也、領之、

一比志島城在比志島村、忠宗公御代満家五郎義祐と有り、

一建初ハ伊地知縫殿介季重也、比志島家代々在城也、建

武四年十月十八日夜刁刻、凶徒矢上左衛門五郎高純催馬

主 以下寄來當城、防戦移刻、城主比志島彦太郎範平

終ニ追退凶徒、而當城堅固也、此合戦ニ比志島親類北村諸三郎清範手負、六郎入道打死、

六郎三郎家貞、入道已下手負、

一 伴掾御館伊敷村此所伊敷村此所_二築四十町、伊敷村此所肝付家鼻祖伴掾大監兼行

居于是、神名、旧名、神食

一 小野村 應永十七年之頃、太守元久公より為忠分川田

伊豫守義尹_{十三}賜此地矣、

鹿兒島郡

吉田

一 從古來吉田氏領之、至天正年間也、

一 元龜元年頃より島津左衛門尉歲久領之、天正八年、去

而移祁答院、

一 古來雖為隅州始羅郡内郷、天正十五年、隸于薩州鹿兒

島郡、

一 吉田城涼松坂より町之方へ、永正之比、吉田二郎四郎信清_位守

城、同十四年二月十二日、忠隆公當郷江御發向被攻城、

同十四日庚申日戌刻、乞降落城、同十七日、内城_二而

御祝ひ也、位清山門院江退去ス、島津善左衛門以謀人

數を集、野田・阿久根之境松原_二而生害ス、于今崇若

宮、

一 宮之浦 天文年間蒲生与守護方与合戦有、山田藏人有

徳勵軍功、

飯山 文明十七年四月十四日、吉田衆と於此所迫合有

之、味方得利と云々、

一 大隅國正八幡宮神官公文執當權政所神事奉行息長助清

領分之諸所、神河村・楠原村・別府分田藪等也、天仁

三年正月十九日、行賢執印關印_{本マ}得而吉田院讓源為重、

三位大藏行忠之活却也、同年二月廿五日、國司在免判、

神領之始也、

一 權政所御供所檢校權執印長太夫清道_{助清子、吉田祖}、承久二年四

月廿七日死、八十四歳、源為重ハ母方之祖父也、故清

道_二讓吉田院、為重ハ鎮西八郎為朝之男也、領分之諸

所神河村・國分寺・江津村・楠原村・別府・九鉢堂分

田藪等也、

一 吉田院司御供所檢校吉清元文二年得父清道之讓狀、建

久八年七月、右大將家賜安堵之御下文、同九年八月、

賜社家之御下文、

一 吉田太郎御供所檢校守清承久元年八月廿八日受吉清讓、

同十一年十一月、賜安堵之御下文、延應元年六月廿日

死、六拾歳、

一 清弘曆仁元年六月得守清之讓、建長五年七月、賜安堵

之御下文、建治三年八月三日死、年七拾、

一 公文執當吉田又次郎清高正和二年二月廿三日死、五十八才 一 公文執當吉

田彦次郎清秋康永二五月十五日死 一 公文執當吉田次郎太夫清持

康永元十二月十八日死、五十九才 一 氏清康曆元三月十五日死、十八才 一 清元正長元年九月十一日死、七十九才

一 吉田若狹守清正應永廿七月廿三日死、十八才 一 吉田次郎四郎兼清

享德二五月十五日死、五十五才 一 吉田尾張守泰清永正二年十一月七日死、七十九才 一 吉

田三河守孝清明應九年十月十六日死、四十八才 一 吉田若狹守位清大永七年十月十日死、(永正十四年力)

九日死、二月十五日吉田城没落、退去薩州野田郷也、道号心月、法名了安、

一 古城号薦之築城、在宮之浦村、由緒不詳、上古矢上氏可為格護欵、

一本城 吉田家之祖初而築之在城と云々、

(中表紙)

「鹿兒島」

諏方稻荷御神事調

2

諏方・稻荷御神事ニ付、一往神前まで供物等相備、

頭殿并在町踊又者鑄流馬等都て御引取被仰付差支

有之間敷哉、吟味いたし可申上旨被仰渡、左之通

御座候、

一 諏訪社之儀

御先祖忠久公御八歳之御時、文治二年、薩隅日三州之

地頭職御補任、同年正月八日、頼朝公以御下文信濃

國塩田庄地頭職被遊御補任、將軍 頼朝公御代、承久

三年七月十八日、同國太田庄地頭職御給、御五代 貞

久公に至り塩田・太田両庄を併せ被遊 御傳領候、夫

故、貞久公御當國御下向之節、信州之本社諏訪大明

神を山門院江御勅請、(勅力)総社に被遊御崇候段、御家譜之

内歴然被載置、山田聖栄日記にも、(自力)貞久公御在國之

時者信濃に御下り本社諏訪を懐に御申、山門に崇め祝

ひ御申候、同神馬・鷹御すゑ御下向、去に依て諏訪を

道鑑より已來鷹之事者御奔走於今^二茂在と記置申候、

一六代氏久公之御時、鹿兒島東福寺城江被遊 御移、諏

訪社之儀も當分地江御遷宮、宗廟に被遊御崇候、氏

久公御家譜之内、老父道鑑給鹿兒島於 氏久^二、去山

門院一向入部鹿兒島、于時遷宮山門之諏訪大明神を鹿

兒島、以崇宗廟に与被記置候、聖栄日記にも、氏久

之御時者、東福寺之御城せはきに依て、先脇に御座在

りてツキ山に築き、主殿作可有候之処、御他界に依て

其俣閣かれ候、 齡岳之始め、山門より鹿兒島御入部

御祈願に山門之御諏訪を移し御申、重々^二茂御信心成、

さるに依て、正八幡ノミ御輿を移御申、若宮八幡如此

之御神力を以て郷司屋紙を御退治在て末代御味所に成、^(陳力)

御子孫御繁昌被成候哉と記置申候、左候而、 氏久公

より神領餘多被遊 御寄進、天下泰平、我門繁昌、殊

に為遂弓箭素懐、所領如件と有之正平十二年十二月十^(願力)

八日御正判之御寄進状、其外御同人様并 元久公 久

豊公 立久公 義久公御判之御寄進状・御合戦御勝利

之御願文等数通、且ツ 龍伯様御代神領御寄附御家老

中より之御書附是又数通相見得申候、

一九代忠國公御代、頭殿・居殿之御神事相始められ、頭

殿者 勅使、居殿者上使之心にて、七月壹ヶ月頭殿之

規式者勅會^(使脱カ)積之儀を相学候、本田信濃守氏親記置候書

附にも、祭り之日天下之為祈禱居殿御幣、次に三ヶ國^(ママ)

御祈念之為 貴久公之御幣、如此也、末代迄此旨を存

知、島津家を扱者能々可致奔走なり、為子孫書附置所

也、永享十年戊午五月七日之旧記にも相見得申候、左

候て、十代 立久公御代、寛正六年乙酉年より信州之

本社御佐察之式を被相始、鹿兒島近在より番練を以て^(山祭カ)

礼貢之作法有之、此儀當分之頭掛りと相見得申候、七

月廿七日廿八日之御祭礼ぢやし屋神供屋と申付候而芦

薄を以て社地に仮屋を作り、数多之神供を備へ、重々

神秘有之候儀、都て御佐山祭之規式にて御座候、光

久公より佐藤大和江拜領被仰付置候諏方祭御書物にも、^(祭脱カ)

五月祭・七月御佐山之祭は御狩にて、軍陳発向之式な

り、猶また七月者揚馬打立、服鞍馬之美麗五月會に超^(事脱カ)

過せりと被記置、格別重き御神に御座候、尤先年 公

義御目附衆江被差上候地志要略諏方祭之條に、例年七^(目脱カ)

月朔日至同月廿八日祭儀ありと被書出置候者、即此御

祭礼之事ニ御座候、

一 稻荷社之儀

御元祖様攝州住吉におひて御誕生之御時神明之擁護有

之候儀、御家系圖御記録者勿論 御領國中普く傳称

仕、御代々様取分被遊 御崇敬、例年十一月三日鎭

流馬御事之儀者、^(神脱力)惟新様朝鮮御渡海之前年御無難に

御帰朝之 御立願被遊置、御帰朝翌年より 神前にお

ひて鎭流馬御張行有之候、其節者射手人数拾六騎^与御

犬追物 御傳授書之内相見得申候、大玄院様御代元

禄年間 公義江被差出候御譜略にも、忠久公御誕生

之時におひて末社稻荷大明神冥助之旨趣有之、御當

國御下向御國政之始め先ツ稻荷社被遊 御創建、御氏

神に御崇め、毎年十一月三日鎭流馬御興行、且ツ又

御當家御吉事之節者白狐相現、朝鮮新塞之御勝利三狐

出現之儀とも具さに被書載置、公邊江^(叱力)も岐度相知れ

申たる御神事ニ御座候、左候而、上馬射手兩人に相成

候義者中古以來と相見得申候得とも、何年間より之儀

くわしく相知れ不申候、

一 在踊之儀、何年間より相始り候儀究て相知れ不申候得

とも、頭殿神事に相付候踊御座候、元和元年六月 惟

新様より 中納言様江被遊御書之内、來月者諏訪御祭

礼にて、早晚衆中之踊有之事候得とも、當年者貴所御

留主之儀候間、衆中踊者先ツ被相留候得者老中衆に談^(七力)

合申候、去ながら御存分とも、候者、追て可被仰下

候、如其可申付候、百姓之踊者旧例まで之小路にて踊

申候て可然候半と申事候との趣、御記録之内相見得申

候、右通、元和年間之御書に百姓之踊旧例までと有之

候ニ付て者、其時分最早諏訪御神事之旧式御座候、先

年郡奉行へ相糺申候処、諏訪御神事在踊之儀者、惟

新様朝鮮御帰朝之節五島にて稽古被仰付、加治木始て^(於脱之)

踊被 仰付、其後頭屋并御城下寺々へ踊かた被仰付、

以前に者五島踊と相唱へ申たるよし候、加治木また者

近在古老之ものとも申傳へ有之由、此儀実否相知れ不

申候得とも、古昔より之旧式別条無御座候、

一 上下町踊之儀、是又何年間相始り候哉、當座へ相知れ

不申、町奉行所より町役とも江相糺し申候処、是又発

起委細之儀相知れ不申候得とも、六月七月神事ニ付上

町踊之歌并手引面之儀 寛陽院様御作にて、今以て用

ひ來り、別而大切仕候段申出候、尤以前にて上下町とも頭屋御城まで相踊り候処、當分之通御寺と江も踊來り候段、是又申出候、

右之通御座候、諏訪社之儀、御元祖忠久公塩田・

太田両庄被遊御領知、右之御由緒を以て 道鑑様御

代 御當國江御勸請、其以來 御代々様御尊敬成さ

れ來り、就中 氏久公御代鹿兒島惣廟に御崇、忠

久公 (國カ) 立久公御代、猶又御家御繁榮・御國中御安全

之為御祈願頭殿并に御佐山祭之御神事等追々御発

起被成置、御當代様まで御拾八代大数三百七拾餘

年におよひ候御神事此節御引取被仰付候儀、不容易

御吟味与奉存候、鎬流馬之儀、是以前文通格別之

御訳合にて、朝鮮御渡海之御時勢旧記等を押計り候

に、天正十五年太閤御下向、御家之御危難此時御座

候、龍伯様御深慮之一筋を以て首尾よく御和談相

調ひ候得とも、其後までも (評議區々カ) 之にて 御領國中

安堵之思ひ無之、大軍騒乱上下疲入候折から、纔六

ヶ年目之早春、朝鮮御渡海之事起り、大分之御國役

貴賤とも千辛万苦之御時節、漸々 御出陣、 惟新

様御父子栗野城 御首途之御者、吳城之御渡海再ひ御帰朝之期も不相知、御供之面々老母妻子傍輩之別れ面々涙に沈ミ、難儀之形様旧記之内にも相見得、偏に神明之擁護等を被遊 御願之外御術計無之、

御元祖様御已來之御氏神江上下とも無難に御帰朝之

御立願、恐れなから其時之御實意二百餘年之今にい

たり誠に以て奉感服候、多年之御出陣中、就中慶長

三年十月朔日泗川表之御勝利、吳國本朝に被挙御名

譽、殊更 御合戦之半白狐赤狐出現、御軍配旁希

世之御武功、且ッ者神助之著明、七ヶ年之御在陣首

尾能御帰朝、薩隅之両國此時より全く御領地、其已

來當分まで無退轉、鎬流馬之御神事者、第一 大玄

院様御代御家之美目に 公邊江も屹与被仰出置候而

者、是以前御引取之儀不輕御事と奉存候、當分御難

渋之御時節御座候得とも、前条委曲申上候通、上代

より格別之御訳合を以て無關如被成來儀、凡一往も (正カ)

此節御引取有之候而者、恐れなから古來より之御祭

式御廢絶之意味相成、被對 御先祖様御繼志之程も

薄きかたに相見得、次に今 御國中之人氣も難計、

旁以難被默止御訳合と奉存候間、(何卒カ)あとを是迄之通り

御旧式通被仰付置度儀与遮て吟味仕候、右ニ付而者、

在踊も専神事江相付候儀にて、是以て 惟新様御代

已前より之御旧式御座候間、弥當分之通被仰付置、

上下町踊之儀も由緒不分明候得とも、輕き事ながら

寛陽院様御手を被附置候一筋 茂有之、町家在方等者

右躰之儀者却て競ひにも相成、両踊之儀者格別御物

雜費とても無之事候間、都而當分之通被仰付置度儀

与是また吟味仕、此段申上候、以上、

御記録奉行

平田貞太郎

橋口善兵衛

同添役

相良甚太夫

本田休七

八田孝之進

(文化五年)
辰三月五日

(中表紙)

「鹿兒嶋寺社廻 全」

上國海路記

梅雨名残なく此嶋は晴て、只北のうみの雲井路はやすミ

ぬなどいふ比、船出も近付ぬと船くらにミつきものつミ

入る、わたなどおひた、しく、村々立わたり、瀬玉の湊

おきすのほよりは日々人たまひして、夜の目もあハすよ

ひ叫ひ走まどふ、されは此嶋の師走大晦日とは此時なる

へし、已におほやけのミつきより自他の用物皆積終しと

はいへと、事多きか中ニは洩る有とおもひ出るも有給ふ

そよとて、笠とり船々繰出して真帆ひく迄も、末之者

は此里彼村より息もつきあへすあ(ママ)とさ鬢左右に別れ、ひ

ろき袖かたぬき泥土にひきまミれ、樽を荷ひ蕙をかたけ

て瀬玉に走る有様、皆是一手のことわさをやまと船に積

のせやるか故也、けたし此嶋のならばしにて、わかき比

ハかくれてかよへる女もあり、はらからゆるせし妻も有

て、とり／＼名残おほえて小船漕出別れを送り、かたミ

に袂をしほる杯、都も鄙もかわりなきハ男女の情なるへ

し、見るか内ニきおふ追風に只帆計そみえぬるか、日も落くれかくれははやミへすなりゆく、短夜ほとなくはせあかし、天水か渡只はせにはせて又日も暮て、夜すからねもやらず、二夜の明はなる、まで卧蛇（蛇）悪石を始として七嶋の七離れもはや跡になし、屋久嶋ノ山たかく、種子嶋のたいらかに流れあるを東の方ニ見渡しはせくけるに、嬉しくも開聞嶽の波の間にくそれかあらぬかと思へぬるこそいはぬ方嬉しさすれ、是そ築紫（筑）の富士といひけむ古事迄もはやこゝろにうかひぬ、舟のうち皆そよめき立て北を望むに、はや佐多の御崎もよくみえて、峽の丸くほけとをり、天をみるなども嶋にて見馴れすめつらしき巖なれ、蜷尻のこたくにめぐり入たる湊の眞沙地の白きに松の并木のみとりは多あるもことにゆかしけれ、名に聞し山川の津の更に風をしらぬも嬉しくたのもしけれ、家居の軒をならへて賑ハひけるこそ、鹿兒嶋見ぬ嶋目にハ驚くもむへなりけらし、船ととも碇下し、纜を松か枝に繋くも有、扱此所に番所有て、改の役人船々残らず廻りて乗給ひぬ、御掟の一筋事濟、まつ陸に上りてあら海にゆられし舟栖居のうさはらし、酒汲かはして人

々着津の賀を述、一日二日ハ様々の事にまされぬ、又舟借て鹿兒嶋に趣く、内海の浪穩なる西を見あくれハ開聞嶽のゆふにやさしく高き、東の方には桜嶋のことくしく海より出て高大成、得もいはぬ四方の風景詩料哥枕にあらざるはなし、百千の勝景筆にも詞にも二三を述かたし、嶋にて耳ニ聞、こゝろにおもひ計りしを、井の蛙とは今そ思ひしられける、打續きたる山くのと、すまひ濱の眞砂の白妙なるに松の并木の立ならひたる緑の色、松嶋や天の橋立にもおさくおとらざるへし、御屋形の峨々たる照日に耀きて、松の色方くにはのみ多けるそ、はや恭敬の心も生しぬ、下町上町の豊なる瓦葺の黒く、土蔵の白き、碁を圍める局面のことし、築地鶴江崎神明宮の松山より、大磯・小磯・花倉・滝か水・御舟・大崎かはな・帖佐・加治木・國分など、高隈に霧嶋の嶺々はるるに見渡したる風景、昏をとち心もほれかへる計也、ほとたく行屋の濱に着て、問屋に尋行てみれば、亭主の物馴ける様やさしく念比なる親はらからの心地して、旅のうさもはやわするはかり、おもき荷をおろしたる心地しぬ、一二日と過るほど、おさく敷事なともはしく

よりや、と、のへまりぬ、今ははや宮と寺との物語など

して華都の有様をも見て、此度のほりしかひともせはや、

筆にもつゝりおきて故郷のつともせはやとはおもへと、

拙き筆にいつれをか始とせぬ、ふら／＼おもひめくらす

に、玉龍禪閣こそとて第一ニ書出し、名を上國海路記と

よひ、身を喜界か嶋人とし、鹿兒嶋の廣方に比するこそ

我なからも恥かしけれと、若徒の為ともならんかと、人

の笑を不顧事になん、

明和九年のとし季夏の日 如柳稿

薩陽嶋津御庄鹿兒嶋廻

抑薩隅日三州第一之大伽藍玉龍山福昌寺 御代々様御寺

御菩提所也、高千三百五拾石、能州総持寺峩山五哲之内

通幻派下石屋派、薩隅日曹洞宗門首、開山石屋和尚真梁

坊、伊集院長門守忠國五男也、應永元年、七代 太守元久公御健立也、境

内之名有所我知たるを記す、

龍門橋

遠望龍門千仞勢 橋頭日夜動風雷 寄言四海參去到底莫

遺點額回

龍猷水

神龍蛻骨出塵樊 岩湧甘泉酬法恩 東院西廊分覽水

風前碎処却渾崙

鏡石岩

誰鑄古岩開鏡容 胡來漢現不留蹤 風吹碧落淨如洗

疑是月明在後峯

憩月亭

華亭爲客構禪叢 臨水倚山心近工 夜靜獨因明月照

全身如坐廣寒宮

坐禪石

盤石封苔在半山 祖翁陳蹟隔人寰 此間不許作來往

四面鏡松雲影閑

金剛嶺

至人自爲願心深 親寫全文鎮北岑 將謂靈山消息斷

松吹破有法王音

龍燈松

大哉維德感神龍 松際掛燈古梵宮 一點靈光不盡作祥作

瑞照蒼穹

撻襲々

天開古祠倚雲端 是処皆聞靈物蟠 勝跡至今知幾歲

泉声晝夜音清寒

西山瀑布

一條瀑布落碧阿 試向源頭看如何 古木叢林蒙漑潤枝流

々城中多

智日蓮池

無縫團々層落々 高懸智日照昏衢 三千刹界馨香遍

是為金蓮瑞色敷

深固眺望

晦蹟多年善此躬 白雲扉在翠微中 山川幾許供採上本筆

畫圖談濃

岩屋天神

從參徑塢鳥頭子 此地初傳古記來 震旦扶桑無隔處

清香薰徹一枝梅

右、福昌寺(ママ)二十五世龍鱗脩門和尚之作、

鹿兒嶋惣高式(ワカ)千九百三十七百拾六石壹斗餘、上下諸屋敷迄も

込ル、廿五ヶ村、

吉野村高九百四拾三石四斗餘、花棚村高式百五拾壹石式

斗余、川上村高八百壹石壹斗余、比志嶋高九百拾壹石壹

斗餘、下田村高四百六拾九石九斗餘、花野村高三百九拾

五石七斗餘、上伊敷村高千八百三拾九石九斗餘、坂元村

高五百九拾七石八斗余、草牟田村高四百八拾八石七斗八

升餘、下伊敷村高千四石四拾七石八斗余、原良村高九百

三拾九石六斗餘、小野村高千貳百四拾五石八斗余、永吉

村高三百六拾九石七斗余、岡之原村高三百六拾四石五斗

餘、西田村高千四拾六石六斗餘、荒田村高千九百九石七

斗余、武村高千七百八拾六石六斗餘、田上村高式百貳拾

八石九斗餘、郡元村高八百八拾貳石五斗餘、中村高九百

九拾四石八斗餘、小山田村高千九百拾壹石四斗餘、犬迫

村高千四百九拾九石六斗餘、皆房村高式百三拾五石式斗

餘、西之別府村高式百八拾九石九斗余、塩屋村高式百八

拾五石八斗餘、

經圍山寶成就寺大乘院、京都醍醐山宝地院末寺、薩隅日眞言宗小

野方門首、花尾權現宮座主、高八百八拾

六石六斗余、日置郡伊集院より大興寺寺院ニ引移し給ふ寺也、

大興寺は、高三拾石、外ニ米四石三月十三日・七月十三日兩度為京

都足利將軍御舍弟大覚寺門跡大僧正義照陰謀已(昭)に露顯し、

潜在日州福嶋に隱處するの由、將軍家より誅戮の命を蒙

らせ給ひ、忠國公御代(嘉) 吉元年三月十三日、義昭を誅

しけると也、隊將樺山家と也、大覺寺殿臣下に部足讚岐(別垂)

坊とて強勇不敵之者なりしを、智略を以討取けると也、

坊之津一乘院末寺也、左に毘沙門堂有、其脇ニ大石佛有、

三途川の姥といふ、大興寺上之は昔御代々の御城地とか

や、西北之方に大堀有、鬼堀と言也、是を清水か城と申

也、奥之院とは松岳寺、尤眞言宗、

奥院即事

密院無人春寂々 團蒲曲九道情濃 林間鳥呼談般若

潤底花然現色空 枯葉炉頭吹伏火 新茶鼎裡煮松風

聽終法話又詩話 杖屨西望嶺日紅

大乘院馬場東に向て仍望めは稻荷大明神、別當寺は宝持

院高五、御祭毎年霜月三日、鎭流馬有、鹿府第一之壯觀也、

鎭流馬とは、弓馬達者の土衆兩人被仰付、あや笠とて美しく彩

り飾りたるを被り、短刀行騰にて馬ニ乗り、的を二三とて三

処ニ立置、一散の駈にて右三処之的を被射候、鹿府年中行事之内第一之見物也、清水馬場二王門邊都而市場と成、煮賣茶也、又は呉服・

反物衣類、刀・鎌・鉞・斧・包丁・小刀・鋏類、苗代川

之焼物など賣物夥敷賑ハひ也、二王門脇ニ名水も有、二

王門此二王ハ天十四年豊後入之時彼國より持來ルと言リ、門内十か寺有、威光院・万壽

院・善行院・善聚院・福藏院・延壽院・西壽院・松本寺・

文珠院・千壽院、都而大乘院之坊中也、山王之社有、大

乘院格護と也、護國院とて有、右之方ニ茶旅(チマ)や有、小城

権現宮有、高五拾石相付也、九代 太守忠國公御逝去之後、奇瑞お

はしまして、嶋津家守護神とならせ給ふとの託宣にて、

小城権現宮と崇め称し奉りしと也、 惟新様御壯年 忠

平公と申奉りし御時、御武運之御祈願とて御參籠有、夫

より蒲生松坂の城主中村父子を攻給ひ、城兵悉く御誅伐

有、誠ニ御利生あらた也ける事とも旧記にも見得たり、

善聚院格護と也、是より後坂にて、香雲院・松壽院両寺

共ニ眞言宗也、川の向に水天宮、山田氏の造立とかや、

荒神宮も立せ給ふ、佐藤大和と言つる社人格護と也、東

は荒神山、其下に三本杉と云大杉有り、川上氏之石塔有、

愛宕山宮(石カ)は山の頂に立せ給ふ、高拾石の社領と也、別當

勝軍院、右ニ軍神摩利支天立せ給ふ、石之祠也、西ハ茶屋之松東福か城、是ハ中古梶原氏之城と也、仍而梶原か

城ともいふ也、阿弥陀堂の跡有、夫より濱崎ヶ城多賀大明神御祭米、(祭脱カ) 志石、四月中の午日也、鷲頭氏格護と也、不働谷とて不働明王(働)を安置すると也、日秀上人之作と也、船川と云水有、祇園大明神宮、此社前ニ大巖有、龍石といへるハ是なるへし、岩形鳶鷲に似たるを以之故か、世人呼て鳶石と云、祇園(園)の祭は六月十五日、一社ハ上下町の間一年ツ、崇め置、毎年町遷り有、此日本社に來興有、神輿を守り奉り、町踊山踊、十二かくめとて女の立願に鍋をかつく有、山とて人形を飾り車に架し牛にて牽有、夥敷祭也、町家年中の行事也、辨財天宮た、せ給ふ、池の王と申とかや、是昔慶長十四年の比かとよ、琉球國再び悖叛せしかは、三司官邪那親方とて邪智奸謀にして変化常ならざる聚斂有て、薩府の國命を違蔑し、税貢を怠慢し、逆背已にあらはれしに依て、樺山・平田両将として、伊集院氏ヲ參謀として、七嶋の物主共を案内先鋒として攻討給ふ、琉球連天の湊近く船を寄ける夜、樺山美濃守殿の夢に容貌端莊天女の如き有て捷軍を告給ふ、則菱板に小刀ニ而書うつさせ給ふて、海波に投入祈願し給ひしとかや、其菱板はるくと波もて送り來り、此所に打ち

上けるとや、三百餘里の海上靈驗新有し事共也、老翁達の物語を我幼耳に聞覚しま、記し付侍る也、文珠院格護なり、田之浦には新寺建立有、良英寺慈徳院様 宥邦院様御位牌有、福昌寺廿五世修門和尚開起となり、高六拾石、御代官所取納ニて妙心院様より御寄附と也、出家衆などの物語あらなつかしの御寺也、夫より覚印か鼻と云所有、潮音院の其脇ニ梵字を岩ニ彫付たり、昔唐人の彫尅せしより始とかや、脩門和尚、

阿字岩櫻嶋北(マ) 長江似練擊空明 温泉凝望白雲外

萬里煙光非世情

題潮音院

塵外清江江外出雲深鎖古禪関 上方莫道隔人界
猶有鐘声通世間

是より新道として磯御館の道すから桜多し、此邊より新道と云、天満大自在天神の社有り、

丞相祠堂面海濤 瑞籬梅古暗汀洲 欲留征棹薦蘋藻

客路忽々不自由

此絶句二首ハ川上親埤雅丈の作と也、夷子堂も有、龍洞院連天台宗之寺有り、

雨歇寺門大海清 〔本ヨクシレス〕 逍遥偏不世中情 雲迷龍洞龍何在

花底春風鶯一声

吉田家作也、此寺に月松寺と云黄檗宗の寺も有、大磯御館 吉貴公御隠居所、

寓磯館看月有感

太憐梁園旧賞客 纔隔春秋散如雲 漢暑猶明古時事

彫庭何事欠此君

老去長裾白髮新 登臨梵刹避紅塵 無常最是旧時事

今日花開誰為春

二首之内始ハ弟、終ハ兄、吉田氏兄弟の作也といへり、

鳥越の峠を過てしほミ坂より見おろせは、菜摘川清き流

や瀧のかミ、玉ちる瀬との川浪に、浮世を廻る水車、白つく下僕をいこはせて、よしや吉野の花盛、長瀬戸過て

桜多尾、杉谷越て木の原や、雀の宮も奥に有、花棚村に

は小鷹大明神、昔肥後周防平盛家建立とかや、盛家は花

棚村・鳥越村・磯村を十五代太守 貴久公より拜領して、

花棚村に住しけると也、先祖代々の墳墓今に在とかや、

小鷹大明神此祭はいつなりや、人ニとへとも知人なし、

吉野村には嶋津左金吾歳久公子の御廟石有とかや、里人

是を御石と云、御卒去の後度々御神のあらはれしより、

里人驚布尊敬して立けるにや、御正忌日は文禄元壬辰七

月十八日、御石塔は隅州帖佐之内瀧か水イ本、御寺は心嶽か水

岳寺と云、

公子何尤懼此殃 豊臣奸計害賢良 古墳遙拜翠岑裡

長使行人滴淚流

瀧水與龍石 舟行三里程 遠山霞接海 近渚鳥交聲

跳沫微吟起 乘晴柔櫓輕 漸遊岩下寺 怪石激流清

初は川上親埤雅丈、後ハ修門和尚也、中の別府中の町七

社大明神、別當寺は善聚院、祭は七月廿三日、狂言踊有、御仮やの跡有と云ところ廻大明神立せ給ふ、爰にも禪寺有、名を忘れたり、是本田氏建立と也、実方に権現宮、河添に天台宗憲英寺法輪院芳野山とかや、下田村に諏訪大明神、川上村天神宮、祭は十一月廿五日、川流院といふ禪寺庭前に清水有、花棚村に福泉寺、浄光明寺之末寺也、同所に明神も立せ給ふ、祭は九月十九日とかや、川田には大川寺、是は川田家建立と也、疱瘡安全の守出るとかや、奈良の窪にハ地藏堂有、兼新坂越て牛込観世音、蛇の窪に正眞軒、禪寺也、松か原過て催馬楽俗西原とかく、之城、是昔矢上左衛門五郎義純の居城也、今有馬左衛門佐様之御先祖と也、御當家七代太守元久公に攻討れ、薩摩を去、肥前有馬郡に一城構へ、有馬を以家号とし、世々傳へて、今に城主也、故に昔は此所を矢上か城とも申せしと也、夫より右に茶碗屋有、鍋屋も有、坂を下りて本鼓川、助六松のいはれ有、知惠光院ハ眞言宗坊之津一乘院の宿坊とかや、轟木の瀧、又若菜の瀧とも云とかや、三門の乙名此水ニて若菜を洗ひ清め、正月御規式御用ニ奉しとかや、また此瀧の音により韃靼と此邊を近き比まていひ

けるから、又鼓川ともかわりしとかや、移りゆく世々につれて所の名もかはるにそ、今ははや本の字までも付ける、本鼓川過て無常涅槃門の前ニ打出れば、福昌寺前(池也)田大地出来、蓮を植、其廻りの土手桜・款冬を植ませけるとかや、蕎麥切又田楽杯の茶屋も有と云を聞に、武州上野の小形なるへし、堂の前地藏菩薩、福昌寺開山石屋和尚左に一ツ橋前にあり、堂の前行過て左衛門坂さよミ坂共言、衛門殿屋敷を左にし、駑馬場池上権現宮、俗ニハ福昌寺門前之権現と云、祭は九月九日とかや、内之丸千手観音堂、是は総州家三代久世主を崇建とかや、御法名惟馨久徳大禪定門、應永廿四年丁酉正月十六日、太守元久公(久豊カ)攻られて自殺し給ふ、行年卅一とかや、翁心軒・建壽院・橋陰軒皆是禪寺也、橋陰軒ハ阿多長壽院盛淳惟新公老臣にして、関か原御退口御難戦之時、御諱を犯し戦死也、寺とかや、荷坂越て本御内馬場俗ニ馬乗馬場と云、大龍寺瑞雲山濟家宗也、寺領現米三拾石とかや、此御寺は儒佛の經共ニ講釈有寺とかや、扱本御内之名ハ 貴久公 義久公 家久公 御代迄御屋形の地とかや、慶長七壬寅年 中納言様御代、當御屋形に御遷城と也、山之名鶴丸山、至 御當代目出度御繁榮之御城也、護摩所長日番寺と言とかや、眞言宗より一ヶ所月ツ、輪番住と也、鬼門ニ當ルと也、

時の鐘有、稻荷大明神、是は朝鮮御合戦之時不測なる靈

助故、殊ニ御崇敬と也、祭は十月朔日といへり、天満自

在天神宮、是は贈大政大臣菅原道眞公と申奉りし時、自

御像を写させ給ふとかや、我幼稚の時分老翁達の物語を

覚ぬ、又立歸り本御内馬場若宮八幡宮、正月五社御參詣之其一也、社領十五石、

弁官氏格讓也、東隣ハ法花宗の妙顯寺、繼豊公御母堂月桂院様御建立となり、扱鼓川御

屋敷とて土屋敷十五か所御取入に相成、島津周防忠紀公

子江御拜領、吉貴公御三男ニ而、御元祖 忠久公御二

男周防守忠綱十餘代の後絶て久しき御家跡、元文二丁巳

年かとよ御相續被仰付、是を越前家と申也、四方石垣構

へ廣大成御屋敷也、此処大龍寺御屋形之節犬之馬場共申

也、夫より春日大明神、正月五社御參詣其一也、社領抱眞院に打

出ミレは、神明宮、松井抱眞院（ツマ）金鉢山三本寺眞言宗高五拾石餘、

是は古住職盛壽法印買地、依願寺高二御免後追引移給ふ寺也、前にも云へる多賀

山峨々として高し、

海色東南萬里開 風帆遲日向晴来 小魯心事酒色裏

全傲陽春作賦詩

多賀山下に観音彫刻せり、昔いつれの比ニや唐神の作と

いへり、戸柱橋より諏訪之馬場筋見上れば大華表有、是を

一之鳥居と云、鹿兒嶋惣廟正一位諏訪上下大明神内之鳥居は左右

二ツ有、額之文字ハ近衛殿下の御筆とかや、別當寺は安

養院高式百石眞言宗護國山東福寺、神職本田出羽守、祭は七月廿

八日、頭殿とて、左右両人士衆之子息十歳計成を四月始

より被仰付置、六月廿三四日之比、別火所と申に移居、

一七日別火ニ而、七月朔日よりまた頭屋と申候而誠に山

取之丸柱ニ青茅葺の御棚左右に出来、是に被移居候、同

二日より十二日迄大小の太鼓踊有、是を名踊と云、桜嶋

迄も踊る也、上下両町狂言踊も有、町中富家之子弟十四

五之美童舞をなす、やさしくかわゆし、同十八日御能有、

十五代太守 貴久公御代より頭殿と云事始とかや、戸柱

橋涯より清水の橋涯迄通る馬場有、舟屋ば、と昔いひし、今は横馬場と云、夫

よりまた清水馬場ニて、東有諏訪馬場、西は堂之前一橋

ニ至り廣き馬場有、左右尤武士屋敷也、仁王門と云、此

王は天正十四年春豊後入り之時彼國より持來とかや、其砌に清水沸出、名高き水也、上町

酒屋酒造には必此水を用るとかや、是故に清水馬場と云、

其上に又五道院馬場と云通有、本立寺清水山五道院時旨

宗之寺也、御元祖忠久公 忠時公 久經公 忠宗公

貞久公御石塔有、御靈屋一字也、得仏・道佛・道忍・道義・道鑑之御五公也、忠久公御忌日嘉祿三丁亥六月十

八日、於鎌倉逝去、御年四十九、御法名得佛道阿弥陀淨

光明寺殿と奉申也、郷田薬師と云堂有、万壽院格護と也、

こ、に松峯山無量壽院淨光明寺、御元祖忠久公始而三

州を御給り有て御入國之時、一遍上人の流垂宣阿上人と

共に御下向有しより權輿して、上代久經公御建立とか

や、弘安七甲申閏四月之比かとよ、吉貴公御法名淨國院殿鑑阿天晴道

照大居士、延享四年丁卯十月十日、薨御於大磯之御館、御靈屋有、境内高くして眺望奇絶

之御寺也、

金刹地高開半天 天鍾神秀列欄前 窓含一碧滄浪水

座入櫻嶋数奇烟 碁布春城楊柳屋 業浮晚浦釣漁船

題迷彫放登臨眼 遠近山羅屏四筵

蘭若松峯頂 無塵心自閑 浴々涵閣水 壘々入樓山

雲暗謝名路 鐘鳴破夢関 隨看聽事々非人間

始は即潭和尚、後ハ川親埤雅丈、其外和漢共に吟多けれ

共思ひ出さず、堅野に般若院行者堂有、山伏面高氏格護と也、不斷光院養泉山無量寺高二十石餘淨土宗之佛閣なり、光

明寺は眞言宗、是は琉球國中山之建立とかや、善福寺と

云も有、興國寺太平山不遷院 忠昌公の御寺也、高式百

石とかや、薬師堂も有、寶持院格護と也、福か迫にハ諏

訪大明神、別當寺は普賢院、神職ハ井上氏也、夫より冷

水と云所ニ近衛水と云名水も有、どんだを過て滑川、上

町厩屋之馬場、車町、地藏町には地藏堂有、夷子堂も其

右脇車町之内ニ有、柳町、泉屋町ニは觀世音菩薩堂有、

山伏坂口氏格護と也、昔日秀上人行法有し所とて、世人

行屋と名付しとかや、此日秀上人ハ水雲の僧にして、密

宗の徒好て善因を修し、或は山の佳なる、或ハ境の勝れ

たる、行て見すと云事なし、天下之勝景悉皆上人杖履之

中に在、且公輪子か巧有て、諸天善神諸佛菩薩之尊容を

彫刻すと云へり、漸老而後、隅州八幡正宮之傍に一梵廬

を結て、弟子弥衆聚多なり、天正三乙亥佛成道之日、世

縁の未尺ニ、深禪定に入去と也、孝行橋と云有、昔此邊

ニ住家ける池田正右衛門と云一人之老親あり、貧き住家

といへ共、寒大(天カ)には衾を煖め、暑天(初カ)ニハ床枕を扇き、

得ものハ必ず、め、朝夕親之心を慰勞せしと也、其故に世人孝行橋と呼付ケると也、孝行屋敷と云も今に有と聞、築地ニは愛染明王立せ給ふ、普賢院之格護とかや、夫より又立帰り、大小路通り、滑川札之辻、新橋口琉球飯屋、庄内かりや、種子飯屋、榎木馬場は廣したり、北郷殿之屋敷也、誠に三州之府内とこそハ見得たり、北郷殿之棧こそ梅と争ふ早咲也、新橋唐かねの擬^{マヤ}法珠^{マヤ}八年号月日彫刻しと更に覺す、

御屋形之下に犬垣と云有、此邊拙き筆ニ述かたし、江戸橋と云小橋有、是より東を上とし、西を下と云とかや、こ、に名高き名山堀、廣小路、若宮社、其向に橋有、新假橋とかや云へり、其邊に柳あり、是はむかし往古平治年中にや、琉黄嶋に流されし俊官僧都^寛・平判官康頼など此所より舟出しせし時纜繫之柳の植次とかや、又琉球國邪那親方とて姦謀ニして変化常ならず、薩府之教旨を悖叛するに依て、此所ニて御誅戮、討手は川上泰助殿とかや、萩原天神宮^{御祭采五石式斗餘}、御祭は八月廿五日、社殿連歌之會有とかや、其日いつと云を忘る、向に蓮池有、石観音を安置す、窪田には諏訪大明神、是ハ伊集院幸侃入道建

立ともいへりしとかやいなや、祭は八月廿八日、是より跡ニ立帰り、舛形通大雄山南泉院、僧正住職之御寺とかや、寺高五百石、東照大権現御宮有、四月十七日御祭、法樂上なりといへり、随神門・蓮池有、観音堂有、平之過て柿本寺、眞言宗也、新上橋有、大徳寺と云禪寺、山下之観音堂三十三番請之札所之内とかや、上山寺是亦禪寺也、久富貴の宮と云有、池之平過て隆盛院樓鳳山、此開山ハ宗津天祐和尚と申也、此和尚は 太守忠國公御末子にして、福昌寺十一代之住職也、門之邊ニ名水之流有、是を北山之清水と云とかや、十三代太守忠隆公之御寺也、宇治瀬の宮ハ森丹下と云社家格護となり、祭は十月十八日、右之方は四郎か坂迎有、妙谷寺不働院覺照^{山高三百八拾石、福昌寺三か寺之卷なり}、義久公御寺也、梅か測山崎川とかや、水上伊敷川と云有、不働明王建立有、よき詣所也、不働院と云も有、^{妙谷寺之末寺也}小野に高伽木^{高伽木之文字不知、楓紅葉の名所也、鬱林林深樹漏くる白影もしはして、左右之瀧水潔し、紅葉の折からは、うつれるかけや流る、葉、是を錦の瀧といへり、同所に聖天宮もた、せ給ふ、原良には尾畔御假屋有、春は桜^{マヤ}に秋は 尾畔奉行宮内氏、孔雀、}

錦鶏・鷲・熊鷹、唐や倭の名鳥、獸数を尽せし御飼物、嶋之のほりの人々手寄くを求て見物あれ、行末咄之たねそかし、常盤谷には世にも名高き鼻取地藏、西田町ニは新寺有、西田寺と云とかや、龍洞院之末寺とかや、日吉山王宮、薬王寺薬師如来高十五石 式斗餘、又野本ニは笑岳寺、此寺は伊集院大和守入孤舟齋道祝力為菩提、太守家久公御建立とかや、幸侃入道か父也といへとも、忠義深切成人ニ而重病末期ニ及び、龍伯様御壮年之御時なれば、病氣御尋として御入有ければ、看病の親属を病床より遠ざけ被申上候は、世忤忠棟事要樞之重職に被召仕候儀、必御遠慮被遊可被下候、性質正しからず、内心難見届之旨、涙と共に被申上候と也、忠義ニは至親を不顧なといへるもかゝる事をそ申らん、誠に無二之忠臣也、是故ニ、幸侃御誅戮庄内静謐以後、孤舟齋忠心之程を被感思召、為菩提御建立之寺と也、難有かりし事共也、爰に壽國寺信證持力院元知山と云黄檗宗之寺也、有寺領四百石、夫より大田大明神、祭は九月十九日とかや、美保崎御茶屋有、高寺として田上村ニ有、護生寺悟性とかや云り、曇了とて清發頓智之出家有と聞、馬頭観音堂有、川邊郡日新寺之末寺也云、

郡元には一条之宮御祭米三斗五升、荒田村には八幡宮、祭は九月廿三日御祭米五斗 式升五合、座主福蔵院とかや、薬師堂も有、田之子 へ靈藥 師と云、正建寺本長山高三拾石法華宗之寺也、夫より長橋わたりに、御船手之内船玉大明神た、せ給ふ、塩屋塩濱村洲崎之景もたくひなや、谷山には慈眼寺観音菩薩よき詣所也、瀧有、紅葉有、むかし、中納言様御詠哥、ほしむ山姫の瀧の白糸くりかけて紅葉の錦波やおるらん、其後此御寺失火有て焼失せしを、周防忠英公子を始、鹿府中之哥人詠歌之一卷有、是一件之美事也、参詣あらは住持之出家衆に乞て拜吟あるへし、山之口地藏菩薩は始羅郡加治木より此所ニ遷し奉るとや云、誠に名高き靈佛なり、夫より海邊は南林寺松原山高岳院、高四百六石、福昌寺三か寺之一也、脇寺教寺有とや、貴久公永正十一年甲戌五月五日御誕生、嶋津家十五代太守中興之良主也、元龜二年辛未六月廿三日、持佛堂江入らせられ、仏前ニ坐し給ひ香花を捧けまし、法華經第一之卷誦終、第二之卷を持し給ひ焼香まし、香烟いまた断ざるに、勿然として壇上ニ逝去まします、御年五拾八、御法号大中良等庵主南林寺殿と号し奉る、御正忌日には参詣之男

女群集をなす、大門の名清明門と云とかや、尤御仁徳を

称誉し奉る此前の名なるへし、或僧之いひけらし、其砌

ニ櫟の木有、是は往古安部之清明之植けるにより、大門

之名をば清明門と云といへり、訝かりな(ら脱之)か、出家衆方之

いひ傳にやと今爰にしるし付ぬ、大門口より舟に乗漕出

て見れば、桜嶋三國一之風景そや、是は隅州之嶋なれや、

順風よければ程もなく築地之内にみち來る潮と諸共に行

屋之濱ニ着ニけり、

八詠亭八景

亭在鹿兒府新築地榊山資央別業

櫻島白雲

倪金鱗児玉宗因

天際仰高櫻嶋峰

藍光翠色躍青龍 白雲変態多奇異

如雪如花現妙谷

一山小森氏

櫻嶋咲ぬ絶間も名にめて、花とこそ見れ嶺の白雲

前(前漢)海行舟

橘山四本氏

甕城前海海之濱

幾見輕帆越要津 百里安(麗瀾)好風面(麗雨)

不勞南去北來頻

經興門(麗松)氏

ゆく船の間近くみえて鴉(ニホ)の海や爰は打出の濱ならぬ共

築地晚潮

蘭皋吉田氏

一曲清江淺水流

晚來潮湧(麗浸)沙州(麗洲)

啼鴉飛盡長堤上

波面漫々月色浮

貞以大原氏

庵(麗ちか)遠く潮さしめくり暮る江のか、る見る目ハ世ニ類無キ

島陰漁火

梅洲吉田氏

十里島陰雨如烟

松膏無数滅還然 晚來人去風波起

一點寒光照岸辺

正美和田氏

嶋陰や暮ぬる磯に焼す火は蜚のいさりの光なるらん

洲崎平沙

玄幸野呂氏

洲崎地勢自優長

日夜潮波相濯良 水鳥翱翔耐書字

平沙数里白於霜

通代長崎氏

しら／＼と波の洲崎の眞砂地や緑はえある松の村立

南林青松

玉山牧瀬瑞仙

松樹遠近南浦頭

青林緑水望清幽

隔(麗離塵)俗乾坤別(本マ)

思入神仙物外遊

政一小森氏

幾世經ぬ南はるけき海原や緑につゝく松の林は

松峯鐘聲

▽ 柏原公英 Δ

一朵松峯清淨音 景光八望眼前宜 暮鐘殷々使人感

今日又過十二時

一鷗平瀬氏

山の名の松の峯より吹おちて夕部の風鐘傳ふ也

多賀山風

▽ 町田懋齋 Δ

多賀山風雲樹號 重々積翠起波濤 冷然響入沒絃去

天外唯聞度曲音

胤昌牧氏

山の名のたかみる夢か(残るゝき)「とますらん」更て音そふ嶺の(松風)

風)

聞之薩人、景勝尤佳者爲新築地、蓋山海并絶也、樺山氏

家園坐収之、乃作八詠亭賞之、如此卷所圖若誦、余謂、

詩一也、和歌一也、圖畫一也、因爲三絶、然非有此勝、

未足施此技、則景絶也、世俗謂山蓋高、謂海蓋深、非

不觀也、苟無勝情以何會之、不啻牆則又樺山君好事、

其絶一也、可謂一絶乎、雖然山海吾勝也、五絶吾絶也、

吞不帶芥者雖居薩國爲大無所弗有已、薩安養湛公爲其邸

來、修護摩于東都、則爲樺山君属余跋、余得閱此卷、爽

然自失乎其絶之富、

享保丁未稿

東都服元喬跋

八詠亭八景之和韻并哥

櫻嶋白雲

登龍志賀武兵衛

八面玲瓏玉女峯 白雲起処有吟龍 回看(好是)翠微地

半入朦朧改旧容

三省田浦(校檢)

磯の波高根の雲の詠までさなから春の花さくら嶋

前海行舟

静齋平山七兵衛

水色浸天南浦濱 布帆遠影過江津 棹歌一曲晚來起

不厭風潮日々頻

▽ 石同 Δ

蟬人の世はたるわさか波の上に行かふ船の数浮ふ也

築地晩潮

拳石山内平蔵

千疊防隄断碧流 霧汀覺渚接沙洲 江天日落寒潮湧

繫岸輕帆次第浮

常孝折田長兵衛

百八揺山月落時

あかす見むうかへる月の影なからかこふ入江に満る夕汐

村泰今井平左衛門

島陰漁火

如雲安養院

鐘の聲さそふや松の嶺に吹嵐の夕へ猶響なり

嶋陰漁火破寒煙

數點(龜)浸波夜欲然 長笛一聲人去尽

多賀山風

梅川山田弥市右エ門

満江残月落岸邊

為純日高甚兵衛

緑樹森々靈籟號

碧空萬里起波濤 四時更好炎蒸日

為純日高甚兵衛

多賀山風涼氣高

時の間に浪立くらし嶋陰やみえかくれる海士の漁火

為一日高次左衛門

洲崎平沙

彩鸞山沢小弥太

なか、れと齡を守る御垣より送るもあかぬ(龜)〔多賀〕の山風

松原山畔白沙長

半入波濤出没良 漠々江天烟斷處

一痕明月影如霜

為常伊木半七郎

為常伊木半七郎

波近き浦の松風静にて鷗むれゐる磯の眞砂地

南林青松

醉夢郡山次郎兵衛

松林一带遶江頭

隔海蒼々望更幽 馳思徂徠千里翠

四時彩色入詩游

正香平田喜兵衛

正香平田喜兵衛

江の南はるかにみえて立双ふ松の林の陰そこふかき

松峰鐘聲

玉鰲児玉宗四郎

藍翠逼空梵刹音 松峯風物望相宜 鐘聲能破海雲曙

社、又日州住吉三所大明神、是則穩原、穩明神之社は日

〔龜〕(續字)にも筆なれとも、嶋方より始而上國之衆往來一日路之見物所には聊助共成可申哉と今書記候、其外(江)外城(江)も

段々大社等古來より御建立(龜) 國分之宮内ニは正八幡宮

御石鉢之靈(龜) 事を始、日州霧嶋六社権現、薩州川内

には新田八幡宮、出水ニは加紫久利神社、穎娃に枚聞神

社、又日州住吉三所大明神、是則穩原、穩明神之社は日

本記等之神書ニも分て為相見得旧跡之由候得共、尤參詣
不仕所而已ニて只承傳候迄、此嶋ニて誰に可尋問様も無
之故、先閣筆(付箋「前同」) 誠に閑落之拙夫故、郷想葉之餘情ニ而候、

御覽之達士仰憐察計ニ候、

(繼中)
(さカ) ひしさのやる方なさにつゝり置

筆のすさみを哀とも見よ

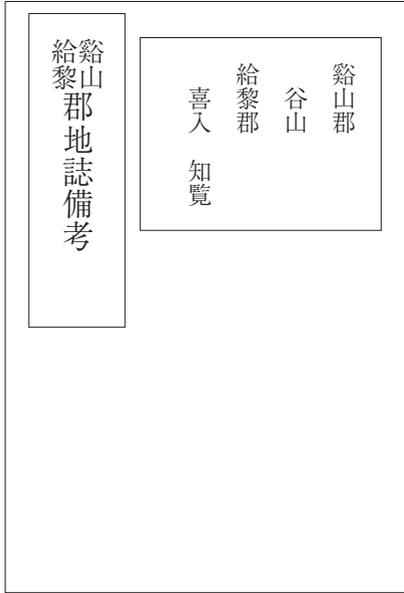
(明カ) 和九龍舎壬辰季春日

橘遊敬具

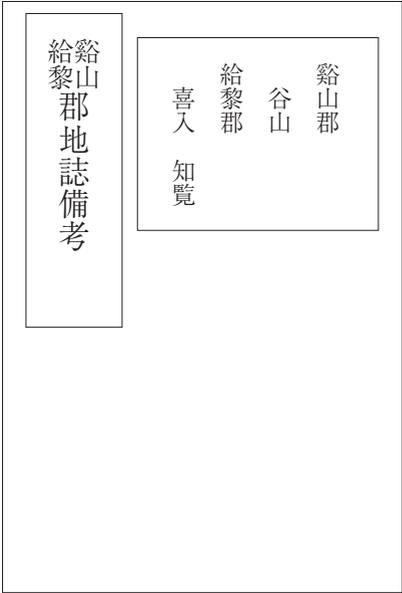
(繼中)
「氣回分書」 書大河平喜左衛門殿所持寛政十一年己未十一月
頼て写之、
本田孫九郎親孚

谿山・給黎郡地誌備考

(表紙)



(中表紙)



(中表紙)

谿山郡 谷山
給黎郡 喜入 知覽
谿山二郡地誌備考

谿山郡

一 鹽屋村 一 上福元村 一 松崎町
 一 山田村 一 一五ヶ別府村 一 平川村
 一 和田村 一 下福元村 一 中村
 給黎郡合十村戸長六人
 知覽 一 郡村 知覽 一 厚地村 知覽 一 長里村
 知覽 一 瀨世村 知覽 一 東別府村 知覽 一 西別府村
 一 瀨々串村 一 一中名村 一 前ノ濱村
 一 生見村

明治十六年四月告第百九号

東別府村分村東別府村
南別府村ト公稱、

明治十五年二月十七日、西別府村ヲ分割シテ西元村・

塩屋村ノ両村ト為ス、甲第五十二号ヲ以布達セリ、

薩摩國

谿山郡管轄沿革

古時、阿多宣澄本郡及ヒ伊作郡日置南北郷ヲ領ス、源頼朝宣澄ノ邑ヲ収メ没官領ト為シ、守護島津忠久ノ治下ニ付ス、當時谷山忠光本郡ノ郡司タリ、其城墟アリ、北條氏執政ノ時、島津忠時其庶長子忠繼ニ本郡山田村・中村・上別府村ヲ與フ、忠繼(經カ)山田村ニ居リ、因テ山田ヲ氏トス、忠眞、宗久、忠繼、久興相承ク、建武中興、島津貞久官軍ニ屬シ、復足利氏ニ屬ス、延元二年三月、三條侍從泰季地ヲ薩摩ニ徇シ、營ヲ谷山ニ置ク、是時谷山忠光四世ノ孫隆信官軍ニ應シ、屢島津氏ト戦フ、應永ノ初、島津元久隆信ノ子忠高ヲ撃チ本郡ヲ取ル、是ヨリ全部(郡カ)島津氏ノ有スル所ト為ル、應永十八年八月、伊集院頼久島津氏ニ叛ス、島津守久・島津忠朝・島津久世及ヒ穎娃・知覽・

山田・別府・阿多・田布施・伊作・東郷・祁答院・入来院・高城ノ諸氏皆之ニ應シ、屢島津氏ト戦フ、應永十八年十一月、島津久豊山田久興ニ大隅贈嶽郡市成市成ノ内南持留ヲ加封ス、久興市成ニ遷リ、尚上別府村ヲ領ス、二十四年

九月、島津久豊給黎・谷山両郡ヲ頼久ニ與テ和ヲ講ス、

頼久猶鹿兒島ヲ取ラントス、久豊怒リ、大ニ兵ヲ發シテ

頼久ヲ谷山城ニ撃ツ、頼久敗績、其邑石谷村ヲ獻シ伊集

院ニ退ク、寶徳二年二月、島津忠國頼久ノ子熙久ヲ撃ツ、熙久肥後ニ奔ル、大永六年十二月、島

津勝久島津忠良ニ谷山郡及ヒ伊集院郷ヲ與フ、七年六月、

島津實久島津氏ニ叛シ、加治木ノ地頭伊地知重貞・帖佐

ノ地頭島津昌久ト皆實久ニ應ス、忠良兵ヲ帥テ加治木・

帖佐ヲ撃ツ、實久其虚ニ乗シ谷山郡ヲ取り、其將禰寢播

磨ヲシテ谷山城ヲ守ラシム、天文八年、島津貴久實久ヲ

撃チ、大ニ之ヲ敗リ、遂ニ谷山城ヲ拔ク、其後累世島津

氏本郡ヲ領シ地頭ヲ置ク、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津

忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

カミフクノキ
上福元村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、當時谷山忠光本郡ノ

郡司タリ、忠光ハ川邊良道ノ第五子、別府五郎忠明ノ孫ナリ、忠能、資忠、隆信相承ク、

皆本郡ノ郡司タリ、南北朝ノ時、忠光四世ノ孫忠高官軍

ニ應シ、屢島津氏ト戦フ、應永ノ初、島津元久忠高ヲ擊

チ本郡ヲ取ル、是ヨリ全郡島津氏ノ有スル所ト為ル、後

伊集院頼久島津氏ニ叛キ、本郡ヲ併吞ス、島津久豊之ヲ

伐ツ、頼久其邑伊集院ニ退ク、應永二十四年十一月、久

豊伊作勝久ニ福元村ノ内三十町及ヒ中村ヲ與フ、應永二十

作家譜ニ據ル、大永七年六月、島津實久本郡ヲ取り、其將禰寢播

磨ヲシテ谷山城ヲ守ラシム、島津貴久親ヲ將トシテ禰寢

播磨ト紫原ニ戦ヒ、大ニ之ヲ敗リ、遂ニ谷山城ヲ拔ク、

其後累世島津氏地頭ヲ置キ之ヲ治ム、徳川氏大政奉還セ

シ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ

屬ス、

同國同郡

和田村管轄沿革

應永七年四月十九日、島津元久伊作勝久ニ本村ヲ與フ、

伊作家譜ニ據ル、餘ハ上福元村ニ同シ、

同國同郡

山田村管轄沿革

古時、阿多宣澄之ヲ領ス、建久三年七月、源頼朝宣澄ノ

邑ヲ収メ没官領ト為シ、守護島津忠久ノ治下ニ付ス、島津

ニ據ル、北條氏執政ノ時、島津忠時其庶長子忠繼ニ中村・山

田・上別府村今ノ五ヶ別府村ナランヲ與フ、忠繼山田村ニ居ル、忠

繼、忠眞、宗久、忠經、久興相承ク、宗久島津貞久ノ時

足利氏ニ應シ官軍ト戦フ、島津氏久ノ時、忠經大隅嚙啖

郡市成ニ遷ル、以上薩藩地理拾遺ニ據ル、其後二十餘年明應四年四月十七日、島津忠

昌吉田孝清ニ山田村三拾町ヲ與フ、其後四十年ノ頃、平

田宗秀山田村ヲ領ス、其後五十年天正十六年二月、島津義久頼娃

三郎久音ニ山田村ヲ與フ、以上薩藩地理拾遺ニ據ル、其後累世島津氏地

頭ヲ置キ之ヲ治ム、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封

土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

中村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、北條氏執政ノ時、島

津忠時其庶長子忠繼ニ中村・山田・上別府村ヲ與フ、忠

繼山田村ニ居ル、忠繼三子アリ、忠眞・忠泰・忠秀、忠

眞父ノ後ヲ繼キ谷山郡ノ地頭タリ、忠泰ヲシテ中村ヲ領

セシメ、忠秀ヲシテ宇宿村ヲ領セシム、忠泰ノ子孫何レ

ノ時迄中村ヲ領セシヤ、載籍詳ナラス、應永二十四年十

一月、島津久豊伊作勝久ニ本村及福元村ノ内三十町ヲ與

フ、應永以下伊作家譜ニ據ル、文安六年二月、島津忠國田代清定ニ中村ノ

内若干ヲ與フ、田代清定傳ニ據ル、其後島津氏山田郷ヲ谷山郷ニ合

シ、累世地頭ヲ置キ之ヲ治ム、徳川氏大政ヲ奉還セシ後

島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

五ヶ別府村管轄沿革

古時上ノ別府村アリ、山田氏之ヲ領ス、沿革山田村ニ詳ナリ、今ノ五

ヶ別府村ハ古ノ上ノ別府村ナルヤ、未タ詳ナラス、

郷莊

古時両郷ニ分チ、山田郷ハ四村山田村・中村・五ヶ別府村・宇宿村、谷山郷ハ

五村上福元村・下福元村・平川村・和田村・塩屋村ヲ管ス、後山田郷ヲ廢シテ谷山郷

ニ合ス、今尚其稱ヲ用ヒ、八村一町ヲ管ス山田村・中村・五ヶ別府村・上福元村

村・下福元村・平川村・和田村・塩屋村・松崎町

谷山郡

1「山田氏文書忠眞譜中」

ゆつりわたすさつまのくにたにやまのこをりのちとう「谷山」「郡」「地頭」

※職「しきの事」

みきのちとうしきハ、しきふのたらうたささねニゆつ「山田氏」「式部 太郎 忠眞」「實」「早」「知行」

りあたふる所しち也、はやくちきやうすへき状如件、「島津忠時」

文永九年四月十七日 道佛在判

（本文書ハ「旧記雜録前編二」七三六号文書ト同一文書ナルベシ）

※（頭注）

「文永九年ヨリ明治十三年迄六百九年」

2「全」

ゆつりわたすさつまのくに谷山のこほりハ、とよくま「證」

さたゝるへし、こ大隅の入道殿より給ハる本そつもん「故」

をくしてゆつる所也、たのさまたけあるへからず、後

日のためにそうもん如件、

文永十二年二月十七日 忠實在判

「土用熊」 「忠貞ノ嫡子也」
とよくま殿ニ

かさねて申、た、しこのうちむら二所ハ、二郎と三郎
とニたひ候也、御そんちあるへく候く、

(本文書ハ「旧記雑録前編」二七五二号文書ト同一文書ナルベシ)

「建久圖田帳」

谷山郡二百町内島津同御庄寄郡、没官御領地右衛門兵

(頭脱力)

衛尉、

府領十八町

公領百八十二町

谷山郡

谷山郷周廻十三里十四丁二十九間

「纂考」

倭名抄谿山に作る、建久八年圖田帳には谷山とす、今
俗猶谷山の字を用ふ、

鹿兒島を去る事南ノ方二里半許、西伊作・田布施、南

川邊・知覽・喜入、北鹿兒島・伊集院に境を接す、周

回十二里廿二町十四間、村落七五ヶ別府村・山田村・中村・
上福元村・和田塩屋村・下福

元村、人員二万千八百七十八人、戸数四千四百七十七、
平川村、

「見入来院氏藏書」

應永七年十二月十三日久哲在判洪谷彈正少弼殿宛、薩

摩國之内谷山郡・同國給黎院半分事云々、

「地理志」

忠久公御代、谷山兵衛尉忠光忠光ハ川邊平次郎大夫良道五男
別府五郎忠時二代之孫、彌平五

見守トモ云、石領之、其子李之助忠良、其子谷山郡司谷山異本忠明三男彌平五云々

「又忠能トモ」

五郎資忠法師覺信、其子左立門佐忠高、平五郎左衛門

入道隆信抔云者数代領之、其後道鑑公御退治被成候御、

谷山郡司太郎平忠高御陳ニ押寄合戦有之候、弟祐玄法

師等從之、

一諸家大概云、谷山入道覺禪「信ノ誤カ」・同佛心抔貞久公ニ御敵

對ト云々、古城記云、曆應五年八月五日、御發向凶徒

御退治、貞和之頃度々合戦有之云々、

一應永之初、元久公當郡司入道佛信御退治、被入御手候、此時谷山百八十町・喜入四十町、指宿四十町守護領下成。

一大永七年五月十二日、實久方加世田・川邊・鹿籠・山田之軍兵當地ヲ攻取候、

一弘安^(ママ)二年之御下文ニ、谷山郡司五郎入道覺信他界ノ間、其子細守護所注進之上ハ、對彼跡子息平五郎左衛門入道隆信相傳當知行ノ上ハ、重テ欲給御鐔、「李、」當郡ノ

内山田・上別府両村抑留年ノ地頭得分物等ノ事トアリ、其後道鑑公谷山御退治トシテ、以前ヨリハ谷山氏御家人ナリシヲ此時道鑑公ニ背タルナルヘシ、

波之平ニ陳ヲ附給フ、今カリ石坂ノ上岡ノ尾嵩ニ松ノ木一本アリ、其所ト云傳フ、谷山郡司忠高^{号太郎}平氏也、波平ニ押寄合戦アリ、谷山ニハ知覽・給

黎・川邊・別府・渋谷忠高二合力ス、敵牛落ノ通路ヲ遮リ難儀之処ニ、和泉右衛門兵衛尉忠直馳參、牛落ノ勢ヲ追拂フ、忠直ハ忠氏ノ子ナリ、此時発和泉、於青屋松原忠高ノ弟討取祐玄、其後御開陳也、

〔古城由緒記〕

谷山城 貞久公凶徒為御退治、曆應五年八月十五日、

當城へ御発向被遊御合戦候、○谷山氏致傳領候処、元久公御代、守護方ニ相背候故被加御誅罰、谷山百八十町・喜入四十町・指宿四十町守護領ニナル、○貞和ノ

比度々合戦アリ、○應永之初、元久公當郡々司入道佛

心ヲ御退治、當郡入于御手、○應永廿四年九月、伊集

院彈正少弼頼久領谷山致在城相背候故、「重復」八代ノ太守久

豊公以大軍御責被成、青屋・郡元・牛磯ヲ經テ案貫・

波平ニ到、椿山亦一陳ヲ張、頼久防禦不相叶、乞降下

城、伊集院ニ退去、石谷三十町被没収、○島津薩摩守

用久籠谷山城敵對ニテ、「忠國ノ誤也」立久公御責被成、用久難儀候

節、新納近江守忠臣ニ被申上御和睦相調候、○天文六

年、實久落于鹿兒嶋住于此、○天文八年己亥三月十五

日、貴久公守兵ヲ此ニ入ラル、當地全手裏ニ入、

〔新田宮觀樹院文書中〕

文保元年七月晦日、薩摩國御家人交名注文、

式部孫五郎入道

谷山 「建武二年内裏大番ノ列ニモミヘタリ」
谷山五郎入道

右ノ外略ス、平五郎左エ門入道隆信ナルヘシ、父覺信ハ弘安ニ死スト前ニミユ、此隆信長命也、曆應淵上城ニ籠リシモ此

人ナ
リ、

右、式部孫五郎ハ山田忠繼島津家二代忠時長庶子、式部大輔、三代山田式部孫五郎宗久入道々慶カ事ナリ、自家系圖谷山地頭トアリ、山田村ノ領主ナリ、谷山氏ハ谷山ヲ領シタル見ヘタリ、

〔古系圖〕

伊佐平次貞時——平次郎太夫良道

川邊平次郎道房
給黎兵衛尉有道
指宿郡司三郎忠永
阿多平四郎忠景
別府五郎忠明

太郎忠真
忠綱
弥平五信忠
忠光
石見守 古城主由来記ニ、忠久ノ時谷山城ヲ守ル、
号谷山兵衛尉、

古城主由来記ニハ忠良トアリ、
忠能
李介

國史ノ註ニ、建武元年十二月覺信死、子五郎左エ門入道隆信嗣則此年云、
能忠
元徳中文書アリ、
資忠
谷山郡司五郎入道覺信
忠康

隆信
平五郎左衛門尉
忠高
太郎左エ門尉

〔古城主由来記〕

守護道鑑公の御時、谷山退治として波の平に御陣を取給ふ、谷山郡司太郎忠高守護の御陣に馳向、御合戦有り、中古迄ハ谷山を知行す云々、

〔山田氏系圖〕

忠繼
式部少輔

二代太守大隅守忠時初忠義一男、雖然不為家督者、依他腹也、○薩摩國之内賜牛屎院地頭職於忠時矣、○同國谷山郡之内賜山田・上別府等地頭職於忠時、而居住于山田、故号山田也、

忠貞

初忠實 式部太郎三郎 式部少輔 大隅守

〔正文家蔵〕

(本文書ハ一・二号文書ト同文ニツキ省略ス)

忠泰

号中村、二郎 式部大輔

忠秀

号字宿、三郎

土用熊丸

〔正文家蔵〕

ゆつりわたすさつまのくに谷山のこほりハ、とよ
くまさたゝるへし、こ大隅の入道殿より給ハる本
そうもんをくしてゆつる所也、たのさまだけある
へからす、後日のためにそうもん如件、

文永十二年二月十七日 忠實在判

とよくま殿ニ

かさねて申、たゝしこのうちむら二所ハ、二郎
と三郎とニたひ候也、御そんちあるへく候く、

二月十七日

在判

(本文書ハ「旧記雜録前編二」七五二号文書ト同一文書ナルベシ)

〔全〕

走湯山造營用途事、大隅土用熊丸訴状遣之、對捍

云々、甚無謂、不日可致沙汰之状、依仰執達如件、

弘安二年五月九日

(北条時宗)
前武蔵守在判

(北条時宗)
相模守在判

谷山五郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」八〇五号文書ト同一文書ナルベシ)

〔全〕

走湯山造營用途事、薩摩國谷山郡司資忠、背地頭

催促、不致其沙汰^①云々、甚令自由也、早可令

催勤之状、依仰執達如件、

(北条時宗)
弘安二年十二月十九日 相模守在判

土用熊殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」八一四号文書ト同一文書ナルベシ)

一宗久

二郎丸 式部孫五郎 入道々慶

〔正文家蔵〕

(本文書ハ一〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

薩摩國御家人谷山郡司五郎資忠與當郡内山田・別府兩村地頭大隅式部太郎忠實字有憚・子息二郎丸代養

父大隅五郎太郎久親法師法名道智相論条々、

⑩知

一當郡内地頭屋敷事、

右、如大宰少貳經資法師云々、下文略、

一代官事、

右、資忠則帶承元御下知状云々、下文略、

一殺害事、

右、資忠則云々、

一悪口事、

右、資忠則云々、

一苺田狼藉事、

以下略ス、依鎌倉殿仰、下知如件、

弘安十年十月三日

(北条宣時)

前武藏守平朝臣判

(北条貞時)
相模守平朝臣判

(本文書ハ「旧記雜録前編二」八八四号文書ノ抄ナルベシ)

〔全止〕

大隅式部孫五郎入道々慶申、薩摩國谷山郡山田・

上別府兩村所務事、訴状副具如此、為有其沙汰、早

可参府、仍執達如件、

元亨二年十一月廿五日 (北条英時) 修理亮判

谷山五郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一三二五号文書ト同一文書ナルベシ)

〔全止〕

ゆつりわたすたにやまのこほりのうちやまたのむ

らならひにきたのへふにをきてハ、二郎にえいた

いをかきてゆつりわたすところしち也、〔實〕こ日のた

めにせうもくたんのことし、(ん脱力)

けんち二年九月十三日 忠真在判

二郎に

(本文書ハ「旧記雜録前編二」七七七号文書ト同一文書ナルベシ)

〔全〕

島津式部孫五郎入道々慶申、當國谷山郡山田・上別府両村内宮園以下同村所務事、任被仰下候之旨、相觸谷山五郎入道候之處、捧請文候、謹令進上候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元亨三年九月廿八日

〔洪合〕
平重基請文

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一三七五号文書ト同一文書ナルベシ〕

山田氏系圖

一 忠繼

式部少輔

二代大隅守忠時一男、他腹也、○薩摩國之内賜牛屎院地頭職、○谷山郡之内賜山田・上別府等地頭職於忠時、而居住于山田、故号山田、

二 忠眞

初忠實 式部太郎三郎 式部少輔 大隅守

〔本文書ハ一・三号文書ト同文ニツキ省略ス〕

忠泰

号中村、次郎 刑部大輔

忠秀

号宇宿、三郎

忠重

号宮里、四郎

義清

民部少輔

忠武 又太郎

忠季 式部大輔

義昌 兵部少輔

女子

久友 女番頭

忠光 次郎

久元 源三郎

久國

三河守

忠清

民部少輔

義政

又次郎

土用熊丸

〔本文書ハ四号文書ト同文ニツキ省略ス〕

三 宗久

二郎丸 式部孫五郎 入道々慶

文書略、

直久

三郎 式部藤三郎

14

ゆつりわたすたにやまのこほりのうちうすく(⑩のむら)

ニをきてハ、三郎ニえいたいをかきてゆつりわたすところしち也、たゝしせいちやうのほとハ、こけのさたゝるへし、よてこ日のためにそうもんくたんのことし、

けんち二年九月十三日

忠眞判

(本文書ハ「旧記雜録前編」一七七八号文書ト同一文書ナルベシ)

忠房

式部三郎太郎

忠光

式部三郎

将監

忠家

三郎太郎

将監

高江峯城戦死、

忠興

尾張守

四
忠経

初忠能 諸三郎丸 大隅式部諸三郎
九郎左エ門尉 加賀守

文書略、

良久

彦六 三郎左エ門尉 加賀守
出羽守

利久

初伊久 周防守

15

友久

亀三郎丸 式部孫三郎 掃部助 常陸守

薩摩國谷山郡山田・上別府両村地頭職云々、

觀應二年六月十三日

(足利直冬)
源朝臣判

(本文書ハ「旧記雜録前編」一三三五六号文書ノ抄ナルベシ)

久書

左京亮 三河守

久依

孫五郎

五
久興

虎王丸 四郎 右京亮 出羽守 入道名玄威

貞治六年二月十八日、忠経ヨリ山田・上別府両村ヲ讓ル、應永十八年十一月、久豊ヨリ大隅國市成ノ内南持留ノ地ヲ給与ス、谷山山田ノ内上別府ハ本領故ノ如シ、

忠繁

王犬丸 式部彦七

渋谷山引合戦戦死、

忠高^六

初忠豊 百王丸 三郎四郎 式部少輔 出羽守
入道名聖榮

應永十年二月七日、久興ヨリ山田・上別府両村ヲ
讓ル、時百王丸ト云、

式久

王五郎丸 太郎三郎 信濃守 入道名聖祐

忠通

式部少輔 久基 右京亮 忠秀 左京亮 忠重 又三郎

忠方

信濃守 泰久 治部少輔

大隅肝付小原城戦死、

忠廣^七

三郎四郎 式部少輔 河内守
加賀守 安藝守

忠豊^八

式部少輔 河内守

秀久

弥次郎 淡路守

久親

忠時

久武

一文永九年四月十七日、島津氏二世忠時谷山郡地頭職ヲ

山田氏二代忠實^{後大ニ隅守}讓状アリ、

一建治二年九月十三日、忠實ヨリ谷山郡内山田村及北別

府ヲ其子二郎丸^{式部孫五郎宗久}讓状アリ、

一全年同日、忠實ヨリ谷山郡内宇宿郷ヲ其子式部藤三郎

直久^二ニ讓状アリ、

一弘安十年十月三日文書ニ、谷山郡司五郎資忠、同郡山

田・上別府両村地頭大隅式部太郎忠實云々、

一正安二年七月二日文書ニ、谷山郡山田・上別府両村地

頭大隅式部孫五郎宗久^{三代}云々、

一元亨二年十一月文書ニ、大隅式部孫五郎入道々慶、谷

山郡内山田・上別府両村地頭、郡司五郎入道覺信云々、

一正中二年四月十九日、式部孫五郎宗久^{山田三代}ヨリ嫡子諸

三郎丸^{忠能後九郎左エ門尉加賀守ト云}ニ谷山郡内山田・上別府両村地

頭職ヲ讓ル、

一嘉曆四年五月廿三日、大隅式部孫五郎入道々慶^{宗久コト}

子息諸三郎丸^{忠能コト}、谷山郡山田・上別府両村地頭職安堵

云々、修理亮執達状アリ、

元弘三年六月廿四日、両村地頭所務云々、道慶ヨリ諸^{四代}

(一脱力)

三郎江与フル書、
〔忠経〕

一元弘三年七月、是ヨリ先五月廿五日武藏修理亮英時ヲ
誅罰之時、〔三代宗久〕道慶及諸三郎忠能父子先陣ニ向軍功セシヲ、
〔四代〕島津貞久ヨリ言上状アリ、

一建武元年九月廿九日、山田・上別府両村地頭職忠能及
〔三代宗久三男〕龜三郎丸友久ノ當知行不可有相違云々、左少史高橋朝
臣等数名之下知状アリ、

一建武三年、式部諸三郎忠能〔四代忠経〕後加賀守ト云、軍忠言上状、
一仝四年、大隅式部龜三郎丸友久〔四代弟〕後常陸守ト云、軍忠状、
一貞和六年、諸三郎忠節云々足利直冬状、

一仝七年四月、大隅式部諸三郎忠経両村地頭職云々、
〔四代〕一觀應二年六月十三日、諸三郎忠経両村地頭職云々、
同年同日、式部孫三郎友久両村地頭職云々、
〔後攝部助ト云、忠経ノ弟〕但舍兄忠経云々トアリ、

一貞治六年二月十八日、忠経ヨリ嫡子虎王丸〔五代〕久興〔初四郎〕後右京亮ト云、
ニ山田・上別府両村ヲ讓渡状、

一應安八年五月十日、山田加賀守忠経山田・上別府相傳
云々、越後守氏久〔六代〕ノ主〔五代〕ヨリ披露状、
一應永十年二月七日、出羽守久興〔初右京亮〕後玄威、ヨリ嫡子百王

丸〔三郎四郎忠豊ト称ス、後出羽守忠高入道聖榮ナリ、ニ山田・上別府両村讓渡状、

一應永十八年十一月十八日、島津久豊ヨリ大隅國市成之
内南持留事為給分宛行云々、〔五代〕久興へ賜フ、
一同年同日、山田之内上別府事、為本領上ハ不可有相違
云々、久豊ヨリ久興へ賜書アリ、

但右通ヲ以ハ上別府ト市成併セ領セシナルヘシ、
一應永三十二年閏六月九日久興入道玄威言上書ニ、大隅
國小河院内一成村六町・見作十二町・同持留三町・山
田内上別府村五町五反・中村内入久四町、已上廿四丁

五反云々、
一嘉吉二年三月十八日、持久ヨリ大隅方小川院内百引六
〔六代忠高〕町聖榮ニ宛行云々アリ、
右数通ノ文書ニテ山田氏ノ領地考ヘシ、
〔十二丸〕永享四年十一月廿四日、好久ヨリ大隅方恒吉内三町及薩
州谷山内山田先知行分事為料所山田氏へ與フ、

16「山田氏藏書」

谷山五郎資忠法師〔法名〕覺信与大隅式部孫五郎宗久法師〔法名〕道慶
子息諸三郎丸相論条々、

一薩摩國谷山郡内山田・上別府両村地頭職安堵事、

右、於彼地頭職者、道慶相副代々御下文以下證文、

讓与諸三郎丸之間、可預安堵御下文之由云々、下文

略、依御下知如件、

正慶元年十二月五日 修理亮平朝臣判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一六一四号文書ノ抄ナルベシ〕

彼返地薩州谷山郡之内山田名被宛行訖、必明合境筋者、

城一ヶ所仁可繰易事、相違有間敷候、此度先以、水田

拾町可被給之、證文如件、

永祿拾貳年己巳十二月十九日

川上上野沙弥

意鈞判

村田越前守 經定判

三原遠江守 重秋判

伊集院右衛門大夫 忠金判

喜入式部大夫 季久判

〔英時〕

修理亮判

〔英時〕

本田刑部少輔殿

〔英時〕

〔英時〕

〔英時〕

〔英時〕

〔英時〕

上全

大隅式部孫五郎入道々慶申、薩摩國谷山郡内山田・上

別府両村地頭所務事、重申狀如此、守下知狀、可沙汰

付彼所務等道慶之由、先度被仰之處、不事行云々、早

速可申左右也、御執達如件、

正慶二年正月廿日

洪谷新平次入道殿

洪谷又次郎入道殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一六二〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

18 本田氏藏書

隅州姫城之城之事、先年一乱之刻、為御奉公進上候、

〔島津元久譜中〕

谷山郡司入道佛心者、亡父氏久主山北坂上一揆之逆徒

退治之際、使渠入東福寺城為警衛、氏久主帰陣之後帰

谷山矣、其後雖有企叛逆之声、顧前忠所有置焉、雖然

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二五二八号文書ト同一文書ナルベシ〕

及當代鹿兒島之近所而為障礙之族、何不退乎、加退治矣、是以谷山百八十町・喜入四十町・指宿四十町共為守護領、穎娃四十町者畀弟南殿修理亮久豊也、

〔擾乱記〕

大永六年十二月十三日、日新公御拜領ノ地也、按スルニ、公ハ以前ヨリ領セラルカ、此日帖佐合戦ノ賞ニ伊集院ヲ勝久公ヨリ給ハリ、大永七年丁亥二月十八日、忠良伊作・谷山ノ士民ヲ伊集院江移サル云々、實久方加世田・川邊・鹿兒・山田之軍兵當地ヲ責取、其天文八年己亥八月、當地全ク貴久ノ手ニ入ル、

〔地誌考〕

中村 山田刑部太輔忠泰元祖忠繼二男當村ヲ領シ、中村ト号ス、兄忠眞ヨリ附属ストミユ、

宇宿村 〔忠真三弟ナリ〕全忠泰弟三郎忠秀領之、宇宿ト号ス、應永六年二月、元久公ヨリ福昌寺へ寄附、

福元村

〔權執印文書中〕

保元元年八月廿二日文書ニ、竹内十郎行實忠節ニ依リ下三ヶ國へ鹿兒島之内武三十町・谷山ニ福元五十五町・同薩摩ノ内鹿兒四十町ヲ給リ云々、竹内兄弟四人、次郎ニ谷山殿、三郎ニ穎娃殿、四郎ニ伊作殿、女子方トアリ、

保元元年ヨリ明治十三ニ至リ七百廿五年、

19〔入来院氏藏書〕

薩摩國之内谷山郡・同國給黎院半分事

右、為〔本ノマ、〕〔斷所之後〕申也、任先例、可被沙汰之状如件、〔斷所之預〕

應永七年十二月十三日

久哲判〔伊久ノコト也〕

渋谷弾正少弼殿

〔重頼〕
〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二六六七号文書ト同一文書ナルベシ〕

20〔伊作家譜中〕

薩摩國谷山郡内三十町〔加世田之内〕並村原等事、為料所云々、

應永七年二月十五日

陸奥守判〔元久〕

伊作殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」六四六号文書ノ抄ナルベシ〕

春精門、

21「伊作家譜中」

〔國史忠昌傳〕

薩摩國谷山郡和田村並佐屋脇半分事、為料所々計申也、
任先例、可被領知之状如件、

明應四年四月十七日、公使吉田孝清領谷山山田村三十
町及道祖脇五瀬、

應永七年卯月十九日

元久判

伊作殿

〔勝久〕國史註ニ、和田村谷山郷地、郡村高辻帳屬谷山郡
伊佐知佐郷、谷山郷宇宿村脇田有才脇門、疑是佐
屋脇之地也

〔平田氏家譜中〕

宗秀

右京亮 式部少輔 備中守

22「全」

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」六五四号文書ト同一文書ナルベシ〕

嶋津庄薩摩方

一所阿多外略、一所谷山郡内福元村内三十町同郡内中

戦死岩劔、

村之事、所相計也、早任先例、領知之状如件、

〔寺山譜中〕

應永廿四年十一月二日

沙弥存忠判
〔久豊ノコト〕

伊作殿

一寺山氏二代出羽守直久譜云、谷山神前城和睦之時為
質、直久九歳也、其後貴久公賜谷山五ヶ別府、居住

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」九六九号文書ノ抄ナルベシ〕

于夫地、○永祿元年十二月廿七日、奉公命号寺山、

五ヶ別府ニ寺山ト云
ヘル鹿倉アリ云々、

〔田代清定傳〕

文安六年己巳二月十九日、公又賜采地三町於谷山中村

〔忠國也〕

薩摩守國久六男

光久

又次郎
越後守

直久

又二郎 出羽守
谷山五ヶ別府村ヲ
領ス、寺山ト云ヘ
ル狩倉アリ、故ニ
氏ヲ寺山ト改ム、

久兼

四郎左エ門
出羽守
朝鮮其他軍功アリ、

久豊

出羽守

子孫寺山四郎左エ門

「山田氏文書」

觀應二年六月十三日、島津山田諸三郎忠經薩摩國谷山

郡山田・上別府兩村地頭職云々、

全年全日、島津式部孫三郎友久薩摩國谷山郡山田・上

別府兩村地頭職云々、

「旧記」

文明六年云々、谷山仁本田又次郎・長野助五郎、

「島津久豊譜中」

從川邊歸陣之輩為群議曰、今度為不思議之籠城、得救
之大軍、不快于心、不幸味方之軍不利、而和泉殿兄弟・

蒲生・禰寢已下勇士數輩遂戰死、且復谷山・給黎兩城

已去、予之曹得全身命、又將去畀鹿兒島城、太守悲衆

人之死、救之以焉、何不報其厚恩乎、今度敗軍往古來

今未嘗有可比類之時、且令大守去鹿兒嶋非當家之瑕瑾

乎、各全身雖歸私宅、豈可經千歲乎、不如速向谷山對

賴久之軍、欲較勝於一戰、縱雖背太守之命、敢不可止、

其首謀四十六人、其騎步三千餘員、丁將進發之期、密

語吉田若狹守、若狹守聞之曰、兄弟一族家臣等數輩、

且蒲生美濃入道遂戰死、其哀傷無可比倫者、未經旬日

雪會稽恥於五日中午、何幸之有乎、然則不可移時刻有其

詮也、即達存忠、存忠答曰、面々之志素我之所以冀也、

雖然既決一約、其事未盡遂之際、變其約、帶甲胄提干

戈合戰之企再不可然、云裕云恰、對各存忠只失面目而

已、雖然若狹守順群議彌為催促、或主人戰死勇臣、或

兄弟一族縁者會斬獲之勇士、同心速欲報當敵、無一人

之不進者、故堅不得制止曰、先是罹微恙不發川邊者、

不快我心、於今度者存忠將以自將、已詣于諏方大明神、

謹遂神拜退出之際、欲解旌旗之手於神前、于時本田信

濃入道安了參進達諫言曰、九州中出師時、對于少武・

大友・菊地等、則自身發向可乎、抑亦可依時宜乎、賴久雖為一族故舊之臣也、唯發軍衆以可伐之、必勿自發云尔、存忠曰、今也何撰敵人貴賤慮強弱乎、只予之在散憤遂宿意而已、勿敢言焉、而後揚旌旗任佳例號小幡一揆、若武者等負芭蕉彌幡、老輩等挾小旗於腰、已發鹿兒島過青屋・郡本・牛筏^{ウシバ}之濱、先陣之兵已進谷山之篠貫・波平、後陣之兵未去鹿兒島之内、欲疾至而前路充滿軍衆不得亨通、且復濱浦之魚人等棹舟船爭先向佐屋脇至矣、賴久在本城當敵之為頭梁、故伊地知對馬守酒勾某・北原某等率一族進先陣、攻寄城邊放言曰、川邊松尾籠城之輩唯今參向、在夫地之間、絕城外之通融不得參會、今也開城門有發出者、遂一面之佳會為一太刀之會釋、勿敢遲引、若武者等高声訃者多矣、城中之輩不發返言、宛似無人者、構陣營於波平、窺中村・山田上下田間、而未見一人敵兵、疑是屯五ヶ別府川口之畧欲鹿兒嶋之絕通融者乎、紫原連續其地且有徑路、不知速往紫原相攸構一陣、使往還人無障礙、一陣構於椿山警衛堅矣、其後構本營於本城之野頸、城之四面無少間斷着陳攻責者孔急也、上下含憤高於岱山深於蒼海、

以故不移時刻依城岸將攻登、賴久匪啻援兵之不至、士卒倦防禦失兵術、故通于吉田若狹守請降、若狹守曰、在川邊為和諧媒者、思往昔之有其報也、於今度者宜有直訴、是以就執事請恩免、若狹守亦雖不許諾、通内意於執事乎、執事等遂披露、存忠曰、城裏之士卒亦可一人之無着而鑿、執事等曰、先是於原良有賴久之死、不顧其厚恩又為仇敵誇武威、今也窮于此、雖天之所以與續今之命可乎、何者傳稱諸葛孔明征南蠻執其王孟獲、七縱七擒以示威智、而後得心服矣、賴久亦他日心服退治凶徒亦未可知焉不止、不得已而答曰、去伊集院居城、則可有斬戮、執事等又曰、収公石谷三十町而解圍可乎、於茲應其求解圍、警衛路頭、教降服之士逃去其間、伊集院・南郷・伊作・川邊已下南方面々有松尾城之際、任便舌吐雜言之輩、丁逃去時、若武者等守其面顯雅意、且凡下之曹吐惡言者多矣、未幾報恨散憤、不亦快乎、○賴久谷山没落之後、伊集院之吉俊某等群議有言曰、動起乱逆暨合戰、敵味方之勇士死亡者不可勝計、徒與好兵革乱国家持干戈亡士庶、不如速為和睦、以不乱君臣之義父子之仁、且子庶民行仁政、則誰敢有寇吾者乎、

頼久聞此言、而許諾以請和諧屬我旗下矣、

〔谷山地志考〕

紫原・笹貫・波平・椿山・佐屋脇諸所ハ、應永廿四年

九月上旬比、島津大太郎久林川邊城主・伊集院彈正少弼頼

久伊集院城主・伊集院長門守久俊頼久親戚、号今給黎、知覽上木場之城主、逆守護方

及梓楯時分、久林臣酒匂紀伊守ト云者松尾在川邊、ヲ守

シカ、心ヲ変シ蜜ニ久豊公ニ内通シ、兵ヲ松尾在川邊ニ招

入、内城野頸隍ヲ隔テ堅固ニ守之、時ニ頼久・久俊久

林カ援兵トシテ川邊ニ至ル、故ニ松尾在川邊篁城兵挑合戦、

守護方ノ将卒共数輩勇士遂戦死、開陳シテ鹿兒島ニ歸、

群議シテ云、今度篁城輩不利ハ大軍援兵有ルニ依ル也、

不幸敗軍ニ及シ事、偏ニ當家ノ瑕瑾ニ非スヤ、速ニ谷

山ニ向ヒ頼久此時谷山本城ニ在リノ軍ニ對シ鬱憤ヲ散ントテ訴フ、

爰ニ於テ久豊公自將トシテ揚旗旌、鹿兒島ヲ發シ、青

屋・牛落等ノ海濱ヲ經、先陳ノ兵笹貫・波平ニ進テ充

滿佐屋脇、頼久本城ニ在テ當敵ノ棟梁也、故ニ伊地知

對馬守重利カ・酒匂某・北原某等一揆ヲ従ヘ先陣ニ進ミ

城邊ニ責寄、川邊松尾之輩ニ會向シ、城門ヲ開キ速

ニ勝負ヲ決スヘク匄者多シト雖、答ル者ナシ、城中人

無力如ク、本城ヲ波平ニ構ヘ近在ヲ伺ト雖、敵兵敢テ

不見、是ヲ疑フ、川口五ヶ別府村壘ニ屯テ鹿兒島通路ヲ絶ン

トス、紫原ハカヲ統其地径路アリ、速ニ此所ニ往テ要所ヲ

見テ陳ヲ築、往還ノ障ヲ差使ントテ一陳ヲ椿山ニ構ヘ

警衛不怠、其後本陳ヲ本城ノ野頸ニ構ヘ、四面ヨリ之

ヲ責ルコト急也、惣軍叱含情憤蟻附シテ攻之、頼久失防

禦術、倚吉田若狹守清正憤乞降故言ス、此事ヲ久豊公ニ

言ス、公曰、城裏ノ将卒叱テ之ヲ屠殺セシム可キ也、

雖然清正後命諫ヲ奏シテ云ク、先是原良ニ於テ頼久カ

死ヲ宥処ニ、其恩ヲ忘今又成仇敵、及此危窮事積惡ノ

余災云々、下文久豊譜中ニアリ、略ス、

〔島津系圖久豊傳〕

應永廿四年、又圍頼久於谷山本城、既欲攻殺之、頼久

乞降、又有罪縱之、自是以後頼久事忠戰、

〔島津氏居城由緒記〕

谷山城

貞久公為凶徒御退治、曆應五年八月五日、當城へ御

発向被遊御合戦候、谷山氏致傳領候処、元久公御代、

守護方ニ相背候故被加御忠罰、(誅力)谷山百八十町・喜入

四十町・指宿四十町守護領ニ罷成、應永廿四年、伊

集院彈正少弼頼久領谷山致在城相背候故、八代之太

守久豊公大軍ヲ以御責被成候付、防禦不相叶、乞降

下城仕、籠谷山城敵對付、十代之大守立久公御責被

成、用久難儀火急ニ候節、新納近江守忠臣より被申

上御和睦相整候、

〔地理誌〕

一篠貫上福元村

一紫原字宿村 天文八年三月十三日、与實久合戦、鹿兒島方

敗ス、

一佐屋脇字宿村 天文八年三月十三日、貴久公御合戦御勝

利也、

右五ヶ所、御合戦之時節公之陳場ニ被成候所也、

一神前城号和田城トモ、玉林城、大手口北ニ有、東ノ海岸、南西隴有、在和田村。川邊ノ兵、谷山江

打越鹿兒島江衆遣候時、鹿兒嶋方切勝、貳百人許討取

候、城門迄追詰、外曲輪致破却云々、時ニ十月一日之

事也、年間不詳、天文四年頃力、

一山田村 天文之頃、平田式部少輔宗秀領之、○明應四

年之頃、依忠節自忠昌公吉田三河守孝清江當村三十町

給之、天正十六戊子十一月、頼娃弥三郎久音太守義久

公當地三十町を給、

一島津森在上福元村、通筋土橋邊、由緒不詳、

一茶白ヶ城在下福元村、本城西ニアリ、由緒不詳、

一牧田屋苦辛城ヨリ東ノ方ニ有、山田村ノ内、苦辛城磐ナルヘシ、庄屋役所ノ上梅林ト云所ナリ、東方川流廻城壁、西北方尾筋続キ少低シ、

一古陳之跡 在五ヶ別府村川口、東門之上堀切有、西城・

東城・中城、隴有リ、東方城壁岨、北方深谷有、(南脱力)東方

深谷川流、東ノ方中村通路之坂嶮也、

一陳跡 在中村之内、苦辛城南三町許、西ノ方尾筋續也、

一牛落 郡元村、觀應之頃、道鑑公谷山郡司太郎平忠方

為御退治谷山郷江陳之時節、祐玄法師佛信弟經閑路密此

所へ出張、陳營ヲ構て對和泉三郎兵衛忠直合戦有之所

也、

〔谷山地志考〕

一玉林城 大永頃ヨリ出水領主島津實久谷山・川邊・加世田・高尾野・阿久

根・高城・水領ス、天文八年亥十二月、谷山駿河守・伊

集院山城守・松崎丹後守・河野太郎左衛門へまかせ有

之候処、河野ハ貴久公江内通頭レ實久ノ城中ニテ自殺

ス、河野ヲ村中十一面觀音ニ崇メ、坂ノ下へ相立ト云、

近世坂ノ上ニ直ス、三月廿四日、谷山・伊集院・松崎ノ三將貴久

公へ降ト云、

宇宿ケ城 下福三里ツカ南二丁許ニアリ、上段二丁程、

玉林城引続五六丁西南也、双方式丈許ノ堀落土手有、

弓場ケ城 本城ヨリ西ノ方引続、

陣ケ尾 弓場ケ城道越引続、西方堀切アリ、下之方波

平也、

〔異本地理志〕

川口墨 在五ヶ別府村川口、東門ノ上堀切有、西城・

中城・東城連丸三ツ有、五ヶ別府ノ方平地ニ連リ、又

ハ續野原隄有、東ノ方城壁岨、北ノ方深谷有、南東方

深谷川流、東ノ方中村通路ナリ、坂嶮、

古陳跡 在中村ノ内、苦辛城南三丁計、西方尾筋續キ

也、

〔異本地理志〕

神前城 在和田村、或和田城

地頭館午ノ方十八丁許、城高サ三十三尋、横七十一

間、流百五間、廻十丁程、余ハ前ニアリ、略ス、

天文八年亥三月十五日、異本、十三日攻之降服シ玉ヲ、此時公ノ陣ハ涼塚ト云所也、城ヨリ五丁程北

ニアリ、田地ノ貴久公入苦辛城、入守兵本城、其後當城主内松壘本アリ、

谷山駿河守及伊集院山城守・松崎丹後守皆實久ヲ初和陸カ旗下

ヲ求テ御旗下ニ属ス、其外軍兵皆属公ノ旗下、同廿八日、忠良公ハ

川邊故殿ニ押寄給フ、

寺山二代出羽守直久譜ニ曰、谷山神前城和睦ノ時為質、

実久方ヨリ也、直久實九歳也、其後貴久公賜谷山五ヶ別府、居

住于夫地矣、

永祿元年十二月廿七日、奉公命号寺山、其故ハ、五ヶ

別府村之内寺山ト號ス鹿倉アリ、以是如此ト云々、

〔異本地理志〕

苦辛城在山田村、皇徳寺境内也、

當城ハ平田安房介宗知・同式部少輔宗秀實久方守之、天

(頭注)以下之數行參考、加除アルヘシ

文八年己亥三月十四日、宗秀帰心太守、貴久公入當城、

翌日、置守兵本城、神前城属御旗下、其外實久一味之

士卒等大半属公之旗下矣、宗秀ハ其後天文廿三十三二(朝之)

或朝日、於隅州岩劔戦死、
トモ、
鳥津ヶ森略、

茶白ヶ城略ス、城上東西十三間、南北九間、洩水ヶ城横十五間、

茶白ヶ城ノ西ノ方一二丁許ニアリ、湧出城内ト谷合トニ二ヶ所ニアリ、

牧田壘平地七八畦アリ、小松三本、高サ二十余間許、苦辛城ヨリ東ノ磐ナルナルヘシ、屋敷庄屋役所ノ上梅林ト云所ナリ、

川方川流廻城壁、北方西方尾筋續少シ抵也、(東カ) (低カ) (筋カ)

古陣跡山田村ノ内、田平地藏平ノ上、庄屋役所東、田地コシ三丁許、

〔異本地理志〕

永田川 源伊集院ノ内春山鹿倉ヨリ出、五ヶ別府村ノ

内山中ヨリ出、山田村、中村、上福元村ヲ経、至柏原

通路、

山田村 忠時公長庶男式部少輔忠繼賜中村・山田村・

上別府村地頭代、(職カ)居住山田、依之号山田、二代式部少

輔忠真、三代土用犬丸、(熊)四代式部孫五郎宗久、五代加

賀守忠経迄代々領之、當代氏久公賜市成六丁、此ヨリ市成ニ

住、山田氏書付ニ、三代土用熊丸父不相替山田領地ス、

以中村叔父刑部へ、(字カ)以今宿三郎へ、父忠真ヨリ附属ス

トアリ、

應永年中、(入豊カ)豊久公ヨリ山田加賀久興入道玄威へ谷山郡

山田五丁・(上脱カ)別府五丁名字ノ地ナリトテ玉フトアリ、同

八年、元久ヨリ山田六丁・サヘノ脇今アミノ浦ヲ鶴田

某ニ玉フ、

同十四年、元久公ヨリ吉田若狭守ニ山田三十丁ヲ玉フ、

山田郷ハ山田氏代々ノ領地ナレハ、中村ノ内六丁并さ

への脇ノ内今網ト云浦ヲ被添賜是山田、

同十八年(マ)十一月、「山田氏」(久カ)五代出羽守忠興代、従久豊公一成

ノ内南持留為驗(給カ)分玉フ、自家系圖ニアリ、

明應四年ノ比、吉田三河守孝清依忠節賜當村三十九町(三十町カ)

於立久公、忠昌カ、

大永六年、日新公拜領谷山、此邊モ此時領シタルカ、同七年ヨリ實

久押領ス、平田式部少輔宗秀領之実久、天文八年、貴

久公谷山御手ニ入候節、宗秀カ守タル苦辛城ニ入玉フ

トミヘタリ、夫ヨリ公領トナルカ、同公後宗秀天文六年死、ノ

子安房介宗茂ニ川辺長田ヲ賜ヒ、山田ヲ去テ彼地ニ移

ルト云々、

〔纂考〕

椿山城 内城とも称す、本城の所に
見得たり、山田聖榮自記に、椿

山と申ス所に云々、城を構へ堅く御持候とあるハ、即

ち此所なり、

〔地理志〕

一 茶臼ヶ城 在下福元村、
本城西ニ有、 城上 東西十三間、
南北九間、 由緒不詳、

一 洩水ヶ城 横十一間、
流十五間、 茶臼ヶ城ノ西ノ方二丁許ニアリ、湧

出城内ト山谷トニ二ヶ所アリ、

牧田壘 平地七八畦アリ、
高サ二十間余、 苦辛城ヨリ東ノ方ニ有、山田村之

内、苦辛城砦ナルヘシ、屋敷庄屋役所ノ上梅林ト云所也、(低カ)東方川流廻城壁、北方西方尾筋續少シ抵也、

一古陣跡 山田村ノ内、田平地蔵平ノ上、

一古陣跡役所未申
七八丁、邊田村平田上ニ有、山田村ノ内、

一古陣跡役所未申
五丁許、山田村長尾ト云所也、苦辛城砦ト見ユ、

四方絶地也、

一古壘 五ヶ別府村ニ有、コフゴフ廻邊古俗ノ城ノ岡ト

云、

一川口壘 右同所ニ川口東門ノ上堀切有、西城・中城・

東城迎丸三ツ有、五ヶ別府ノ方平地ニ連リ、又ハ野原
ニ続ク隍有、東ノ方城壁岨、北ノ方深谷アリ、南東ノ
方深谷川流、東ノ方中村通ナリ、坂嶮シ、

一古陣跡 中村ノ内ニ有、苦辛城南三丁許、西方尾筋統

キ也、

一菊地壘在下福元村、
麓ノ西北ニアリ、 壘南北四十間許、
東西八十間許、 由緒不詳、

〔谷山地志考〕

椿山ケ城横二十六間、
流二十八間、 内城共唱、岡下人家ヨリ高サ四十間
(頭注)「中村ノ内」

程、東堀切二十間、戌ヨリ丑方迄岸ニテ通融ナシ、東
ヨリ申方迄折廻、武者溜リ上殿ヨリ貳間程下、

〔纂考〕

本城 千々輪チ、ワか城とも号す、往古谷山郡司谷山氏世々

居城なり、周回八丁余、高サ二十四間余なり、應永二

十四年、伊集院頼久當城に拠る、是年九月、頼久川辺松尾城
ヲ攻む、既にして當邑頼久
に属す、因て 島津久豊親軍を率ひて鹿兒島を發し、福元
當城に據る

村波平に至る、其途中山田村・中村の両村數十町の間

一人も往来する者を見ず、其伏兵あるを察し、即壘ヲ
福元村椿山に構へ、兵を分ちて是に備へ、即ち本城を

圍む、頼久防く事能ハす、執事某に因て降を乞ふ、久
豊是を許す、此に於て頼久恩を謝し、悉く侵地を還し

て本領伊集院に退く、其後大永七年六月、島津実久谷
山を奪ひ、(附題) 祢寢播摩をして當城を守らしむ、天文八年

三月十三日、島津貴久親将として祢寢播摩と鹿兒島紫
原に戦ひ、大きに是を破り、遂に城を抜く、當城ハ紫原
より午未の

方廿五町許（方）にあり、是に恐れ、當邑苦辛城主平田式部宗秀降を乞

ひ、貴久を城中に迎ふ、貴久城に入り、兵を遣して當

城を成らしめ、十五日、又當邑神前城を攻む、二十四

日、城主島津駿河忠悟降を乞ひ、鬪邑服従せり、

〔旧記地理志〕

行ハレテ、當地ヨリ出水ニ移城アリ、

一苦辛城山田村ニ在リ、西方深谷、南北千仞ノ城壁也、東深谷有、
潤澤ナリ、大手口東ニ有、
麓ヨリ北道程一里半、
二三丸有テ陸多シ、城上水無シ、外郭水

〔地理志〕

〔是ハ朱書ナリ、

背太守〕

〔是ハ朱書ナリ、

兵ヲ發シ〕

應永廿四年、頼久楯籠之、久豊公被攻之、頼久捧喜入、

谷山乞降下城、其後石谷三拾町被収公云々、在下福元村、

○天文八年三月十五日、貴久公入守兵云々、大手口南、搦手口東、

小城也、西北、隍有

〔樺山玄佐自記〕

上文略、肥後入道を被討取、従其楯共皆々并敷之城迄

召取、実久鹿兒島御勘忍難成、（堪力）谷山三之城、山田倉良

に平田備中守、本城ノ衾寝播摩守、（磨）神前ハ駿河守殿、

爰を全に御覺悟ニ而、さすがに鹿兒島ハ御手ニ及ハズ、

全文略、伊集院ノ条下参照スヘシ、

〔旧記〕

本城下福元村麓ノ西ニアリ、菊地墨ヲ去八丁、大手口南、搦手口東、両口、小城ナリ、西北隍出、應永二十四年、

伊集院頼久川邊ニ於テ久豊公ト和睦、頼久ノ請ニ依リ

當地及喜入ヲ賜フテ頼久本城ニ入、其後又同年末、太

守ニ背當城ニ據ル云々、忠國公御代、嘉吉元年ナルヘシ、此年持久・高木孫三

郎・市来太郎左エ門尉叛ス、島津用久楯籠當城奉敵、忠國公被成御責候

故、用久逼難儀、新納忠臣ニ依リ訴和睦ス、立久公ト

作ル誤ナリ、其後文安宝徳ノ比、用久ニハ出水郡ヲ宛

〔国史貴久傳〕

天文八年三月十三日、公敗島津実久軍於紫原、多斬獲、

旧譜・軍記並云、谷山（舊中）紫原之戰云々、注略、苦辛城主平田式部少輔宗秀（舊中）守云々、因

伊集院忠朗乞降、迎公入城、公遣兵衆戍谷山本城、宗

秀平田氏之支庶也、（舊進）註略、公遣攻神前城、二十四日、城

主島津駿河守忠悟降、以次子直久為質、（舊中）搦大中公旧譜、黄套軍記止称駿河守、

今拠寺山氏譜、具書姓名、而旧譜作谷山駿、忠悟薩州家之支庶也、河守、非、直久出為寺山氏嗣、称出羽守、子孫大野氏云々、

〔纂考〕

波平陣 （まうぢ） 平岡なり、觀應中、貞久谷山郡司谷山忠高を討んとて鹿兒島より軍を督して此所に陣ス、給黎・知覽・川邊・別府の兵力を忠高に合す、忠高来りて貞久ノ陣ヲ攻む、忠高カ弟祐玄別に一隊を領して鹿兒島・谷山の界牛落到に屯し、後軍の通路を斷つ、貞久の陣急（ゆせ）危く、此時和泉右エ門兵衛尉忠直援兵を卒して牛落の敵を破り、馳て波平に至る、故に貞久危きを免れ、軍を収て鹿兒島に歸る事を得たり、鹿兒島青屋松原の条に參考すべし、

〔谷山地志考〕

波平城 （仮屋ヨリ子方廿五丁許、） 平岡、根涯ヨリ高サ式拾間、前ノ方海道迄高三拾間、上段、（横十一間、） 下段、（横五間、） 卯ノ方ヨリ戌ノ方迄武者溜り、寅ノ方堀切、亥子ノ方下二小道アリ、

城ヶ原 波平城ノ続、上段、（横二十六間、） 流二十八間、笹貫ノ陣跡此城ヶ原ト云傳フ、此原ノ下則笹貫門アリ、

〔島津氏道鑑譜中〕

谷山郡司平忠、（高）為守護之寇者久矣、殊更鹿兒島近所也、敢不可猶豫、是以道鑑引率軍勢令進發、構陣於波平、給黎・知覽・川邊・別府亦忠高之味方也、即忠高發出軍勢、寄于守護之陣致合戰、于時篠原刑部丞・多胡宗七等令戰死畢、且亦忠高廻籌策、鹿兒島之内以称牛落之地構一陣、使弟祐玄（法師武者）致警固塞通路、丁此時、和泉右エ門兵衛尉忠直馳走、欲自和泉至谷山、然而不得通、於茲忠直使從軍屯青屋松原、单騎忽然進寄陣下、呼出祐玄、已與伏切頸、且一時之間攻破件陣、至于波平之陣、其悅可勝言乎、委曲在忠直譜中也、

〔島津元久譜中〕

應永六年己卯二月廿八日（九カ）陸奥守元久在判福昌寺寄進狀、

一薩广国谷山郡宇宿村内門付事門六之内水田八町（坪付在）

一薩摩國谷山郡宇宿村（田島并山野海邊坪付別紙在之）

一薩摩國谷山郡宇宿村内門付事門二之内水田三町坪付在惣帳、

以上各三通、寄進状略ス、

※〔頭注〕

〔應永六年ヨリ明治十三ニ至ル四百八十二年〕

〔山田氏文書〕

※ 建治二年九月十三日、山田氏二代大隅守忠真在判、谷

山郡宇宿ノ郷ヲ其子式部藤三郎直久ノ幼名三郎ニ宛シ

讓状アリ、

※〔頭注〕

〔建治二ヨリ明治十三迄六百五年〕

23〔福昌寺文書〕

福昌寺寄進所々文書之次第

二通 長谷庭守之敷地内水田并惣文書（御寺）

一通 宇宿村一圓

一通 池上之田畠

外数行略、

應永十八年潤十月廿二日 久豊判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二八四九号文書ノ抄ナルベシ〕

〔國史元久應永四年註〕

郡村高辻帳、宇宿村属谿山郡山田郷、

〔島津元久譜中〕

谷山郡司入道佛心者、亡父氏久主山北坂上一揆之逆徒

退治之際、使渠入東福寺城為警衛、氏久主婦陣之後帰

谷山矣、其後雖有企叛逆之声、顧前忠所有置焉、雖然

及當代鹿兒島之近所而為障碍之族、何不退乎、加退治

矣、是以谷山百八十町・喜入四十町・指宿四十町共為

守護領、穎娃四十町者畀舍弟南殿修理亮久豊也也、

〔島津氏譜中〕

建久三年壬子秋七月、幕府收薩摩國住人阿多四郎宣澄

所食谷山郡・伊作郡・日置南郷・北郷、宣澄者平氏之

黨也、冬十月廿二日、以忠久為谷山・伊作・南郷・北

郷地頭職、

〔島津貞久譜中〕

曆應五年壬午八月五日、発向谷山郡、至同七日数合戦、同十三日、又攻伊集院平城、

〔重久篤兼譜中〕

曆應五年壬午是年四月改元康永八月朔日、公将以五日討賊於谷

山、乃賜篤兼書、使必来會四日以前、勿敢違期矣、而五日、公自帥兵往撃谷山、

24〔重久氏藏書〕

薩摩國凶徒退治事、背度々催促不參之条、何様事哉、

所詮、来四日以前可被発向、若於令違期者、可有後悔也、仍執達如件、

曆應五年八月一日

〔貞心〕
沙弥判

重久殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二五五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔肝付兼重傳〕

曆應五年八月四日、公親將兵伐泰季黨於自在原、在伊集院、

和泉保末等従有功、五日、進入谷山、祢寢清種等領兵

従之、六日、立營於佐々野木原、未尅保末（之）戰死於中手尾崎、七日、南方兵與之戰於谷山、○十三日、又率清種等入伊集院云々、

25〔高尾野郷出水氏藏書〕

目安

薩摩國和泉伴三郎保末申所々軍忠事

以今年八月四日、伊集院内自在原於始而、同六日、谷山郡佐々野木原取陣、同未尅於中手尾崎合戦畢、同七日、重以令致散々合戦之条、大将御見知之上者、給御

證判、為預御注進、恐々言上如件、

曆應五年九月

〔道鑑〕
承了判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二五七号文書ト同一文書ナルベシ〕

26〔小根占郷池端氏藏書〕

大隅国祢寢孫四郎重種軍忠事

右、為對治薩摩國凶徒等、去月五日、御発向于谷山郡之間、最前馳參、同七日、致散々合戦訖、將又、同十

三日御発向于伊集院之時云々、下文略、

曆應五年九月日 〔道鑑〕 承了判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二五八号文書ノ抄ナルベシ

27全

大隅国祢寝又五郎清增軍忠事

右、為對治薩摩國凶徒等、去月五日、御発向于谷山郡

之間、最前馳參、同七日合戰之時、致散々合戰訖、將

又、同十三日御発向于伊集院之時云々、

曆應五年九月日

〔道鑑〕 承了判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二五九号文書ノ抄ナルベシ

28全

大隅国祢寝弥次郎清種軍忠事

右、為對治薩摩國凶徒等、去月五日、御発向于谷山郡

之間、最前馳參、同七日、致散々合戰畢云々、下文略、

曆應五年九月日

〔道鑑〕 承了判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二六〇号文書ノ抄ナルベシ

29 島津家藏書

薩摩國合戰事、度々注進状披見畢、大隅助三郎入道々

忍・鮫島彦次郎入道蓮道以下輩、與同于凶徒云々、不

日可加對治、〔伏〕洪谷一族以下、捨軍陳帰宅云々、為事実

者、太不可然、重可致嚴蜜催促、尚以不承引者、就重

注進、可収公所帶、〔此〕北外一向不應催促族、子細同前、

將又、谷山城所々合戰、先懸輩等軍功事、同聞食畢、

先以神妙、凡向後鎮西事、所被仰少輔太郎入道々猷也、

存其旨、急速可對治之状如件、

貞和二年十一月廿一日

〔直卷〕 高氏カ 判

〔花押〕

島津上総入道殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二三三号文書ト同一文書ナルベシ

〔国史貞久傳〕

康永元年壬午是年四月改元云々、將擊谷山、明日、杉保末軍佐々

野木原、與戰於中手尾崎、又明〔目〕篠原國道・杉保末・祢

寝清種等大戰於谷山、〔摺道鑑公旧譜〕出水七兵衛、〔隅善兵衛家藏文書〕佐々野木在谷山上福寺村、今作笹貫、〔原本〕

〔肝付兼重傳中〕

平二年丁亥北朝貞和三年正月六日、南方諸將率數百人入隆信城、

七日、公賜比志島彦一範平書、令徵援兵以備其難、二

十日、南方兵進入谷山城、公聞其將逼立塞於隣、賜比

志島族人書、令速來援公師寡故也、五月、中村彦五郎

入道覺純或作覺澄、本姓矢上氏、領鹿兒島郡内郡元・中村等、因号中村、疑此彈正忠秀純屬類也、中村・郡元・田上等皆係鹿兒島郡司庶族也、後公領之云々、其領郡元等、見比志島氏藏書云々、内應誘官軍、二十九日、

官軍因襲取濱崎城、遂遮敵路云々、

31〔比志島氏藏書〕

自去四日、凶徒等寄來當□合戰、仍昨日申尅南方凶

徒等率數百人勢、打入隆信城訖、隨テ敵北朝〔取□〕城可攻

陣候之由、自方々告申之処、御方軍勢太略掃宅之間、

既所及難儀□、不廻時尅、馳越可被致合戰、仍執達如

件、

貞和三年正月七日

〔道鑑〕
沙弥花押

比志島彦一殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二三九号文書ト同一文書ナルベシ〕

30〔比志島氏藏書〕

新春御慶賀自他申筆候了、猶以幸甚珍重々々、不可有

限期北朝、抑自今日三日始迄于六日、日々ニ合戰無隙候、

隨而昨日申刻南方凶徒等數百人打集谷山城候了、近日

可攻御方城之旨相巧候、就其者、此間ハ太略御方勢掃

宅之間、當陣無人候、雖難儀之、時尅北朝〔候不回〕、御

〔□〕者喜入候、恐々謹言、

〔當貞和三年〕正月七日
〔貞久〕
道鑑花押

比志島一族御中

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二三八・二三九二号文書ト同一文書ナルベシ〕

32〔全藏書〕

南方凶徒等、今日酉尅率數百騎勢、打入谷山城訖、内

通人□告申者、今明日之間、可取城於近所云々、不廻

時尅、馳寄可被致合戰、仍執達如件、

貞和三年正月廿日
〔道鑑〕
沙弥判

比志島一族御中

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二三四〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔見于重久氏文書〕

今年二月十三日及二十七日、島津道鑑ヨリ重久孫八篤兼ニ書ヲ贈リ、速ニ募兵來會スヘキノ執達書アリ、略ス、

〔国史貞久傳〕

貞和三年丁亥南朝正平二年春正月七日、公賜比志彦一書曰、昨日南方凶徒引数百人入隆信城、我師寡弱、恐弗能克、君其率兵來援、隆信蓋谷山隆信、

〔纂考〕

〔池〕菊地城 御所原ゴシヨハルの北谷を隔て、一町許にあり、東西八十間許、〔頭〕〔名勝〕部ニ入ルヘキカ〔池〕、南北四十余間、是も今陸田にて、菊地武光居城の旧趾なりといふ、此邊古墳余多にて、當時の墓なるへけれど、今何人の標シルシとも知るへからず、そもく此御所原・菊地城等の地ハ、谷山郷驛所より路程半里余にして、其中十町許ハ平地にて、田間の細道なり、其より御所原まで八九丁にて、狭き瀬戸道を漸々に登り、絶頂に至りて直立六十間許なり、城地ハ其北一丁許にて、今一層高し、御所原との間に大谷あり、後ハ

山岳にて、南ハ遙に海を望ミ、東西ハ遠く水田原野を眼下に見放て、容易く近付へからず、実ニ無双の要害なり、

〔地志考〕

御所ケ原 下福元村ニ在リ、菊城壘ヲ去ル一丁、里傳〔頭〕〔名勝〕部ニ入ルヘシ〔マヤ〕称ス、西征將軍宗良懷親王後醍醐天皇第六ノ皇子潛行於薩州之時、嘗行宮於此所暫居住、仍有此名、菊地家モ肥後守武光又供奉下向ス云々、

〔纂考〕

神前城 一名玉林城と云、即ち伊佐智佐神社の社山にて、天文年中城主島津忠悟なり、事ハ上章にいへり、

〔旧記〕

天文八年三月十五日、貴久公入苦辛城、入守兵本城、其後當城主谷山駿河守及伊集院山城守・松崎丹後守皆久ノ初和睦ヲ求御旗下ニ属ス、其外ノ軍兵皆旗下ノ属ス、同廿八日、忠良公ハ川邊御殿ニ押寄給ふ、○寺山二代出羽守直久譜

二曰、谷山神前城和睦之時為質、実久方ヨリ直久実九才也、

其後貴久公賜谷山五ヶ別府、居住于夫地矣、永祿元年

十二月二十七日、奉公命号寺山、其故ハ、五ヶ別府村

ノ内ニ寺山ト号スル鹿倉有云々、

〔肝付氏略傳〕

天文八年三月、実久か将平田〔式部少輔〕宗秀谷山の倉良城を以て

大中公に降る、十四日、公其城に入給ふ、廿四日、神

前城も又降る、時き兼統禰寢清年・伊地重武等〔周防守〕と谷山

にゆき、公に神前城に謁す云々、〔知脱力〕

〔箕輪伊賀日記〕

天文八年癸巳〔己亥〕三月十三日、於谷山紫原相薩両家之者共

互に相戦と云へとも、実久勢敗北せり、其翌日、平田

式部少輔谷山苦辛城〔后備中守宗秀〕ニ貴久朝臣ヲ奉請、是ハ川辺の地

頭職安房守平宗康カ子也、実久普代ノ為家臣、相模入

道蜜ニ可相語ノ牒状再三ニ及ヒ、日新ノ妾ノ娘ニ式部

少輔を嫁して可相成腕力之旨、頻ニ雖被仰遣不承引、

然ニ此事薩州ニ相告ク、彼実ハ雖有不事二君之賢者、

〔日新ノコト〕相州以相謀ラハ、遂ニハナトカ不相順、先是を可誅ト〔謀力〕

て竊ニ被計ノ由風聞ス、式部少輔其難ヲ遁シニハ相州

ニ參シニハ如ジトテ、苦辛城ニ奉請入、同二十六日、

神前ノ城和談ニて、地頭大野駿河守、出水衆ニ伊集院

山城守・松崎丹波守・勝部兵庫允・市来縫殿助・高城

右衛門尉・長井大炊介、其外数多貴久ニ被參ケル、其

折節頼娃小四郎・喜入三郎四郎味方ニ被參ケル、同廿

八日に川邊高城之地頭職鎌田加賀守可属御手之由被申

入、高城衆與力ノ侍少々相具シ、於川邊古殿入御見參、

既にして新納伊勢守久次承て高城庄を知行す、鎌田治

部左エ門尉妻女等相具して田布施へ被參上、〔后康久ト云〕加賀守より

明レハ廿九日、本城平山茂降參す、同四月朔日、入道

日新本城ニ打入ル、新納伊勢守泰平之吐氣をそ被作り、

〔樺山玄佐日記〕

貴久様上之山江被成御発足、於紫原谷山衆出合軍有り、

貴久様月毛之御馬ニテ被成御下知、実久衆本城之人体

祢寢播広を初として数十人打取、宇宿・波之平など云

所迄追下里々被打破、其脇倉良平田備中守伊集院大和
守迄申子細有、予薩州年来之者ニテ、親之時より加世
田之觸なり、頃阿多源太左衛門ニ被取替事本意、願ハ
(非脱カ)

貴久様江御奉公望ノ由申入、大和守領承シテ、以武略
民以下ヲ手ニ付、倉良ヲ夜中ニ仕取、貴久様御出張な
れハ、平田備中守舍弟六彌太同懸御目、されは本城は
打捨、神前へ被差寄、其折喜入三郎四郎殿是モ内々伊
作へ被申通以筋目、此折隣所ヲモ不見合、谷山坂ノ上
迄放火仕被馳參、其時近所ノ人衆モ不殘御奉公トナリ、
去レハ神前之城駿河守殿二男ヲ召取、妻子等迄無何事
被受取、從加世田日新様鹿籠・山田・河之邊御知行、
神前へハ貴久様御座候所江、始肝付祢寢・伊地知參上
云々、

「島津貴久譜中」

天文八年己亥三月十三日、於谷山紫原逐一戰、討殺數
多逆儔、而當郡入貴久之手裏、翌日、平田式部少輔請
待貴久於苦辛城、故往其地、而明日入守卒於本城、纔
經十日神前城請和、同月廿四日降參也、城主谷山駿河

守及伊集院山城守・松崎丹後守三十共実久之旗
下、出水之人也 厥外士卒
咸屬麾下矣、

「拋肝付譜」

天文三年甲午十月二十五日、川上大和守昌久等義士十
六人謀殺末弘伯耆守忠重於谷山皇德寺、二十六日公奔
祢寢、

「地頭系圖」

谷山郡

谷山

伊地知右衛門兵衛重勝 初又七、

大野駿河守

伊集院山城守 天文八年比地頭ナリ、

有川六郎左エ門貞末 初長門守、貴久公御代、

川上左近將監久辰 天正七八年比、

本田甚兵衛 文祿中ニ當ルヘシ、

伊勢兵部少輔貞昌 慶長元年ヨリ寛永十八年迄、

伊勢兵部貞昭 寛永十八年ヨリ寛文三年迄、八月四日死去ナリ、

伊東肥後守祐昌 初仁右エ門、谷山・水引・顯娃・栗野等地頭トアリ、

諏訪左石エ門兼利 寛文八年九月十日、^七日、延宝八年迄、

肝付主殿久景 (兼考) 延宝八年申八月二十二日、七月二十日、^{トモアリ}天和三年迄、^{日迄トモ}二年三月晦、^{日迄トモ}二日迄トモ、

町田勘解由忠代 初源左エ門、後伊賀、天和二年戊四月十五日、^{トモ}三年、^{トモ}貞享三九月迄、

中神内蔵之丞 御用人も、貞享三年寅九月十日ヨリ元禄五年迄、^{「廿七日トモ」}

野村太郎左エ門 (アイナシ) 吟味役、御用人、元禄六年酉正月廿四日、^{十五年十一月二日迄トモ、}元禄九迄、^{十二日トモ、}

鎌田後藤兵衛政方 元禄十年正月二十五日定、^九年冬ヨリトモ、

向井市之允友貞 宝永三年戊六月廿日、^{或六日、或二年、}酉十月三日トモ、

米良藤石エ門 御側御用人、後比志島家後嗣、隼人ト改、宝永五年正月二十八日、^{四年多秋、}ヨリトモ、^{後比志島隼人、}

〔名勝志〕

正一位伊佐智佐六所権現 下福元村、玉林城の旧趾に鎮

坐、地頭仮屋の午方拾八町許り、祭神六坐、伊弉册尊・速玉男神・

泉津事解男神・熊野本宮新宮、合て六所権現ト号す。正祭九月九日、本社祀伊國牟婁郡熊野権現

なり、勸請年月詳かならず、社記曰、傳称す、熊野本

宮新(伊信)の六所を瀬戸山某・竹之内某當國に守下りて、伊佐郡蘭牟田に勸請し、其後日州志布志槻野に影向あ

り、又隅州佐多に御幸し給ひ、終に御鬮によて此所に鎮坐し給ふと云々、今の谷山土瀬戸山源八・竹之内新

藏ハ、権現を守下りし者の後裔なりと云傳ふ、正徳三年癸巳六月、神祇道管領下部兼敬正一位の宗源官旨を

奉納し、神号の額を華表に掛く、谷山の惣鎮守なり、

正祭にハ、濱下りと名付、神樂を奏し、路すから二人

の劍舞などして、和田濱久津輪寄と云所に御幸あり、

久津和喜の南に七の岩島あり、渚を去ること遠からず、

佳景にして名付て七ツ島といふ、大なるハ廻り二町に

足らず、松林あり、小社を安す、七津島大明神といふ、

祭神詳ならず、権現の末社なり、天文八年己亥卯月伊集院忠朗・村田經定神領寄附の目録存す、

〔地理纂考〕

伊佐智佐神社福本 伊佐智佐ハ地名なり、建久八年薩广国圖田帳に伊佐智佐十八町谷山郡内とあり、奉祀

伊弉册尊 速玉男神 泉津事解男神 神前城の旧趾に

鎮坐なり、此外に熊野本宮新宮を合祭す、今俗六所権

現といふ、正祭九月九日、社傳曰、紀伊國熊野本宮新

宮の六所を瀬戸山某・竹之内某當國に守下りて、始め

伊佐郡蘭牟田に神社を建立す、其後神託に因り日向國

諸縣郡志布志(神縣)槻野村、大隅國大隅郡佐多に遷坐あり、

後又神託ありて此所に鎮坐ありしと云、今當邑瀬戸山・竹之内の兩家其後裔

なりと永享四年壬子六月晦日・文安五年十一月神領田地

寄附の文書を社司春日某が家に蔵む、祭日にハ、濱下

りと称し神輿和田村の海濱久津輪崎に臨幸あり、道す

から神樂を奏し、伶人二人劍舞等をなす、此地天文年

小城郭と成りて神前城と号せし故に、土人今も然云へ

り、

33 伊佐智佐神社蔵

谷山和田之内

一七段廿 霜月廿日祭田

むらた經房判

柏原永好判

伊地智久安判

文安五年十一月七日

神主之分

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一三三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

34 谷山和田之内

伊佐智佐神領

一二段廿 霜月廿日御祭田

一二段 八月ひかんの御祭

▽(神)以上△

むらた經房判

柏原永好判

伊地知久安判

文安五年十一月七日

可分

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一三三二号文書ト同一文書ナルベシ)

「地理纂考」

烏帽子嶽神社和田村

奉祀 須佐之男命 イタケケル 五十猛命

嶽の絶頂にあり、此嶽連山重巒の間に秀抜して雲霄を

凌ぐ、一名を今嶽といふ、登路凡一里なり、例祭春秋

彼岸の中日にハ當邑の社人皆社頭に集り、初更より神

樂を奏し、或ハ柴打あり、柴打とハ、病人の請に應し巫女環坐し、病人を中に坐せしめ祈禱する

が、三更に及んで神前に供物を奠へ、其式畢て神幣を

奉し、忍穂井・手矛・日月矛・傘等を捧けて神樂を奏

し、氏子其外齋禱の人扈從して宮殿を廻る、靈験新た

なるに因て常に詣人絶す、邦俗軍神と称す、祭日にハ

遠近より参詣の徒数万人、皆彼柴打に用ひし柴枝を拜

戴して飯り家の守とす、其葉枯にし後もなほ墜る事な

しといふ、當社由緒記に曰、鳥津貴久国中の騒乱平治せむ事を祈り當社を再興し、修驗長野武藏坊に命じて三ヶ国の平

定を祈らしむ、武藏坊ハ加世田の産なり、命を受けて谷山に移り、天文

年中、烏帽子嶽の連山三本杉の下に幽居し、丹誠を凝して敵国調伏の

法を行ふ、時に武藏坊年三十二なり、弘治年中、當社を吹晴の峯に遷

して今嶽と称す、即今の地なり、三本杉ハ今の社頭よりとす、三本杉の下に未の方一丁余りなりとす、

小石祠を立て本山と号す、武藏今嶽の社殿に籠りて祈禱日夜怠らず、

既にして天正元年、下大隅領主伊地知重興降る、下大隅ハ今の垂水・

新城等の地にて、當時伊地知重興是を領す、従て大隅日向も平治せし

かハ、貴久當社に詣て、返愿として太刀一振を獻す、兼光作、長、其後

腐朽を恐れ武藏か里宅に封藏して、今猶存せり、かくて武藏ハ家人を

離れ、一僕を従へ山上に庵を結び、生涯山を下らず、遂に山中にて終

る、其墓山上に在り、今其子孫猶連綿た、當社を今俗誤りて飯綱大明神といふ、

〔地理纂考〕

妙見神社宇宿 祭神詳ならず、例祭年中六度、其中正祭十

一月廿六日にて、世々梶原氏代官司たり、其家傳に、

先祖某鳥津元久の命に因り紀伊國那智山より護下り、

此地に建立すと云、靈應殊に明らかなりとして遠近より

常に参詣す、

〔地理纂考〕

塞神宇宿 奉祀道反大神 八衢彦命 八衢姫命なり、俗に

サヤの神と云、此所に齋脇門・齋平門・齋門等といへ

る地ありて、齋平門・齋門の農夫隔年當社の神事に役

す、地名當社より出たりと覺ゆ、玉禰に塞神の神徳を委しく云り、原書に就て見るへし、

邦人二月▽地十月△初午の日の祭日に遠近より詣るこ

と数万人、甚盛んにして、二月に祈願し、十月奉賽を

なすに粟の束飯を以てするの例なり、又耳聾を患ふ者

祈願すれハ忽ち驗あり、火吹筒ヒフキツと錘ヰキとを奉納し報賽と

す、聖采自記に、應永廿四年鳥津久豊伊集院頼久か谷山の本城を攻

し時の条に、鹿兒島を打立、青屋・牛かけの濱路を浪の平・さ

ゝの木に前勢ハす、めハ、跡ハ鹿兒島の内にさゝへたり、浦人共ハ舟

に乗つれ、さへの脇の如くに漕ぎ来る云々とあり、此さへの脇云々ハ

當社の近地を云るなり、土人の傳説に、當社ハ往古今の社頭より、

東二丁許海辺水田の上に在りしといふ、此説自記と能く符合せり、

〔地理纂考〕

御所の原宇宿 本 南北六十間、東西百間許にて、今陸田なり、

一名見寄原と云、土人の傳説に曰、正慶年中、後醍醐

天皇の皇子世良親王征西將軍に任し給ひ當國に下向あ

に趣き給ひしものなるへしと見へたり、爰に記して参考^ニに備ふ、白尾国柱曰、南北の皇統順逆を以て議すれハ、北朝を擯^シ南朝を擯^スるもの固より天下の公論なり、當時島津忠宗第二子和泉下野守忠氏嗣子右エ門兵衛尉忠直獨り親戚の群を離れて足賊の招きに應せず、征西將軍の宮に属し奉り、忠勇義膽敢て其節を屈せずして豊後に居趾し、終に陣没す、名分よりして是を称^スへハ、吾藩勤王の士忠直を以て翹楚とすへし、後世成敗を以て事を論し、足利か催促に隨ひ軍功を抽つなといへるもの、実ハ賊に與するに非ずや、其功愈大なれハ、其罪愈大なりと云へしと云へり、

〔纂考〕

慈眼寺址紅葉山村^{シヤクシヤアトモミヤマ}福本 寺ハ例の廢して今なしといへとも、紅葉多く、山間險谷の間の澗水に映して紅錦を晒すか如く一奇觀なり、文人騷客紅葉の時ハ遊覽するもの少なからず、當邑の名所たり、旧寺内に稲荷神社あり、島津義久の建立なりと云つたふ。

〔纂考〕

御鬢石^{オビシシ}福本 同村原野にあり、石の高さ六尺三寸、廻二丈

五尺三寸、石上凹にして常に水溜れり、其廻り四尺許り、深七寸余なり、島津貴久鹿兒島清水城に在し時、山門院の領主島津実久か黨来て襲ハんとす、大永七年丁亥六月十五日夜、潜行して小野村^{鹿兒島に在り}に至り、鹿兒島豊宮の条と合せ見るへし、山路を越て田布施に通る、此所に来り此水あるを見て、即髪を濡して鬢髪を梳りし故に、今に至り土人名つけて御鬢石と云、天水溜りて六七月旱天といへとも絶ることなし、人以奇異とす、

〔地理纂考〕

波平劍匠^{福本}村 波平ハ地名なり、此所に古来よりの劍匠ありて、氏を橋口と号す、其鼻祖を正国と云、正国一條天皇の御劍を作れり、大和国人にて、當国に來り此地に卜居す、正國後に行安と改む、仰木弘那か古刀銘尺大全に、世に正國所造の刀八百年と銘するもありと記せり。世に普く所知の三條小鍛冶宗近ハ正國か弟子なり、大宮記に曰、宗近ハ從四位下播戶守橋仲遠の男橋太仲宗といひて、法興院殿に仕ふ、天元二年九月廿九日の夜木工寮の仕丁稲丸を闇打にせんとせる科に因て、同年十一月、薩廣国へ流罪す、かくて三重野に居て谷山の正

國に師とし事へ、鍛冶を業とし、名を宗近と改む、永祿元年五月、赦免ありて帰京し、洛東白川に住て名劍多く造れり、法興院、諱ハ兼家、東三条と号す、一条天皇・三条天皇の外祖にて、撰政・太政大臣たり、永祿二年七月二日薨すと知譜、又宗劍工記曰、宗近ハ橘姓播戸守仲遠拙記等に見へたり、か長男小橋太仲宗といひし東三條殿下の使人なり、天元二年九月木工之寮の稻丸と鬪論の科に因て薩戸国へ流罪せらる、三重野といふ所に住せり、谿山の刀鍛冶正國に煉法を習ひて刀匠となれり、宗近と改む、永祿年中赦免ありて帰京す、洛東白川に居れり、一條天皇の御劍を造り奉る名譽の長功なり、今三重を三條に誤り、古鍛冶を小鍛冶に誤れり、されと久しく唱へ來れる事なれハ俄に改かたしとあり、ミシケン三重野當邑にあり、源平盛衰記曰、猪俣近平六則綱か刀ハ薩戸國住人浪平作の一物なり、又太平記、畑六郎左衛門か刀も浪平の名刀なりしよしを載たり、是此波平劍匠橋口氏か先祖の事にて、今に至り造劍の傳法ハ家傳とし、實に一方の精作にして、其歴代の内、上古所謂正國及び行安、行安ハ正國の子にて寛弘の頃と云、行安の行仁ハ古刀銘尽大子を又行安といふ、治安・萬壽の頃とす、行仁ハ古刀銘尽大子全に正國第四の子とし、上手、安行、安行ハ行安の孫にて、長中古行安、此行安ハ元より天喜の頃といふ、文保の頃

と見ゆ、古刀銘(石見カ)近古近江守安張、安張壽庵と号す、杜歳鳥津義弘尽大全に拠る、に從て朝鮮軍中に役し、刀を造りて將士に給す、凱旋大和守安行、此安行ハ安張カ外孫にて、安の後寛永十九年没す、張の養子となる、鹿兒島刀匠丸田伊豆守正房と名声並ひ振ふ、新刀辨疑にも正房同位の上手也とあり、元祿八年、七十六歳にて歿す、勘之丞安行名安氏、晩に安行と改む、文、等皆翹楚たり、天保の頃、勘助化五年、六十六歳にて歿す、行安か鍛へるも又世挙つて称美す、近代亦名匠の聞えあり、安政年中、孝明天皇の勅を奉し、御劍を造せツて国主より献せらる、此時大和介に任す、上古行安嘗て京師に上る、海上に於て暴風に遇ひ、船殆と覆没せんとす、時に行安手煉の佩刀を解き、是を海中に投して安全を祈る、於是忽ち風治り浪平にして船中全きを得たり、因て行安居住の地を時の人波平と名つく、爾來舟行するや浪平の刀を佩すれハ必ず風浪の難を免るといふ、天下劍匠多しといへとも、此波平劍匠の如き正國か天元の頃より今に至り九百余年の間遺殖連綿として祖業を襲ツき、家聲を墜さ、るもの比すへきなし、故に邦人以て古劍(吉カ)とし、小兒の護身刀(モリカタナ)に至り波平の作を得るを福とす、又邦人のミにあらす他國の人も然りとす、

八田知紀

劔打波平より海見れ(傳と)ハこきすましたる色に社あれ

「名勝考」

波平源平盛衰記、府南二里半、福元村

盛衰記に、猪俣近平六則綱か刀ハ薩摩國住人浪平作の一物なり、また太平記、畑六郎左衛門か刀も浪平の名刀なるよしを載たり、即谷山劔匠橋口某か先祖の事に、今に至り造劔の方法は家傳として曾て他に教授せず、おのつから一方の精作たり、大宮記曰、宗近は従四位下播摩守橋仲遠の男橋太仲宗といひし、法興院殿に仕へり、天元二年九月廿九日の夜杳寮の仕丁稲丸を闇討にせんとしたる科に因て、同年十一月、薩廣國へ流罪す、三重野に居れり、谿山の正國に師とし事へ、鍛冶を業とし、名を宗近と改む、鍛冶の法は較師(傳と)に愈れり、永祚元年五月、赦免ありて帰京し、洛東白川に住て名劔多く造れり、法興院は諱兼家、号東三条、一條、二條、年七月二日薨すと知、二帝の外祖、為攝政・太政大臣、永祚二年譜拙記等に見へたり、○崇劔工記曰、宗近ハ橋姓播摩守仲遠か長男に橋太仲宗といひし東三條殿下の使人なり、天元二年九月杳之寮の稲丸と鬪論の科に因て、薩廣國

へ流罪せらる、三重野といふ所に住せり、谿山の刀鍛

冶正國に練法を習ひて刀匠となれり、宗近と改む、永

祚年中赦免ありて帰京す、洛東白川に居れり、一條天

皇の劔を造り奉る名譽の長功なり、今三重を三條に

誤り、古鍛冶を小鍛冶に誤れり、されと久しく唱來れ

る事なれハ俄に改かたし、今按に、三重を三條に誤るとハい

て三条との、小鍛冶とハ唱へさりし歟、宗近東三条殿へ仕へしをも

「纂考」

三重野五ヶ別府村 波平を去る事戌亥方二里許にて、三條小鍛

冶宗近住居の跡なり、往年農民此辺の山野を墾きて、

地中より鐵滓餘多掘出たりとぞ、宗近か事蹟ハ、上文に詳なり、

「纂考」

七嶋福本村 同村にあり、巖七ありて、渚を去る事遠からず、

七嶋相距る事僅一町或ハ半町にして、景致佳勝なり、

其島大なるもの廻二町に足らず、一島の中に小社あり

て七嶋神社といふ、祭神詳ならず、天文八年己亥卯月

吉日社領一反の文券、當邑社家春日某か家に傳ふ、笠なす

砂サの浦つとに

八田知紀

千早振神やとりけん七ツ子のその石なこのなれる島ハ
も

こハ方俗(地)に石なと取の事を七ツ子とるといへるに因り、
戯れていへるなり、

〔地理纂考〕

永田川福本村 水源三所あり、一源ハ伊集院郷春山より出て、

當邑五ヶ別府村、山田村、中村の三村を経て、福本村

柏原の濱に至て海に入る、柏原舟渡しあり、二源ハ谷山郷中村コシキ甌

ヶ谷及び永山等より出て、中村にて會し、又下流に至

り柏原川に合流す、

〔纂考〕

柏原川福本村 即永田川の末流にて、川の幅常ハ四十間余に

て底深からず、僅に二三尺なり、因て仮橋カキバシを架して往

來をなす、潮満る時ハ川幅百間許にて潮水橋を越る、

故に舟にて往来す、海口僅に四五丁にして、下流ます

く廣し、四方の眺望いふも更なり、或ハ双岸の松風
常に千世を調べ、或ハ群鶴流水に影を移して群飛す、
其他春宵月夜時として佳ならざるハなし、実に無双の
絶景なり、

〔纂考〕

和田川并木下川宇宿村 和田川の水源福元村の内下荒河内に

発す、木下川ハ水源福本村・平川村の両所より出、福

本村にて和田川に合して和田濱の海に入る、

小瀑コタキ中 永田川の下流にて、同村伊作通路伊作山の坂の下

にあり、高四間許、潤二間許にて、此辺を瀑の下と呼

ぶ、瀑の側に茶店数軒あり、此店伊作諸邑往来の路傍

なるか故に、瀑を見んか為に行客必ず是に休憩す、

大瀑オホタキ村 小瀑の上流にて、水源中村甌ヶ谷より出つ、高十

六尋、潤七間許、一名大浦瀑布オホウラツキと云、

〔纂考〕

物産

金石 錫 福本村に出つ、世に錫山と云、萬治元年、宇

宿村の農民採推して錫鑛を得たり、既にして錫山

を開基す、

飲食 塩 五文餅コモン錢カネ五文を以て一に、此地市坊の名品なり、

器用 刀 刀匠福本村波平に住す、上文に詳なり、

鱗介 棘鬣魚ツギヒ 鱒魚マス 方言にソチと云、白赤二

鰻 青貫アサガ 安加奈アカナ方形状金縁魚に似たり、

烏賊魚イカ 章魚タコ 香魚アユ 鮒フナ 鰻鱺ウナギ

走獸 野猪 鹿

飛禽 鶴 雁 鴨

〔地理課川調帳〕

一 単流 平川○烏帽子嶽○竹ノ尾ヨリ五分、平川海エ入、
深湊川○堂ノ尾南○トヘウト五位野芝ノ六分、

平川村

一 幹流 障子川

下福本村

○堂ノ尾北ヨリ一川、○カキハル○古屋、又○野頭
○鬼ヶ谷北ヲ通、○ワリコ谷北ヲ通、○向原ヨリ

一 川圓フテ二里五分、障子川を経て里程三里に

至テ同所海エ流入ス、

一同 和田川 和田村

○髮石原●ツカノ尾●權現山
○向大窪○古屋○古城○下ノ下 下福本村○木ノ下ヲ通里
程一里五分同村海エ、

其支

一 下荒川内川 和田村ヲ經テ一里和田川エ入、
古津川 上福本村○古津ヨリ下福本木ノ下ニテ一里和田川エ入、

一 幹流 柏原川

通ニ係ル村方伊集院春山村 谷山五ヶ別府村

同山田村 同中村 上福本村 下福元村

和田村

水源日置郡伊集院春山村、
字●花ムレ●鷹ノ取●へ
コノ尾●ナケシ●ツメ川

内●流合、谷山ノ内五ヶ別府村ノ内○大川内、山

田村ノ内●天シカノ●重徳寺(皇カ)ヲ通り、○大スキ○菊地城

川ト又流合シ、中村、上福本村柏原ニ至、里程

三里ヲ經柏原海エ流入す、

其支

一 柳ヶ谷川 中村

水源○柳ヶ谷ヨリヲ通、 ○ウスキ滝ニ於テ受、 中村

(中表紙)

ニ至、二里五分経柏原川通工流入ス、

谿山地志考

一 幹流 脇田川

五ヶ別府村
宇宿村

水源五ヶ別府村、○茂頭村
小川三ッ 流合、上村、下村、

宇宿村脇田ニ至、里程二里ヲ経テ脇田下海エ流

谿山郡

入ス、

谷山鹿兒島より二里半、九ヶ村、浦三ツ、周回

十三里十四丁二十九間、

○忠久公御代、谷山兵衛尉忠光別府五郎忠明三男弥平五之を

領す、其子奎之介忠良又忠能、其子谷山郡司五郎資忠法

師覚信、其子左衛門佐忠高、末谷山郡司太郎忠高とあるハ此人なるヘシ、代々之

を領す、

○久經公之時、(ママ)弘安二年之御下文に、谷山郡司五郎入

道覚信他界之間、其子細守護所注進之上は、對彼跡子

息平五郎左衛門入道澄信イニ(隆信)相傳當地行之上は、

重テ欲給御鐔、當郡之内山田・上別府両村抑、(留力)年の地

頭得分物等之事とあり、「イニナシ」

○其後道鑑公谷山御退治として、以前より谷山氏者御家人

背きたる、波之平に陣を附給ふ(今カリ石坂之上岡之尾崎

に松之木壺本あり、其所と申傳ふ、谷山郡司平之忠高

波の平に押寄合戦あり、谷山には知覽・給黎・川邊・

別府・渋谷忠高に合力す、敵牛落の通路を(衍九)をさへきり

難儀之処に、和泉右衛門兵衛尉忠直馳參、牛落之勢を

追拂ふ(忠直ハ忠氏之子ナリ、此時發出泉、(於青丸)屋松

原忠高之弟討取祐玄、其後御開陳なり、

○諸家大概曰く、谷山入道覚禪「信之誤歟」・同し佛心など 貞久

公に致御敵對と云々、

○古城記に云、曆應五年八月十五日 御発向、凶徒御

退治被成候て、貞和之ころ度々合戦有之候、應永之初、

元久公當郡之司入道佛心 御退治にて被入 御手候(此

時谷山百八十丁・喜入四十丁・指宿四十丁守護領と

成)、

○忠宗公御代、文保元年七月晦日薩广國御家人交名注

文新田宮觀に曰く、谷山式部孫五郎入道、同し彦七、谷

山五郎入道、四世平五郎左衛門入道隆信此隆信長命なり、

に籠りしも此なるへし此なるへし(覚信ハ弘安に死すと前にミゆ)、

外略す、

右、式部孫五郎入道ハ山田忠繼(忠時公庶長子、式部

大輔と号す)三代山田此時迄未だ山田を称歟、式部孫五郎宗久入道

道慶か事なり、自家之系圖に谷山地頭と有之、然れハ

山田氏ハ地頭山田村山田村、谷山氏御家人にて、谷山を領した

ると見へたり、

○大永六年十二月十三日 日新公御拜領之地なり、案す

日新公ハ此以前より領し給ふか、此日帖佐合戦之賞に伊集院を勝久

公此時ハ忠公より給はり、同し七年丁亥二月十八日、忠良公伊作

谷山の士民を伊集院へ移さると擾乱記に見へたり、

○同七年丁(亥)五月、實久かた加世田・川邊・鹿箆・山

田之軍兵當地を責取候、

其後天文八年己亥八月、當地全く入 貴久公之御手、

下福元村

本城上壇東廿四間、南北十五間、惣高さ廿四間、武者溜より上段迄

十一間、武者溜より下人家まで十三間、西の方切道よ

り物廻り五百六間、町にして八町廿六間、在麓西、菊

地畧を去事八町、大手口南、搦手口東、小城なり、西

北隄出、

○應永廿四年、伊集院頼久川邊におひて 久豊公と和

睦、依頼久請當地及び喜入を給ふて頼久入本城、同年

末、其後又背 太守公楯籠當城、依之 久豊公發兵之

れを攻め玉ふ、頼久捧喜入・谷山乞降下城す、頼久ハ退、去伊集院、

其後石谷三十町被_レ云々、

○忠國公御代、嘉吉元年なるへし、此年持久、高木孫三郎・市來太郎左衛門尉叛す、鳥津用久楯

籠當城奉敵、 忠國公御攻なされ候故、用久逼難儀、

依新納近江守忠臣訴公和睦す、

其後文安宝徳之ころ、用久には出水郡を宛行ハれて、

當地より出水に移城あり、

○天文八年己亥三月十五日、 貴久公守兵を當城に入

置玉ふ(此前三日紫原之凶徒を討、十四日苦辛城に

入り玉ふ、土俗傳へ云、寺山出羽守此本城之守なりし

と云々)、

笹貫上福元村 波之平同上 紫原宇福村 佐屋脇上福元村 椿山中村

右五ヶ所、應永合戦之時 公之御陣場なり、紫原は天文八年己亥三月

十三日 貴久公御合戦之時御勝利之地なり、

神前城 玉林とも、和田城とも号す、在和田村、大手口北にあり、東は海岸岨

し、南西に隍あり、地頭假屋より午之方十八町許、高ざ

三十三尋、横七十一間、

○川邊之兵谷山江打越鹿兒島へ遣衆候時、かこしま方

切勝、二百人計り討取り候、城門まで追詰、外曲輪致

破却と云々、時に十一月朔日之事なり、年号詳かなら

す、天文四年之ころ歟、

○天文八年己亥三月十三日(イニ)攻之降伏し玉ふ、時に

公之御陣ハス、ミ塚と云所也、城より三丁ほど北にあ

り、田地之中に松一本あり)、 貴久公入苦辛城、守兵

を本城に入れ玉ふ、其後當城主谷山駿河守及び伊集院

山城守・松崎丹後守皆美久が旗下を初め和睦を求めて御旗下に

属す、其外之軍兵皆 公之旗下ニ属す、

○同二十八日、 忠良公は川邊(カノエ)故殿に押寄せ給ふ、

○寺山二代出羽守直久譜に曰、谷山神前城和睦之時為

質、直久実九才なり、其後 貴久公賜谷山五ヶ別府、

居住于夫地矣、

○永禄元年十二月廿七日、奉公命号寺山、其故ハ、五

ヶ別府村之内に寺山と号す鹿倉あり、是を以如此と云

々、

苦辛城^{クシン} 山田村にあり、麓より北道程一里半、皇徳寺

境内也、西の方深谷、南北千仞之城壁なり、東深谷あり、山城にて城壁高く、二三之丸有て隍多し、城上水

なし、外郭水潤沢なり、大口口東にあり、

當城平田安房介宗知・同式部少輔宗秀^{実久}両代守之、

天文八年己亥三月十四日、宗秀帰心を太守、貴久公

當城に入り玉ひ、翌日、守兵を本城、神前城^(マ)属御旗下、

其外實久へ一味之士卒等大半属 公之旗下矣、宗秀ハ

其後天文廿三年十月十二日^{或ハ朔日とも}、於隅州岩釵戦死、

島津ヶ森 在上福元村、通路筋土橋北邊一丁許、由緒

不詳候、

茶臼ヶ城 在下福元村、地頭假屋申之方廿二町計、本

城より南之方田地越し、城上東西十三間、南北九間、

由緒不詳、

洩水ヶ城 横十一間、流十五間、茶臼ヶ城之西之方一

町許にあり、湧出城内と谷合とに二ヶ所あり、

牧田塁 高さ二十余間、苦辛城より東之方にあり、山

田村之内、苦辛城之砦なるへし、庄屋役所之上梅林と

云所なり、庄屋屋敷に山神立、年々十一月廿一日、林

下牧田^(マ)とより祭ると云へり、

平地七八畦もあるへし、小松三本あり、古き墓石多く

埋れる由、鉦掘出せし事もありしよし、山神も以前ハ

下^(マ)にありしに下に移せしと云傳ふ、

東方川流廻城壁、北方西之方尾筋續少し也、^(低カ)

古陣跡 山田村之内、田平地蔵平之上、庄屋役所東、

田地越し三丁許、

古陣 邊川村平田之上にあり、山田村之内、庄屋役所

南七八丁、

古陣跡 山田村長尾と云所なり、大明神あり、苦辛城

砦と見ゆ、四方絶地なり、庄屋役所より未申之方五丁

許、

古墨 有五ヶ別府村、コフゴフ廻邊古俗之城岡と云、

川口墨 在右同所川口、東門之上堀切あり、西城・中

城・東城とて丸三ツあり、五ヶ別府之方平地に連なり、

又ハ野原につゝ、く隍あり、東之方城壁岨、北之方深谷

あり、南東之方深谷川流、東之方中村通路なり、坂嶮

し、

古陣跡 在中村之内、苦辛城南三町計、西方尾筋續き

也、

永田川 源ハ伊集院之内春山鹿倉より出、五ヶ別府村

之内出、山田村、中村、上福元村を経て柏原通路に至

る、

山田村 忠時公長庶男式部少輔忠繼賜中村・山田村・

上別府村地頭(職カ)居住山田、依之号山田、二代式部少輔

忠真、三代土用犬丸(態)、四代式部孫五郎宗久、五代加賀

守忠經まで代々領之、當代 氏久公賜市成六丁、是よ

り住市成、

○山田氏書付に、三代土用熊犬丸(マ)父不相替山田領地す、

以中村叔父刑部へ、以字宿三郎へ、父忠真より附屬す

とあり、

○應永年中、(久豊カ)豊久公より山田久興入道(加賀入道)なり、谷

山郡山田五丁・上別府五丁名字之地なりとて玉ふとあ

り、

○同八年、元久公より山田村六丁・サへノ脇今アミ

ノ浦を鶴田某に玉ふ、

○同十四年、元久公より吉田若狹守に山田三十丁を

玉ふ、山田郷ハ山田氏領之之地なれば、中村之内六丁

并さへ之脇之内今網と云ふ浦を被添賜是を山田、

○同十八年(マ)十一月、五代出羽守忠興代、從久豊公

市成之内南持留(為カ)驗分玉ふ、自家系圖(給カ)

○明應四年之頃、吉田三河守孝清依忠節賜當村三十丁

於立久公ヨリ(忠昌公ならん)、

○大永六年、日新公谷山を拜領し玉ひ、(此時此邊も領し玉ふ歟)

同七年より実久押領す、此時平田式部少輔宗秀領之方(実久方)、
天文八年、貴久公谷山御手に入候節、宗秀か守たる

苦辛城に入り玉ふと見得たり、夫より公領となりたる
歎、

○貴久公御代、平田安房介宗茂入道(清カ)甫天文六死、宗秀男へ川
邊長田村を賜り、山田村を去り移彼地、此時ハ山田領
せしと見ゆ、

○中村 山田刑部太輔忠泰元祖忠
繼二男當村を領し、中村と号
す、右兄忠眞より
附屬すと見ゆ、

○宇宿村 同忠泰弟三郎忠秀之を領し、号宇宿、應永
六己卯二月、元久公より福昌寺江御寄附、

○和田村 應永八年、太守元久公當地三十丁を蒲生
美濃守清寛に賜ふ、是鶴田合織
之賞なり清寛四代(ママ)寛 代轉蒲生賜
喜入とあれハ、其頃迄も領したる歎、

○菊池畷 在下福元村、麓西北之位、在地頭假屋より
戌廿四丁程、由緒不詳、畷南北四十間計、東西八十間
計、

○御所ヶ原 在下福元村、南北六十間計、東西百間計、
麓北に有、菊池畷を去る事老丁、方道程前に同し、由
緒不詳、

里傳称す、西征將軍宗良(ママ)懷親王後醍醐天皇
第六之皇子潛幸於薩州
之時、當行宮を此所、暫く居住し玉ふ、依て有
此名、菊池家も
肥後國主菊池肥
後守武光と号す、又供奉して下向當國云々、不知據附之
備考見、

○伊集院三郎五郎・同千次塚 中村伊作海之右に有、
八月十七日
秋雲菊如居士
源頭秋本居士自然石、正徳二年、逆臣伊集院右衛門太夫忠棟
再興之名前有之、

入道幸侃男子誅戮之所也、忠棟事依逆意、慶長四年三
月十四日、忠恒公後中納言
家久公於城州伏見手自誅之、其嫡
子源次郎忠眞日州庄内におひて逆意及梓楯、降伏之後、
忠眞夫妻を頼娃郡に、二弟小傳次を富隈隰州、
國分三四弟
三郎五(郎脱カ)・千次を鹿兒島、母を阿多川邊
郡に居玉ふ事既に
三年間、不忘旧惡隱謀を企る聞得あるに依て、同七年
八月十七日、忠眞於日州野尻誅討し玉也、小傳次は富
隈にて被害、三郎五郎・千次阿多より鹿兒島に歸る時
此所に斬戮、母ハ阿多におひて、同日母子五人之を誅

戮し玉ふ、此時東条万左衛門伊集院家臣を強働被討取鎌田
弥左衛門昌良早、

○大鍔砲場 在中塩屋、
御蔵三ヶ所、

○錫山 下福元村之内、加納丸と云ふ所山之上にあり、
一里回りほと有之、

○柏原御蔵 上福元村

○垂蠟所 上福元村

○浦町松崎 上福元村之内、

○東塩屋 名 柏原橋より麓之下、

○中塩屋 名 宇宿村上、

○和田浦 濱なり、

○塩屋 西 十二家部

○紫原宇宿村にあり、 笹貫上福元村にあり、 波平同、

○椿山中村 佐屋脇宇宿村

右諸所、應永廿(四)年九月上旬頃、島津犬太郎久林川邊城主、

伊集院彈正少弼頼久伊集院家六代・伊集院長門守久俊頼久親戚、号今給黎、覽上木場之城主、

知逆守護方及檣楯時分、久林臣酒匂紀伊

守と云者松尾墨を川邊守りしか、心を変し密に 久豊

公に内通し、招入兵於松尾墨、内城野頸隲を隔堅固に

守之、時ニ頼久・久俊為久林か援兵川邊に至る、故に

松尾墨籠城兵挑合戦、守護方将卒とも数輩勇士戦死を

遂げ、開陣して帰鹿兒島、群議して云、今度籠城輩不

利ハ依有大軍援兵也、不幸及敗軍こと、偏に非當家之

瑕瑾乎、速ニ向谷山對于頼久此時在谷山本城軍散鬱憤訴ふ、爰

におひて 久豊公自将として揚旌旗、發於鹿兒島(若

武者ハ負芭蕉矢、老軍者腰に小幡を指、是を(号九)小一

(揆力)嘉例也)、經青屋・牛落等之海濱、先陣之兵笹貫・

波平に進んで充滿佐屋脇、此時海邊之漁人等 棹船爭先來候此所、頼久本城に

有て當敵之棟梁なり、故に伊地知對馬守(重利欵)・酒

匂某・北原某等従一揆進先陣城邊に責寄、川辺松尾之

輩今向於是、開城門速に不決勝負匍者多し、答る者な

しといへとも城中如無人、本城を波平に構ふ、伺近在、

敵兵散て不見、形是川口(疑力)府村墨に屯て為絶鹿兒島通

路を欵、紫原者續其地徑路(あカ)より、速に此所に往て見要

所築陣、使(マ)性(マ)構於陣椿山警衛不怠、其後本陣を構

本城之野頸、四面より之を責ること急也、惣軍(マ)含憤

蟻附して攻之、頼久失防禦之術、(倚カ)吉田若狹守清正乞

降、言(マ)す此事、久豊公、城裏之將卒叱可令屠殺之也、

然りといへとも清正(マ)命奏諫言、先是於原良(マ)かこし頼

久か死を宥処に、忘其恩今更為仇敵、及此危窮候事責

悪之余災、是天之与ふる処なりといへとも、今命を助

けは、他日心服して為幸不可知(マ)謀不止、公曰、伊

集院之居城を去れハ則可有死、清正又曰、石谷(伊集院)収

公三十町而(解カ)困可平奏、茲におひて應其求(解カ)困、警衛

路次、去降伏士卒、凱陣於鹿兒島也、其後經歳霜て天

文之頃、守護忠兼公(後勝)鳥津八郎左衛門尉実久娶姉

使実久司國政、漸夫婦不和にして離別す、故実久も亦

不合守護之心成氷炭、丁于此時、鳥津相模守忠良公を

して(伊作・阿多・田布施・高橋等之領主)令任國政、

息男虎壽丸公為猶子、加冠称又三郎貴久、公禪守護(マ)

鹿兒島て隱居于伊作、然りといへとも不幾變其約、再

ひ鹿兒島に帰入し玉ふ、故國家大乱と成、此時実久本

領(ママ)領加世田・谷山等之數ヶ所、而逆守護方振我意、

其時同年三月十三日、貴久公為追討於実久發馬於谷

山於紫原合戦、餘多逆(マ)誅戮し玉ふ、故に実久降伏し、

谷山郡悉為公領者也、

宗廟

正一位伊佐知佐六所大權現 (和田村之内
在玉之城
林カ)

神体鏡 無銘

祭神六座 伊弉册尊 泉津事解男命 速玉男命

熊野 本宮 新宮 合号六所權現也、

例祭二月五日 九月九日 十一月二十日

祭米五斗式升五合 社司郷土原口駿河

(社僧座主
山伏郷土)羽島寶昌院

寶物 一御鎧 一領 一太刀 一腰 一弓 一張

一簾 二腰 一大概若經 一部

一般若御本尊一 箱へ入付社内に在り、

天文八年 貴久公御寄進、

以上六行御寄進と文政之留ニあり、古きは見得ず、

貴久公御寄進之六品、其外神領等前代之目録は、社司

原口氏所持之由候得共、當分切捨ニ而少し相残居候由、方里數ハ神前城ニ記、

○當社神位ハ、正徳三年、氏子中より吉田家江申願、正一位之神階宣命奉納有之もの也、

○和田三十丁神領之節者年中十三度之祭、其内両度濱下り為有之由、

○傳称す、當社本社ハ紀伊國(平力)矣斐郡熊野權現なり、往

古熊野本宮新宮之六所を瀬戸山・竹之内両家にて守下し、祁答院蘭牟田へ勸請す、夫より遊行し、志布志之

内月野と申所へ一節御影向、彼所へ右末社とて勸請有

之由、夫より谷山郡谷山玉林江遷鎮、本社及び脇宮八社、其外土祭大明神宮社悉く造営し、和田村三十町を

施行す、瀬戸山・竹之内両家ハ今に神事参役無退轉と云へり、

○往古谷山氏代社料(領力)十八丁之処、被召上、其後 貴久公より十六丁御寄附之由書留候、又 龍伯公御代迄

御参詣、御兄弟四人御間度ニ御参詣も為有之由、其御御祈願之次第等被仰付候由申傳候、次第御神事并月次

神楽之節今に相勤候事之由、

○伊佐知佐ハ此所之旧地名歟、圖田帳に見へたり、

稻荷大明神 下福元村にあり、地頭假屋より西之方十

五丁程、 社司岩倉多宮

春日駿河

祭神伊佐知佐六所ニ同し、

神体幣帛

正祭十一月三日

祭料無之、

傳称す、抑谷山郡谷山玉林ケ城江者往古寺山出羽守以上

傳所之書になし、籠城す、太守貴久公此城を責め玉ふ時、城下

ぬめり石と云ふ所に御陣共設床机、時に白狐來る、

貴久公甚た御悦喜有、島津家之御佳例故、當城今日中

に御手ニ入ると稻荷大明神を勸請可有之旨 御誓願、

已ニ當日落城故、當社を造営し、神領三丁御寄進有之

たるよし候得とも、被差上由に當時神領無之、

諏方大明神 上福元村ニあり、地頭假屋戌之方十八丁

程、

祭神二座、前二同、
社官岩倉河内

神体鏡五ツ一面ウラニ潮州孫家青、不知

寶鑑脇ニ釣鏡五尊像有、

正祭七月廿八日

祭料三斗、地頭より、

○當社古來谷山家自ら信州より守下し勸請、年曆不詳、

柏原大明神 上福元村、假屋(マヤ)之方六丁程、

社司河野丹下

座主自性院

祭神不詳、

神体木座像、高六寸、

祭日十一月十三日

○伊佐智佐 ○諏方 ○柏原を谷山之三社と唱、祭礼之時者郷士年寄・與頭司参あり、御代参と申唱候、

○已前八下福元村之内座主園門三丁・宮園門三丁神領

ニて、年中十三度祭り有之たるよし候得共、被差上、

以後座主より所中江志之勸を乞ひ神供神酒を調達祭有

之、

永谷山ヨツツ 明悟院 皇徳寺 禪福昌寺末

往古曰皇龍寺「イニ廣立トモ」、
時在上福元村、
菊池ヶ城之下、

在山田村、地頭假屋より亥之方三十五丁余、

○貞治五年壬寅(ママ)創立、開山無外円照和尚、無外和尚者

皇子たる之故、皇之字を以号皇徳禪寺、開基佛心大

禪伯、

○應永元年十二月六日、(ママ)木像あり、座より上一尺三寸、

○南朝正平廿一年なり、此貞治五年に相當る、此年之雲板あるを以

創立も此年ならんと後人之究めたるならん、

○又一郎久保公御位牌立、文祿二年癸巳九月八日卒す、法名一唯恕參大禪定門、

○古年代記に曰、文祿二年癸巳九月七日子之時、久保

公逝去す、其屍を同月廿五日ニ福昌寺に送届キ、閏九

月四日辰之刻に荼毗、有追腹切者兩人、山元勘左衛門・

田中三右衛門、

○龍伯公御追膳(ママ)哥

●近衛龍山公御追膳

○色紙四十三枚

○外ニ至徳・明德・應永等之田園寄進状多し、

傳稱す、(山脱カ)開無外円照和尚者峨山禪師之嗣法なり、無

外者 皇子なるを以皇之一字を勅免にて寺号とす、初め三光國師無外ニ囑して曰、汝梵刹を建立せんとならハ必す四山圍繞之地を可撰とて、竺王之靈鷲山を圖したる雲板を與へらる、依之諸國を回り薩之谷山に來り、

當山に至り、時に大沢四山圍繞するを見、東を小朶峯、

西を羅漢峯、南を案山、北を主山と云、先之所謂圖に

相違なし、故案山之石上に座禪する事百余日、其後沢

を埋めて大營を始めんとす、於是(マ)國人同して基址を

ならして終に當寺を立つ、開山年月日不詳後に島津家十八

代 又一郎久保公之位牌を安置也、

○二世無(著カ)妙融 ○三世泰初超 ○四世中興文明慧

○五世至翁周 ○六世大靈瑞瑤 ○七世西山淳 ○八

世默翁芳 ○九世喜 ○十世來船撮 ○十一世皐

隱 ○十二世靜賢鎮 ○十三世道先泰 ○十四世大

通泰撮 ○十五世雲山万龍 ○十六世嶺瑞忍之 ○十

七世慈門法濟 ○十八世玄門齋海 ○十九世心興泰禪

○二十世潮水存海 ○廿一世大重盃 ○廿二世性戒慈

心 ○廿三世延壽田祝 ○廿四世大教良牛 ○廿五世

州屋光曇 ○廿六世玉林貫室 ○廿七世朴盤益淳 ○

廿八世方山易充 ○廿九世宝休道楚 ○三十世 無

禪 ○卅一世大雲龍津 ○卅二世本戒芳國 ●卅三世

當住舜龍巨海

寺内之山

霧島六所社 延寶二年勸請、

補陀山 禪慈眼寺 皇徳寺末中古臨濟宗なり

下福元村にあり、地頭假屋より申之方十八丁計、

高十四石二斗七升二タ三才

寺并觀音堂、石橋、幅九尺、長さ七間、寺社檢者付御修甫所、

○開基日羅トモ云ふ、并開山不詳、中興開山代賢守仲和尚福昌寺十八世

○久豊公御夫婦之御牌立義天存忠壽山妙久

○當寺本ハ臨濟宗なり、天文十一年、貴久公より代

賢和尚を當寺住職被仰付、夫より為曹洞宗、代賢ハ永祿六年福昌寺

入院、天正十二年迁化福昌寺、天文十一年ハ小僧之頃なるへし、天

○本尊釈迦座像、高一尺三寸、

○文珠・普賢、各高さ一尺、

○本菴開基大宅公禪師(享保二癸)四月十二日

○慈眼前往寶室珍公記室禪師

○當寺開山勅佛光普照禪師代賢守仲大和尚各宗旨不知とあり、

以上三牌あり、

○二世洞雲 義翁 蘭圃 得水 嶺室 智翁 燈眼

萬山 東外 悦山 大雲 月澗 龍伏 實翁 充湛

桂山 単道 覺淳 英巖 龍眼當十三世

○當寺 江家久公 御光儀にて御詠哥有、

題橋落葉

○はし姫の瀧のしら糸くりかけて

紅葉のにしき浪やおりけむ

虎壽丸公光久公也、御詠哥

題石同、

○山水にちりてなかれぬ紅葉は

しからミかへる(くぐ)はしの上かな

右、家久公・光久公御短冊當寺什物なり、其外御供之

面々廿五人之哥有、

○齊宣公御詠短冊三枚、外ニ御側廻之衆之哥三十五枚、

文化二年乙丑十月 御奉納とあり、

觀音堂 當寺本尊なり、此觀音ハ百濟國沙門日羅作と

云々、佛体高四尺、

○寺之前石橋、幅七尺、長七間、

○門外同し、幅九尺、長三間半、

○瀧、高さ二間計、横四間計、

○湧出一ヶ所あり、

○右 家久公御詠ハ此觀音堂にて 御詠と云々、

○巢松以安詩集云參詣于永谷山慈眼寺、

古木回巖連古今 地靈水潔碧雲深

不離當處補陀境 慈眼神通觀世音

○答慈眼高峯上人新年律師之韵

青臻(マ) 氣靄然奇 黃鳥綿蛮囀柳枝

境似補陀音樂処 寺如天竺曉鐘時

仙凡不隔清遊好 風月無邊吟味宜

此景從來誰寫得 八州都督老坡詩

○辨才天 蛇形 五(マ) 五寸程、

○阿弥陀 門前屋敷之(マ) 大楠六尋二尺廻之本に堂立居候得

共、今廢ス、

○慈眼寺内正八幡者浪人より頼置候由、木下村百姓よ

り支配之由、^(マ)人秀頼と申傳候由、當分之木下村へ差

越、居住百姓所借宅、其時分より右八幡江者高四拾石

相付居候得とも、其後訳により御物に相成り候由、當

住之咄にて候間、書付置候、木下村百姓之藤四郎と申

者屋敷へ秀頼之塔として五りん之石有之候、右百姓より

花香いたし候、秀頼之塔云々、此事大に誤なり、木下村ニ記す

○九月十八日、木下名頭より神酒等を備へ、社人四五

人にて祭りあり、社人岩倉多宮、

「皇徳寺ノ部へ可記人」
○皇徳寺雲板銘

薩州谷山郡永谷山常住

「北朝貞治五年ナリ」
正平廿一丙午沽洗望日、大工淨法

本尊釈迦、座上一尺八寸、

文殊、獅子ニノル、八寸五部、

普賢、象にノル、高さ右同、

大權修利菩薩、座上一尺、

達磨、座上一尺八寸、

僧堂本尊聖像、座上一尺二寸、
以上六体、丹慶作と云傳ふ、

阿弥陀立象、二尺三寸、釈迦堂開山堂立、

川龍山 持寶院 常樂寺 祈願所大乗院末

上福元村にあり、地頭假屋より巳之方三丁程、上

古者在和田村、高三尺、

○開基年月不詳、

○中興泉海法印日州飲肥之産なり、天正文祿之頃なり、

此寺古伊佐智佐宮別當にて候、文祿中三州毀、ノ時云

持佛堂 一字、本尊阿弥陀木立象、高三尺、作不知、

○當住持覚宛まで三十代、

○寺内ニ稻荷并馬頭觀音石小倉ニツ立、

○二世実乘 ○三世快心 ○四世快尊 ○五世普門

○六世快眞 ○七世隆雅 ○八世盛存 ○九世珪山

○十世盛記 ○十一世盛仁 ○十二世覺誠 ○十三世

雲海 ○十四世義弁 ○十五世壽翁 ○十六世覺誓

○十七世騰寛 ○十八世和山 ○十九世覺壽 ○廿世

眞香 ○廿一世堯寛 ○廿二世興純 ○廿三世覺昌
○廿四世盛尚 ○廿五世覺澄 ○廿六世快心 ○廿七

世覺亮 ○廿八世亮岳 ○廿九世覺文 ○三十世覺亮

如意山 清泉寺 禪宗川邊寶福寺末、上古天台宗

地頭假屋より午之方卅二丁五十間計り、

○開山日羅和尚

○開基年月不詳、上古天台、

○中興開山字堂覺已和尚應永中再興

○二世靈伯 (敏力) ○三世 中 ○四世州峯 ○五世月林

○六世玄周 ○七世松山 ○八世夢道 ○九世快金

○十世海雲 ○十一世傳補 ○十二世舜的 ○十三世(萬力)龍

○十四世智圓 ○十五世智海 ○十六世無參

○十七世怯山 ○十八世廓尔 ○十九世貞國 ○二十

世貞元 ○廿一世大粧 ○廿二世觀山 ○廿三世芳充

○廿四世源流當住

○大旦那惣翁公御牌立御安置と云傳ふ、

○島津大和久章、正保二年乙酉十二月十一日、背太

守之命有遠流之命、依之至谷山清泉寺(在寶福寺歸之時なり)、於茲乎變心、殺警衛之士數輩、故忽不免誅戮、

年三拾、法名松月庭柏庵主、牌塔立、

○寺内比志鳥紀伊殿石塔立、牌もあり、

○多福菴 瑠璃山弓場寺とあるはいか、弓場之脇にある故ならん、寺号にハあらし、上古麓、

○皇徳寺末、禪宗、地頭假屋より酉之方二丁位、

○本尊薬師座像、高さ一尺四寸、

○十二神五寸ツ、

○毘沙門天立像、高さ二尺三寸、

○以前堂宇有之候得とも、寺作替之節佛壇之東庇之所に安置、

○開山西山淳

○望海山 町之末濱辺ニあり、飯屋より巳之方六丁程、

○松林寺 禪宗慈眼寺末、

○開基元和八壬戌年三月廿二日

○開山慈眼寺二世洞雲なり、當住龍朋迄十世、

○圓妙庵 上在同、潮海山より戌之方三丁程、寺地反

畦廿七步、

○同前本尊十一面観音、高さ七寸、

○開山皇德寺九世來船撮和尚

○天神 右寺門脇ニあり、木像、

○帝釋寺 中村、大浦山、飯屋より亥之方一里許、禪

皇德寺末、

○正平廿二年丁未開基人王之孫と云傳、

○此寺ニ千手大觀音有之、立案長七尺
余日羅作八月十七日、踊此

寺にて、今ハ
ナシ、

○不動立像、長三尺寸、脇立(ママ)一尺ツ、共に日羅

作、

○開山皇德寺九世來船撮

○東海山 柏原寺 自性院、今此文字を用、(ママ)方六

丁程、

○開基不詳、万治三年子六月、大乘院覺山再興、

○柏原大明神別當、當分廢壞、

○江月庵 松風山 上福元村ニあり、

禪皇德寺末、飯屋より子之方二十一丁半、

○開山默翁芳、當住道林、

○鎌田藏人家由緒有之、彼家より合力にて修甫有之來
候得とも、其儀近年無之、文化中廢壞なり、

○正壽庵 イニ明白山 中村ニ在り、

禪皇德寺末、飯屋より子之方三十四丁計、

○開山至翁周

○本尊虚空藏、座より上一尺二寸、

○地藏院 貴富山 平川村

飯屋より午之方二里十丁許、

○(開カ)関山不詳、禪宗川邊宝福寺末、永作地高にして六斗
四升余在中より享保八年より付置、

○藏六軒 禪宗福昌寺末 宇宿村

地頭飯屋より丑之方卅五丁程、

○高式石、福昌寺高之内寄附、

○開基年間不詳、

○此寺に大日如來堂あり、

○開山竹居勸請欵、二世窶叟、當住元和尚迄十三代、

○水月庵 禪宗福昌寺末 宇宿村

飯屋より子之方菴里廿五丁程、

○高五石、福昌寺より付、

○開山翁哲和尚、開基不詳、

○妙樂寺 時(宗九) 淨光明寺末 大川内山 西方院 山

田村

○開山淨光明寺十七世了道、飯屋より亥之方菴里廿町許り、

○此寺に阿弥陀堂あり(画像惠心僧都筆と云傳ふ)、大川内阿弥陀と云是なり、五月十六日に此寺にて田村(踊カ)あるなり、

○伊佐知佐之条に、福昌寺末郡山圓照寺末妙樂寺多年にて候処、淨光明寺廿二世義秀願に依り延享五年改宗、廢号を以寺相立、淨光明寺末寺に御免なり、

○天文八年己亥、相州・薩州御両家谷山紫原おひて御一戰、三月十三日 貴久公御出會、数日之御合戰無御

勝利により、當社江深く御誓願有之、同月廿六日御和談あり、玉林城江 御着、地頭大野駿河守・伊集院山城其外諸士城内におひて 御目見御祝言之折柄、穎娃

小四郎・喜入三郎四郎(此時迄未た島津氏を称、永祿

元 公命を以て喜入と改む)御味方之一左右を言上す、其外御迎市來・高城之地頭各隨身申ニ付、以之外御喜

悦、偏に御願力奇特之御事にて、神田其外御鎧等 御寄進之由申傳ふ、

○天明六年、行脚回聞記に云ふ、谷山に本田又次郎・長野助五郎とあり、

○津崎大明神 在平川村豆打、

祭九月八日

社司 鶴田權之守

○飯屋より巳之方二里余なり、

○神躰蛭子鏡并神像六躰

○往古撰津國夷比須三郎殿本社より桑鶴名字之光貞下、津崎大明神と奉崇と云ひ傳ふ、

○白山権現 在中村、飯屋より子之方三十四丁、

右同 塩屋村

○神躰木面一、長六寸、幅四寸、

一 同五百六拾九石六升式合六夕壹才
「四十五石八斗五升八合三夕三才永損込」

祭九月十九日 社司 奈良原右膳

右同 和田村

○村中より少々ツ、出米、社人より祭る、

一 同式千六百拾三石五斗九合三才
「三千三拾六石三斗四升二合七夕四才永損込」

○祭り之次第、九月十八日之晩内之祭、社内にて酒開

右同 下福元村

きとて、社人装束にて酒を以て四方に向、天地十二方

一 同三千五百拾五石九斗壹升壹合五夕九才
「二百八十三石六斗八升九合六夕三才右同」

之神江獻、夫より右二人舞、後内侍二人幣を以て四方

右同 上福元村

へ勸請し申折、社人出、三人にて舞神楽終、翌十九日

以前者福元村一名、其後上下福元・塩屋・平川と別

祭礼なり、

立候よし、郷村帳ニ見ゆ、

○妙理

一 同二千四百六拾石七升六合式才
「五石九升七合三夕右同」

山田郷之内 中村

○惣高頭一万三千三百五拾九石七斗八升三合四才

一 同千五百四拾五石八斗八升六合壹夕四才
「七拾三石式斗二合七夕八才右同」

八百七十五石二斗一升九合 永損高込、

右 山田村

一 衆中高千八百四拾石余

一 同五百二拾六石六斗六升八合九夕六才
「七百十六石六斗壹升四合三夕一才右同」

一 衆中人躰 百人土惣人数八
百十七人

右同 五ヶ別府村

一 高四百三拾石七斗八升六合九夕八才

一 同千三百八拾五石七斗壹升四石
「二百二拾六石五斗二升一合八夕七才右同」

伊佐知佐郷内

右同 宇宿村

平川村

右書入ハ文政二年八月しらへ、

一 七百石四升八合三夕七才永損込」
一 同三百拾式石壹斗七升壹合三夕式才

一 惣人体男女一万三千七百九人、郷士・出家・社家・地

神座頭以下郷士下人・百姓・浦濱人・寺門前者迄、

右文化^(ママ) 亥札改元、

地頭部

天正七八年頃

○川上左近將監久辰(水俣出陣人数賦に見ゆ、御老中とあり)

○本田甚兵衛尉(実昌、以前之地頭御家老座地頭帳に見ゆ、文禄中なるへし、実久旗下)

○伊地知右衛門兵衛重勝 玄佐自記に見ゆ、袖前^(神力)之城本城方を成る、谷山駿河守等か前ならん、此時谷山に三城あり、山田八平田氏、本城ハ寺山(未島津と称す)氏守欵、

○有川六郎左^(衍カ)左衛門貞末(貴久公御代之頃、長門守共、貞明、又自家系に見ゆ)

○伊勢兵部少輔貞昌(慶長元年より寛永十八年迄、貞守)

○伊勢兵部少輔貞昭(貞昌養子、寛永十八年より、寛文三年八月四日死)

○諏訪左右衛門兼利(寛文八年九月十日より延寶八年迄)

○肝付主殿久兼(延宝八年申八月二十二日より天和二年三月三十日迄、都合三年間)

○町田勘解由^(忠代カ) 天和二年壬戌四月十五日より貞享三年九月^(ママ) まで、都合十一ヶ年、

○中神内蔵丞 貞享三年丙寅九月廿七日より永祿五年壬申^(ママ) まで、

○野村太左衛門廣貫 元禄五年壬申十月二十二日より元禄九年丙子九月まで、

○鎌田後藤兵衛政方 元禄九年丙子十月より同十年正月廿五日、

○向井市之丞友^(貞カ) 宝永二年乙酉十月三日より同三年丙戌六月六日まで、

○比志島藤右衛門範房^{後孫} 宝永四年丁亥八月^(ママ) より宝永五戊子正月廿八日まで、^{初ハ米良氏なり、地頭に補せられし後比志島氏を嗣、ママ}

○義岡右京久守 享保三年戊戌三月朔日、

○島津彦太夫久^(富カ) 享保七年壬寅正月十三日より享保十六年辛亥六月まで、

○島津帶刀仲休 享保十七年壬子正月十一日より、

○穎娃左京久(周力) 享保二十年乙卯七月廿六日より、

○鎌田太郎右衛門政(直力) 元文三年戊午七月廿六日より、

○本田作左衛門(由親力) 延享四年丁卯八月四日より、

○島津内記(久腴力) 寛延二年己巳十一月廿三日より、

○島津李(久峯力) 宝曆四年、

○島津小平太(久金力) 宝曆十年庚辰正月十一日より、

○祢寢式部(清香力) 宝曆十一年辛巳九月十三日より、

○島津采女(久芳力) 明和六年己丑四月十三日より、

○伊勢兵部少輔貞知(矩力) 安永十年辛丑正月十一日より、

○山岡雅楽(久谷力) 寛政三年辛亥三月二十一日より、

○小林仲太左衛門 寛政四年壬子二月廿五日より、

○明所預り島津市太夫 寛政十一年己未十一月廿五日より、

○明所預り島津内膳 寛政十二年庚申六月より、

○赤松市正則決 同十二年庚申八月十五日より、

○島津将監久泰 享和元年辛酉十二月二十一日より、

○明所預り北郷作左衛門久珉 文化三年丙寅五月初日

より、

○島津安房久備 文化四年丁卯四月六日より、

○明所預り島津李 文化五年戊辰十二月二十三日より、

○島津相馬久(マ) 文化六年己巳正月十一日より、

○明所預り菱刈李之介 文化十四年丁丑五月十四日よ

り、

○市田長門義宣(宜力) 同十四年丁丑八月二十一日より、

○明所預り島津内膳久長 文政二年己卯四月廿五日よ

り、

○川田信濃佐模 文政六年癸未九月九日より、

人皇九十六代 光嚴帝之御宇、正慶元年壬申初秋、薩

州暨大乱、依之乱虐為治國也、

人皇九十五代 後醍醐帝第六之皇子 世良親王九州為

大宰卒師、肥州菊池郡深川郷居住賜、爰九州無双之勇

士菊池肥後守藤原武光始勇士餘多致供奉 世良親王警

固、薩州平佐郷先着、其後阿多郷移給、然後谷山郡伊

佐郷見寄之原要害堅固為地形、而構城郭親王之為居陣、

背成岡臺武光取陣郭、親王御所奉警固、當國中背政之

者押本領、直降參之侍者令本領安堵、亦強族之輩者委

被誅罰、多年遂働功、守護上総介貞久公國衛令帰伏、

然後見寄原之邊 親王因尊命而建立諏方神社、有程草

創皇立寺、國衛長久為靜謐之驗建石碑、其儀終肥州深

水之^(川カ) 御館還、年月之間無之、筑州三原郡之合戰御刀

疵御蒙り被成、早速深川 御坂崩御賜ふ、翌年之春、

從

光嚴帝以齋藤若狹守藤原實直 宣旨被指下、此寺為親

王御菩提之建 御尊牌 御宣旨被納置、為寺領上別府

庄寄附、因茲号 勅願所、往古 親王之城郭跡等、或

者當寺初開之堂塔之跡、于今其旧地有之、此所今以御

所之原と云、尔以來(康安貞治之間なり、至極之前永

徳元年に化)至徳年中、無外和尚 親王之旧跡慕來、然

処郡司溪山右馬介平忠高無外和尚請侍、即問彼法飯依、

濟名佛心入道、山田郷依為境内靈地當山開基、而皇徳^(立カ)

寺此地引移七堂伽藍再興、無外和尚^(ママ) 御願主、貴

寺号改皇徳寺、依之無外和尚開山とて、住職禪格之法

位及世々于今不異、誰此謂信不仰哉、

右、谷山皇徳寺格護之旧記載之(元禄年中住持某著述)、

伊佐智佐社棟札写

奉再建伊佐智佐權現宮殿一字

右、大檀主薩隅日三州之主君鳥津少将光久朝臣、守曆

代之先軌、抛幾多之銀錢、而課寺社司鳥津出雲久胤使

之营造焉、先是丁天文八年己亥三月、相模守忠良公薩

广守実久於谷山紫原爭戰矣、貴久公亦同月十三日出軍

而相戰、然而不得利者久矣、因茲切祈加護於權現、而

後至廿六日底和陸之預、実久之家臣谷山城主大駿河守^(尉脱カ)

此外伊集院山城等下城、而上貴久公、今即於城中受諸

将之拜謁、穎娃小四郎・喜入三郎四郎両将亦來謁城中

矣、谷山・川辺両郡即日握掌中、而唱万歳、公益知神

之加護、信之仰之弥厚矣、是以再建宮殿而輪乎與乎、

尋寄入鎧一領・太刀一柄・弓・箆并大般若經一部・田

園十六町、而年中祭祀十有三度、尔中以九月九日為正

祭、自貴久公至義久公每歲運慰懃之步稽首再拜焉、興

建已降星霜驟移、于今一百卅有餘歲也、是故棟梁傾斜、

基階頽毀、來由掩風日、今又蒙檀施復輪奐矣、於此奉

遷神輿於宝座、權現又何不廻怡悅之而施焉擁護乎、然則支儲君綱久公・綱貴公、俱壽福兼全、家門榮盛、國

土豊饒、万民安康、万歳々々、

寺社司 島津出雲久胤

城守 諏訪左右衛門兼利

寺社下司

川上七左衛門久文

惟時寛文第十二歳次壬子五月二十有二日

迁宮導師

前大乘院覚山祀

噯衆

吉利治部右衛門忠春

相良八与左衛門頼廣

有馬軍弥左衛門純尚

座主 〔是枝氏〕
存良院映英

神主 原口権兵衛祐清

大宮司 竹内甚兵衛

普請奉行

別府吉兵衛忠通

付普請奉行

平井権左衛門政辰

肥後仲右衛門盛房

名越平右衛門重堅

銀錢出納

柏原長左衛門公純

大工 高山勝兵衛繩住

銀子寄進

田中原太左衛門繩春

神力神通神変妙壇以我行神力神道加持力

上棟正一位伊佐智佐権現社御造替

三元三行三妙加持 神変神通力普供養而住

掛毛畏 日本最上神祇乃齋場波神明降化乃濫觴下界勸

請乃根元、神武之草創吾國乃佳躅奈利、然則奉安神代

靈宝、受 天照皇太神詔命、修天兒屋根命乃大業、誠

是神國第一乃靈場、本朝無双乃齋庭乎弥、茲仁薩广國

谿山郷仁鎮座須太神伊弉册尊・事解男命・速玉男命乃

廣前仁恐美毛申須、抑當社之勸請其年曆雖不詳、先君

忠良公 貴久公天文八己亥年三月於谷山紫原争戰須、

于維祈擁護於權現仁敵忽落城須、公益以太神乃神力乎

尊賜比仰之敬之、經營不日志天宮柱大敷立天平久安介
久マヤ乃御舍仁奉安鎮、寄入鎧一領・太刀一振・弓・箭・
大般若經一部、祭料雖寄附田園十六町、元和六庚申年
社領御減少乃時召上羅禮、纔五斗二升乎寄附須止口碑仁
阿利、祭祀每月朔日月次神樂奉幣、正月三日・同五日・
同十一日・二月五日・九月九日・十一月廿日・秋彼岸
一七日、神職等集會前齋阿利、就中九月九日大祭、濱
出乃祠官・神職各昇殿、御神樂奉幣、神輿乎御殿仁守
寄世、御神鉢乎奉移、奏道神樂、和田村名主兩人麻袴
仁天供奉、第一結界左右、次忍鹽井、次仮面左右、次
榊、次日月矛、次鈴、次太麻笥、次拔笥、次散供散米、
次御弓左右、次御長刀、次御太刀、次御杖、次七津枝、
次奉幣、次内侍供奉、次朱雀矛・青龍矛、次玄武矛・
白虎矛、次御宣命、次駒犬左右、次音樂太鼓、次笛調
拍子、次祠官・別當供奉、次手矛左右、次神輿、次手
矛左右、次指羽左右、次朱御笠、其外神職等供奉、和
田濱廓崎江張屋乎設介奉安鎮神輿、捧神供御酒奉幣神
樂、終天和田村庄屋下、在村庄屋和田濱弁指揖拜、各
捧神酒、神輿御動座、奏向伊神樂伊佐智佐宮江御鎮靈、

郷士年寄・組頭御代參、祠官・別當三獻終天捧神供十
二膳・神酒三瓶、奉幣奏神樂、祭祀至于今無怠慢、然
留仁宮柱星霜マヤ仁一百三十有余歲於經、棟梁傾斜頽然
多利、於此寬文十二壬子年、邦君光久公寺社司命島津出
雲久胤使之造営、尔來露往雨來物換星移經今一百五十
有七歲、宝殿・舞殿・拜殿梁棟殆廢壞須、于時祠官等
造替付力村訴寺社館往當來礼留、文政十一戊子年、良材於集、
良工乎選毘、檢束乃役之正月念七日谷山和田濱仁到着、
翌廿八日、吉日良辰於選定天鑰農始留、然者往昔世利
宝殿乃土地平地乃處、和田村氏子中志願乃旨趣阿利天、
宝殿四式長計石牆乎寄進須、往年修理毛寄進乃趣訴寺
社館、殊仁宝殿・舞殿取合廊下屋根小板葺於至此時所
中世利瓦葺仁寄進須、往歲修覆波寺社館乃波加羅伊乎
免許須、五月至廿日柱建、同月廿三日棟上、七月、御
殿・舞殿・拜殿・随神悉工終留、任旧例、神職一人宛
御造営中宮床江勤仕志奉天昼夜乃御番無怠、同月吉日
良辰乎選比、祠官・神職前齋身曾貴、御内陳乎飾利、
同夜御神靈一之奉迁宮、至誠感應神靈來格、警蹕終て
奉幣奏神樂、神宣大拔乎修志、美膳・神酒於調進須、

祠官奉称辞留、尊神定天歡喜乃賜羅傘、然則神光益(マ)

照鑑賜天、皇尊乃宝祚無動、一天安全、四海平定、

風雨順時、五穀成就、万民生養、別志天波

太守齊興公御武運御長久、御國家御安全、惣志天波當御

靜謐、田園繁榮、浦中豊饒、老若男女牛馬之蹄仁至留

滿天安穩息災仁志天、所願一々成就、如意安樂仁哀愍納

受乎垂礼、常磐堅磐仁夜乃守利日乃護仁、幸賜陪止恐

美恐美毛申寿、

文政十一年次戊子七月

源義命謹誌

右二通、同年九月廿四日、郷士年寄竹下正兵衛殿写本
を借得、忽卒にうつし置者なり、

奉再興伊佐智佐權現宮宝殿・舞殿・拜殿等、抑當社權

現宮者薩州谷山郡惣廟仁而、感應如谷響、利濟似父母、

遠近帰依、貴賤渴仰宜哉、邦君累代崇敬也、就中天文

八年、前相模守忠良公乃國君貴久公有故寄附若干宝篋

竺典田園等、相續義久公每歲稽首奉幣矣、寛文十二年

壬子夏、光久公再建殿宇、又茲年正徳二年龍集壬辰夏

五月、薩隅日三州太守左中将源吉貴朝臣改旧殿作新宮、

佳麗(マ)、疇昔神威増、當年仰如在則擁護豈不如鐘谷、誠

是普天安泰卒土康寧之基也、然則國君武運榮輝比南山

長、金枝豊饒如東海盛而已、

于時正徳二年壬辰五月吉日

迁宮導師 川龍山常香

現住法印 權大僧都盛仁

地頭 比志島隼人範房

寺社奉行 川上久馬久東

右同 伊集院用之助久富

中取 永山権四郎義久

右同 中馬源右衛門重時

檢者 鎌田七左衛門政養

右同 圖師眞左衛門秀明

大工 廻源兵衛頼助

小工 木場櫛右衛門重次

暖役 堀六太夫興通

小倉仁右衛門重長

山下兵右衛門兼基

田中甚兵衛綱豊

別當

淨學院

社司

原口肥前守祐之

「朱印アリ」

宗源 宣旨

正一位伊佐智佐六社權現

薩州谷山郡

右奉授極位者、

神宣之啓狀如件、

正徳三年癸巳六月廿七日

神部伊岐宿祢〔花押〕
〔朱印アリ〕奉

神祇道管領勾當長上従二卜部位朝臣兼敬

神位祝文

維正徳三年癸巳六月廿七日壬寅、吉日良辰乎擇定天、

薩州谷山郡仁鎮座須、掛卷毛畏幾正一位伊佐智佐六社

諸神乃廣前仁恐ミ恐ミ毛申左久、抑當社官氏子中合力一

心志天、神祇管領卜部兼敬江告天正一位乃神位乎乞、

故例仁任天宗源乃宣旨乎以天極位乎授計奉利、宇豆乃

御幣乎調天内陣乎飭、称辞竟奉留、此状乎安良介久平良

計久所聞召世、此仁當社鎮座志賜比天、以後御嫌物止傳

天、牛引乃材木乎御〔官力〕安作仁用事、御宮地八丁四方仁牛

入不申、亦田地乎牛仁耕不申、亦每年正月十五日ヨリ

二月五日乃間、田仁鋤入、畠仁眞鋤入留、亦有機乎立

加勢久留事、亦旅仁出月乎不越、亦御宮地八丁四方仁

葦毛馬・栗毛馬・川原毛等乃馬乎養事乎惡ミ賜布止、是

定天往昔禁志賜布故有乎、然止毛今極位乎授奉留神徳

仁依天、右乃種々乃事乎免賜布天、無咎久無崇久神直

比大直比仁受幸賜陪止恐美恐美毛申賜波久止申須、

地頭假屋〔上福元村之内〕鹿兒島札辻より二里十五丁、

同境より一里十一丁三十八間、喜入界まで二里二十四

丁五十六間、川邊境まで二里六丁四十八間、伊作境ま

て二里十六丁二十三間、伊集院境まで二里十二丁二十

九間、錫山手形所まで二里十一丁二十間、川辺・田布

施・谷山三ヶ郷境まで二里三十三丁九間、

○東馬場通石垣、表門矢來格子、裏門茅葺、東北西三

方堀、郷土屋敷相境竹木有、

○以前松ヶ原へ御飯屋有之、地頭飯屋者當地頭飯屋前
やしきへ有之、地頭飯屋にて候処、右御飯屋御引取に

相成り、以後御飯屋地八反四畦之内五反地頭屋敷に繰
替、三反四畦帖佐與御藏入地に相成り、本地敷五反^(マ)

地迄上地、帖佐與御藏入に相成り居候処、當地頭飯屋
地へ居候郷土居屋敷四ヶ所并餘地、松ヶ原地頭地より

屋敷并餘地繰替被下度願に依て、享保十六年辛亥八月
繰替、御竿相究、當地頭飯屋相立、

上屋敷 四反式畦拾壹歩 壹夕六才八九^(マ)

當飯屋の地なり、

外ニ

上屋しき 七畦拾七歩 六夕壹九^(マ)

右地頭屋しき五反之内^(マ) 地松ヶ原御飯屋跡へ有之、

○六敷拾壹間三尺茅家 御座之間より四敷三尺御支度
所・御湯殿・御雪隠、後^(マ) 初之方三尺ニ式間板縁、内

三尺方御小用所、御座之間東よりかね折御次之間家
まで壹間に七間庇、御茶道之間三尺庇込る、玄関四敷

式間瓦葺、四敷三間與方座、六敷三間いろひ之間、六

敷三間年寄座、三尺も三間三尺かね折庇之間、與方座

西之方三敷三間板屋庇仕出所當分古瓦を以葺、惣躰櫛
にして相調、

○六敷四間三尺茅葺家臺所

右者、地頭飯屋松ヶ原御飯直方為被仰付置よし候処、
年羅虫付等相成、上様御光越等繁と有之、其俣難

召置、造替之願申上、尤 御座之間通材木無代銀に
て申請被仰付、

文化九年、本文之通造替有之、

弓場 堅 横 岡形高さ

高四寸程 角ニシテ上芝

右傳稱、本郷伊与守と中人繩張にて出來、黃門様被

遊御弓立相濟候節、右角芝所江惣射手中出座し、當日
御祝ひ之土器頂戴、祝言之謡有之、引取 御弓掛、其

節御格例に依て以相調、尤 御棧敷跡御弓掛後之由、
射礼之儀にも候得共、其砌 御棧敷へ對し御礼申上候

旧例にて、于今其通傳其式有之候、且東郷長左衛門
重高谷山江居住にて、右伊与守門人にて傳授有之、谷

山中東郷家門弟にて、弓場方道之方其砌より于今仕來、年々東郷氏江申出射納有之、

射場拵差當りにて筈にて日覆なり、

銃炮場

東塩屋濱

右、種子島家門弟中より濱へ百間程銃炮稽古場願申出、享保六年己六月廿四日、内記殿より讚良善助殿御取次にて願通被仰付候段、地頭方へ被仰渡、夫より年々射場拵いたし、四月八日惣郷士打寄銃炮始有之稽古場に於て、先年者正月十一日銃炮始有之たるよし候得とも、御場内銃炮被差留、以後四月朔日より七月廿九日までにて開封被仰付事候に付右之通、

○諏方 往古谷山家信州より守下り勸請にて、同村之内三角園門之内三丁被付置、同村并下福元村之内三拾三門之百姓共より神膳神酒を備為有之由候得とも、神領被召上、其以後者地頭所より米三斗ツ、祭料として毎々相渡され、郷士并右両村より神酒を備、町村中より吟味を以熱^(費力)之魚差上、古例之祭七月廿八日有之、年寄・組頭耆人ツ、御代參相勤候、

○太守 齊宣公寛政元己酉七月廿七日 御初入部初て

上福元村 同原口

御遠馬御光越、地頭飯屋江 御入、暫く御間有之銃炮

○住吉大祠 春日祭十一月十五日 内間寄

場江御出被 遊、御銃炮奥向之衆御相手にて被為 打候、地頭伊勢播広にも御前へ御詰有之候、射場拵へ前以御用部屋書役竹之内六郎次殿其外御庭掛衆御差引にて御^(マ)屋相立候、

○妙見鏡一留 祭神破軍星 祭十一月十四日

上福元村諏方山内

○同八月廿五日、又々 御遠馬にて慈眼寺へ 御參詣、夫より地頭飯屋江御入、銃炮場江御出被 遊御銃炮候、

○飛諏方 神鉢鎌、長四寸、

前代下大隅御陣之節、海方より飛行為有之由、神田三

丁被召付祭為有之由、漸々破壊におよび、當分社一人にて、八月廿八日神酒を備祭る、

同村

○若宮

以上社人岩倉藏人、

同村松崎町

○道祖神 祭神猿田彦命 神躰五躰 仮屋より巳之方

五丁程、

往古和田濱へ鎮座、 社司 岩倉多宮

町へ直り十一月十三日祭、上福元村庄屋并町中當司參、

十一月一日、御祀場相掛、同日寅卯刻、神柴八本伏置、

同三日、彼柴に四手を付、所中社場ほとき辺社人とも

持廻勧進す、同十日、酒開とて右社人方之社與中相集

り一通振舞、同十三日、町村吟味中より祭、

上福元村之内奥五社之内

○奥龍藏権現 祭神伊弉并命

神鏡三面 仮屋より子之方廿丁程、

社人 岩切鞆負

同村奥門・内門・富迫門名頭より神供神酒備、九月廿

九日祭、

同村笹貫

○池之王 神躰鏡一面 仮屋より子之方三十丁程、

社人 岩倉藏人

村中より祭有、

同村藥師堂村

○金剛寺 藥師堂 木像高さ一尺餘 脇立日光月光并

十二神

山伏是枝三力坊

仮屋より子之方拾丁計、堂後に稻森・徳重之二門金剛

寺跡と云ふ、佛供同村在中より付、堂四敷三間三尺

かやふき、古堂ハ四間四面こけらふき、

右藥師難波津より御下り被為成由候、彼方より付添一

人被下、金剛寺邊号難波門与居付申たる由候、其門名

今に御座候、私先祖是枝慶藏坊へ

龍伯様より天鍵之法御傳授被 遊候砌、右嫡子は枝淨學坊・永野武藏坊兩人御相伴として右之法傳授被仰付、右藥師堂におひて御傳授申上たる之由候、其内右淨学坊嫡子に存之字を御免称(マカ)にて、存長坊と名被下、其後龍伯様より為御代入峯存長坊江被仰付、左文し之御脇差一ツ・法螺之貝一ツ拜領仕、入峯中首尾好相濟罷下り、右拜領之二種損し候得共、于今格護仕候、且上福元村之内小園門三村御寄進之由候得共、誰様より御寄進被 遊候処欵相知不申、彼金剛寺之儀者私先祖代と菩提所に御座候得とも、私領之内に立置申候、其時節持高八丁程、内三丁者和田名、五丁者(マカ) 福元名、彼内より藥師如來之御佛供田として香田修精田五畦金剛寺へ相付候、然処に私より三代前之淨学坊代より漸々と逼迫におよび、右之御佛供何も難付置仕合にても御座候哉、寺も衰微いたし、其時分住持文芳藏主、後住梅庵藏用迄にて寺絶申候得とも、花香大形に罷成申候、代々之坊主之儀に御座候得共、祖父存良坊代より明学坊迄(トカ)申山伏へ花香申付置候、彼山伏終、三学坊と申山

伏相勤申候、彼人終、私弟是枝運昌坊と申者へ花香申付、于今勤行申候、彼人終、是枝慶存坊勤行申候、

同村波平也、

○舜翁庵 地藏菩薩 木像高さ七寸

荒長藏主迄にて寺終り申候(以前住持不相知)、其後私門中之圓覺坊と申山伏花香相勤申候、彼人終、右悴圓性坊花香勤來申候、

右両佛由緒、元禄十二年卯三月十二日、是枝存長院所江書出し候書拔也、當三刀坊所持なり、

○永田川 橋六、一ツハ柏原渡り雜板にて勤人橋(川幅四拾九間)、宿場之元土橋(横一尺、長二十間)、造替三者材木無代銀、中村役所之元土橋(幅一丈、長拾二間)、山田村役所之元土橋(幅八寸、長七間)、役所通用村中より掛る、皇徳寺下板橋壹枚板二次寺より掛る、妙楽寺下(幅五尺)寺より掛るなり、

○同川用水井手四ツ、中村之内眞方(一番より五番迄)

上福元村五反田より棧敷ケ尾迄用水、

○同村國料(一番より四番迄)中村之内樋之口より所々小森同地上福堂園露堂庄屋前迄、瓶ヶ谷かくらより之山水中村樋之口にて取會一流に相成、垂蠟所用水に相成り候、

○山田黒丸(一番二番)山田塚田より中村所々上福小迎森涯迄用水、

○同大河内(二三)山田所々中村之内邊田之下迄用水、以上四ヶ所、

上福(元カ)

○波之平城 飯屋より子之方五町計り、平岡、根涯より高拾三丈、間にし(て脱カ)式拾間、前之方海道迄物高三拾間、上段横拾間、流式拾間、下段横五間、流八拾七間、卯之方より戌之方迄武者溜り、寅之方堀切、亥之方下に小道有り、

同

○波之平御陣場次城ヶ原 地頭飯屋より亥之方廿四丁

計り、上段(横二十六間、流二十八間)、北之方數十丁作地、笹貫之陣跡此城ヶ原と云傳ふ、此原之下則笹貫門人家也、人之家之(マ)上下二門に分る、

中村

○椿山ヶ城(横二十六間、流三十八間)内城とも唱、地頭飯屋より亥之方二十八丁程、岡下人家より高さ四拾間程、東堀切二十間、戌より丑之方迄岸にて通融なし、東より申迄折廻、武者溜り上段より稍式間ほと下る、

上福川原居住

○刀鍛冶波平安好、俗名橋口勘助、但波平安氏後薩州波平安行と改橋口勘之丞嫡子ニなし、
太守齊興公文化十四年丑九月十四日水鶏 御鷹野として 御光越序鍛冶屋まで 御入庭御腰掛、刀鍛ひ并かね焼被 遊御覽候、ばんご橋口十歳・勘介弟橋口助右衛門、地頭市田長門、次に勘介所迄 御光越有之、夫より地頭飯屋江御入有之なり、

本城内上段

○勝軍地藏 愛宕とも云ふ、
山伏は枝三力坊、高
五斗、所郷士中より寄附、

同城内武者溜り

○天照太神宮 神像二牀 社司原口市正院
棟札

上文略、奉再建 御伊勢天照太皇大神宮御寶殿一字、
大旦主伊勢松次公平朝臣貞次・同氏新五郎貞^(マ)、歴代
抛幾多銀錢、 貞昌公御寶殿建立并寄進戸帳一流、

豊後御出陣砌 御太刀・三拾式表御寄進、御帰陣以後
年中御祈禱として十二表宛御寄進被 遊、貞昭御代よ
り御祭米只今之通御寄進にて候、元禄三年庚午八月彼
岸建立之、座主乗傳坊、

右、伊勢家氏神之由にて、年に祭料三斗宛伊勢家よ
り被差越、十一月十五日、奠役人代参あり、祭右社
司と山伏長野圓長坊へ御頼にて于今あり、

○弓場ヶ城 本城より西之方引續、陳ヶ尾 弓場ヶ城

道越引續、西之方堀切あり、下之方陳之平と云ふ、

右両城、本城之出張と申傳ふなり、

福元城地社和田之内なり、

○玉林城

大永頃より出水領主島津実久(谷山・川辺・加世田・高
尾野・阿久根・高城・水引等を領す)^(ママ)、天文八年亥十

二月、谷山駿河守・伊集院山城守・松崎丹後守・河野
太郎左衛門江守らせ有之候処、河野者 貴久公江内通
顕れ実久之城中にて自殺す、河野を村中十一面観音ニ

崇め、坂之下へ相立候と云ふ、三月廿四日、谷山・伊
集院・松崎之三将 貴久公江降ると云、

○伊佐智佐權現 鎮守 神鉢幣 神性三鉢

上同權現

○土祭大明神 小祠幣

和田

○伽藍水天狗 古木斃有、和田地主神と云傳ふ、十一月廿五日祭、

和田濱

○夷比須三郎なり、木象座高さ八寸計り、女躰同断、合二体なり、濱田濱弁指より神酒備祭る、

下福(元カ)

○宇宿ヶ城 上段二丁程、三里塚二丁程光山之此方也、玉林城引續五六丁西南にあり、双方式丈計り堀落土手有、

下福

野首(マ) 上段三丁程、玉林西南續(宇宿城東、塚木とてたふの木抔あり、玉林と宇宿之間なり)、三里塚之東壺丁餘之高処なり、

慈眼寺 由緒

當寺觀音之由來を尋るに、昔百濟國之沙門日羅上人我

朝に來り、當國に住居之折から、遙に小山を望ハ毎夜光あり、人皆是を怪む、上人一日山に入事七八丁にして大木あり、其高さ數丈、金色之光り山河を照す、上人悦び、則木を伐らせ、手つから大悲之尊像を刻ミ給ふ、此所の城主堂を造立候て安置し奉り、衆人祈る事あれは靈感あらすと云ふ事なし、是

人皇卅四代推古天皇之御宇なり、中古になりて、一日堂民參詣するに尊像なし、不審に思ひしに、堂より南の谷になりて光あり、行て見れば岩之上に大悲之尊像居給へり、則堂を造て尊敬する事限りなし、是今之所なり、寺を其時造立せしと云、何宗にて有たる訳を知らず、

應永之頃、三ヶ國之 太守久豊公觀音江御參詣、御立願之事有之たれハ、思召通靈感有之故、元來之境内より外ニ上田十八丁御寄進被成、堂寺共に被 遊御再興候、其時者其時分臨濟宗之僧住職致されたる由に候、其以後 貴久様御參詣有之、別而御信心故、天文十一年、堂并御造代被 遊知行六拾三石 御寄進、其上弁才天江高四拾二石被召付之、其節者臨濟宗なり、貴

久公御意を以て曹洞家(宗九)ニ被為改、御帰依之福昌寺代

賢和尚を開山ニ被仰付候、福昌寺末寺にて候、

○久豊公 貴久公御寄進之知行、先年太閤様へ仰を承候て細川幽齋檢地致され候節、諸寺社之知行没収ニ付、當寺も境内計り相残り候、其後 中納言家久公御參詣被遊候、又々寺堂ともに御造替被仰付候、境内之田畠永々知行仕候様被仰渡候、只今之知行者上代之境内なり、夫ゆへ御檢地之節も竿者不入なり、

○久豊公御位牌を奉安置候儀者、御參詣之節當寺之住持へ 御咄之序、觀音信仰之事に候得とも、我等死後に者當寺ニも位牌を立候様頼ミ存候と 御意為被遊儀有之候段、御死後に罷成 御位牌御立被遊候と、當寺之住持 貴久公御前にて咄被申上候得者、身ともも其通に致し度など、御意被遊たる由に候、然れとも當分 大中様御位牌ハ不被 遊御座候、此末句あり、紙破字不知、

慶安三年庚寅九月十七日

慈眼寺

和田村

○す、ミ塚(高さ三間程、廻り百間程)

地頭飯屋より未之方拾八丁程、松壺本有、壺丈壺尺餘廻り、

右、雀塚とも又滑石とも云、此所土中段々大石有り(坊屋敷と唱、古伊佐智佐別當寺之跡歟、今之常楽寺古ハ別當なりしと云へり、此寺之跡ならん)、

下福木下門名頭屋敷内

○塚木松 壺丈三尺廻、此下に墓有、道衛禪定門と有、

下福福富門名頭やし敷

○古塚(高さ八尺五寸、午之方佛像、子之方衣冠之彫刻有之、文字不相知、霜崩にても可有之)

塚木松より一丁半程東之方にて候、地之神と申傳候、十一月一度ツ、祭來り候、寛政十二年庚申六月、御記録奉行本田孫九郎殿塔下壺丈程改掘有之候得共、誌無之、勿論墳墓之躰にも不見得、為何訳も不相知候、

但外に福富門領主より外ニ石塔相立たる由候、

同村はねた

○松壺本(五間三尺廻)壽庵松と唱候、文化四年倒木ニ成、植次なり、向井滄浪記、児玉貞皎書之由由來石塔、

尤橋口四郎左衛門先祖にて、四郎左衛門より相立候、

右同所

○刀鍛冶 波平行光、後行周、俗名橋口助左衛門、今四郎左衛門と改む、行宗と名付親(トヤ) 太守齊宣公享

和元年酉十二月十四日より同十七日迄地頭仮屋江 御

光越、御滞在中被遊 御駈御序行光刀作被 遊御覽候、

尤橋口勘之丞安氏并子勘助安好・行光弟橋口十蔵ばん

ご、左候而、右安氏かね焼 御覽、何欵被 遊御尋、

右作調候刀荒砥いたし、地頭仮屋江持參進上申上候、

地頭赤松造酒殿之代ニ候、

下福元村

○七ツ島大明神 神躰木座像、高さ一尺三寸程、仮屋

より午之方二十五丁程、

同村光り山

○諏方大明神 仮屋より午之方二十二丁程、神躰鏡社人 竹内織衛

前代大隅におひて御弓箭之砌、彼方より飛行有之たるよし、海原やへ殊之外光り有之候ニ付、水樽門之先祖氣を付見候処、鮮成光にて御神躰有之、其邊(トヤ) 有之候

ニ付、其段申上候処、則神田一反被召付、夫より光り

山と名付勸請にて、毎年七月廿五日、米五斗是又被仰

付祭有來候処、神田祭米被召上、當分水樽門領主より

米式斗ツ、于今被差祭る、

○清泉寺 阿弥陀石に切付、座像高さ八尺七寸程、日

羅作、上様御帰依により堂御建立、其後破壊、當

分寺より造営欵、

右寺西之方引續谷合之所に、岩に仁王其外段々切付有之、諏方兼利居住にて細工す、

下福^(元カ)

○錫山 飯屋より申之方二里拾丁程、万治元年、谷山宇宿村之百姓宇之進と申者山稼として差越候処、錫見當り、領主八木主水と申人商賣山、夫より外に一往買賣山いたし、長崎之者まで三代致し候処、元禄十三年庚辰、御物御計らひ相成、同十四年辛巳正月より山御取立有之、郷士鳥丸五兵衛山廻り役被仰付、跡達て相渡候御書付有之、鳥丸源藏まで三代相勤、當分者錫山居住村之者より相勤候、

同所内

○山之神 方道同前、神躰金山大明神、八木主水建立いたし置候処、御物御計ひに相成候、
正五九月十六日・十一月十一日祭有之となり、

同所内

○權現 飯屋より同方二里十一丁程、

同所内

○隆國寺 飯屋より同方二里十丁程、鹿兒島正建寺より掛持なり、

同所

○御鬢石(高さ六尺三寸計り、五尋三寸方廻)飯屋より
戌之方二里三十丁程、
石上水溜り、廣さ一尺法、深さ七寸五部程、南之方大石一・小石式ツ有之、

同村岩や

○御飯屋跡 飯屋より申之方二里三十二丁程、當分畠地(横八間、豎三十間程)、

御座之間跡と申傳畠中に椿有之、
傳称、當岩や木場行司白石四郎左衛門先祖白石四郎左衛門同村之内本城谷合と申所江被居たるよし候、然る処に、伯囿様御幼少之刻、鹿兒島へ被遊御出、加世田江御帰之節、かこしま小野村園田清左衛門所より五ヶ別府山路筋被遊御通候処に、伊作・谷山境にて俄に御櫛可被遊旨被仰出候得とも、御鬢水無之、

石之上溜水有之候を以て御櫛り被遊たるよし、夫に

つきかの石を御鬢石と今に申傳え候、左候而、岩や河内を御通道にて加世田江御着被遊候、其後伯圍

様かこしま江御通路之節、岩屋木場にて御昼休被遊

たるよし候、其砌被仰出候者、岩や木場之伊作・田布

施・川邊・谷山四ヶ所境目にて候間、白石四郎左衛門

可被召置旨被仰出候よしにて、則岩やへ罷移り候處、

右之処江御飯屋御普請被仰付、度々被遊御光儀、

四郎左衛門所へ御腰物拜領、其上飯米夏冬衣類ひ等

四郎左衛門より四郎兵衛まで三代被下たるよし候、其

後下水流川之双方田布施・谷山之内仕明いたし差上候

処、田布施之内に仕明候高御蔵入高に相成、谷山之内

に仕明候式石者四郎左衛門江岩や木場行司役分高とし

て被下、出物御免之御證文被下候処、四郎兵衛代焼失

為仕よし候、

○龍伯様御代、岩屋御飯屋江度々御光儀にて御駈御

狩、其外年中忝度ツ、数ヶ所之人數被召寄御関狩被

仰付たる之よし、其節者惟新様黃門様御光儀被

遊たるよし候、御黃門様御代まで御飯屋も廢壞仕、

御関狩も被為召留たる由候、

○龍伯様御光儀之節、御腰物大小四郎兵衛へ拜領被仰付たるよし候、

○伯圍様より田布施之内奥山神被遊御勸請、四郎左

衛門江代宮司被仰付、十一月初申之日御祭于今中絶な

く社人者田布施社人江被仰付相勤ること之由、

○右先祖四郎左衛門より四代四郎兵衛代に役分高

出納可仕旨被仰付候ニ付、御高所江四郎兵衛罷出御尋

申上たるよし候得とも、御神田并御上様御知行にも

出納被成候間、役分高出納可仕与被仰付、出納御免之

御證文焼失仕候上者、重て御断得不申上、于今出納仕

來事之由候、

○右木場行司被仰付候元祖白石四郎左衛門より七代白

石弥右衛門まで代々行司被仰付來、弥右衛門無調法之

仕形有之、餘人江被仰付、年限を以て代々相勤申候、

然処、文化十三年^(ママ)十二月、當四郎左衛門江行司被仰

付、尤先祖代々相勤來候家筋之者故四郎左衛門代々行

司役被仰付旨、文政六年未十二月被仰渡候ニ付、相勤

居候、

○先祖四郎左衛門より當四郎左衛門迄十代罷成り候、

○拜領之御腰物當分所持無之、

○碁盤一面、御飯屋御入付と申傳、于今四郎左衛門所持之由、

同所

○瀧 高さ五尋程、瀧坪鳥ヶ淵と唱、谷山・田布施境、

錫山手形所より午之方廿丁程、源鬼燈ヶ谷より流れ出、川邊麓之下流れ通り、加世田万瀬川上へ、尤伊作場貫

山よりも流出、下福元村之内七谷よりも枝川流出、伊作田布施筋流通り、境川にて候、

下福^(元カ)

○木之下川 源同村之内長崎河内狩倉より大窪村流れ通り、松林寺下流れ通、町下濱江流出候、土橋(同村木之下)横巻丈、流十一間、土橋(松林寺下)横巻丈一尺、流拾三間三尺、和田村川中境なり、和田村之内にも同一ヶ所所有之、

○田中之川 上福元村岩下より流分り、木之下土橋之元にて流合、

○和田川 源下福下荒川内かくらより流出、同村玉利村より慈眼寺内流、和田村へ流出、上福松林寺下にて木之下川尻江流合候、

○土橋 松林下、横巻丈巻尺、流十三間三尺、上福川中境にて、上福之中江も同一ヶ所所有之、

○水流川(平川之内) 源同村福筒かくらより出、濱平川江流出る、

○谷川 同村、源同村煤原かくら并に野合かくらより出、川辺清水村江流出る、

下福元村

○烏帽子嶽 飯屋より午之方三里五丁程、祭神飯綱大明神勧請、

神躰三体中立象 高さ壹尺七寸位、白狐座形三寸位、左右之脇立象高さ一尺位、僧之形、中尊左之手に珠数、右之手に劔を持、白狐に立、俗に天狗之像、

舞殿(四敷三間、茅葺、礎掛板、四方腰壁)宮殿向七尺五寸法とち葺、高欄金折三方向(マ)備 色有一宮殿上屋(マ) 式間かやふき、礎三方(マ) 前一間掛板敷、(マ) 鳥居明七尺柱(マ) 山之口に立、格護社人鶴田權守、

右、弘治三年丁巳、右本山霧深、従本山子丑之方二丁目引登り新地に奉移、二季彼岸とも中日晩年中両度ツ、祭有之事候処、前代より神子門長多人数相集め、社人とも神哥にて病人を致柴打祈有之たるよし候、然処に神子門長被召上、其以後右通之作法も無之、氏子中より御訴申上様有之、享保十一年より社人とも神哥にて内侍より病人等致加持柴打にて清め申筋依願御免被仰付、諸方より于今病人とも多人数参詣いたし柴打に逢候、尤彼岸中日夜丑之時以前より宮廻三篇有之、社人五色之幣を持御供いたし、宮廻相濟本社江御鎮座、内侍五色之幣を持、御神(マ)を弘め、夫より旧式祭作法

有之、又々病人とも柴打前之通有之事(内侍當分神子と申者二候)、

○由來書山伏長野圓覚院所持其略

今嶽山とありて 略す 此山有四眼鳥、故鳥帽子嶽と云々 中略 弘治三年丁巳、従本山於崇奉飯繩大明此峯成日本飯(マ) 養育万民略中、今嶽山天釜宮寺華胎院と云々、末に、抑御祈念之砌なれハ、上にハ金輪天長地久御円満、大旦那藤原朝臣 日新 貴久 義久 久本之武ま運長久、國家泰平、万民与樂、 且那現世安穩、栄花立處叶、子孫繁昌、增長福壽、妙意自在、求願二成就、 右卷之内、至極之略なり、外者佛語等無益之事のミ故略す、

原文、長野氏武藏坊者薩州阿多之産なり、當世兵革蜂起所々故、 忠良公國中_(マ)之治乱不勝感激、自ら以仁義有道之謀企、國家平穩之基、 諸所之逆徒、尔來武藏諸所供奉、就中谷山御追討之時、谷山何某楯籠谷山玉林城、臨時大手口堰留川水堪水故、 諸軍勢攻城殊難乎、然りといへとも武藏坊抽懇誠、深更毀水堰、是故不終

日谷山降矣、又川辺供奉、然后加世田御追討、忠良公移城加世田、武藏隨て供奉住加世田、於又忠良より下大隅日州御旗下隨參て蒙御祈禱之深旨、尋覓処といへとも靈地未称心、只夫谷山烏帽子嶽有三鉾杉、此木之元飾五色之幣、於此所奉尊崇飯綱大明神、從三十三歲籠居於此山、奉禱有歲于茲、然りといへとも三鉾杉之下山氣蒸鬱而霧深きを、恐破壊尊容故、又選境地而迁神社於吹晴峯、尔來五十齡在此嶽終生涯矣、其古廟年月已久、墓木亦朽廢也、仍苗裔圓海改更造立、右碑書厥事於不以使後人尊敬者也、

寛延元年戊辰秋

玉龍精令元永頭陀誌書
〔卷物也〕

○烏帽子嶽飯綱大明神由來

右開闢候者 貴久公御代にて候、其砌國中におひて乱戦多く有之、御出陣ニ被遊御立候時分、御信心被遊御座候故、

忠久公飯綱之御本尊を被遊御造、我等先祖長野武藏坊御拜領仕被仰付候者、下大隅日州方御手ニ可隨御祈

禱可仕旨 御両殿様より被仰付、加世田より谷山江被召移、天文年中に谷山・川邊・喜入之境三鉾杉之本に右本尊を下大隅へ奉勸請、三十二歳より彼嶽に籠居御祈禱申上候事、

○三鉾杉之本にハ餘り霧深く御座候故、御本尊御痛ミ被成候ニ付、弘治年中に吹晴之峯に宮居を奉移、是を今嶽と申候、右三鉾杉之本に者石之小倉を立尊敬申候、是本山と申候事、

○今嶽宮おひて日夜不怠御勝運之御祈禱申上候、依て下大隅被遊御退治候て、天正之始に 義久公被為遊御參詣、御寄進兼光式尺三寸之御太刀被遊御籠候、左候而、武藏坊儀者彼嶽に籠居いたし、妻子共之義者里居屋敷へ召置、小者一人召列寺を立、今嶽山天宮寺花胎院と申候、左候而、一度も里江不罷下、彼寺にて相果、于今墓所御座候事、

○右武藏坊相果、嫡子宥仙坊里より彼嶽勤行申候、然処に、谷山之内平川村津之上明神之社人〔本ノマ、大左衛門、籠之丞〕と申者宥仙坊江願申候と、烏帽子嶽掃除等を仕度よし願ひ申候ニ付、可然よしにて、夫より以來社人彼宮江徘徊申

候事、

○御太刀之義者、霧深人家^(マ)迦れにて格護難成に付、宥仙坊代に看經所へ籠置、只今も格護仕居申候、

○右、宝曆八年戊寅八月廿四日、於嘉久様烏帽子嶽御參詣被遊、右に付由緒之御尋有之、暖衆取次に

圓壽院より写を以て戊寅八月廿四日差出候事、

○御奉納之太刀尚永野圓覺院看經所へ有之候、

○刀一腰、長二尺五寸、豊後住行衡、下町四元喜兵衛寄進、于今有之、

○本山飯綱大明神 石小倉左烏帽子と申候、前代飯綱之行法長野武藏坊此所にて執行いたし、當烏帽子嶽江奉移候、烏帽子嶽神事之節、彼宮より御願申上事之由、

中村

○白山妙理權現 鰐口銘

來鉢村圓福寺合志為者、天長久御成就、檀那子孫繁昌、殊一結之衆現當香祈願皆令満足也、

永和四年戊午十月十七日

願主永秀敬白

○皇德寺藏福昌寺石屋參詣之由緒

福昌寺開山石屋和尚都より下着之節、永吉に地獨庵を被遊御建立安居被成候、其節無外和尚皇德寺に御住持之由被聞召、曹洞一派之義を御問ひ成さるへくため、永吉より三日間断なく參扣被遊、永吉より谷山江あまり遠方之故、春山之中に直林寺を御建立なされ、直林寺より朝參暮謁被遊義三年なり、然る処に日州國司皇德寺・太平寺建立候て、無外和尚請待なされ候、其時石屋又太平寺之中に石水庵を作三年隨身、六年目に曹洞一派之大事を蜜傳し給ふと云々、其後福昌寺ハ皇德寺七堂を写相立候由傳、

山田村

○長尾大明神 社人川野平馬

祭十一月三日、竹之下門より祭る、

同村

○黒丸大明神 社人川野平馬

祭十月十三日、黒丸門より祭る、

宇宿村五ヶ(ヤマ)

○八社之鎮守 幣帛二社三重野門〔十一月四日祭〕

一社西川口門〔十一月五日祭〕 一社蕨野門〔十一月六日祭〕

地頭飯屋より子之方一里程、

○妙見 神鉢男女体(男鉢冠装束、女鉢官服)

社人 石川伊膳

脇ニ鏡一面 裏に長命富貴都府後薛家造つり鏡

裏に享徳二年癸酉二月二日大圭敬白(ヤマ)

○同上棟札 資奉修造薩州谷山郡宇宿村妙見大菩薩御宝殿、

右誠志為天下泰平、國土豊樂、師里之道生漚々和彙、

里民之家施積々餘慶、殊以抽誠惘於薄助之施主、吉祥

盈屋福祿間山者也、

福昌「ムシ 謹言願主宇宿十七村之名頭謹白、

同梶原名頭座民見生謹白「ヤマ

大工

小工八郎次郎景義

督東藤九郎謹白

右申傳候者、紀州熊野那智山より梶原家守下之、一節

日置へ勸請、夫より當所江迂鎮、右梶原家代々代宮司

相勤居候、且又應永年中福昌寺より為乗田被付置、年

中六度ツ、祭り有之候、祭日 二月一日 三月三日

五月五日 八月丑之日 九月十九日 十一月廿六日、

此日神供二十六膳・神酒三對備、福昌寺役人鎌田氏勤

來、梶原家付添諸事相勤、年暮・年頭・五節句祝物社

(ヤマ) 等有之相勤る事に候、

同村

○道祖神 鉢神性 社司右同人、由緒不詳、

應永之頃より米式斗五升ツ、福昌寺より為祭差出と云

ふ、宇宿村中より米壹斗ツ、出為祭來由候得とも、當

分齋之(ヤマ) 齋門名頭ともより代宮司いたし、十月十三祭

いたし、福昌寺より代參鎌田家被相勤候事候よし、

外ニ由緒不知

○小社堂数十略す、

○寺院十六、堂社百五(谷山境郷々鹿兒島・伊集院・

伊作・田布施・川邊・知覽・喜入七ヶ郷なり、

内式百四十人知行取

○右谷山名勝志調留、文政^(十二) 戊子九月二十四日、年

内六十^(十二) 人無屋しき

寄竹下庄兵衛より借、同二十七日うつし取者なり、

三拾七人 一ヶ所取

于時中村大園門喜左衛門家を旅舎とす、尤地理拾遺
に大略は書入る、也、

二百五十七人無屋しき

亥札改元

文政七年申十二月札改元
惣合男女一万四千八百六十四人
内男女二千三百六十八人 郷士

○一万三千七百九人なり、子九月廿四日、年寄平田半
左衛門より借うつし置、

家部四百七十内外なり、
男廿一人 出家

文政五年午高帳元

男女^{「シレス」}十人 社家

○五百三拾四家部<sup>内七十三跡付并名跡、
四百六十一現家部</sup>

男三人 地神盲僧

郷土惣高頭九千九百七十八石四升五合七夕二才

男女百六拾七人 郷士下人

内千八百三十六石八斗五合一夕四才給地

男女九千七十七人 百姓

○二拾三石諸役人給地

男女三千廿三人 三ヶ浦

○百十八石式斗四升六夕二才三ヶ寺給地

男女百廿五人 寺門前

合人員

亥札改元より増
千百五十五人

○千二百六十九人

男六千百六十人

女四千五百三人

同六十石壹斗壹升

生男千六百八十五人

銀略、

厚地五兵衛

生女千五百十六人

同五十式石

生合三千二百五人

銀略、

瀬戸山壹岐守

○壹匁出銀上納留事

銀略、

肥後彦五郎

壹石ニ付壹匁替之皆濟之事、

同四十石三斗四升壹合

高九拾六石七斗貳升貳合分

銀略、

益山弥右衛門

銀九拾六匁七分貳里貳毛

同三十六石六斗五升五合

高七拾八石六斗分

銀略、

寺師八右衛門

銀略、

平田六郎左衛門

同三拾九石

高七拾七石四斗六升五合

銀略、

洪江水之助

銀略ス、

竹之下勝右衛門

同三十式石七斗八升三合

高七十八石八升七合分

銀略、

大山源兵衛

銀略、

母(ママ)川五郎右衛門

同三十三石八斗八升

同六拾七石三斗八升分

銀略、

帖佐大炊之助

銀略、

堀久右衛門

三十六石六升八合

同五十八石三斗五升貳合

銀略、

洪江善兵衛

銀略ス、

瀬戸山茂右衛門

同二十式石四斗壹升貳合

銀略、

平田孫次郎

此外所役分 三拾四石

同貳拾貳石四斗壹升貳合

右之上納銀

銀略、

帖佐六左衛門

合

同三十〔本ノマ、〕壹石壹斗七升

壹貫六匁貳分皆濟也、

同貳十壹石五斗五升八合

右之外

銀略、

常波一兵衛

高三拾壹石者惣未進、

同二十三石六斗

外ニ壹石殿役分、

銀略、

岩崎藤右衛門

肥後〔刑〕形部左衛門是迄合廿五人なり、

同拾九石貳斗七升

慶長十七年壬子十月廿六日

銀略、

弓削藤右衛門

谷山江清敷より移衆

同廿石五斗八升貳合

銀

横山弥五左衛門

右者竹之下正兵衛所持之古本を借得写置なり、

同十四石壹斗貳升八合

樋脇由來記に

銀略、

井口主水正

慶長十九年ニ廿三人谷山へウツルと有之者誤ならん、

同十二石三斗四升

十七年ニ廿五人ウツルなり、

銀略、

寺師孫兵衛

同六石九斗〔マ〕四石

寛永十二年谷山衆中

銀略、

西田内匠之丞

高帳

合高千六石貳斗

高百七石平山内蔵之丞 高百石江夏五郎右衛門 同八

拾九石吉田喜兵衛 同七拾九石高田宮内左衛門 同七
 拾七石有川伊左衛門 同七拾五石有川与左衛門 同六
 十六石池田次郎左衛門 同六十式石留田隱岐守 同六
 十一石有馬与兵衛 同五拾九石岩切与右衛門 同五十
 四石堀久左衛門 同五十三石江藤權六 同五十一石東
 郷長左衛門 同五十一石古垣伊賀守 同四十九石山下
 善左衛門 同四十七石宇都三壽坊 同四十七石中野官
 之丞 同四十七石最勝寺源兵衛 同四十六石平井助太
 夫 同四十五石肥後善左衛門 同四十四石白濱丹波守
 同四十三石瀬戸山為左衛門 同四十三石鍋倉弥八郎
 同四十一石洪江藤七兵衛 同三十七石奈古屋舍人佑
 同三十五石伊地知筑後守 同三十三石折田助左衛門
 同三十三石長崎四郎左衛門 同三十式石小倉七助 同
 三十一石平田甚左衛門 同三十石川野内膳正 同二十
 九石七斗園田将兵衛 同二十九石式斗溝口樋之介 同
 二十八石九斗吉井慶左衛門 同二十八石肥後左京亮
 同二十八石伊地知為左衛門 同二十九石九斗佐土原城
 之介 同二十五石四斗富山与介 同五拾石福永長兵衛
 (内廿五石ハ此度加増) 同二十四石九斗西村(マヅ) 兵衛
 同二十四石六斗橋口甚左衛門 同二十四石五斗吉利治
 部左衛門 同二十三石九斗藤田弥左衛門 同二十三石
 六斗檢見崎兵右衛門 同二十三石八斗益山弥兵衛 同
 二十式石五斗厚地新左衛門 同二十二石五斗有川源左
 衛門 同二十式石五斗福崎諸右衛門 同二十式石六斗
 有川安房守 同二十式石五斗山崎志广之丞 同二十石
 江波甚兵衛 同十九石七斗愛甲民部左衛門 同二十一
 石平田拾右衛門 同十八石五斗矢神納左衛門 同十八
 石七斗川本梅屋齋 同十八石壹斗原口孫兵衛 同十七
 石九斗洪江善兵衛 同十七石五斗佐藤主膳助 同十七
 石三斗田島戸左衛門 同十六石四斗白石利左衛門 同
 十六石式斗羽月佐渡守 同十五石九斗帖佐大炊佑 同
 十五石五斗長井壱岐守 同十五石六斗寺師八右衛門
 同十五石肝付縫殿助 同十四石七斗前田新左衛門 同
 十四石式斗園田次郎右衛門 同十四石五斗岩崎藤左衛
 門 同十四石五斗(マヅ) 勘左衛門 同十四石五斗山下万
 左衛門 同十四石隈元八兵衛 同十三石七斗清藤新兵
 衛 同十三石五斗吉井覺左衛門 同十三石壹斗前田主
 膳正 同十二石六斗海老原太郎兵衛 同十二石六斗竹

之内堅之介 同十二石式斗折田七左衛門 同十二石七
 斗平田孫次郎 同十一石七斗本田志广助 同十壹石七
 斗川原内藏之丞 同十壹石五斗曾木早兵衛 同十壹石
 式斗恒吉利左衛門 同十石四斗弓削^(マ)左衛門 同九石
 三斗梶原太郎左衛門 同九石八斗藤田軍介 同九石五
 斗安藤^(刑)形部左衛門 同九石二見大炊左衛門 同九石長
 野勘兵衛 同八石四斗横山賀左衛門 同八石八斗峯崎
 惣左衛門 同八石上原彦左衛門 同八石原口孫四郎
 同八石山下喜左衛門 同七石七斗厚地狩野之助 同七
 石六斗吉井新兵衛 同七石五斗井口主水佑 同七石五
 斗中村少兵衛 同七石五斗鬼塚覚兵衛 同七石四斗杉
 尾千左衛門 同七石七斗中原弥左衛門 同七石式斗田
 中小次郎 同七石式斗原田九左衛門 同帖佐弥七左衛
 門 同七石壹斗松崎四郎兵衛 同七石壹斗肥後和泉守
 同六石九斗松田二左衛門 同六石九斗鬼塚助七郎 同
 六石九斗坂本甚助 同六石七斗成合三介 同六石式斗
 島田五郎兵衛 同六石五斗鳥丸内藏之丞 同六石三斗
 富山長三郎 同六石三斗小田五左衛門 同六石式斗久
 留小左衛門 同五石三斗富山土佐守 同五石式斗今村
 主殿助 同五石六斗竹内大左衛門 同五石六斗長野次
 郎兵衛 同五石壹斗富山甲斐守 同五石猪俣傳次郎
 同四石七斗羽月半兵衛 同四石五斗原田清次郎 同四
 石五斗入佐与左衛門 同四石五斗野間源兵衛 同四石
 四斗田中七郎左衛門 同四石式斗東條孫左衛門 同四
 石式斗長井有介 同四石壹斗佐藤弥左衛門 同四石壹
 斗吉瀬千左衛門 同四石壹斗海老原大藏助 同四石牧
 瀬三左衛門 同四石竹迫九郎兵衛 同三石八斗森八兵
 衛 同三石七斗山口七左衛門 同三石七斗福嶋大学助
 同三石六斗高田仲左衛門 同三石六斗木藤太右衛門
 同三石四斗新原六郎左衛門 同三石六斗竹内賀左衛門
 同三石六斗存良坊 同三石式斗牧田平兵衛 同三石斗^(マ)
 長井次左衛門 同三石式斗丸野大膳正 同式石大脇少
 監物 同式石谷山十郎兵衛 同式石濱田半左衛門 同
 式石寺師丹波守 同式石九升入^(マ)佐仲兵衛 同式石折田
 備後守 同式石五斗常波郷兵衛 同式石五斗北保掃部
 之助 同式石五斗木山四郎左衛門 同式石五斗木原孫
 介 同式石六斗橋口覺内 同式石五斗野元勘兵衛 同
 式石式斗大村七郎兵衛 同式石^(マ)斗長野大乘坊 同式

石壘斗竹迫主殿助 同式長瀬七左衛門 同壘石九斗鶴
 田彦左衛門 同壘石八斗鬼丸善左衛門 同壘石七斗内
 村對馬守 同壘石七斗橋口与三郎 同壘石七斗上田隼
 人助 同壘石五斗石塚郷兵衛 同壘石三斗木原讚岐守
 同壘石式斗羽月右京亮 同壘石式斗青木兵左衛門 同
 壘石壘斗大窪勘左衛門 同壘石山下少監物 同壘石白
 濱甚左衛門 同壘石九斗鬼塚郷左衛門 同九斗相良勘
 解由左衛門 同九斗永倉新助 同九斗鬼丸休七 同七
 斗橋口彦七 高六斗入佐郷助 同六斗谷口休太夫 同
 式石八合瀬戸口甚左衛門 同式石八升中村行司佐藤与
 一兵衛 平川村行司竹迫九郎兵衛 同衆中ふれ郡山太
 郎兵衛 同衆中ふれ山下小左衛門 同中村肝煎溝口郷
 左衛門 同濱使屋吉左衛門 同山田村肝いり牧田吉
 兵衛 同下福元村肝いり川原治部左衛門 同上福元村
 肝いり山下對馬助 三石常樂寺 同十三石慈眼寺 同
 十四石皇徳寺
 惣合高三千式百七十式斗
 一ヶ所持
 平山源左衛門 吉田右近允 大村七兵衛 橋口市兵衛

厚地半助 益山宗之丞 郡山郷左衛門 平井孫作 益
 山諸兵衛 川野泰左衛門 中馬全左衛門 大脇伊与七
 帖佐隼人佑 肥後六左衛門 児玉大吉 窪田少監物
 留田安藝守 山下新三郎 奥宗兵衛 木藤主水佑 奈
 良屋六兵衛 今村弥六 富田少介 吉井加兵衛 益山
 勘介 入佐五郎左衛門 久保大學左衛門

末紙二枚キル、欵、

寛永十二年乙亥三月十四日

平田甚左衛門書判

東郷長左衛門書判

兩人喫役なるへし

右高帳古本平田半左衛門より借用、十月一日一日夜早
 卒にうつし置なり、
(衍カ)

新枝壽庵松記

壽庵ハ我 藩谷山郷之士なり、姓橋口氏、名安帳(張カ)、称
 石見守、壽庵其号也、世々居於郷下福元邑波平之里、
 以造刀劍為業焉、上古正國者其鼻祖也、中古安行者其
 養子也、壽庵壯歲従 松齡公役于朝鮮軍、造刀以給将

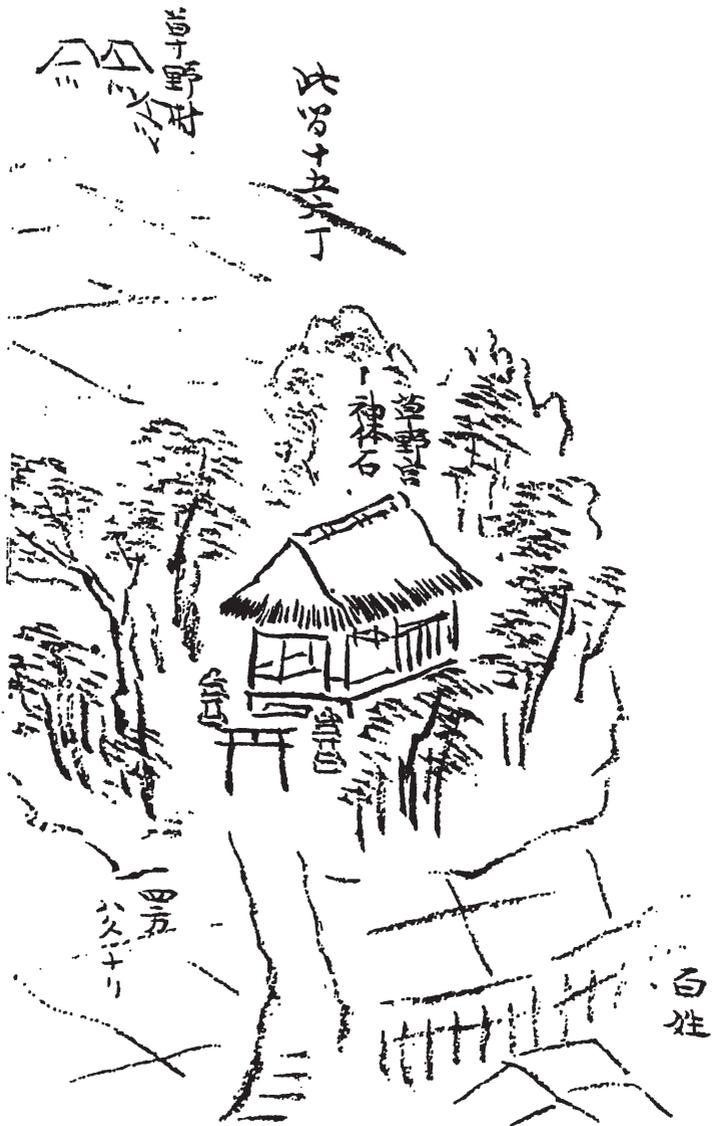
士、不銳不鈍、至今称戎器之最初、壽庵将行手樹一稚松乎、其屋後曰、大夫于役期於必死、如聞吾死矣徑表此以為吾墓、既而凱旋、竟以壽歿矣、寛永十九年壬午七月廿六日也、法名心翁壽庵居士、葬之其立塋之側、人過其松下者猶奉其立称壽庵松以礼之、距今二百餘年、損幹半朽、今茲九月大風遂為之所折矣、六世之孫四郎左衛門行周請于宦剪除其朽根、復揃以一種松山、知事新納実意適督其事、邑長大脇為随等皆恐後人以松形少好而生之格也、欲勒其于石、於是實意造余盧請之、余迂壽庵之心欲其名不朽也、不遑辭避記以与之、嗚呼二百年之後又有朽折、則子孫亦復繼揃以新之、乃壽庵之英名竟於千萬世而不朽者哉、

文化四年丁卯冬

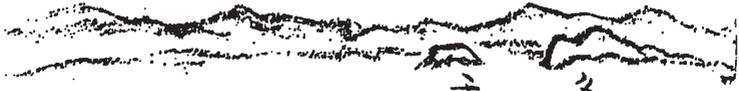
本府 向章記 兎玉貞皎書

右、橋口四郎左衛門行宗を訪ひ候処留守ゆへ、右軸之床に掛たるをうつす処、文献あるよしなれとも留守ゆへ不得見なり、十一月五日、行宗家三里塚より西六丁計りなり、

○草野宮大明神 三里塚より西二丁半計りにあり、
祭日 十一月十四日 十五日
草野宮門 森園門より一年越しに一日ツ、祭る、
社司原口勘次郎(市正あととなり、未神職を勤るか)
右宮より行宗宅まで三丁半はかりも有べし、







子リン

スラ

石



沖島



一
山



一丁計
ハナレ



谷山郡

谷山

一 忠久公御代、谷山兵衛尉忠光忠光ハ川邊平次郎太夫良道五男別府五郎忠時二代之孫、彌平五

見守トモ云、石領之、柰之助忠良、五郎資忠法師覺信、平

五郎左衛門左衛門入道隆信杯云者數代領之、其後道

鑑公御退治被成候砌、谷山郡司太郎平忠高御陳ニ押寄

合戦有之候、弟祐玄法師等從之、

一 諸家大概云、谷山入道覺禪・同佛心杯 貞久公ニ御敵

對ト云々、(古カ) 城記云、曆應五年八月十五日、御發向凶

徒御退治被成候、貞和之頃度々合戦有之候、

一 應永之頃、元久公當郡司入道佛心御退治ニ而被入御

手候、

一 大永七年五月十二日、實久方加世田・川邊・鹿籠・山

田之軍兵當地を攻取候、

一本城立久公御代、島津用久籠當城奉敵、立久公御攻被成候故、用久遂難義、依新納近江守忠臣訴公和睦ス。 〇應永廿

四年、頼久楯籠之、久豊公被攻之、頼久喜入・谷山

乞降下城、其後石谷三拾町被取云々、在下福元村、

天文八年三月十五日、貴久公入守兵給云々、大手口南、搦手口東、

小城也、西北、隱有、

上福元村 上同 宇宿村 中村 宇宿村

一 篠貫 波平 紫原 椿山 佐屋脇天文八年三月十三日、貴久公御合戦御勝利之也、

右五ヶ所、同合戦之時節 公之陳場ニ被成候所也、

一 神前城号和田城トモ、玉林城、大手口北ニ有、東ハ海岸隨西隱有、在和田村、 川邊之兵谷山江

打越鹿兒島江衆遣候時、鹿兒島方切勝、式百人計打取

候、城門迄追詰、外曲輪致破却云々、時ニ十一月一日

之事也、年間不詳、

一 山田村 天文之頃、平田式部少輔家秀領之、(宗カ) 明應四年

之頃、依忠節自 忠昌公吉田三河守孝清(特カ) 江當時三十町

給候、天正十六戊子十一月、頼娃弥三郎久音太守 義

久公當地三十町を給、

一 天文八年三月十三日、与実久紫原ニ而合戦、鹿兒島方

敗ス、

一 島津森在上福元村、通路筋土橋邊、 由緒不詳、

一 茶臼ヶ城下福元村、本城西ニ有、 由緒不詳、

一 牧田壘苦辛城より東之方ニ有、山田村之内、苦辛城皆なるへし、庄屋役所之上梅林ト云所也、東方川流廻城壁、西北方尾筋續少

(殘)

一 古陳之跡在五ヶ別府村川口、東門之上堀切有、西城・東城・中城ト

東方城壁岨、北方深谷有、南東方深谷川流、東之方中村通路也、坂嶮、

一 陳跡在中村之内、苦辛城南、在三町計、西方尾筋續也、

一牛落郡元村 觀應之頃、道鑑公谷山郡司〔東方〕太郎平忠方

為御退治谷山郷江陳之時節、祐玄法師弟 弘心經閑路密ニ

此所へ出張、陳營を構て對和泉三郎兵衛尉忠直合戦有之所也、

一青屋松原在郡元村、海邊大合戦之時、忠直士卒此所ニ屯ス、

薩摩國

給黎郡管轄沿革

古時、本郡ハ給黎院・知覽院ニ屬シ、伊佐平次良道ノ第

二子有道之ヲ領ス、守護島津忠久ノ時、和泉兼保給黎院

ノ郡司タリ、有道ノ弟穎娃忠永ノ子忠信知覽院ヲ領ス、

建長中、島津忠時ノ第七子島津宗長給黎院ヲ領シ、因テ

給黎ヲ氏トス、南北朝ノ時、忠信ノ裔孫忠世南朝ニ屬ス、

其後式部三郎知覽院ヲ領ス、文和元年正月、足利氏二階

堂行雄ヲ知覽院ノ地頭ト為ス、二年五月、大隅佐多ノ領

主佐多忠光ヲシテ知覽院ヲ領セシム、應永七年、島津伊

久澁谷重頼ニ給黎院半分ヲ與フ、十年、島津元久知覽院

ヲ伊作久義ニ與フ、其後今給黎久俊知覽ヲ領ス、久俊ノ

時、伊集院頼久島津氏ニ叛シ給黎ヲ取り、其臣中村但馬

等ヲシテ給黎城ヲ守ラシム、久俊頼久ニ屬シ、後島津久

豊ニ降ル、二十一年、久豊給黎城ヲ陷レ、給黎ヲ其臣大

寺・長野・和泉三氏ニ與フ、二十四年、久豊頼久ト和シ、

頼久ニ谷山・給黎ヲ與へ、伊作久義ニ瀬世村ヲ與へ、佐

多忠光ノ曾孫親久ニ知覽院ノ内貳拾町ヲ與フ、三十一年、

親久佐多ヨリ知覽院ニ遷ル、長祿三年、島津忠國蒲生ノ

領主蒲生宣清ヲ給黎ニ遷ス、明應四年、島津忠昌宣清ヲ
舊領蒲生ニ遷シ、其叔父忠弘ニ給黎ヲ與フ、文祿四年、
島津義久忠弘ノ裔孫久通(道)ヲ鹿兒島郡永吉村ニ遷シ、加治
木・溝邊・三臺堂ノ領主肝付兼三ヲ給黎ニ遷シ、佐多親
久十世ノ孫久慶ヲ川邊郡宮村ニ遷シ、種子島久時ニ知覽
院ヲ與エ、慶長五年(十號カ)、久慶ノ子忠充ヲ本領ニ復セシム、
徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠充ノ
裔孫島津太郎左エ門ノ采邑ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、
明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

郡村管轄沿革

本村及ヒ厚地村・永里村・瀬世村・西別府村・東別府村
ノ六村ハ、古時知覽院ニ屬シ、伊佐平次良道ノ第二子有
道本郡ヲ領ス、守護島津忠久ノ時、有道ノ弟穎娃忠永ノ
第四子忠信知覽院ヲ領シ、忠益、忠家、忠能相承ク、南
北朝ノ時、忠能ノ子忠世南朝ニ屬ス、其後式部三郎知覽
院ヲ領ス、文和元年正月、足利氏ニ階堂行雄ヲ知覽院ノ
地頭ト為シ、二年五月、大隅佐多領主佐多忠光ヲシテ知

覽院ヲ領セシム、應永十年、島津元久知覽院ヲ伊作久義
ニ與フ、其後今給黎久俊之ヲ領ス、久俊ノ時、伊集院頼
久叛ス、久俊之ニ屬シ、後島津久豊ニ降ル、二十四年、
久豊復久義ニ瀬世村ヲ與ヘ、二十七年、久豊久俊ノ領邑
ヲ収メ、時ニ永里村ノ一村ヲ與エ、忠光ノ曾孫親久ニ知
覽院ノ内上木場貳拾町ヲ與フ、三十一年、親久佐多ヨリ
知覽ニ遷ル、文祿四年、親久十世ノ孫久慶遷テ川邊郡宮
村ヲ領シ、種子島久時知覽院ヲ領ス、慶長十五年、久慶
ノ子忠充又本領ニ復ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠
義藩政ヲ改革シ、忠充ノ裔孫島津太郎左エ門ノ采邑ヲ収
メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

瀬瀬串村管轄沿革

本村及ヒ中名村・前ノ濱村・生見村ノ四村ハ古時給黎院
ニ屬ス、守護島津忠久ノ時、和泉兼保給黎院ノ郡司タリ、
保忠、保久、保俊、資保相承ク、建長中、島津忠時ノ第
七子島津宗長給黎院ヲ領シ、因テ給黎ヲ氏トス、應永七
年、島津伊久澁谷重頼ニ給黎院半分ヲ與フ、其後伊集院

頼久給黎ヲ併セ、其臣中村但馬等ヲシテ給黎城ヲ守ラシ

ム、應永二十一年、守護島津久豊給黎ヲ取り、其臣大寺・

長野・和泉三氏ニ與フ、二十四年九月、久豊頼久ト和シ、

頼久ニ谷山・給黎ヲ與フ、既ニシテ頼久又叛ス、久豊之

ヲ撃チ谷山・給黎ヲ取ル、長祿三年、島津忠國蒲生ノ領

主蒲生宣清ヲ給黎ニ遷ス、明應四年、島津忠昌宣清ヲ舊

領蒲生ニ遷シ、其叔父忠弘ニ給黎ヲ與フ、頼久、忠譽、

忠俊、季久、久通(道)相承ク、文祿四年、島津義久久通ヲ鹿

児島郡永吉村ニ遷シ、加治木・溝邊・三臺堂ノ領主肝屬

兼三ヲ給黎ニ遷ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩

政ヲ改革シ、兼三ノ裔孫肝屬兵部ノ采邑ヲ収メ、尋テ封

土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿児島縣ニ屬ス、

郷莊

古時、給黎院・知覽院ノ稱アリ、後喜入郷・知覽郷ト為

ス、知覽郷ハ郡村・厚地村・永里村・瀬世村・西別府村・

東別府村ノ六村ヲ管シ、喜入郷ハ瀬瀬申村・中名村・前

ノ濱村・生見(村脱力)ノ四村ヲ管ス、

給黎郡

〔地理纂考〕

和名抄給黎郡給黎とあり、建久八年薩摩國圖田帳に、給

黎院四十丁、島津御莊寄郡、郡司小太夫兼保とある、是

なり、〔旧藩史官冊中〕將軍家從倭名集停知覽郡隸給黎郡為十三

郡、賜御判物之目錄、正保年間所獻之繪圖有知覽郡

東海岸に對し、南指宿郡、西知覽郡、北谷山郡に接す、

郡内給黎・知覽の両郷を置く、給黎今喜入に作る。

〔國史貞久傳〕

曆應二年己卯四月云々、豊後守実忠遣其将士、守給黎院

上籠今給黎郡喜入郷上村有地名上籠・網屋二城、二十一日、島津圖書助忠

國攻陷之、村田帥阿闍梨如嚴有戰功、村田氏出自菊池氏、有五百餘人、

如嚴經秀十世孫也、按、村田如嚴從忠國有戰功、而三條侍從賜如嚴一見狀、則忠國應南朝、從可知矣、

〔和泉実忠譜中〕

曆應二年己卯、初右兵衛尉伴保久之為郡司於給黎院也、

兼領島津御莊辨濟使於泉莊、徙而治之、因號泉氏、如上

籠・石村両村、係郡司領者百有余年于茲矣、〔摺寛喜元年九月五日御下文〕

今也実忠亦由領出水、蓋恐上箆・網屋二城為敵所奪、遣其將士守二城、至是四月二十一日、島津圖書助忠国率村田輔阿闍梨如嚴等攻陷之、如嚴有戰功、

〔肝付氏譜中〕

延慶二年十月二日前上総介平朝臣判下知状ニ、薩摩國給

〔頭注〕和泉郷照考〕

黎三郎資保代元朝与和泉左エ門次郎入道法有相論、当國

〔彩脱カ〕

和泉庄村内田島在家等事云々、保俊法名保西
資保亡父

〔肝付譜中〕

寛喜元年己丑九月五日、幕府頼経執權北條武藏前司泰時

下文六波羅、以右兵衛尉保久為島津莊薩之泉莊〔寄脱カ〕辨使下司

職、又罷池田平次師忠給黎院郡司、且収其所領上箆村及

石村、使保久代為郡司、併領知之、十月六日、修理權亮・

掃部權助授書傳命云々、

35 和泉氏文書

かまくらのむさしのせん殿の御とき〔脱カ〕

下 右兵衛尉伴保久

可早領知島津庄薩方内泉庄弁濟使下司、給黎院郡司職并上箆・石村両村事、

右、任相傳、可為彼職也、其中於給黎院郡司并上箆・石村、停止池田平次師忠濫妨、保〔後欠〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二三五九号文書ト同一文書ナルベシ〕

36 全

かんとの御くたしふミの故ろくはら殿の御しきやう

島津庄薩方内泉庄弁濟使、給黎院郡司職并上箆・石村

両〔同村事〕〔年〕任九月五日関東御下文之旨、右兵衛尉保久可令

領知之状如件、

寛喜元年十月六日 修理權亮〔北条時氏〕平在判

▽ 〔同〕掃部權助平在御判 △

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二三六〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔肝付譜中〕

正應五年壬辰、初和泉左衛門尉保道有二男、長曰圖書允

保連、次曰左エ門次郎保在、保道以世所傳和泉新庄惣領

識〔職カ〕傳之保連、至是三月十三日、保道以楳村賜保在、而

又割田十八町及山野等、(伝カ)保次子保在云々、保道和泉右兵衛尉保久之子也、

文書此ニ略ス、

37 載肝付譜中周防守兼藤傳」

薩摩國給黎三郎資保代元朝与和泉左エ門次郎入道法有相論、當國和泉庄(田)村内田畠在家等事、

右、就新陳狀、擬有沙汰之處、去月十二日元朝出狀畢、

如彼狀者、資保捧寶治二年▽(田)保久△(資保法有讓狀)申之處、

或号正嘉二年九月十七日保俊(法名保西)狀、或出帶正應五年

三月十三日保道(法名)讓狀、法有雖及陳狀、以和与之儀永

止訴訟畢云々、此上不及子細、早任彼(田)於件田畠在家者、

可令法有領掌也者、依仰下知如件、

延慶二年十月二日

(北条政顕)
前上総介平朝臣判

(本文書ハ「旧記雜録前編」一一二六号文書ト同一文書ナルベシ)

38 水引執印氏文書」

薩广国八幡新田宮雜掌道海申、當宮正月七日若菜御供米

事、

右、供米者、為當國給黎院所役之處、一分地頭給黎院三

郎入道保宇、去元亨三年以後抑留之旨雜掌就訴申之、嘉

曆四年七月七日・八月十七日兩度雖遣召文、無音之間、

同年九月廿九日以市來孫太郎將家、尋問実否之刻、如執

進保宇請文者、每年無懈怠致其弁、帶請取之處、掠申之

条奸曲也、將又不付本解之間、巨細不存知、乍給彼狀、

可明申云々、而保宇捧自由請文不參之間、欲被裁(田)雜掌

之處、沙汰依中絶、重相觸子細於論人、可注進之由、去

年十二月廿二日被仰時家之刻、相觸給黎院三郎入道之處、

不及請文之旨、本年八月廿二日時家進起請文訖、頗不遁

難洪之咎、然則於彼所役者、任先規可弁勤者、依仰下知

如件、

元德二年十月廿九日

(北条英時)
修理亮平朝臣判

(本文書ハ「旧記雜録前編」一一五六七号文書ト同一文書ナルベシ)

肝付右京亮兼貞五男和泉兵衛尉行俊ヨリ出、

成房——時房——守房

和泉小太夫兼保

世々和泉庄ノ弁濟使ニテ、給黎院郡司ヲモ世襲ス、
建久圖田帳ニ、和泉郡三百五十町、下使(司カ)小太夫兼
保、給黎院四十町、郡司小太夫兼保、下使忠益ト
載セタリ、

建久八年内裏大番列ニハ給黎郡司ト載セ、又和泉
小太夫トモ載セタリ、

内舍人保忠

父ノ職ヲ襲ヘリ、

右兵衛尉保久

建久八年ヨリ三十八年ヲ降り寛喜元年ニ至リ、北
條泰時下文シテ保久ヲ和泉莊辨濟使下司職ト為シ、
又池田平次師忠カ給黎院郡司ヲ罷メ、其領スル所
ノ上籠・石村ノ両村ヲ収メ、保久ヲシテ代テ郡司
ト為シ、併テ之ヲ領セシム、

保俊

寶治二年讓狀アリ、

資保

給黎三郎ト号ス、延慶二年肝付氏文書ニアリ、

忠久 — 忠時

久経

男 高久

号中沼、大炊助 居住于信濃国、

文永四年十二月三日忠時ノ讓狀ニ、大炊介長久ノ分、
給黎院・頼娃郡・伊集院・泉ノ莊・満家院等知行ス
ヘク云々、同文中信濃国大田庄云々ミユ、

高久長久同人ナルヲ知ル、長久ノ信濃ニ居住アリシ
故、忠経ノ長男宗長ニ給黎ヲ讓ラレシナルヘシ、

宗長 建長中幕府宗尊ニ仕ワ、

号給黎、彦三郎 左エ門尉

左京亮

給黎ノ地頭ヲ領シ、和泉保久ハ

男 忠経

五郎 常陸守

〔古城主由来記〕

一 給黎城

忠久公御代居城、根元平姓より出、川邊平次郎道房か次弟也、子孫何れの比迄知行せしや、御當家三代の守護久經公御舍弟常陸介忠経嫡子給黎を御知行有て宗長と号せり、御子孫不目見となり、

伊作平次良道ノ子

川邊平次郎道房

給黎兵衛尉有道

穎娃三郎忠長忠永トモ

穎娃・指宿・知覧・給黎・薩戸郡等知行之、

忠方忠高トモ

郡司ト見ヘタリ、

宗長ノ子孫ナシ、

此兄弟ヨリ町田氏・伊集院氏出

ル也、

号太郎、穎娃本地頭

次郎忠光
太郎忠元

指宿本地頭

建久八年内裏大番列指宿五郎忠光トアリ、

〔和泉氏譜中〕

曆應二年己卯、初右兵衛尉伴保久之為郡司於給黎院也、

兼領島津御藏辨濟使於泉莊、徙而治之、因號泉氏、如上(莊カ)

籠・石村両村、係郡司領者百有余年于茲矣、摺寛喜元年九月五日御下文、

今也和泉実忠亦由領出水、蓋恐上籠・網屋二城為敵所奪、

遣其将士守二城、至是四月二十一日、島津圖書助忠国率

村田輔阿闍梨如嚴等攻陷之、如嚴有戰功、

右村田如嚴軍忠状正文村田氏藏書ニアリ、略ス、

〔建久圖田帳〕

給黎院四十町、郡司小太夫兼保、

喜入郷

〔地理纂考〕

鹿兒島を距る夏西南七里、東海岸に連り、西知覽郷、南
今和泉郷、北谷山郷に接す、周廻十巷里五町二十九間、
村落二上之村、人員八千二百七拾六人、戸数千八百四十九、
下之村

〔地理志〕

一文治之頃、顯娃三郎忠永領之、有道弟也、○忠久公御代、給
黎兵衛尉有道領之、河邊平次郎太夫平良道勇、道房弟ナリ、

一久經公御代、御舍弟常陸介忠経嫡子宗長領之、○應永
之頃、伊集院彈正少輔頼久領之、應永廿四年九月、頼久於川邊島津久豊下和睦之時、谷山ト喜入ヲ与へ、頼久
山本城ニ入ルト云、○天正之頃、喜入式部太輔領之、

一應永七年庚戌辰十二月十三日、島津上総介伊久入道久哲
主以當地半賜入来院彈正少弼重頼、

原書ニ、薩戸国之内谷山郡・同國給黎院半分事云々トアリ、

一文祿四年乙未、肝付三郎五郎兼三彈正忠兼盛之後嗣、実伊集院忠棟入道三男ナリ、轉
於加治木・溝邊・三臺堂賜此地、十月廿六日、去加治

木而移此地矣、采力從是為不易之悉地、

〔地理志〕

應永ノ初、元久公谷山郡司佛心御退治ニテ、谷山百八十
町・喜入四十町・指宿四十町守護領ト成、按スルニ、當
地モ谷山氏ノ所有ナルカ、

※〔異本地理志〕

長祿三年、島津国史ニ、忠国蒲生ニ徙ル、領主蒲生宣清給黎領主トナ代ニ當ル、忠国公御太守立久公蒲生美濃守忠清工轉旧領

蒲生賜此地領、明應四年ニ忠昌公ヨリ賜本領蒲生、再移
彼地、

※〔頭注〕

〔自長祿三年至明應四年三十七年為蒲生氏領〕

明應文龜ノ頃、島津攝津介忠譽賜當地及指宿領之、式部
太輔久通道迄領之、久通ヨリ鹿籠ニ移ル、

文祿四年乙未、賜肝付三郎五郎兼三、以來代々領之、

〔旧記〕

文明六年、蒲生十郎三郎宣清居于給黎、

〔島津國史卷十〕

長祿三年云々、是歳、公徙蒲生領主蒲生十郎三郎宣清為給黎領主、宣清清寬之曾孫也、

註曰、喜入安房系圖、若狹守忠弘・攝津介頼久大岳公之

二子也、公賜忠弘給黎、賜頼久揖宿、頼久無男、以揖宿

与忠弘、而忠弘嫡子忠譽尚幼、忠弘乃以頼久為嗣、頼久

又以忠譽為嗣、（例子）由是喜入氏并有給黎・指宿、今以給黎賜

蒲生氏、則喜入氏所領者指宿而已、給黎後作喜入、

〔国史元久記〕

應永十八年八月六日、公薨於清水城云々、（例子）當時、伊集

院頼久領伊集院・川邊・給黎云々、上総介久世居碓山城、

穎娃・知覽・山田・別府・阿多・田布施・伊作・市来・

山北田所皆應之云々、

〔国史義久記〕

文祿四年云々、種子・惠良部・屋久三島領主種子島左近

大夫久時為知覽領（例主）云々、加治木・溝辺・三臺堂領主肝

付三郎五郎兼三為喜入・宮・清水領主、兼三伊集院忠棟第三子也、而為肝付兼寬

嗣、後去肝付氏、坐忠棟事被誅、郡村高辻帳河辺郷有宮村・清水村云々、

〔伊地知季安隨筆〕

夫薩州喜入郷は舊と給黎と書き、薩广国十二郡の一にして、むかし

醍醐帝の御時左大臣忠平等に勅して延長五年撰ひ成せる

延喜式に出たり、又源順か著はず和名抄に、郷は一にて、

これも給黎といへる事出たり、其又給黎院と呼へるの起

りハ、猶それよりむかし

桓武帝のおほん時延暦の頃、諸国の郡郷それ〳〵に山川

地理の宜きに随ひ倉院を分け建らるるとき、給黎院といふ

郡司の役所および御倉を建られしならん、其後

後一條帝の万壽年間、近衛基通公より六世はかりにも當

れる御先祖宇治の関白頼通公の庄園に許され、島津の御

荘といふ知行所の始りてより漸く盛んに為りゆく時にや、

彼御庄の寄郡になれる事建久八年の薩广国圖田帳に見へ

て、凡田四十町、その下司ハ忠益、郡司ハ小太夫兼保と載せたり、また文治の頃ハ頼娃三郎忠永も領すと地志に書たるも亦下司ならん、按するに、忠益ハ平氏の族胤にして、川辺平次郎太夫良道カ次男給黎兵衛尉有道てふもの、族人ならん、有道子有平、俊平など系記すとなん、大抵有道ハ得佛公と同時の人なりとぞ、又彼兼保の先ハ伴族より出て、曾祖は成房、祖ハ時房、父ハ守房といひ、世々皆島津御庄和泉庄の辨濟使にて、給黎院の郡司をも襲き傳へて兼保に至る、因て和泉小太夫と号し、その職を内舍人保忠に傳ふ、保忠ハこれを右兵衛尉保久に、保久ハこれを保俊に、保俊ハこれを資保に傳へたり、よ〔延慶二年十月二日ノ文書ニ薩摩國給黎三郎資保代云々肝付譜中ニ載ス〕て資保も給黎三郎と号す、延慶年間の文書に見へたり、又公室御二代道佛公第七の公子常陸介忠経といふ、其嫡宗長も本邑を領して給黎彦三郎と名のらへて、文永四年十月三日道佛公御讓狀に、大炊助長久の分へきいれいとあり、いすいん、頼娃の郡・泉の庄・満家のあんも其中なり、毎一期の後満家へ知行すへし云々、(母カ)建長年間 宗尊親王に鎌倉御所に仕へ給ふ、大抵伴保久等と時代も竝ひぬれハ、保久は郡司となり、宗長ハ公室の地頭代か、またハ地頭にも補せられ、各此地を領知せられしならん、山田聖栄の給黎ハ和泉の本領と謂れしも

此保久等か事とおもはる、また文之和尚の御歴代歌に給黎・町田ハ其子孫と作れる給黎ハ此彦三郎宗長の事を謂ならん、然あるに宗長の子孫ハ何比より失へるにや、永正の頃ともハいたく衰微して、薩州家の忠興に仕へ、吾さへ斯る家の来由も知らざる躰の人なりしこと、御當家由来に見えたり云々、中間略す、應永の頃にも當りなん、山田聖栄の謂へらく、元久御代、(公祝カ)鹿兒島に隣ひ末世の障にも成ればとて御退治まし、谷山百八十町・給黎四十町・指宿四十町御料所となる、頼娃も御退治ありて、御舍弟久豊公を御遣し南殿と申上、是も四十町と見へたり云々、略、企七年十二月十三日、上総介伊久入道久哲より當地の半分を入来院彈正少弼重頼に賜へるハ、前年の夏より総州方と養子違変の乱などあれハ、疑らくハ斯く重頼に賜て給黎を撃取れとの謀に似たり云々、伊集院彈正少弼頼久何れの年月より掠めけるにや、同廿一年甲午の秋、義天公及び老臣吉田・蒲生等と謀いへらく、指宿ハ御方なるに、給黎を伊集院より領するは差置れかたしとて、公自から將として給黎城を攻給ふ、頼久本より精兵をして成らしめ置けは、其危難を心つかひ、伊作・

河邊南方の兵を率ひて知覧山を踰へ、松平・荒平に陣を取て後援をなす、八月朔日、公彼らいまた陣の備はらさ久豊傳 應永二十一年攻給黎城、八月朔日、頼久為後攻數戰、同月六日、を討んとて、総陣の兵を指揮して頼久の師と戦ハせ給頼久退去給黎為守護領ふ、本田某は伊作南方の兵と戦てこれに克ち、伊作の上原某等を始として斬首多し、御方にも本田五郎次郎・大隅などこゝに戦没す、時き総陣の兵は敗れて、一家に指宿の城柱細田某、國衆よりハ税所助三郎、吉田の手よりは中納言兄弟(マヤ)、其外討死するもの多し、斯りける折柄、球摩の相良より大軍を發して公の師を救ふ、其勢何萬ともなく駒返より城近き邊迄一本目鹿兒島駒返まで共あり、充滿して御威勢猶盛なれハ、頼久其日の軍ハ勝たれとも、山を踰ての遠軍且聚兵なれハ、後難を恐れて其夜兵を引き、城兵を棄て退去しけれハ、城兵はいよゝ危く、迎も遁るに路なきにより、頻に降りて性命を全ふせん事を乞ひぬれハ、此役に戦亡せしもの、怨も深きをもて、悉殲して遺恨を散せらた(れ脱之)き思召もありけれとも、公の御代始の事なれハとて、一家老臣の説にまかせて皆々命を助けらる、より同六日の夜城を委て、落去ぬれハ、公遂に給黎城を取給ひ、下永吉廿町に庶子の給黎方を差置れ、上永吉廿町

を八大寺方長野左京亮其外にも城衆中等へ宛行はれけること聖業自記などに見へ、通計の田畝も給黎の四十町に合へるをもて考ふれハ、喜入に今上下の両村あるハ、永吉を省けるの上村・下村にあらずや、公家督ましゝて攻取給ふ城にハ此給黎城より始めると記されたれハ、祝ひての名なる欵、考を埃つ、また庶子の給黎方とは、頼久の叔父伊集院長門守久俊此地に居て今給黎氏を名のれるものなれば、此長州を指すなるへし、御當家の由来てふ古書にも、今給黎殿と申ハ長州部類也、然ハ以前の給黎にハ各別なりと見得たり、斯ていまた幾はくあらず、同廿四年九月ころ、鹿兒島の兵共頼久方より河邊松尾城に圍まれ、いと危急なりと聞せられ、公師を將ひて救ひ給へれと、公の師敗績して、城兵いよゝ旦夕にせまれるを憫ミ給ひ、無念ながらも谷山・給黎の両城を頼久方に去渡して、城中を助けて俱共に引て師を班し給ふ、左ありて、また公老臣等と謀り、右の両城に押寄せ谷山・給黎を攻圍み、いまた二旬も踰すして両城共に攻取て恥を雪かせ給ふ、それより康正二年九月、下村野元觀音堂の棟札に、信心施主光金敬白清範など見ゆ、誰にや、他

八三四十十年の間さまで見おほへす、長祿三年、蒲生刑部少輔宣清を蒲生より給黎に移され、文明六年八月行脚雜録にも給黎に蒲生と見へ、又今給黎は其頃ハ川内の高城に居れるとあれハ、遷易れると見へたり、左ありて、宣清も三十七年此に居て、明應四年、本との蒲生に移され、其跡をハ大岳公の御七男島津若狹守忠弘圓室公より拜領して、旧麓の城に居給へり、其御舍弟撰津介篤久一名頼久は指宿を拜領し彼城に居城し、後兄忠弘の嗣と為りて両邑を併せ、兄の嫡子撰津介忠譽に両邑を讓て、篤久は隱居し清隱と号す、大永の頃忠譽給黎城に移れり、其子撰津介忠俊、其子撰津守季久、其子忠續まで代々居城にて、文祿中去て邑を鹿籠に移さると云へり、始め封せられし明應四年より文祿四年まで百有一年、大永よりは七十余年の在城なり、

(別紙)

「伊地知季安隨筆中、原本二葉目朱記ノ分ト三葉目付箋ハ、本葉(在城なり)ト(應永記)トノ間ニ插入スルカ、将タ原本ノ俣騰写スル、不明ニ措ク、」

「應永記」

應永廿一年甲午、匠作喜入ニ押寄取陣玉フ、霜臺伊作・川辺成一致有後卷、松平・荒平ト云所ニ打臨而、心武モ八月朔日ニ一陣追破城ニ雖成合共、重御方亶稀也、匠作方ハ従求麻大勢馳付覺利、自鹿兒島駒返ト云處迄支タリ、左レハ此城難持トテ、同六日ノ夜、城之衆ヲ引連テ被引避云々、

「喜入氏譜抄」

「此弟撰津介篤久ニ指宿賜フ、後忠弘ノ嗣トナリテ両邑ヲ併セ領ス、即後頼久ノコトナリ」
永正元年死、
若狹守忠弘

「七男」
太守忠国公賜喜入、代々傳領、

「蒲生宣清カ明應四年蒲生ニ移リシ跡ナリ」

「二」忠国八男」明應八年死、
撰津介頼久
実忠弘弟、

忠国公賜指宿領ス、

「三」
撰津介忠譽
実忠弘子也、
大永八年死、

忠弘以来併領喜入・指宿、「大永ノ比」
居城喜入、

四 撰津介忠俊

初忠房 三郎四郎 式部大輔
天文十八年死、

五 季久 三郎四郎 式部太輔

天正六年死、 永禄元年ヨリ氏ヲ喜入ト改ム、

永禄元年、以采地为氏改喜入、加賜鹿篋、使久道

居喜入、季久移之、永禄十二年、加賜菱蒨院内花

北名、

六 式部太輔久道 慶長五死、

〔文禄四年也〕

轉旧領賜永吉、
〔天正中喜入ヲ領〕

七 撰津守忠續 実久道弟、

正保二年死、

轉、永吉賜鹿篋云々、

八 忠栄

中務太輔 出為島津豊久後、

忠高

美作守

寛永十二年死、

九 龜次郎丸

寛永十四年早世、

十 忠長

撰津介 大守光久公三男

後為北郷久定後、

十一 求馬 右エ門
久亮 又兵衛尉 安房

実光久公九男、
〔十四男イ〕

十二 初久貫
久致 宇左エ門 右エ門

十三 久峯 数馬 実弟也、

十四 久起 主膳 實桂久
主膳 祐三男、

十五 久福 主馬 安房

安永・天明ノ比国老、

十六
久量

右工門 安房

十七
久欽

大藏 主水

〔國史〕

永祿元年十二月二十七日、公命使諸公族各以其邑為氏、

於是島津式部太輔季久改曰喜入氏云々、外略、

〔喜入氏始祖忠弘譜中〕

明應四年乙卯、先是長祿三年蒲生刑部少輔宣清受邑於薩給黎、

移自蒲生、至是圓室公復遷宣清於隅蒲生如故、蒲生氏居給黎凡三十七

年、見地理志、而封忠弘於給黎以為食邑、以下割註、給黎者薩摩國

十二郡之一也、出延喜式、而有郷一、亦曰給黎、見和名

鈔、又謂之給黎院始乎、延曆中、新建倉院於郡郷、後隸

島津御庄為寄郡、其田畝凡四十町、以忠益為下司、以小

太夫兼保為郡司、見建久八年圖田帳、按、忠益平族出自

川邊平次郎良道、良道次子有道号給黎兵衛尉、與得佛公

竝時云、兼保先出伴族、曾祖成房、祖時房、父守房、世

以島津御庄和泉庄弁濟使為郡司於給黎院、傳至兼保、因

号和泉小太夫、傳之内舍人保忠、保忠傳之右兵衛尉保久、

保久傳之保俊、保俊傳之資保、資保号給黎三郎、延慶中

人也、道佛公第七男忠經之子宗長亦領給黎、号給黎彦三

郎、建長中、仕幕府宗尊、而大抵與保久等竝、其時彼為

郡司、此為地頭代、各領給黎、亦可知焉、歷代歌所謂給

黎乃謂此宗長、而子孫稍微仕于薩州忠興、不自知其由云、

見永正中所著由來記、而忠興裔伯耆守重國嗣入來院氏、

蓋當其時有給黎某者〔本ノマ、一〕從臣入來、至其後人偽作系圖奪給黎

氏、今改大瀨云、又應永廿一年八月、義天公攻伊集院賴

久取給黎城、其庶族長門守久俊領給黎城、謂之今給黎、

前此十六年三月、樺山・北郷・佐多・新納等九人奉想翁

公誓書、長州景仙亦預之、聖榮所謂今給黎殿長州部類云

此也、其後拋長祿三年蒲生氏移于給黎、則今給黎時失給

黎、亦可知也、然号給黎見文龜四年二月蘭窓公謁正宮之

時、給黎助六以家臣十三人從此也、餘如本文粗拾前蹤註

于此爾、以上割註、忠弘乃將長野吉三郎〔マ、一〕祐○・田代七郎清隆或為

肥前守・有川讚岐守・大寺石見守・日高丹波守・園田肥後

守・渡辺志广守・安樂伊豫守・馬場筑前守・桑原清左エ門尉・窪田休兵衛尉・常波右近等十二人徙而邑焉、前此有

馬・相良・鎌田・長田・田中・田村・梶村・山下・逆瀬川・黒岩・北原・前田・松元・迫田・森等十五氏舊居給

黎、皆悉臣事之、見家臣桑原清七家状、而十五士竝為忠國所使給事、而皆為明應元年頼久開承統時之人名、按明應元年既後乎、大岳公慶二十四年、似時不合、然其給之在公世、亦未可知也、又舊譜忠弘領喜入、頼久領指宿、皆大岳公所賜、亦似不合、故今改書以備考、蓋弟頼久亦間歲受邑於指宿、而未有子、故以指宿併

忠弘邑、忠弘子之マユ以子忠譽為頼久嗣、遂建一宗、仍号島津氏如初云、此歲六月云々、

此譜草稿本、誤アルヘシ、

〔島津久豊譜中〕

給黎者伊集院彈正少弼頼久之領地也、南方者知覽之隔大

山、伊集院者数十里之路程、而救兵之往還亦不容易、其

地有指宿與谷山之中間、為往還之障、不可不退治也、應

永二十壹年甲午、久豊自將率吉田・蒲生以下諸所軍衆、

到其地構陣營矣、城之守兵伊集院之野田・時吉・中村但

馬守等也、日々發精兵雖侮敵城、防禦不怠而未得陷、故

彌攻寄使敵兵不得出城外矣、於茲乎頼久請援兵於伊作・

川辺、催南方之兵、八月朔日、諭知覽山欲構陣柵於松平、（頭注）喜入郷上之村松ヶ平アリ、下之村荒平アリ荒平致後攻也、陣幕未成之際、吾之軍為二分、其一分久

豊自將向頼久之陣、今一分本田某為將向伊作某南方陣、本田某方得勝利、斬獲伊作上原等、味方本田五郎次郎・

大隅等遂戰死、久豊方軍敗、而指宿城主細田某及稅所助三郎、吉田之從兵中納兄弟・加治屋等戰死矣、頼久乘勝

破一陣通城中、雖然無後來之援兵矣、丁此之時欲增久豊之勢、自球广發軍衆馳至當地、是以我之軍陣自駒返至城

辺充滿焉、頼久謀知當城之難長保也、同月六日俟得夜暗、引率城中士卒遁去者也、以故指宿往還自由也、給黎既入

（頭注）國史三喜入郷今上永吉・下永吉ノ名無シト記セリ手裏、則下永吉廿町為和泉殿本領、所以以今又充行之於和泉庶子而居處給黎也、上永吉廿町大寺某・長野左京亮

等以下畀守夫城之勇士也、

〔應永記〕

應永廿一年甲午、匠作喜入ニ押寄取陣玉ヲ、霜臺伊作・

川邊成一致有後卷、松平・荒平ト云所ニ打臨而、心武毛

八月朔日ニ一陣追破城ニ雖成合共、重御方事稀也、匠作

方ニハ従求广大勢馳付梟り、自鹿兒島駒返ト云處迄支タ
リ、左レハ此城難持トテ、同六日ノ夜、城ノ衆ヲ引連テ
被引避云々、

39「大崎伊集院氏藏書」

薩广國給黎院一圓依志有、代々本領たるあひた、犬子ニ
ゆつりわたり候事眞也、於此所領他のさまたけなく可有

知行候、如此ゆつりわたり候上者、於子と孫といらんハ
つらい申ものあるましく候、仍為後日ゆつり状如件、

永享十年二月廿八日

「伊集院頼久ノコト」
道應判

犬子丸

「頼久三男三郎左エ門尉継久ノ幼名」

（本文書ハ「旧記雜録前編二」一一〇九号文書ト同一文書ナルベシ）

「地理纂考」

喜入城 此城海を距る事半里許、山上樹竹生茂れり、東
ハ八幡川の上流城下を廻り、南ハ岡阜に接す、西ハ深谷
ニテ、北ハ水田なり、往古伊作平次郎太夫良道か次子兵
衛有道是を領し、給黎を以て氏とす、其後島津忠時の第

七子常陸忠経の長子左京宗長の所領となる、又給黎を以

て氏とす、既にして屢沿革ありて、應永年中伊集院頼久

是を領し、其将中村但馬・野田某等をして當城を守らし

む、頼久屢島津家に寇をなす、因て同十九年六月、久豊

兵を率て當城を囲む、數日にして抜く事能ハす、頼久亦

當城を救ふ、因て久豊伊集院平等寺ニ退き、援兵を島津

上総介久世・伊作大隅久義に乞ふ、皆是を許諾す、既に

して久世平佐を發し、市来迄兵を出し留りて進まず、頼

久是を伺ひ、精兵千餘人を以て久豊の軍を撃つ、久豊の

軍利あらず、久世叛て頼久に属す、頼久久世に旧領川邊

を与ふ、此ニ於て久世平佐碇山城より川邊に移る、八月

朔日、頼久伊作・川邊久世久義の軍を符ひて松箇平・荒平に

陣す、久豊本田信濃重頼を遣し伊作・川邊の軍を撃しめ

て是を破る、又頼久と戦ひ重頼利あらず、頼久勢ひに乗

し當城に入て堅く是を守る、時に求摩の相良氏兵を遣し

て久豊を助く、故に進て城を攻る亘急なり、頼久遂に全

六日の夜城を棄て遁れ、久豊喜入を取る、是に於て明應

中島津忠国の第七子若狹忠弘に喜入を與へ、喜入氏世々

此城を治所とす、事ハ鹿籠山の城の条に詳なり、

※1〔頭注〕

「此文中八月朔日ノ事アレトモ年間ナシ、應永廿一年八月朔日、頼久川辺・伊作ノ衆ヲ率テ松ヶ平・荒平ニ至ル、久豊頼久ヲ撃、遂ニ頼久遁レ、久豊給黎ヲ取ル云々、国史等ニアリ、十九年ノコトニ非ル知ルヘシ」

※2〔頭注〕

「長祿三年ヨリ明應四年迄蒲生宣清カ三十七年給黎ニ在城ス、宣清カ跡ヲ若狹忠弘ニ与ヘラル、也」

ヒハヤマシロ
琵琶山城 此城海を距る事二町許、北より南へ長くして、其形琵琶に似たり、因て俗に琵琶山といふ、北の方稍小くして琵琶の首に類し、其南ハ大にして琵琶の腹の如し、由緒詳ならず、

〔異本地理志〕

給黎城

伊集院頼久守之、依不隨公命、應永廿一年、久豊公御覧向被攻之、頼久伊作・川辺之加勢ヲ受、八月朔日、知覧山ヲ越松平・荒平ニ着陣シテ後攻ヲ成ス、大守自被向頼

久、又本田某ヲ將トシテ南方ノ敵ニ差向玉フ、本田得勝

利、公ノ軍破ル、然テ頼久城ニ入、時ニ求广ヨリ加勢有

テ、御方駒返ヨリ城辺迄充滿ス、左ハ此城難持トテ、頼

久同六日ノ夜城ヲ拂テ退去ス、下永吉ヲ和泉ノ庶子、上

永吉ヲ長野左京ニ預玉フ、〔和泉ノ本領〕廿丁ヲ庶子常陸助宗長

〔福昌寺奉加帳ニ長野左京亮助家トアリ〕

〔地理志〕

一松平 一荒平 一駒返

此三ヶ所應永二十一年合戦ノ陣場也、

40 薩广国之内谷山郡・同国給黎院半分事

右、為〔断所之後〕申也、任先例、可被沙汰之状如件、

〔此條見国史〕

應永七年十二月十三日

久哲判

〔島津上総介伊久ノコト〕

洪谷弾正少弼殿

〔重頼〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二六六七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔地頭系圖〕

喜入

一天正八年比、地頭喜入式部太輔久通トアリ、

一文祿四年乙未、肝付三郎五郎兼三轉加治木賜此地、仍

此年十月二十六日、去加治木移此地ト云々、

一肝付彈正忠兼寛初三郎五郎、兼三 慶長四年、去当家迂阿多云々、

一越前守兼篤初伴兵衛、兼仍 慶長四年家督、全十四年六月二十

同彈正少弼兼武初長三郎、慶長十四年家督、寛永二年丑八月十九

同伴兵衛兼屋初三郎四郎、兼治 寛永二年家督、延宝三年乙卯閏

同主殿久兼初伴三郎、彈正、兼善、兼方、後号活堂、寛文七補大目

同主殿兼柄初左門、帶刀、典膳、貞享二補大目付職、兼加ノコト

同典膳兼加初左門、

〔名勝志〕

正一位三百余社大明神 宮坂村に鎮坐、領主仮屋を距る

こと戊方六町余、喜入は肝付典膳 兼般の領分なり、祭神詳かならず、天照

宮のよし社司濱島内匠、ひ傳ふ、正祭十一月三日、弘治三十丁巳の歳、島津撰津守季久

建立す、其後天正六年再興ノ棟札あり、享保廿一年丙

辰三月廿二日、神祇道管領卜部兼雄神階正一位の宗源

宣命を奉納せらる、喜入の総鎮守なり、

〔地理纂考〕

宮坂神社上之村

奉祀天照大御神

當村宮坂に在り、旧名三百餘社大明神と云り、此社号に

因れハ祭神数坐なるへきを、今詳ならず、正祭二月三日、

其外年中七度の祭あり、弘治三年丁巳の歳、領主喜入撰

津季久建立といへり、當社の鰐口に文明五年の銘あり、文明ハ弘

當社に納たる歟、又ハ季久の建立トハ重建の事なるかもしるへからず、

〔地理纂考〕

諏訪上下神社上之村 祭神信濃国に同じ、鎌を神体とす、永

禄年中喜入式部藤原季久再興す、其梁文に先營享禄年中

の語あり、祭祀九月廿八日とす、社内鰐口の銘に、奉縣（傳懸）

御宝前敬白、于時寛正三年九月二十八日、旦那久景とあ

り、季久ハ、忠国七男忠弘始て給蒙を領す、忠弘より第五世なり、久景ハ詳ならず、

成木神社上之村 祭神詳ならず、天文年中島津撰津忠俊再

興の旨古簿に見ゆ、鰐口の銘に文明二年二月と刻す、祭

祀十一月十日、忠後ハ忠弘より第四世なり、

瀬々申浦^{上之} 同村の海邊にて、漁家数十軒あり、此浦

より眺望する^海を隔て、大隅の連山更に遮る物なく、

其中に高隈嶽秀出し、又櫻島嶽海中に聳へ、烏島・沖の

小島其側に侍立し、風帆^雲雲際に来往して風景絶勝なり、

文禄年中、細川幽齋秀吉公の命にて此地を巡見^檢せし時、

此浦にて発句、

瀬々串に鳴ハ冬田の雀かな

〔名勝考〕

○瀬々申浦は海濱にして、此浦^{ウラ}曲より大隅の國地海を隔

て見へ渡り、林巒汀洲重出互見するもの遠近濃淡を異に

し、四時朝暮の風景同しからず、就中高隈・櫻嶋の岡嶺^鳥

嶼をもて佳観とす、因て瀬々^{カシヒ}奇の名を負^{フス}り、

〔地理纂考〕

黒地藏坂^{上之} 旧坂ノ上に地藏堂ありし故に名つく、石佛にて、永正

五年戊戌正月日と刻せり、されと例の廢して今ハ取除

り、此海岸に臨ミ、其峠に登れハ平坦の地方二町許ありて、

海上の景状瀬々串に勝れり、

〔纂考〕

喜入濱^{上之} 村 当邑の海辺にて、其間一里許なり、平沙に

して行人歩ミを進めかたし、故に世俗一步足を運ひて一

歩跡に販るとの諺あり、

八幡川^{下之} 村 水源當村より出て、上之村・下之村の境を

流れ海に入る、海口満潮の時ハ舟船泊繋す、

田貫川^{タスキ}

米倉川^{コメクラ}

貝底川^{カヒソコ}

以上の三川諸所の溪水會して下之村を過ぎ海に入る、川幅大ならずといへとも、海口満潮の時ハ舟船泊繋す、

〔纂考〕

物産

樹木 樟^{クス} 榿^{クダ} 蚊母樹^{ユス} 椎^{シイ} 櫛^{カシ}

走獸 野豬 鹿

鱒介 棘鬣魚 金線魚 梭魚 方頭魚 帶魚 鯖 鱈

鰯 鱒 鱈 烏賊魚 章魚 竜蝦 鰻

〔地理課川調帳〕

幹流 一田貫川

温水村

水源今和泉小牧ノ内、
○本道原○三ツカ尾 二川取合、喜入

○畠窪○黒谷
温水村古殿ニ至リ、
里程八分ヲ経テ田実海工流入ス、

同 一温水川

同村

水源●小ヒラ○温水
左右○米倉 三川里程六分ヲ経海工流入ス、

同 一鈴川

前濱村

水源同村ノ内○小川内山
○コヒラ山ヨリ二川流合、
○赤井谷 里程一

里経海工流入、

単流 一カリソコ川

同村

水源前ノ濱村○小川内山
○有田ヨリ仮屋崎ニ至、
里程一里ヲ経

前ノ濱海工流入、

幹流 一八幡川 宮路村

○小田代○永山ヨリ小谷川四ツ流合、
○ヒイミ○ユミサス 〇古城○大丸
〇本麓○八幡橋下モ 二至、

里程一里八分ヲ経テ海工流入ス、

幹流 一愛宿川

同村

○權ケ尾○堀ノ内○愛宿川ニ至、
三川円○本町○砂バエ 里程八分ヲ経テ砂バエ海工

流入、

単流 一北村川○アサライ○北村ヲ経五分、
古木原川○大谷○樋高ヲ経六分、

中之名村

一黒地藏鼻川
小村川

五分樋高川五分
津ノ崎川六分
五分前原川五分
○ヂクヤ○豆折

瀬々串村

水源各○烏帽子嶽
東平ノ裾ヨリ出流、
里程ノ通銘々瀬々串海工流
入ス、

知覧郷

〔建久圖田帳〕

知覽院四十町島津御庄同寄郡

府領社九町七段正八幡宮論

公領三十町三段

下司忠答

郡司忠答〔益〕

地頭右衛門兵衛尉

41「山田氏藏書」

島津式部孫五郎入道々慶申、薩广国上野平九郎入道禪意
背下知狀、不弁農具并牛馬由事、先度被仰了、不日守彼
狀、可沙汰渡也、仍執達如件、

嘉曆四年巳三月五日

〔北條〕
修理亮判

知覽又四郎殿〔忠世〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一一五〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

42「山田氏文書」

島津大隅式部孫五郎入道々慶子息藤原諸三郎丸重言上、
薩广国谷山郡山田・上別府兩村以下地頭職安堵事、
副進

三通御教書按

右、云当知行之篇、云被支申仁之有無、可被尋注進之由、

〔和泉元祖〕

被仰〔島津三郎兵衛尉「実忠」
被仰 鯨島彦次郎入道「蓮道」之番、于今無音之上者、任傍例、為
智覽見院郡司「忠世」(①處)

預御注進、重言上如件、

嘉曆四年六月日

〔花押〕「ウラ判」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一一五一九の一号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔和泉忠氏譜中〕

匪獨実忠、探題別致鯨島彦次郎入道蓮道・知覽郡司四郎
忠世書亦如之、各皆注進遷延、六月、諸三郎丸忠〔能脱之〕上表、
復請之、

43「山田氏文書」

大隅式部孫五郎入道々慶申候當郡内山田・上別府兩村地
頭職安堵事、御使節之由承及候、於件地頭職者、以和與
之儀令治定、得分等兩方預鎮西御下知候之處、如所務管
領、子息相傳之條、存外之次第候、仍御下知并和與狀案
文進之〔①候〕、御注進此等之子細候者、為悅存候、恐々謹言、

〔嘉曆四年〕七月一日

〔谷山五郎資忠法師〕

謹上知覽殿「忠世ノコト」

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一五二〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔国史元久傳〕

康應元年己巳冬十月、知翁公使富山土佐介領知覽院水田

五町、至德三年註、有富山土佐介義勝、

44「山田氏文書」

大隅式部孫五郎入道々慶子息諸三郎丸申、薩广国谷山郡

内山田・上別府両村地頭職安堵事、去五月廿二日御教書

謹拜見①仕候畢、抑谷山五郎入道覺信捧和與狀并御下知案

文、令申子細者、仍覺信書狀謹令進上候、此條偽申候者、

日本国中神祇冥道御罰可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、

恐惶謹言、

嘉曆四郎九月廿七日 〔本ノマ、一〕 〔知覽〕 請文 平忠世 判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一五二八号文書ト同一文書ナルベシ〕

45「山田氏文書」

鳥津式部孫五郎入道々慶申、上野平九郎入道禪意背下知

狀、不弁農具牛馬事、請文〔披露畢〕、於論物者、不日可

糺渡、至罪科者、所被分召所殘之所領四分之一也、仍執達

如件、

元徳元年十二月五日

〔北条英時〕 修理亮判

知覽又四郎殿 〔忠世〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一五三八号文書ト同一文書ナルベシ〕

知覽又四郎宛元徳二年十二月十日山田氏文書略、

知覽氏高望王之裔而平族也、王第七子曰平良文、良文曾

孫曰伊佐平次良時、其子孫來分領谷山以南給黎・指宿・

穎娃・知覽・加世田・川辺等、各以其邑為氏、即其一也、

穎娃三郎忠長カ三男知覽四郎忠信ト云、

46「比志島氏文書」

内裏大番自三月一日可致勤仕薩广国地頭御家人交名事、次第不

當參分、鎧直垂、てうつかけ有へし、同、但

大隅二郎三郎

〔山田氏〕 式部孫五郎入道

周防藏人三郎 渋谷小四郎入道

渋谷新平二入道 渋谷弥二郎

矢上左エ門二郎 知覽四郎「忠世」

渋谷彦三郎入道 光富又五郎入道

指宿郡司入道 朝岳孫三郎

比志島彦太郎

建武二年二月卅日

（本文書ハ「旧記雜錄前編」一七二七号文書ト同一文書ナルベシ）

「肝付兼重譜中」

延元二年丁丑云々、先是 後醍醐帝使三條侍從泰季率名

越左近將監高家等来九州討足利黨、以授菊地（援カ）及兼重等師、

時道監公在京師、乃三月、泰季徇地薩广、立營南方、

詔賜兼重錦旗、令以麾諸軍、或為元弘二年事云々、十七日、川上又二

郎家久入道乘（道脱之）・揖宿彦次郎忠篤入道成栄等来會應之、於

是大隅助三郎忠國・谷山五郎左エ門入道隆信・鮫島彦次

郎入道蓮道・市来太郎左エ門時家入道々尊・鹿兒島郡司

矢上左エ門五郎高純・知覽院又四郎忠世・光富五郎心栄（又脱之）・

石堂彦次郎入道・秋次三位房・益山新次郎・古木三郎入

道之属、各以邑應之、兼重兵勢由之復振云々、

「川上氏元祖頼久譜中」

建武四年云々、三月二日、頼久及本田資兼進戰於塹上云

々、六日、遂攻陷之、燒夷城郭、本田資兼・莫禰政貞代

官貞国・延時法佛代官信忠・知覽院式部三郎・井手籠孫

次郎等有戰功云々、

47「島津頼久譜中」

敦賀城凶徒誅伐之間、致軍忠之由、嶋津三郎左エ門尉註「貞久ノ庶長子也」

中之旨（卷）、神妙也、可被抽賞之状如件、

建武四年五月廿七日 足利直義「朱カキ」判

知覽院式部三郎殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編」一九三七号文書ト同一文書ナルベシ）

48「嶋津頼久譜中抄」

前略、

同国阿多郡高橋松原合戰之事、

御敵鮫島彦次郎入道・伊集院助三郎・谷山五郎左エ門入

道・市来太郎左エ門入道・鹿兒島郡司・知覧院又四郎・光富又五郎入道・石堂彦次郎入道・秋次三位房・益山新次郎・古木三郎入道以下凶徒等、^(註)数千騎軍勢、以去七月廿一日寄来之間云々、下文略、

建武四年八月三日
「島津頼久」
 承了判

(本文書ハ「旧記雜録前編」一九五〇号文書ノ抄ナルベシ)

「島津国史貞久記」

建武四年丁丑云々、三月六日、金崎城陥、^{擧太}延時法佛、

※ 知覧院式部三郎・井手籠孫次郎有戦功、^{平記}註云、知覧氏

譜、周防守忠綱第三子曰大夫判官忠景、忠景之子曰豊後守忠宗、号知覧氏、忠宗孫曰式部又三郎頼忠、頼忠之孫曰久直、合而觀之、則知覧院三郎久直・島津式部三郎・知覧院式部三郎、疑是一人異称、

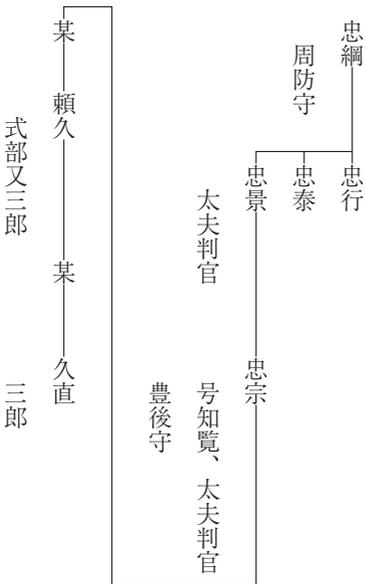
※ (頭注)

「知覧院又四郎忠世ハ南朝ニ属シ、知覧院式部三郎ハ北朝高氏方ナレハ、同時ニ同院ニ居リ、敵味方ト別レタルカ、式部三

郎ハ忠宗ノ孫頼忠ニ当レリ」

右ノ如ク見ユルニ、延元二年知覧又四郎忠世ト建武四年也、^[即延元二年]知覧院式部三郎ヲ各其姓ヲ異ニスルトキハ、同年ニ院主兩名アルニ似タリ、建武ノ式部三郎ハ忠世カ子弟ナラン、左ナクハ、同年ニ同院ニ兩人アレハ疑アリ、島津式部三郎ト知覧院式部三郎ト時ヲ同フスルヤ否ヲ札シ尚考ヘシ、假令時ヲ同フシテモ、地頭アリ、郡司モアレハ、各同時ニ居タルカ、忠宗ノ知覧ヲ領シ氏ニセシコト系左ノ如シ、他見ルコトナシ、

忠久二男



永祿元年十一月四日、飢肥新山城ヲ攻ルニ、守將知覽大和守忠幸戰死ス、久直ノ後ナルヘシ、

〔古城主由来記〕

一 知覽城

知覽四郎忠信

忠久公之時居城す、知覽家は本来平家より出る、穎娃三郎忠長か三男なり、二代次郎忠益、三代四郎忠家、四代四郎忠光、五代忠合、嘉暦の比の旧記に薩广知覽院郡司平忠世と有、中古迄ハ知覽を知行すると見得し、

〔纂考〕

建久八年薩广国圖田帳に、知覽院四十町云々と見えたり、

鹿兒島より西南方八里半餘、東喜入、南穎娃、西川辺・

※

勝目・南方、北谷山に境を接す、周廻十六里十二町十五

間半、村落六厚地村・瀬世村・郡村・長里村・西別府村・東別府村、人員一萬三千二百七

十八人、戸数三千六十四、西塩屋村・東塩屋村・松ヶ浦・門ヶ浦アリ、

※〔頭注〕

〔十五年二月十七日、西別府村ヲ分割シテ西元村・塩屋村ヲ置

ク

〔地理志〕

一文治之頃、穎娃三郎忠永四男知覽四郎忠信領之、然テ

同次郎忠益、同四郎忠永、同早次郎忠能領之〔平カ〕ト〔ママ〕

一嘉暦之頃之旧記ニ、薩州知覽院郡司平忠世知行ト有、

一道鑑公御代、大隅式部小三郎領之、

一天正十九年、佐多太郎次郎久慶去当郷移于川辺、當郷

ハ為種子島家領、其子伯耆守忠充代再賜此地、

49 指宿氏藏書

知覽美濃權守忠泰申、薩广国知覽院并河邊郡事、任亡父

忠平讓状旨、可被沙汰之由、令旨如此、早鮫島下野守相

共莅彼所、可被御沙汰ニ付下地於忠平、若有子細者、載

起請之詞、可被注進之状如件、

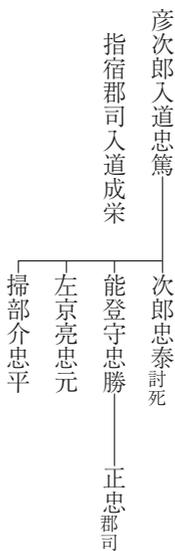
建徳元年十一月廿一日

前中納言判

指宿能登守殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二〇三号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔備考〕

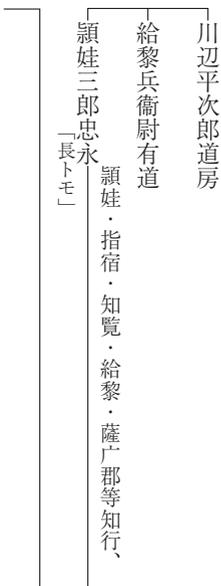


〔鮫島系圖〕

鮫島彦次郎入道蓮道元徳ノ比文書アリ、

領加世田・知覧・指宿、此鮫島系圖証、トスヘカラス、

〔古系圖〕



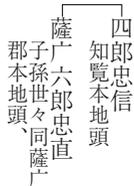
太郎忠方

頼娃本地頭

次郎忠光

指宿本地頭

太郎忠元



三郎忠行

四郎忠信

知覧本地頭

薩广六郎忠直

忠益

次郎

知覧本地頭

忠家

四郎

同本地頭

忠能

平次郎

同本地頭

忠合

〔忠合ノ子弟カ〕

忠世

又四郎 或四郎

嘉曆中、

〔忠世ノ子カ〕

忠元

〔平トモ〕

〔忠元ノ子〕
知覧美濃権守忠泰

建徳年中也、

〔雲遊雜記傳〕

佐多氏四代伯耆守親久カ時、同二十七年、八世義天公川
 辺・知覽等ヲ取テ、親久カ旧領トテ上ノ木場二十町ヲ賜
 ヘリ、此知覽今ノ郡村ニテ、官廨アル地ト云ヘリ、因テ
 同三十一年、親久佐多ヨリ知覽ニ移テ居城シ、遺墟ハ永里村ニアリトソ、
 十一代太郎次郎久慶カ時、天正十九年、台命ニテ三州遷
 易アリ、久慶ハ川辺ニ、種子島久時ハ知覽ニ文祿四年トモ是、移サ
 レ、十二代伯耆守忠充カ時、慶長十五年、復本領ヲ賜テ
 知覽ニ還リ、代々傳領云々、
 別祖三郎左エ門尉忠充光カ佐多ニ封セラレ、佐多ヲ以氏ト
 ス、文和二年、忠光ノ功ニ依リ知覽院ヲ賜ハリ、三代
 氏義ノ時、永徳元年、祢寢清平佐多城ヲ復ス、此時知
 覽ニ移ルカ、

50〔島津氏譜中〕

〔高氏〕
袖判

下 島津三郎左エ門尉

〔忠光〕
法師法名道珍

可令早領知薩广国島津庄内知覽院郡司四郎忠世跡事、
 右、為勲功賞、所宛行也者、早守先例、可致沙汰之状

如件、

文和二年五月十一日

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二四八〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

51〔伊作家譜中〕

薩广国於知覽見院、自元久方之号料所、先日知行分之水
 田式拾町事、右、為料所可有知行之状、仍如件、
 應永八年十一月十六日
伊久 久哲判

伊作大隅守殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二六八一号文書ト同一文書ナルベシ〕

52〔全〕

阿多川辺知覽見御本知行事、身大綱存申、可沙汰候、聊
 不可有等閑之儀候、為後日之状如件、

應永十年九月一日

元久判

伊作殿〔久義〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二七〇八号文書ト同一文書ナルベシ〕

53〔伊作家譜中〕

鳥津庄薩广方

一所阿多 一所日置 一所南郷

一所高橋 一所知覽院瀬々村

一所川辺郡内田部田村 一所別府半分

一所山谷郡内福本村内三十町同郡ノ内中村之事

所相計(也)、早任先例、可被領知之状如件、

應永廿四年十一月二日 沙弥存忠判(久懸)

伊作殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」九六九号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔国史〕

文和元年壬辰正月廿一日、足利直冬賜二階堂行雄薩广國

川辺郡地頭郡司職得宗・知覽院地頭郡司職鳥津式部三郎郡

穎娃郡郡司職穎娃三郎旧領、賞勲功也、

文和二年癸巳五月云々、又下文、使佐多氏ノ別祖也三郎左門尉尉法師道

珍忠光法名領知覽院郡司四郎忠世旧邑、亦賞有功也、

〔全師久傳〕

貞治五年四月云々、阿多郡觀音寺・白川村及知覽院皆為

闕所、未係官地、秋八月廿三日、定山公使二階堂隱岐守

直行權領觀音寺・白河村、使二階堂近江前司權領知覽院

名主職、註略、直行行仲之子也、

〔全光久傳〕

寛文四年云々、此年所上高辻帳、亦如慶安地圖、小笠原

長頼以為知覽郡不見古書、宜省、乃省知覽郡属喜入郡云

々、

54 〔佐多氏文書〕

薩广國鳥津庄内知覽院郡司四郎忠世跡事、早任今月十一

日御下文之旨、可沙汰佐多氏元祖、忠宗ノ三男也鳥津三郎左門入道々珍之由、

可令下知代官給之状、依仰執達如件、(交付)

文和二年五月廿二日 沙弥在判

右京權太夫殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二四八四号文書ト同一文書ナルベシ〕

鳥津氏五世貞久弟

※1

忠光

初師忠、号佐多、三郎左五門尉 山城守
賜隅州佐多領之、因以佐多為氏、○文和二年五月
十一日、尊氏卿賞忠光之軍忠、賜薩州知覽院、

※2

忠直

又四郎 左馬介 「延文四年十月十五日」日州南郷国合討死、年二十五、

氏儀

永徳元年六月、祢寝久清拔佐多城、

又四郎 備前守 豊後守 為兄忠直後嗣、應永四
年九月九日、^(廿九)渋川満頼賜氏義本領安堵状、

應永三十四年卒、

※3

親久

應永廿七年、知覽・川辺久豊ニ属ス、

上ノ木場廿町ヲ与フ、故ニ知覽ニ移ル、

又太郎 伯耆守 應安七年生、^(八九)當代移知覽、

長保二年卒、年八十四、^(緑力)

元忠

左近太夫

忠遊

又太郎 伯耆守 豊後守 寛正三年卒、當代居住
佐多城、

忠山

又太郎 太郎左五門尉 下野守

文明十一年卒、^(マ、マ)

文明十六年、日州飢肥ニ戦死、

忠和

又太郎 伯耆守

永正十八年卒、

忠成

清久 又太郎 上野介

天文十八年卒、

忠将

伯耆守

天正中迄領佐多、慶長四年卒、
(元九)

忠常

後久政、又太郎 常陸介

天正十五年、於豊後戦死、

※4

久慶

太郎次郎天正十九年、去知覽移于川辺、

慶長九年死、

忠充

忠泰 又太郎 伯耆守 従父久慶移川辺、慶長十

五年、轉川辺復旧領知覽、寛永九年卒、

※5

忠治

又太郎 丹波守

寛永九年卒、

※6

久孝

又四年(元九) 明暦二年卒、

久利

三郎兵衛 丹波 實肝付伴兵衛兼屋三男、寛文十

一年卒、

久達

市右エ門 内記 備後 豊前 備前 ○実太守光

久公五男、正徳元年、賜島津称号、享保四年卒、

久豪

初久武、内記 空

延享二年死、

久峯

太郎次郎 実太守継豊三男、明和九年死、

久邦

李 豊前 和泉 石見

兄久(徴カ)輸出繼加治木邑主後、故為父後、寛正(政)三年死、

久典

太郎次郎 李

※1 (頭注)

「文保二年三月、忠光讓ヲ受大隅国佐多ヲ領ス、文保ヨリ文和

ニ至ル三十六年」

※2 (頭注)

「觀應二年十一月八日、祢寢清成攻佐多城、遂陷之」

※3 (頭注)

「應永廿八年正月元日、親久指宿ヲ取ル、弟元忠ニ至リ指宿ヲ

領スト佐多氏ノ旧記ニ見ヘタリ」

※4 (頭注)

「国史ハ文禄四年トアリ」
「天正十九年、知覧種子島氏ノ領トナル」

※5 (頭注)

「忠充ニ至リ川辺ヲ轉本領ニ復ス」

※6 (頭注)

「国史元和三年九月ノ条ニ知覧領主佐多忠充ミユ」

「島津太郎次郎久慶譜中」

(頭注)「文禄四年ノ誤ナリ」

天正十九年辛卯、久慶去知覧而移于川辺、此時因 台命

三州之諸城主咸改替其地、故久慶亦如此、知覧者为種子

島氏之領、其後至子息忠充之代復本領、
慶長九年甲辰六月廿一日卒于川邊云々、

「舊藩史官調」

一寛文四年(本ノマ、)貞享元年、將軍家從倭名集停知覧郡隸給黎郡

為十三郡、賜御判物之目錄、正保年間所献之繪圖有知

覧郡、

「島津国史光久記」

延宝五年丁巳五月云々、知覧本佐多氏之私邑也、慈眼

公時、伯耆守忠充自河辺復知覧、

事見第三十三卷慶長十五年

既而忠充兼

知覧地頭職、以至内記久達、皆如之、久達忠充之玄孫也、

六月八日、命以久達為頭娃地頭職、而使領知覧如舊、初

忠充使其家臣六七族為公臣、號曰知覽士、故使忠充兼地頭職以管轄之、至是皆還事佐多氏、號為附衆中、以別家臣云、

※1「纂考」

知覽城 島津忠久入国の時、顯娃三郎忠良第三男四郎忠信知覽院郡司職にて、其玄孫四郎忠合に至り傳領す、元

※2 亨年間にハ平忠世知覽院郡司職と古文書に見ゆ、ざるを、
「二年ナリ」
文和年間足利高氏將軍の下文を以て島津忠宗の三男佐多

三郎左エ門忠光に軍功の賞として知覽院を宛行ふ、始め

※3 忠光鹿兒島伊敷村を領して彼地に住居し、後に大隅国佐多を領し家號を佐多と改む、第三世豊後氏義までハ佐多

に居城す、應永年中、給黎長門久俊知覽を押領し、当城に抛て守護方に叛く、同廿七年、久豊親ら是を討つ、久俊降る、因て当邑長里村を与へて馬飼所とす、かくて知覽ハ佐多氏由緒の地たるを以て氏義子伯耆親久に当邑の内上木場二十町を与へ、親久佐多より当邑に移り、子孫代々在城せり、第十一世太郎次郎久慶に至り、天正十九
※4 辛卯の年、豊太閤の命にて川辺宮村に移封せられ、当邑

を種子島左近久時に賜ふ、慶長十五年、第十二世伯耆忠充に至り旧領に復封せらる、

※1（頭注）

「忠良ハ忠永ノ誤カ、第三男ハ四男ノ誤カ」

※2（頭注）

「旧記 文和二年五月十一日、尊氏公忠光カ功ヲ賞シテ知覽院ヲ賜フ云々」

※3（頭注）

「佐多ハ文保二年ヨリ領ス、三十六年ヲ經テ、文和二年知覽院ヲ加封セラル」

※4（頭注）

「天正十九年ハ文祿四年ノ誤也」

古城趾 郡村に四ヶ所、長里村に二ヶ所あり、俱に支蹟詳ならず、

為朝陣東別府村 当村の内中洲にあり、鎮西八郎為朝陣營の趾なりといふ、由緒詳かならず、

〔地理志〕

一應永廿七年の頃、今給黎長門守久俊賴久守之、久豊公治罪之、然其賴久依請長門守并阿多飛彈守・鮫島某免許を蒙ル、上之木場ハ佐多家由緒之地たるに依て賜之、

一延宝五年巳六月十日ヨリ佐多内記賜一所之地、

〔島津久豊譜中〕

一應永廿七年庚子、發軍衆於穎娃云々略ス、

其後攻川辺與知覽、〔今給黎氏〕△〔知覽〕巳失兵術筋力亦倦、長門守者為伊集院彈正少弼賴久親戚、是以賴久有請免許

之訴、存忠曰、長門守在南方為凶徒棟梁、而廻計策逼

守護兵、及難儀者其數多矣、天運循環、今也逼于渠、

所以天之與我也、何有之也、〔手〕於是執事等曰、存忠之所

言不違義理、雖然賴久属旗下以降、南方大半廻籌策入

手裏矣、若不違今之訴訟則失眉目乎、然則後來忠否未

知何之如云々、以故長門守・阿多某應賴久之請宥之、

唯川辺一所未入手裏而已、丁此之時、大太郎殿曰、去

川辺之居城欲遁山門院焉、川辺可任大守之計、故領川

辺即入部、而後住知覽上之木場、使山田氏・鮫島氏之

住宅退去、我之為旅館、于時令佐多某・山田某守上之

木場、長門守充長里之一村、屈居佺弱之地、鮫島某移

居鹿兒島、阿多飛彈守降伏我之旗下、佐多某依有由緒

界上之木場之内二十町、知覽某界山田之内小野十八町、

是則依大寺某之計、且為山田之城衆、如斯分賦諸所之

守兵、而後到于兩津泊津、今也帰伏于我者宛如草木之

靡風也、

〔旧記〕

文明六年、佐多下野守忠山居于知覽、

〔見國史註〕

○佐多豊前系圖

○天正十九年、関白改封三州私邑、於是佐多太郎次郎久

慶自知覽徙川辺、種子島氏自種子島徙知覽、按種子島

藏人系圖、文祿四年、関白改封三州私邑、於是左近太

夫久時自種子島徙川辺、北郷〔作〕佐左工門・小松氏系圖載

関白改封私邑事、皆在文祿四年、佐多豊前系圖恐誤、

今不取、

〔全〕

一 寛文十二年子十月廿八日ヨリ佐多豊前久達地頭、其子

丹波久利地頭、正徳元卯九月、拜領島津名字、

〔佐多氏譜中〕

一文和二年五月十一日、尊氏卿賞忠光之軍忠賜薩州知覽

院、忠光初師忠、号佐多、三郎左エ門尉、康永三年四月六日卒、子孫島津奎、

〔旧記〕

一 應永二十一年甲午八月朔日、本田五郎次郎・税所助三

郎・細田某指宿城主・中納某吉田ノ從兵ニテ兄弟共ニ死、加治屋、伊集院

頼久卜知覽ニ戦テ死之、一説給黎ニテ戦死トモアリ、

〔種子島左近大夫久時傳〕

文祿四年乙未秋、三州豪家各所領之地有交替之命、依之

久時轉種子・屋久・惠良部三島、而拜領薩州知覽院、

〔國史義久傳〕

文祿四年云々、種子・惠良部・屋久三島領主種子島左近

大夫久時為知覽領主、〔國史義弘傳〕慶長四年、知覽領主種子島久時

為種子島領主云々、

〔地理志〕

上木場城

應永二十六七年之頃、伊集院長門守久俊号今給黎、伊集院頼久親戚、有當

城、南方凶徒之棟梁也、久豊公被攻之、降伏軍門、

〔地頭系圖〕

知覽

一文和二年五月十一日、尊氏卿賞佐多三郎左エ門尉忠

光軍忠賜薩州知覽、

一 佐多伯耆守親久代應安七年甲寅雙生、移知覽、長祿二年死去、

一 慶長十五年、佐多伯耆守忠充代、轉川辺賜旧領知覽、

再領此地、寛永九年十一月十二日卒、五拾四歳、

一 佐多丹波守忠治初又太郎、寛永九年正月九日卒、二十八歳、

同又四郎久孝明暦二年丙申閏四月九日卒、二十九歳、

同丹波久利 三郎兵衛実肝付伴兵衛兼屋三男也、寛文十一年二月卒、年二十六。

佐多備前久達初市右五門、内記、備後、豊前、実光久公五男也、貞享三補国老、正徳元年九月十五日、鳥津名字拜領、二十一日卒。

享保四年八月

鳥津李久豪初久武、内記 享保三補国老、延享二年五月十六日卒、

〔国史〕

延宝五年丁巳五月云々、知覧本佐多氏之私邑也、慈眼公

時、伯耆守忠充自河辺復知覧、事見第二十三卷慶長十五年既而忠充兼知

覧地頭職、以至内記久達、皆如之、久達忠充之玄孫也、

六月八日、命以久達為頼娃地頭職、而使領知覧如舊、初

忠充使其家臣六七族為公臣、號曰知覧士、故使忠充兼地

頭職以管轄之、至是皆還事佐多氏、號為附衆中、以別家

臣云、

〔名勝志〕

中宮三所大明神 下郡村に鎮坐、下郡村ハ郡村の枝なり、領主仮屋を

距ること申西方拾壹町余、知覧ハ鳥津木工久典の領分なり、祭神一坐、豊玉

又開山縁記を按するに、中宮ハ天智帝第二の皇女、開開宮の御腹なり

しといへり、また其是非を知らず、祭数度、正祭二月二日・九月九日、十一月、勸請年月詳かならず、神社考に明徳年中勸請と云々、是を知覧の惣鎮

守とす、別當寺を中宮山萬福寺持宝院といふ、開基年月

傳ハらず、開山快照法師(傳)文安二年己丑(傳)なり、月廿九日遷化

〔名勝考〕

中宮三所大明神郡村

奉祀木花開耶姫 豊玉姫 玉依姫三坐神像三坐、并女体、

〔地理纂考〕

中宮神社郡村 奉祀 豊玉姫木坐像の裏に銘ありとも分明ならず、配祀二体、

一体ハ神名詳ならず、正祭二月二日・九月九日・十一月

二日、闔郷の総鎮守とす、創建の年月詳ならず、元亨四

年古文書に、薩广国知覧院鎮守開門中宮大明神御神領云

々、平忠世とあり、又鐘銘に、奉施入薩广国知覧院中宮

三所大明神云々、至徳四丁卯十月二十六日とあり、三所云々

るに因レハ一体を闕くに似たり、

〔地理纂考〕

諏方神社永里ハシタケ 當村ハシタケ 榎立といへるにあり、鎌を神体とす、

例祭九月十八日・十一月廿八日なり、創建年月詳ならず、

〔地理纂考〕

白嶽永里村

當郷の地たるや、東面ハ海に臨ミ、後ハ重嶂

疊巒谷山郷に接す、母ヶ嶽其中に秀抜して第一の高山な

り、白嶽是に亜て高し、両嶽其名義を知らず、

〔纂考〕

麓川永里村

水源當郷の諸山より発し、合流して川辺郷小

野村へ出て、同郷永田川に會し、又萬之瀬川に會して田

布施郷の海に入る、

〔纂考〕

加治佐川永里村

水源穎娃雁俣山に發す、穎娃・知覽の境

を流れ、當郷門の浦の港に至りて海に入る、

〔纂考〕

塩屋浦東別府村

同郷麓村より南四里許なり、此浦東ハ穎娃

に界ひ、西ハ鹿籠に接す、東西に港あり、東を門之浦と

いふ、則加治佐川の海口なり、西を松ヶ浦といふ、東西

の港の間に人家数百戸簷を並へ賑へり、過半堅魚カッを釣て業とす、又鹿籠の界に港あり、長沢津カッといふ、此所も漁家多し、

〔地理纂考〕

千人首塚永里村

柴立シハタテにあり、往古戦死の首を埋めし塚なりといふ、事実詳ならず、此地時ありて悪風吹来り奇怪

ありし故に、後人柴の神と崇めしといふ、今に松の大樹

の下に神幣を建て、土人は是を祭祀す、

〔纂考〕

為朝陳東別府村

當村の内中洲ナカシマにあり、鎮西八郎為朝陳宮の

跡なりといふ、由緒詳ならず、

〔纂考〕

物産

走獸 野猪 鹿

鱗介 鮪 鰯 堅魚 此地專堅魚を釣るを業とす、故に

海濱なりといへとも他の魚ハ不獵なり、

「地理課川調帳」

単流
一東別府川

東別府村

水源鹿籠村竹ノ迫ヨリ五分流レテ知覽海工入、

全
一松ケ浦川

同村

水源○黒岩嶽ヨリ○菊永○竹迫
○松山○水無川ヲ通り、 里程五分松ケ浦海工入、

全
一中渡川

同村

水源同所ヨリ里程四分ヲ經テ中渡海工入、

幹流
一門ノ浦川

同村

水源○マキノヘ○加治佐 流合、 ○上木原○中木原_ニ至リ、 里程
○曹言戸○二川 ○仁田尾○中渡瀬 三里二分五リヲ經テ門ノ浦海工流入ス、

(中表紙)

「 祢覚の随筆

全

それ薩州喜入郷は旧と給黎と書き、薩摩國十二郡の一にして、昔し

醍醐天皇の御時左大臣忠平等勅して延長五年撰ひ成せる延喜式に出たり、また源の順か著はず和名鈔に、郷ハ一にて、これも給黎といへる事出たり、其また給黎院と呼へるの起りハ、猶それよりむかし

桓武帝ノおほん時延暦のころ、諸国の郡郷それ〳〵に山川地理のよろしきに随ひ倉院を分け建らるとき、給黎院といふ郡司の役所および御倉を建られしなるらん、そのち

後一條帝の萬壽年間、近衛基通公より六世はかりにも當れる御先祖宇治の関白頼通公の庄園に許され、島津の御莊といふ知行所の始りてより漸々盛んになりゆく時にや、彼御莊の寄り郡になれる事建久八年の薩摩國圖田帳に見

へて、およそ田四十町、その下司は忠益、郡司は小大夫兼保と載せたり、また文治のころは頼娃三郎忠永も領すと地志に書したるも亦下司ならん、按するに、忠益ハ平氏の族胤にして、川辺平次郎太夫良道か次男給黎兵衛尉有道てふもの、族人ならん、有道子有平、俊平など系記すとなん、大抵有道ハ 得佛公と同時の人なりとぞ、またかの兼保の先ハ伴族より出でて、曾祖は成房、祖ハ時房、父は守房といひ、世々皆烏津御庄和泉庄の弁濟使にて、給黎院の郡司をもつき傳へて兼保にいたる、よつて和泉小大夫と号し、その職を内舍人保忠に傳ふ、保忠ハこれを右兵衛尉保久に、保久ハこれを保俊に、保俊はこれを資保につたへたり、よつて資保も給黎三郎と号す、延慶年間の文書に見へたり、また 公室御二代道佛公第七の公子常陸介忠經といふ、その御嫡子宗長も本邑を領して給黎彦三郎と名のらへて、建長年間 宗尊親王に鎌倉御所に仕へ給ふ、大抵伴保久等と時代もならびぬれば、保久は郡司となり、宗長は 公室の地頭代欵、またハ地頭にも補せられ、各この地を領知せられしならん、山田聖栄の給黎ハ和泉の本領と謂はれしもこの保久等かこと

、おもはる、また文之和尚の 御歴代歌に給黎・町田ハ其孫子とつくれる給黎ハこの彦三郎宗長の事を謂ならん、しかあるに宗長の子孫ハいつころ失なへるにや、永正のころともハいたく衰微して、薩州家の忠興につかへ、吾さへ斯る家の来由も知らざる躰の人なりしこと 御當家由来に見得たり、左ありて、季安入来の人に聞くことあり、かの邑臣に世々給黎を家号としきたるものありけれども、世系分明ならず、殊に偽作せしこと聞へて史館より給黎氏を削られ、今ハ大瀨と改めけるよしかたれり、今ひそかにおもへは、薩州忠興の曾孫伯嗜^音守重國ハ薩州家より入来院氏の養嗣となれば、もしや出水より供してきたるもの、子孫ならハ、右の御當家由来に忠興に仕へて我さへ家ノ来由も知られぬ体といやしめらる給黎氏か子孫にも近きものにて、いよく由緒をハ失ひつ、世々名乗こせし家号をも右のごと削られたるにハあらん欵、疑へるま、ことのつゝてに申しはへりぬ、さて應永のころにも當りなん、山田聖栄のいへらく、 元久公御代、鹿兒島にとなひ末世の障にも成ればとて御退治ましく、谷山百八十町・給黎四十町・指宿四十町御料所となる、

穎娃も御退治ありて、御舎弟久豊公を御つかわし南殿と申上、是も四十町とミへたり、しかるに、應永六年正月指宿新宮の棟札に、大檀那藤原久勝并に源安則別けてハ平忠和と出る、久勝ハ蓋し御一族、源安則ハ後にいふ指宿の城柱細田氏欵、平忠和ハ指宿氏ならん、左あれハ、郡司もすでに降れるとミ得たり、同七年十二月十三日、上総介伊久入道哲より當地の半分を入来院彈正少弼重頼にあたへるは、前年の夏より總州かたと養子違變の乱などあれハ、疑ふらくハ斯く重頼に賜ふて給黎をうちとれとの謀ことに似たり、同十七年本邑下村生見の玳玉社を建立せしこと天文癸丑の棟札に見ゆれとも、先宮の檀那を略すれハ、領主の姓氏つたわらず、左ありて、伊集院彈正少弼頼久いつれの年月より掠めけるにや、同二十一年甲午の秋、義天公および老臣吉田・蒲生等と謀いへらく、指宿は味方なるに、給黎を伊集院より領するハさし置れかたしとして、公自つかから將として給黎城を攻め給ふ、頼久本より精兵をして成らしめ置けは、その危難を心つかひ、伊作・川辺南方の兵をひきいて知覽山をこゑ、松平・荒平に陣を取て後援をなす、八月朔日、

公かれかいたまだ陣の備わらざるを討んとて、総陣の兵を指揮して頼久の師とた、かわせ給ふ、本田某ハ伊作南方の兵と戦ふてこれに克ち、伊作の上原某等を始めとして斬首多し、御方にも本田五郎次郎・大隅などこゝに戦没す、とき總陣の兵ハ敗れて、一家に指宿の城柱細田某、國衆よりハ税所助三郎、吉田の手よりハ中納言兄弟、そのほか討死するもの多し、かゝりける折から、玖摩の相良より大軍を發して、公の師を救ふ、その勢何万ともなく駒返しより城近き辺まで（一本鹿兒島より駒返までともあり）充滿して御威勢猶盛んなれハ、頼久その日の軍ハ勝ちたれとも、山をこへての遠軍且聚兵なれハ、後難を恐れてその夜兵をひき、城兵をすて、退去しければ、城兵ハいよゝ危く、とても遁るミちなきにより、しきりに降りて生命を全ふせんことを乞ひぬれハ、この役に戦亡せしもの、怨も深きをもて、悉く殲して遺恨を散せられたき思召もありけれとも、公の御代はじめのことなればとて、一家老臣の説にまかせてミなく命を助けらる、よりて同六日の夜城をすて、落去りぬれハ、公つゝに給黎城をとり給ひ、下永吉二十町に庶子の給黎方

をさしおかれ、上永吉二十町をバ大寺方長野左京亮その外にも城衆中等へ宛行はれけること聖栄自記などに見へ、通計の田畝も給黎の四十町に合へるをもて考ふれハ、喜入に今上下の両村あるは、永吉を省けるの上村・下村にあらずや、公家督まし／＼て攻取給ふ城にハこの給黎城よりはじまると記されたれハ、祝ひての名なる欵、考をまつ、また庶子の給黎方とハ、頼久の叔父伊集院長門守久俊この地に居て今給黎氏を名のれるものなれハ、この長門をさすなるへし、御當家の由來てふ古書にも、今給黎とのと申すハ長州部類なり、然れハ以前の給黎には各別なりと見得たり、かくていまだ幾ばくあらず、同二十四年九月ころ、鹿兒島の兵ども頼久かたより川辺松尾城に圍まれ、いと危急なりと聞せられ、公師をひきいて救ひ給へれど、公の師敗績して、城兵いよく／＼旦夕にせまれるをあわれミ給ひ、無念ながらも谷山・給黎の両城を頼久かたに去渡して、城中を助けてとも／＼に引て師を班し給ふ、左ありて、また公老臣等と謀り、右の両城に押よせ谷山・給黎を攻めかこミ、いまた二旬も踰すして両城ともに攻とりて耻を雪かせ給ふ、それよ

り康正二年九月、下村野元観音堂の棟札に、信心施主光金敬白清範など見ゆ、たれにや、他ハ三四十年の間左まで見おぼへす、長祿三年、蒲生刑部少輔宣清を蒲生より給黎にうつされ、文明六年八月行脚雜録にも給黎に蒲生と見へ、また今給黎ハそのころハ川内の高城に居れるとあれハ、遷易れるとミへたり、左ありて、宣清も三十七年こゝに居て、明應四年、本との蒲生にうつされ、其あとをバ大岳公の御七男島津若狭守忠弘(法名明巖英聰居士)圓室公より拜領して、旧麓の城に居給へり、その御舎弟撰津介篤久(一名頼久)ハ指宿を拜領し彼城に居城し、後兄忠弘の嗣となりて両邑を併せ、兄の嫡子撰津介忠譽に両邑をゆつりて、篤久ハ隱居し清隱と号す、法名芳巖道譽大居(上脱カ)、大永のころ忠譽給黎城にうつれり、法名空山長善居士、長善寺の開基この人ならん、その子撰津介忠俊、法名義運源忠庵主、その妻樺山氏、法名遠黛妙久大姉、墓松泉寺にあり、今の傑心寺なり、その子撰津介季久、法名昌圓(季久庵主カ)、その子忠續まで代々居城にて、文祿中去世邑を鹿籠に移さるといへり、はしめ封せられし明應四年より文祿四年まで百有一年、大永より七十余

年の在城、

朱書ニテ書込

文永四年十二月三日 道佛公御讓狀に、大炊助長久の分へきいれるんとあり、いすゐん・穎娃の郡・泉の庄・

満家のゐんもその中なり、每一期(母カ)の後満家ハ知行すへし云々、

給黎郡

喜入

一文治之頃、穎娃三郎忠永領之、但有道弟也、

一忠久公御代、給黎兵衛尉有道(河邊平次郎大夫平良道男 道房弟也)領之、(有脱カ)子(平俊平 承有)

一久經公御代、御舍弟常陸介忠經嫡子宗長被領之、

一應永之比、伊集院彈正少輔頼久領之、

一天正之頃、喜入式部太輔領之、

一給黎城 伊集院頼久守之、依不随公命、應永廿一年、

久豊公被攻之、頼久伊作・川邊之加勢を受、八月朔日、

知覧山を越松平・荒平ニ着陣して後攻成す、太守自被

向頼久、又本田某を將として南方之敵に差向給ふ、本

田勝利を得、公之軍敗る、然而頼久城ニ入、時球(より脱カ)广よ

り加勢有而、御方駒返し城邊(より脱カ)充満す、頼久同六日之

夜城を拂而退去ス、下永吉を和泉之庶子、上永吉を太

守長野左京に預給ふ、

一應永七年庚戌十二月十三日、島津上総介伊久入道久哲

主(辰)以當地半賜入來院彈正少弼重頼、六世 なり、

一文祿四年乙未、肝付三郎五郎兼三(彈正忠兼盛之後嗣也、実い十院忠棟入道三男也、轉)

於加治木・溝邊・三臺堂賜地、何十月廿六日、去加治

木而移此地矣、從是為不易之悉地、

一、萬治二年己亥六月、轉眞幸吉田之内正明寺移於此地、

一、文祿元年七月、細川兵部太輔藤孝入道幽齋奉殿命下向

當國、梅北已下之逆徒征伐、其後國中改旋、神社佛閣

領被進寄破勘落、其節指宿郷二通り被指土穀、此時當

郷之内瀬々串村二而被詠吟候發句、と云々、在上村、せま

くしと唱ハ冬田の雀かな、

喜入郡 天正年間佐多伯嗜守領ス、
同喜入式部太輔領ス、

知覽 ○浦二門之浦 松ヶ浦

一文治之頃、顯娃三郎忠永男知覽四郎忠信領之、然而同

次郎忠益、同四郎忠永、同早次郎忠能領と系譜二見得

たり、

一嘉曆之頃之旧記ニ、薩州知覽院郡司平忠世知行と有、

一道鑑公御代、大隅式部小三郎領之、

一天正十九年、佐多太郎次郎久慶去當郷移于邊、當郷者

為種子島家領、其子伯嗜守忠充代再賜此地、

一知覽城 應永廿七年之頃、今給黎長門守久俊入族守之、

久豊公治罰之、然其頼久依請長門守并阿多飛驒守・鮫

島某免許を蒙ル、上之木場ハ佐多家由緒之地たるによ

つて賜之、

一建宝五年己六月十日より佐多内記賜一所之地、

一寛文十二年子十月廿八日より佐多豊前守久達地頭、其

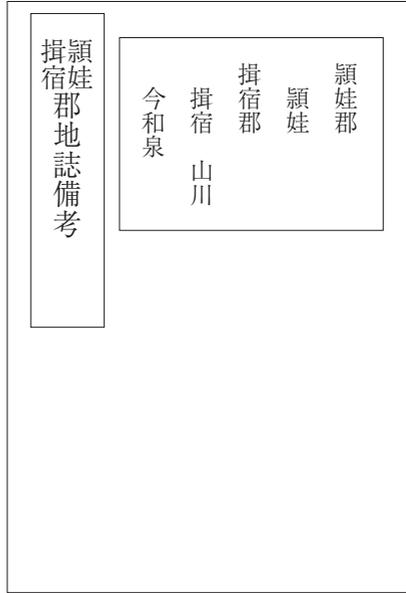
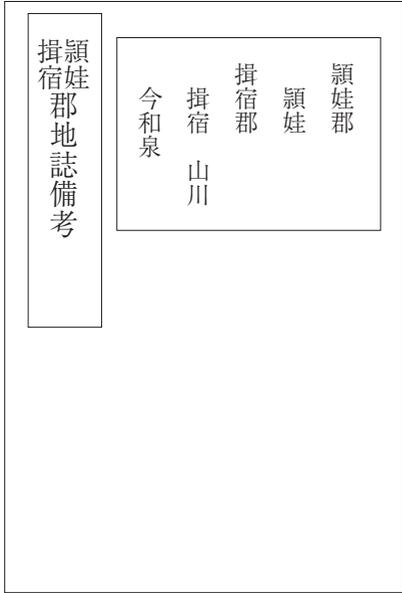
子丹波久利地頭、正徳元卯九月、拜領島津名字、

一上木場城 應永廿六七年之頃、伊集院長門守久俊号今
給黎、

久親戚、有當城、南方凶徒之棟梁也、久豊公被攻之、降

伏軍門、

穎娃・揖宿郡地誌備考



- (中表紙)
- 穎娃郡 穎娃
 - 揖宿郡 揖宿
 - 山川 今和泉
- 穎娃二郡地誌備考
- 穎娃郡 合九村 戸長八人
 - 一上別府村 一御領村 一牧之内村
 - 一別府村 一郡村 一十町村
 - 一仙田村 一大山村 一岡兒ヶ水村
 - 揖宿郡 合十一村 戸長七人
 - 一福元村 一成川村 一西方村
 - 一東方村 一十町村 一十二町村
 - 一岩元村 一小牧村 一新西方村
 - 一池田村 一利永村

薩摩國

穎娃郡管轄沿革

古時、伊佐平次良道ノ第三子忠永本郡ヲ領シ、穎娃ヲ氏トス、守護島津忠久ノ時、在廳種明本郡ノ郡司タリ、忠永ノ孫忠康本郡ノ下司タリ、文和元年、足利直冬ニ階堂行雄ヲシテ本郡ノ郡司ト為ス、明徳中、島津元久忠康ノ裔孫穎娃憲純ヲ撃チ、弟久豊ヲシテ之ニ居ラシム、久豊本郡ニ居ル十七年餘日州穆佐ニ遷ル、後穎娃氏ノ支族小牧某之ニ居ル、(応永脱カ)二十七年、小牧氏ノ裔孫某島津氏ニ叛ス、久豊之ヲ撃チ、本郡及ヒ揖宿郡ヲ肝屬兼政ニ與フ、兼政(ヲ脱カ)氏穎娃ト改ム、兼郷、兼心、兼洪、兼堅、兼有、久虎、久音相承ク、天正十六年、島津義久久音ヲ谿山郡山田村ニ遷シ、慶長二年、島津義弘久音ニ舊領ノ本郡ヲ與フ、五年三月、義弘伊集院忠眞ニ本郡ノ内壹萬石ヲ與フ、十月、義弘忠眞ヲ帖佐ニ移シ、其領邑ヲ収ム、延享元年、島津繼豊揖宿郡小牧村・岩本村・西方村及ヒ本郡池田村・仙田村ノ半部ヲ今和泉郷ト為シ、其弟忠郷ニ與フ、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

別府村管轄沿革

(「穎娃郡管轄沿革」ト同文ニツキ省略ス)

郷莊

別府村・上別府村・御領村・牧ノ内村・郡村・十町村・仙田村ノ七村ハ穎娃郷ニ屬シ、大山村・岡兒ケ水村ノ二村ハ山川郷ニ屬ス、

穎娃郡

「地理纂考」

東揖宿郡、西北川邊郡に接し、南ハ海に對す、郡内穎娃の一郷を置く、サツマノヒメ續紀に、薩末比賣、久賣、クメ衣評督衣君とある是なり、評ハ朝鮮字にて、古又和名鈔に穎娃郡開闢ノ号に遺りてさる郷名なし、和名鈔に穎娃ハ江乃とあるを、古事記傳に曰、穎娃字ハ紀伊の伊の字などの例にて、エの音の韻を添へたるのミなり、和名鈔に江(江)の字とある乃の字ハ削るへしといへるハさる事なり、又曰、国人ハエイ

黎等の本地頭とあり、其子太郎忠高、其子忠次、従夫い

か様成事にや、他家の人より頼娃郡を令知行と見ゆ、此

頼娃地頭平次郎といふハ無子故、益山太郎兼純子忠隆か躰養子となり頼娃を領すと旧記ニあり、

一同 頼娃次郎マ左衛門尉マ久純

(久) 應永の比令居城也、実ハ肝付河内守兼元次弟也、

太守元久公御舍弟修理亮久豊公頼娃を知行す、南殿と申

其根本ハ、上古より(持来脱カ)藤原氏之末葉頼娃太郎憲純と云人元

久公御退治被成、御舍弟久豊を城主に定給ふ、然るに久

豊公日州穆佐の城を移し給ふ、(にカ)其跡を肝付の二男兼政に

被下、夫より号頼娃、子孫代々繁昌す、

〔諸家大概記〕

頼娃氏ハ逆心故、應永之比久豊公御攻取、頼娃之一族小

牧に被下候得共、是も逆意故又々御攻取、久豊公御二男

之内頼娃を御領被成候、故南殿と唱申候、其後久豊公穆

佐之城代に御移之時、肝付河内守兼元二男美作守兼政に

頼娃を被下、頼娃与号候、其時久豊公より藤原姓を被下、

御家三男之御取持に可被成との事候得共、如元伴家ニ而

罷在、其子孫頼娃・山川・指宿を領候云々、

〔国史貞久傳〕

文和元年壬辰正月廿一日、足利直冬賜二階堂行雄薩摩國

河邊郡地頭郡司職得宗・知覽院地頭郡司職島津式部三郎郡

頼娃郡々司職頼娃三、郎旧領、賞功勳也、扱二階堂家藏文書云々、

〔建久圖田牒〕

頼娃郡五十七町内島津同御庄寄郡

府領社二十三町正八幡宮論 下司頼娃次郎忠康

公領三十四町内七段 本郡司在廳種明

地頭右衛門兵衛尉

〔頼娃郷名勝志調〕

十町村 古來宮十町村卜唱フ、開聞宮ノ左右十町方一村

ナリ、

宝永中、仙田村ノ内入野・物袋・山崎・脇浦ヲ属シ、

十町村卜改、

枚聞社撞鐘銘ニ、永仁五年三月八日、當郡領主左衛門尉
憲純トアリ、

全社鰐口銘文、享徳二年酉十二月吉日、藤原秀純トアリ、

又全東宮鰐口銘文、永享九年乙巳十二月十三日、當領主
伴貴重、願主上野秀行トアリ、

開聞宮繪圖一幅、永仁年中穎娃左衛門尉憲純ノ寄進ト傳
フ、古繪圖記文曰、此繪圖者奉安置神宮寺處也、此圖寫
置事、純友末孫左衛門尉憲純當郡領主也、仍經數年後明
徳二年、穎娃政純崩落之時、別當取之奉島津総州、河邊
高城而焼失有、箱焼而内無煩、奇特殊勝迥奉本山納、其
後應永第六天、時座主明賢房取之、同廿五年、舜請阿闍
梨大分料足遣而後縁起請取、當社再令為置處也、於向後
者世上乱、當住代不出社内、且為神、且為家、不可背此
旨者欵、縱雖他人手執、急々可被返進也、為末代如是記
置處也、

右一通古繪圖書記也、

仙田村ノ内上野・利永・尾下ノ三方限ヲ今和泉ニ属ス、
延享元年ナリ、

〔國史繼豊傳〕

〔寛保三年癸亥〕、上文略、割揖宿郷之小牧村・岩本村・

西方村、穎娃郷之池田村・仙田村凡五村、集成一邑、合
三千五百六十二石、稱今和泉、於是三次郎生三年矣、

穎娃郷

〔纂考〕

鹿兒島縣廳を距る事南十二里余、周廻十六里二十三町五
十一間、東山川・今和泉の二郷に界ひ、北給黎、西知覽
に接し、南方海に對す、郷内村落六、仙田村・十丁村・郡村・牧、
之内村・御領村・別府村
人員一万五千六百七十六人、戸數三千七百五十六、

〔地理志〕

一平治之頃、穎娃三郎平忠長、川邊平次郎平常房弟也、
二弟、平次郎良道男同太郎
忠方、同孫子弥次郎忠澄三代之間領之、○道鑑公御代、

顯娃次郎左衛門殿藤原久純〔附カ〕益山太郎兼純子孫ナリ、領之、○應永之頃、顯娃美作守兼政〔肝付河内守伴兼元二男ナリ、山城、子孫傳領之、〔山川指宿マテ〕久

公ヨリ拜領ナリ、○太守元久公顯娃太郎憲純御治討有之、當地ヲ〔南殿ト旧記ニミユル〕

御舍弟久豊公エ御拜領ニテ被領之、南領ト奉称候、其〔肝付左馬頭真政ニ賜ハルトアリ〕

後公日州穆佐院ニ被為移候、後兼政ニ賜ハル、○應永〔小牧氏ニ賜ハ是ヨリ前ニアルヘシ、是歳邑ヲ以テ叛ク、久豊之ヲ擊〕

廿七年、久豊公攻取之、顯娃一族小牧氏ニ賜之、其後〔左馬頭兼政〕

依有逆心被攻亡之候、肝付家二男ニ當所及指宿・山川〔左馬頭兼政〕

ヲ給知行ス、

一 自兼政八世領此地、至八代弥三郎久音、依伊集院幸侃

之讒訴、義久公ヨリ顯娃・山川・指宿三ヶ所被召放、

天正十六年戊子十一月、久春六歳之時、〔弥三郎久音ノ事〕谷山之内山田

エ三十町之采地ヲ賜フ、文祿二年癸巳、賜伊集院之内

西保領之候、

枚聞社鐘銘ニ、永仁五年當郡領主左衛門尉憲純トア

リ、

顯娃郷名勝志調ニ、上古純友ノ末葉顯娃領主顯娃

左エ門尉憲純仙田村居城ノ時、島津元久ノ命ヲ背

キ退治シ、舍弟久豊居城スル十七年ト云ヘリ、右

ノ如クミユルニ、憲純ハ永仁中ノ人ニテ、島津元

久ト時ヲ同フセス、然レハ太郎憲純ナル者元久ト

時ヲ同フスルカ、左衛門尉憲純ニ當ラス、考ヲ俟

ツ、

文明六年比兼政領スルカタアリ、旧記ニ文明六

年顯娃又九郎居于顯娃トアリ、兼政ノ初名カ、

糺スヘシ、

伴姓顯娃氏

兼政

号顯娃、美作守○久豊公御養子タリ、肝付河内守兼元二男二
郎三郎兼政ヲ御所望ニテ、島津三男之御契約、藤原氏忠重ト
幕之紋十文字云々、○顯娃・山川・指宿ヲ拜領、

兼辰

号河北、又太郎 圖書助 五代孫肝付伴九郎兼清

兼郷

二郎三郎 母串良院主平田重宗女

兼延

六郎八郎 左衛門尉 佐渡守 七代孫顯娃長兵衛兼常
文明八年三月五日、顯娃城主兼心・根占城主祿寝重清・高山
城主肝付兼忠・給黎城主蒲生宣清等兵ヲ合セテ島津越後守
初九郎久繼ヲ攻メ、同廿三日、遂ニ指宿城ヲ陥ス、顯娃譜ニ
右エ門尉

兼心 出タリ、

又八郎 兵部少輔 山城守 入道
天文元年壬辰十一月廿七日卒、年七十九、

兼景 又九郎 兵庫助 佐渡守

兼洪

大永五年、指宿石見守重直カ守レル指宿城ヲ兼洪攻取ル、島津頼久モ戦死ナラントアリ、

小四郎 左京亮 周防介 山城守

實父肝付河内守兼久、三男、○天文四年乙未九月廿七日、指宿之城ヲ取、○天文七年正月廿八日卒、年三十三、

兼友

小四郎 兵部少輔

天文十七年十二月廿五日卒、年二十、

忠兼

太守忠昌公之三男也、兼友為猶子、

兼堅

九郎 左馬介 常陸介 山城守

女子二人

弘治三年正月十五日、貴久公使左馬頭穎娃・指宿・山川ヲ領セシム、

兼久

六代之孫四郎兵衛兼房

兼有

九郎 母樺山美濃守信久女

元龜元年庚午七月十八日、為穎娃新左エ門兼豊開開社頭被殺、

※1

兼次

助七 祖父之假名樺山名乘、此子孫樺山孝右エ門、

久虎

金福 小四郎 左馬介

舍兄兼有器量依不勝云々、使久虎為家督為後嗣云々、天正十五年死、

女子三人

女子

長左エ門尉久政室

久音

袈裟壽 弥三郎

久音出生之以前、伊集院右エ門太夫忠棟入道之子千壽丸父久虎猶子契約有、後久音誕生、依之千壽變、且亦忠棟門葉阿多源太・平野新左エ門竜伯公依上意自上方穎娃州為切服、其恨太守工讒訴、穎娃・指宿・山川三ヶ所被召放、天正十六年戊子十一月、久音六歳之時、谷山之内山田三十町采地賜、文祿二年癸巳、賜伊集院之内西侯領之、○慶長二年、本領穎娃被返下、慶長三年戊戌十月八日、於高麗病死、年十六、

女子

※1(頭注)

〔旧記ニ穎娃・指宿ノ高老万五千百十九石トアリ〕

久秀

弥一郎 實島津薩戸守義虎五男、久秀去當家、嗣入來院家云々、